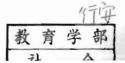


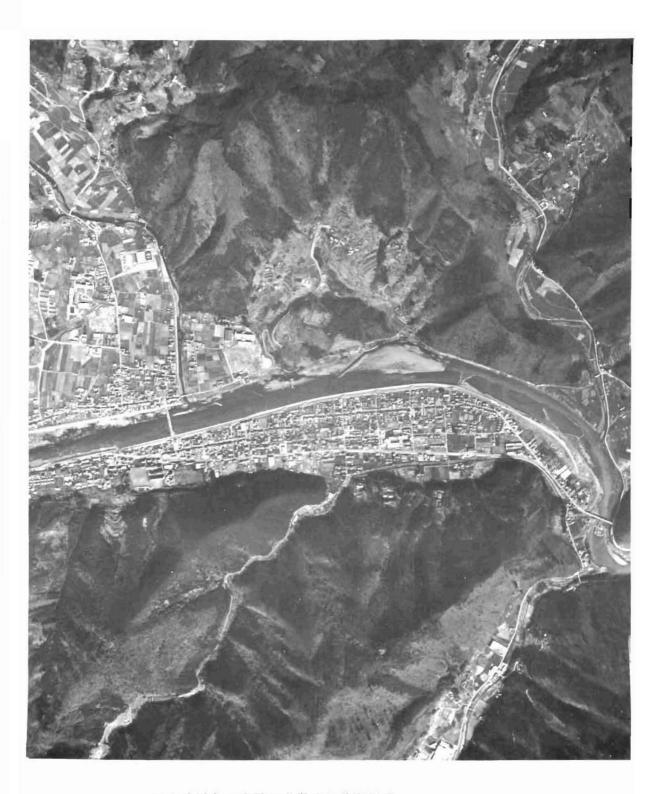
成羽町の歴史と現在

——岡山県成羽町——

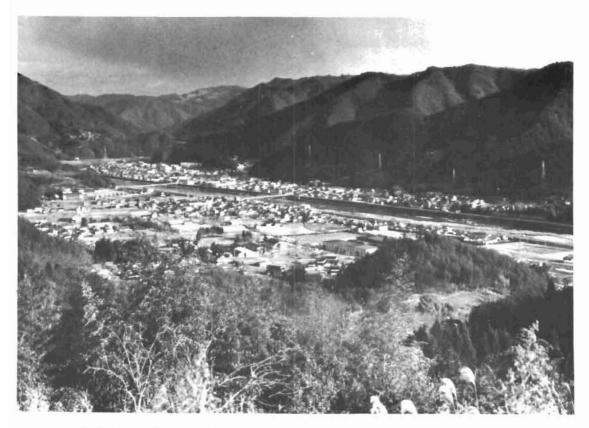


岡山大学教育学部社会科教室内地域研究会





岡山県川上郡成羽町市街地の航空写真



成羽町の町筋の一部





上 吉備高原上の集落 左 吉備高原を刻む島木川

はしがき

岡山大学教育学部社会科教室地域研究会では,具内市町村の方々のご好評とご支援とに支えられて,地域研究誌の出版を続けてまいりました。今回,その第24集として,「成羽町の歴史と現在 —— 岡山県成羽町 —— 」を刊行いたします。

昭和54年7月,岡山大学教育学部教官8名の指導のもとに、学生45名が成羽町におもむき、 成羽中学校寄宿舎成友寮に合宿して、町内を精力的にまわり、総合的に調査を行いました。その成 果がようやく実を結びました。

「地域研究」と呼んでいるこの調査は、将来教師となる学生に対する教育の一環として行われているもので、地域の地理・歴史・産業・経済・社会・教育等を実地に調査することによって、その調査研究の方法を習得させようという目的をもつ、特色あるプログラムです。同時に、その研究成果を刊行して、地元の方々の郷土理解のために、また、地域発展計画のための資料として、お役に立ちたいという願いを持っております。聞くところによると、成羽町では将来、町史もしくは町誌の計画もあるやにうかがっていますが、その編集に多少とも参考になるならば幸です。

成羽町は、岡山県の西部、吉備高原の山なみのなかに位置し、ひょうたん型で面積82 kmの地域に、2,000世帯7,000人を越す人口を擁する町です。吉備高原を深く掘り込んで成羽川が東西に貫流し、わずかに開けた谷底平野に中心集落の下原の町並があります。集落は、成羽川およびその支流の狭い谷底平野にばかりでなく、海抜高度400-500mでなだらかにうち続く吉備高原上にも散在しています。

この地域に人類が住みついたのは、いつのことか、はっきりしませんが、成羽町にも幾多の歴史が刻みつけられています。由緒ある町です。縄文後期の遺跡が残っています。吹屋の銅山は大同年間に開かれたといわれています。重要伝統的建造物群保存地区に指定されている吹屋の家並みは、繁栄を誇った銅山の町、弁柄の町の名残りです。城下町としての成羽は、文治年間、地頭職河村四郎秀清の鶴首城築城にはじまるといわれています。陣屋町としてのたたずまいを残す下原の町並みは、近世山崎氏の支配を物語り、また東城往来や新見往来の交通の要所、高瀬舟の舟着きの町としての繁栄をしのばせます。

古くからの繁栄は、由緒ある伝統文化を今に伝えています。「備中神楽」や「渡り拍子」などの 民俗芸能や、夏の夜空を彩る風物詩「愛宕大花火」などがその代表です。文化を貴ぶ気風は新しい 時代にも受け継がれています。児島虎次郎の遺作を中心とした美術館や世界的に知られた成羽の化 石、オリエントの遺物、中国・韓国の陶磁器などを集めた博物館など文化の香り高い施設をいち早 く設けました。 はなやかな現代産業のスポットライトから見ると、この町はほど遠い位置にあります。人口は流出し、過疎化の波をかぶりました。一方、過疎地域振興計画が策定され、工場もいくつか誘致されました。日本を大きく変えた産業構造変革の波は、農業中心のこの地域をも徐々に変えています。しかし、昔ながらの美しい自然とのどかなたたずまいを今なお残す町です。

総合的な「地域研究」として取り上げなければならない項目は多岐にわたります。しかし、8人の指導教官で、すべてを覆うことは不可能です。重要と思われることでも、触れることが出来なかったものが多くあります。取り上げた項目でも、内容に精疎ができたことは否めません。また、調査に当ったのは、調査経験に乏しい三年次の学生で、その調査技術は未熟です。文章も整っていません。読みかえすと忸怩たる思いがあります。とはいえ、精一杯の努力の結晶です。至らざるところはご海容願うのみです。当時の学生はすでに卒業し、大部分はそれぞれの地域で教壇に立っています。成羽町での経験がきっと教育に生かされていることでしょう。

この地域研究誌をまとめることができたのは、成羽町の方々の暖かいご支援・ご協力があったからです。町長秋岡博氏はじめ、町民の方々に深く感謝いたします。私どもの調査の受入れに当って、中心になって労して下さったのは教育長藤井知夫氏と教育委員会事務局の方々です。5日間にわたる調査の宿泊所として成羽中学校寄宿舎成友寮を提供していただきました。中学校長福本史郎氏、舎監中田礼樹氏にお世話をいただきました。また、心のこもった食事を作って下さったのは、調理主任柳井富美江さんはじめ小川シゲ子さん・小野田和子さんです。ありがとうございました。お世話になった方々は数知れず、お名前を一々あげることはできません。皆様に心からお礼を申上げます。

昭和59年1月

岡山大学教育学部社会科教室内

地域研究会

「成羽町の歴史と現在」 刊行にあたって

成羽町長 秋 岡 博

この度、岡山大学教育学部の先生方と学生の皆さん方の意慾的な研究調査によって、「成羽町の歴史と現在」が刊行される運びとなりましたことは、わが成羽町民にとりまして、まことに喜ばしい限りであります。流汗淋漓の中で、長期間の研究調査に当られましたで労苦に対し衷心より敬意を表するものであります。

わが成羽町は、歴史的にも非常に古く、特異な姿をもって歴史を刻んで参りました。そし部分 的な研究調査は先人達によってかなり進んでおりますが、このような総合的な観点からまとめら れたものはなかったのであります。この書をひもとくことによって成羽町民は勿論、町外の方々 が、わが成羽町を一層深く知って頂くことを念願する次第であります。

最後に、刊行に至りますまでの岡山大学教育学部の先生方と学生の皆さんの汗と貴重な著作に対し重ねて敬意を表します。 (59·1·5)

地域研究誌「成羽町の歴史と現在」 の発刊を祝す

成羽町教育委員会 教育長 藤 井 知 夫

岡山大学教育学部におかれましては、岡山県内の各地域を年次的計画的に調査研究され、既に 発行されました冊数も多いと聞いております。これは、今後教壇に立つ学生に対して地域研究へ の取り組み方、調査研究のあり方、領域のとらえ方、図書発行の段取等々を学生達に実地に足を 踏み込んで体を通して調査研究に当らせるという大きな目的をもって進められております。

この度、当成羽町が教育学部の8名の教官各位と、45名の学生の皆さんによって、地域研究の対象として取り上げられ、学術的にも価値の高い「成羽町の歴史と現在」が刊行されることになり、衷心より祝意を表しますとともに、その間のご労苦を心からおねぎらい申し上げます。かなりの日数にわたるご調査の期間何等お手助けも出来ませんでしたことをお詫び申し上げます。

教育委員会と致しましても、かねてより成羽の独特な歴史や住民の「生きざま」の研究の必要性を痛感致しておりますが、学問的研究には多額の経費、多くの時間、多くの人を得なければ容易にできないことであり、今日まで思うように進捗していないのが実情であります。従って、わが成羽町の歴史・文化・政治・経済・自然環境・宗教・教育・交通等々非常に多くの領域にわたり総合的関連的に深く調査研究がなされましたことは、将来、「成羽史」発刊への貴重な資料となるものと確信しております。

今後,成羽町民は勿論町外の心ある方々が本書を座右に置いて頂き,成羽町を色々な角度から 一層深く知っていただきますよう念願するものであります。

てこに、この度の地域調査の研究に当られました教官各位ならびに教育学部学生の皆さん方による素晴らしい研究誌の刊行に対し心より祝意を表するものであります。(59·1·6)

調査参加者

参加指導教官

Ξ 浦 道三郎 高 重 進 行 茂 安 田 中 史 郎 内 峰 行 中 野 栄 夫 山 平 田 公 夫 橋 郎 高 達

参加学生

武 三千代 弘 志 藤 原 子 本 111 野 玲 片 子 世津子 辺 千加子 岡 和 前 田 渡 松 典 子 理 守 敦 子 平 田 路 優 時 佐代子 子 水 敏美 草 信 Π 添 玲 田 美代子 \equiv 松 恵理子 根 奥 田 浩 岡 Ш 信 子 満 子 尾 上 泰 彦 藤 原 1 幡 片 子 玲 子 岩 崎 吏英子 岡 秀 吉 田 美 山 Ш 津代子 平 秀 典 笹 井 和 島 11 孝 子 片 博美 谷 藤 泰 臣 合 Ш 己 博文 横 克 安 徹 上 原 Щ 達 原 尚 幸 斎 藤 幸 久 世 藤 Œ 登 地 子 雅 代 福 本 寿美子 中 井 智 前 田 花 田 雅 子 中 司 裕 子 富 永 明 子 子 朝 田 京 森 君 惠 内 田 博 雄 武 狩 谷 瑞 村 さかえ 恵 沢 田 美 雪 田 (執筆順)

10 PLANE

は	U	が	3
10	\cup	14	C

Гя	艾羽	御の	歴史と現在」刊行にあたって 成羽町長 秋 岡	博
地	或研	f究誌	「成羽町の歴史と現在」の発刊を祝す 成羽町教育長 藤 井 知	夫
第	1	章	自 然 環 境	1
		1	成羽町の概観	1
			(1) 地形・地質の概況 (2) 高原の気候と谷間の気候 (3) 高原の土地利用	
			とくらし	
		2	カルスト地形	7
		3	河谷地形	9
			(1) 成羽川の河谷地形 (2) 成羽川の河岸段丘 (3) 成羽川の谷底平野	
			(4) 支流の河谷地形	
		4	山 砂 利 層	1 9
			(1) 吉備高原上の山砂利層 (2) 成羽町域の山砂利の分布 (3) 成羽町域の	
			山砂利の性格	
第	2	章	Д п	2 5
		1	人 口 構 成	2 5
			(1) 人口・世帯数の推移 (2) 年齢別人口構成の推移と比較 (3) 産業別人	
			口構成の推移	
		2	人 口 異 動	46
			(1) 自然動態 (2) 社会動態	
		3	中心地集落吹屋の盛衰	6 7
第	3	章	原始・古代・中世の成羽町	7 7
		1	原始・ 古代	7 7
			(1) 前史 (2) 縄文時代 (3) 弥生時代 (4) 古墳時代 (5) 古代の成羽	
		2	中 世	8 1
			(1) 鶴首城主河村秀清 (2) 高盛城主佐々木信綱 (3) 戦国武将三村氏	

弟	4	草	近世の成羽町 89
		1	領主の系譜と支配 89
			(1) 小堀氏 (2) 前期山崎氏 (3) 水谷氏 (4) 米倉氏・小川氏
			(5) 後期山崎氏
		2	地方支配の構造 96
			(1) 山崎氏の支配機構 (2) 山崎家中御定書について
		3	農 民 の 生 活
			(1) 検地と免状を中心に (2) 人馬帳・御定書から
		4	吉 岡 銅 山 124
			(1) 吉岡銅山の歴史 (2) 吉岡銅山稼方の変遷 (3) 鉄穴稼と十二ヶ郷用水
第	5	章	近代地方自治の成立と展開129
		1	行政の沿革と区域の変遷129
			(1) 廃藩置県 (2) 大区小区制の施行 (3) 郡区町村編制法の施行
			(4) 町村制 (5) 成羽町の成立
		2	合併と町政の展望137
			(1) 第一次合併 成羽町と中村の合併
			(2) 第二次合併 成羽町と吹屋町の合併
			(3) 新生成羽町町政の展望
		3	財政の展開150
			(1) 町村制当初から日清戦争後の財政 (2) 日露戦争とその後の財政
			(3) 第一次世界大戦とその後の財政 (4) 不況の慢性化から世界恐慌時の
			財政 (5) 日中戦争から第二次世界大戦末までの財政 (6) 戦後の財政
			(7) 合併後から現在までの町財政
第	6	章	交 通
		1	成羽川と高瀬舟167
			(1) 高瀬舟の歴史 (2) 運搬物資 (3) 古老の話 (4) 高瀬舟の衰退
		2	近代の交通169
			(1) 交通路 (2) 交通手帳の発達
		3	現 代 の 交 通

(1) その現況 (2) 山村振興計画と交通施策 (3) 過疎地域振興 計画と交通施策

第	7	章	経 済 構 造	187
		1	農業生産力の発展と農民層の分解	187
			(1) 大正・昭和初期の農業 (2) 戦後の農業の起点としての農民改革	
		2	戦後における農業の動き	219
			(1) 土地利用の変化と農地転用 (2) 土地所有権の移動と農業経営の	
			変化 (3) 農業労働力の変化と兼業化 (4) 戦後の農業生産力の発	
			展	
		3	特殊作物と畜産の動き	237
			(1) 特殊作物の動向 (2) 畜産の動き	
		4	林 業 の 現 況	247
			(1) 現況 (2) 備中地域森林計画区 (3) 林家 (4) 林産物	
			(5) 森林組合	
		5	農 業 団 体	254
			(1) 成羽町農業協同組合 (2) 生産者団体	
		6	鉱 工 業	262
			(1) 吹屋銅山と弁柄生産 (2) 工業	
		7	商業	299
			(1) 商業の推移と現況 (2) 成羽町とその商圏(小売市場領域)	
第	8	章	宗 教 と 民 俗	3 4 9
		1	社 寺	3 4 9
			(1) 神社 (2) 仏閣 (3) 銅山との関係	
		2	民俗と年中行事	3 6 2
			(1) 正月の行事 (2) 春から夏の行事 (3) 盆の行事	
			(4) 秋から冬の行事	
		3	冠 婚 葬 祭	3 6 6
			(1) 冠事 (2) 婚事 (3) 葬事 (4) 祭事	

第 9 章	備 中 神 楽	373
1	備中神楽の成立と内容	373
	(1) 神楽の発生 (2) 西林国橋と神代神楽 (3) 備中神楽の内容	
2	備中神楽の特色と課題	380
	(1) 特色 (2) 今後の課題	
第10章	教 育	385
1	学 校 教 育	3 8 5
	(1) 藩校と寺小屋 (2) 学校教育の沿革 (3) 成羽町における教育	
	の現状	
2	社 会 教 育	417
	(1) 現代社会教育の沿革 (2) 公民館活動 (3) 長寿クラブ	
	(4) 婦人会 (5) 青年団	

,

第 1 章 自 然 環 境

1 成羽町の概観

(1) 地形・地質の概況

成羽へ往く道は、高梁川沿いの国道 1 8 0 号線を高架市街地に南から入る手前で分れて、落合橋を渡る。そこからは、成羽川の谷を西へさかのぼる。国道 3 1 3 号線である。成羽川の谷底低地は次第に狭くなり、両側の谷壁が迫ってくる。成羽川に南から日名川が合流する手前で、国道はゆるくカーブレ、成羽橋にさしかかる。ここからが成羽町である。落合橋から約 5 km。

成羽橋を渡ると、ふたたび谷底低地が開けはじめ、成羽の市街地に入る。

成羽の町並みは、土かべの家や白壁の土蔵がところどころに見られ、しっとりとした落ち着きを 持った陣屋町のたたずまいを残している。現在の国道は、市街地をさけて南側を抜けるバイパスで ある。

市街地の西端近くに、成羽陣屋趾がある。今は町役場と成羽小学校となっている。ここから、成羽川にかかる総門橋を渡り、対岸の古町をよぎると、道は島木川沿いに宇治・吹屋へ向う道と、西へ長地・布寄に向う道とに分れる。

西へ、長地に向う道をとって、吉備高原の上にあがろう。木口小平ゆかりの丘を右に望みながら、 山本の集落のある丘陵地をのぼり、さらに、つづら折りの急坂にさしかかる。

ふりかえると、南の鶴首山・愛宕山などを背に、成羽の小盆地が広がっている。その盆地を成羽 川が横切っている。川の瀬に立つ白波がはるか望まれる。その瀬音がここまでも聞え上ってくる。

川向うの低地は狭長で大部分は下原の家並みで埋まっている。成羽町の中心地である。一方、川より手前の谷底低地は、島木川沿いに開け、新しい住宅団地や学校、工場などが散見するが、なおかなりの水田が残っている。

ふたたび道を進めて、成羽川の谷壁斜面を斜めに登っていく。左下は目もくらむばかりの急斜面が、成羽川にむかって落ちこんでいる。成羽川の谷を、日本のコロラドと評した人がいる。コロラドと比較すると、スケールにかなりの違いがあるが、たしかに谷壁のけわしさは目を見張るほどである。ただし、湿潤気候下の谷壁は、乾燥地域のそれとは異なり、植生は豊かである。白い地肌の石灰岩の崖も、そう多くは露出していない。また。谷壁途中で肩状にわずかにできた緩斜面に、二・三軒づつ農家があるのや、狭い谷底低地に集落と耕地が見られるのは、日本の谷の特徴であろう。谷壁斜面を登りつめると、吉備高原の上に出る。緩斜面に畑地が展開し、集落があらわれる。とりつきの集落は東である。

ここからは、南には領家川の谷が望まれる。その被方には、高原状をなす川上・美星の山々を見はるかすことができる。ふりかえって北を見ると、島木川の谷を越して、高度 400-450m前後の山々、一段高い陣山(598.7m)、さらに向うに大池山(663.6m)などの山並みが望まれる。吉備高原のただ中である。

ここから長地・布寄にかけて、吉備高原上の優起伏面が、波打つように上り下りしながら続いて

いる。なだらかな山頂部には松林や雑木林が,緩斜面には畑地と集落が,浅い谷には水田が開かれている。これが吉備高原の姿である。

成羽町は、成羽川の谷底平野から吉備高原上にかけて広がった町といえる。地図を見よう。成羽町の町域は細長い。北西一南東方向に復雑な形で伸びている。行政区画上の位置からみると、東は高梁市、南は小田郡美星町、西にまわると、川上郡川上町および備中町、北は新見市に接している。経度132°25'-133°34'、緯度34°44'-34°53'にある。

標高区分別 に見ると,次の表のようになる。

標 高 区 分	面積	比
0 - 100m未満	5 knl	6 %
100 — 200 <i>m</i> //	1 1	1 3
200 - 400 m //	3 5	4 3
400 - 600 m //	2 7	3 3
600 — 800 <i>m</i> //	4	5
合 計	8 2	1 0 0

表 1-1-1 成羽町の標高区分別面積(概算)

20万分の1岡山県土地分類図付属資料(経済企画庁総合開発局昭和49年)による。

吉備高原は、なだらかなうねりにも似た起伏をもつ高原状の山地で、侵触輪廻の考えを日本の地形に初めて適用した小藤文次郎によって、隆起準平原と見なされた。降起準平原とはいっても、かなり起伏に富むので、その意味では、準平原が完成したわけでなく、それに至る途中で隆起したものといえる。近年では、吉備高原を何段かの侵蝕小起伏面に区分し、それぞれ時期を異にする侵蝕面とみる考え方がでている。

たとえば、岡田篤正(1967)は、吉備高原の侵蝕起面を四つに区分し、吉備高原面(高度500-700m、瀬戸内I面(300-450m)、瀬戸内II面(150-300m)、瀬戸内II面(150-300m)、瀬戸内II面(100m以下)と名付けた。岡山県西部の吉備高原面は、新見一福山を結ぶ線に高度の急変帯があり、その東は、瀬戸内I面となるとする。この見方によれば、成羽町の吉備高原は、北西部を除いて、ほとんどが瀬戸内I面に属する。新見一福山の撓曲にともなって段化したものと見なされている。吉備高原には、中新世以降の堆積物がみられる。そのほとんどが砂礫層であり、山砂利とよばれている。この堆積物が、吉備高原の形成過程および、中国山地と吉備高原との分化の問題を解く、一つの鍵と見られる。しかしながら、まだ十分な解明はされていない。

吉備高原には、石灰岩よりなる地域がある。そこでは、河谷が深く削り込んで、両岸は直立し、 羽山溪のような峡谷美を見せる。切り立った両岸の上には、対照的に平担な台地面が展開する。そ の台地上には、ドリーネやカレンフェルトなどのカルスト地形が発達している。成羽町西部の中村 台と呼ばれるのがそれである。

成羽川は見事な▼字谷を形成しているところが多く、波浪上起伏の吉備高原面とは対照的である。

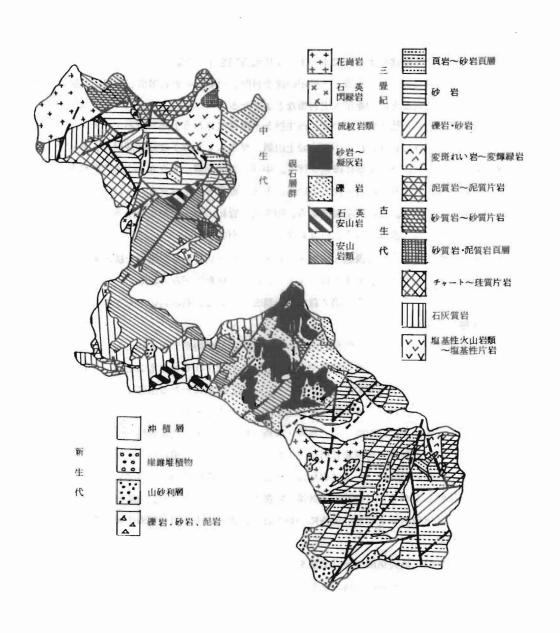


図1-1-1 成羽町の地質図 1:100000

-3-

・ 大震に 門裏に だい 一般により

新山付近では、比高約300mのV字谷であり、上流の備中町では、比高約500mにも及ぶ。谷底がひろがったところでは、ほぼ2段の河岸地形がみられる。河谷地形については、3節で詳しく述べる。

次に地質について概述しよう。図1-1-1に地質図を示した。

成羽町の地質は複雑で、古生層・三畳紀の成羽層群、白亜紀の硯石層群、新第三紀層および花崗岩・安山岩・流紋岩などの白亜紀火成岩類などよりなる。

成羽層群として一括されるものは、古生層を不整合におおう上部三畳系で、モラッセ型の地層である。三つの部分にわけられ、下部(最上山層、厚き500m)は非海成層で、砂岩、頁岩・石炭層の互層からなり、その上部に礫岩を伴う。中部(日名畑層、500m)も非海成層で、砂岩・頁岩・頁岩互層からなり、炭層を挟んでいる。上部(地頭層、1,000m)は海成層で、砂岩・頁岩互層からなっている。この成羽層群から、中生代三畳紀の動・植物化石を多く産出する。成羽文化センターの博物館施設はそれら化石コレクションで有名である。

硯石層群を構成するものは礫岩・砂岩・頁岩・赤色凝灰岩である。礫岩を構成する礫には、石灰岩および玢岩質岩石が多く、わずかにチャート、砂岩、粘板岩がみられる。

花崗岩は成羽層群をつらぬき、鵠ノ森山体を構成している。石灰岩の一部を結晶質化し、硯石層 群にも接触変成を与えている。

また、吉備高原には、その平坦化にあずかった河川の堆積物が、山砂利としてその跡をとどめている。山砂利は分級の極めて悪い礫層で、厚さはときには100mにもおよぶ。なお、吉備高原上の土壌には、赤色土化したものがある。準平原化以後、長期にわたる温暖気候によって形成されたものであろう。赤色土は、くさり礫と共存の形でみられることが多い。

(2) 高原の気候と谷間の気候 - 高梁・黒鳥・佐屋・笠岡の気象資料の比較

成羽町内において観測した気象資料は得られなかったので、吉備高原上の気候については佐屋の 気象資料を、谷間の気候については黒鳥および高粱の気象資料を用い、さらに、瀬戸内海沿岸の笠 岡のものと比較しながら、この付近の気候の特徴を見ることにしよう。気候資料は、高粱・佐屋・ 笠岡については気象台のものを、黒鳥については中国電力新成羽川発電所のものを用いた。

a) 気温

月別の平均気温・最高気温・最低気温を次の表に示す。

月別平均気温では、佐屋は笠岡よりも 2.4°C~4.0°C 、高梁より 1.6°C~3.2°C低くなっている。佐屋は海抜 3.90 mという高原上にあるため、比較的冷涼な気候を示している。谷間の黒鳥と笠岡とでは 1.7°C~4.0°C の差があるが、その差は冬に大きく夏に小さい。黒鳥と佐屋の比較では 2月・4月・10月・11月・12月は 0.2°C~0.6°C 佐屋のほうがわずかに高く、他 の 月 では 0.4°C~1.5°C 黒鳥のほうが高い。これから考えると高原上は谷間にくらべて 夏涼しく冬暖かいということになる。

一般に、盆地内や谷間では、夏は暑く、冬は底冷えする。さらにこのようなところは、とくに秋には霧が深く、春には霜害も激しい。吉備高原では「谷霜、野呂雪」といって、高原面上のほうが、交通便利な谷底よりも、気候の点で優位にあることを誇っている。またこのような地域の山腹斜面

表 1-1-2 月別平均・最高・最低気温(昭和 50~53年平均)

(° C)

-	地点	1	2	3	4	5 ;	6	7	8	9	10	11	1 2	年
月別平均	高架	2.5	3.5	7.2	1 3.0	1 8.0	2 2.4	2 7.3	2 6.6	2 3.3	17.2	1 0.9	5.7	1 4.5
	黒鳥	0.7	1.3	6.3	1 1.2	1 6.4	2 0.9	2 5.5	2 5.4	2 1.3	1 4.6	8.2	3.2	1 2.9
気温	佐屋	0.3	1.7	5.5	1 14	1 5.7	1 9.8	2 4.1	2 3.9	2 0.6	1 4.8	8.8	3.4	1 2.8
	笠岡	4.3	4.6	8.0	1 3.8	1 8.4	2 2.8	2 7.7	2 7.9	2 4.3	1 7.9	1 2.0	7.2	1 5.7
月別最高気温	期点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1 2	年
	高架	7.0	8.9	1 3.2	1 9.1	2 3.9	2 7.0	3 2.1	3 1.0	2 7.9	2 2.1	1 5.6	1 0.6	1 9.6
最高	黒鳥	6.3	8.6	1 3.1	1 9.2	2 3.7	2 6.7	3 2.1	3 1.6	27.3	2 0.8	1 4.5	9.6	1 9.4
気	佐屋	4.3	6.2	1 0.7	1 6.7	2 1.0	2 4.1	2 8.5	2 8.2	2 4.9	1 9.4	1 3.4	7.7	1 7.4
(int	笠岡	8.7	9.2	1 3.0	18.5	2 3.2	2 6.7	3 1.8	3 2.0	28.5	2 2.4	1 6.7	1 2.0	2 0.2
-	地点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1 2	年
月別	高梁	-2.0	-2.1	1.2	6.9	1 2.1	1 7.7	2 2.4	2 2.2	18.7	1 2.2	6.1	0.5	9.4
月別最低気温	黒鳥	-1.0	-0.9	1.9	6.9	1 14	1 7.0	2 1.2	2 1.2	18.0	1 1.8	6.5	1.5	9.6
気	佐屋	-3.8	- 2.9	0.3	6.0	1 0.2	1 5.4	1 9.7	1 9.7	1 6.1	1 0.1	4.2	-1.0	8.1
(int	笠岡	-0.1	-0.1	2.9	9.0	1 3.5	1 8.8	2 3.6	2 3.8	2 0.0	1 3.4	7.4	2.3	1 1.2

の、いわゆる「斜面の温暖帯」に位置するところは、「空」とか「日南」の地名がついており、気候条件がよいので、古くから集落が立地した。成羽町には下日名、上日名、日名畑という地名がある。日名=日南、すなわち陽麦という意味で、高原上の南面する斜面は日射も朝早くから受けられ、さらに冬の季節風もいくらか軽減できる。ここに住居をかまえ、その周辺を耕せば、高原のなかでは最良の位置ということになる。羽山の「空」も同じようなものである。陰地(隠地)はこれらに対して日蔭斜面をいう。

桜の咲く時期は坂本と成羽とでは1週間ほど違うという。また、吹屋と坂本はほぼ同じである。 田植えは、高原上が谷間よりも20日くらい早い。昔は1か月も早かったそうである。しかし今は 谷間のほうも早くなってきて、あまり差はないようである。

b) 降水量

佐屋、高梁、黒鳥、笠岡の月別平均降水量は、表 1-1-3のとおりである。年間降水量はそれぞれ 1605.5 $\pi\pi$, 1331.8 $\pi\pi$, 1197.2 $\pi\pi$, 1158 $\pi\pi$ であり、笠岡は雨量の少ない瀬戸内海型の気候を示している。佐屋と高梁、黒鳥とでは高原上の佐屋のほうが降水量は多くなっている。また、いずれの地点においても、6月の梅雨期と9月の台風期に雨量が多い。

表 1-1-3 月別降水量(昭和 50年~53年平均)

(mm)

地点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1 2	年
佐屋	27.3	48.0	87.0	15 7.0	122.7	221.3	113.7	165.3	331.7	104.7	96.7	37.5	1,605.5
高梁	34.3	39.3	81.5	133.3	106.3	222.3	100.3	127.8	277.3	98.5	80.3	31.0	1,331.8
黒鳥	40.3	39.1	82.6	139.6	103.0	214.4	104.0	125.5	154.9	87.8	77.0	29.0	1,197.2
笠岡	18.3	38.3	62.3	123.3	79.8	189.8	81.5	107.8	256.0	98.8	68.3	34.3	1, 158.0

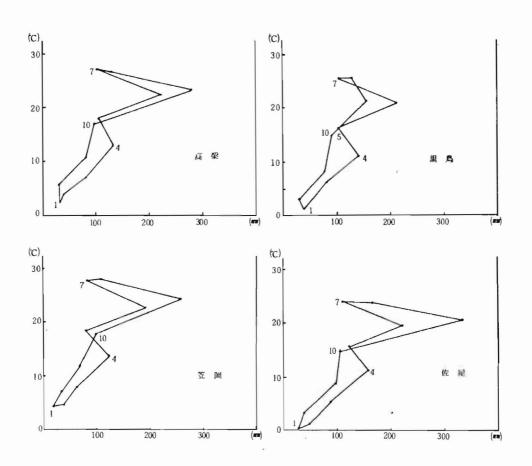


図 1-1-2 高梨·黒鳥·笠岡·佐屋のクライモグラフ (昭和 50~53年)

(3) 高原の土地利用とくらし

吉備高原上では村落の多くは高原面を残く刻んだ谷頭部に立地しており、その主要な形態は散村である。多くは村落より下方の緩傾斜の谷に棚田をつくり、村落より高いところは畑地となってい

る。この谷頭の棚田よりさらに下方は急斜面となり峡谷をなす。

高原の土地利用としては畑地が主である。旧中村周辺では水田90町歩に畑160町歩ほどで、長地では水田はもっと少ないという。木之村で聞いた話によれば、ここでは部落外すなわち成羽川の低地に水田をもっている家もあるという。その水田に通うには、比高300mをこす急斜の谷壁斜面を上り下りしなければならない。高原上の土は「赤ネバ」とよばれている赤土である。畑地で最も作付面積の多いのは葉タバコである。葉タバコは明治時代から栽培されており、現在1反あたりの収入は44~45万円(昭和53年)であるという。葉タバコの栽培にはどちらかといえば日でりのほうがよい。気象の項でも述べたように、高原上は瀬戸内海沿岸と比較してやや多雨であるが、ほとんどの畑地は傾斜しているため、排水の面ではあまり問題はないようである。ナシも戦後導入されている。洋ナシの集団産地を作る計画もあったようだが、失敗におわった。畑地は、葉タバコのほかにも桑やコンニャクが栽培されている。



写真 1 - 1 - 1 葉タバコの畑 (木之村)

高原上での生活で、最大の問題は水の確保であった。飲料水は遠く離れた「汲み川」から運んだ。それは嫁の仕事であった。雨水を屋根に受けて集め、貯蔵する天水井戸が作られたこともあった。簡易水道が発達して、水の心配がなくなった昨今でも、天水をビニールハウスの灌漑として使っているところがある。「備中ひでり」という言葉があるが、それは、岡山県南西部は年降水量が1000mmに達しない年がしばしばあり、干ばつを生じやすいからであろう。

(武本三千代)

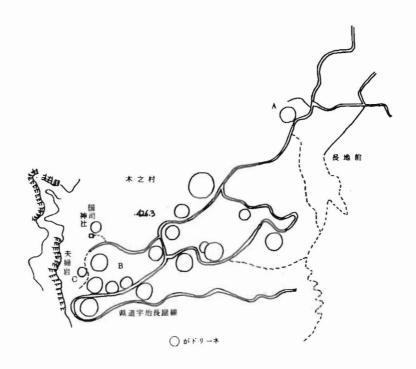
2 カルスト地形

成羽町西部は前述したように、小起伏の緩斜面をもつ吉備高原である。成羽町長地(旧中村)一帯の石灰岩台地は中村台とよばれている。標高は380m~450mである。この台地には古生層に属する石灰岩層が分布している。これは中村石灰岩層とよばれるもので、これについて楠見久ら

は,「中村石灰岩の層の下部約20 mは輝緑凝灰岩で,上部約100 m 以上はおもに白色塊状の石灰岩よりなり,ときには石灰岩礫岩の薄層をはさむ。また,東部羽根付近では硯石層群の下位に広く本層が分布するものと考える」と述べている。この石灰岩は石炭紀から二畳紀に至る紡錘虫化石を多く含んでいる。

石灰岩層が広く分布するこの地域には、石灰岩台地に特有な地形ーカルスト地形ーがみられる。 石灰岩台地の地表には、出口のない、すりばち状または皿状の凹地が群存することが多い。これ がドリーネとよばれるものである。台助上にはすりばち状または皿状のドリーネが 10 数個みられる。台助上の主作物はタバコである。南縁は成羽川の急な谷壁斜面で,比高 300 mに及んでいる。中村台のドリーネの分布は図 1-2-1 である。

この地方ではドリーネは「くぼ」とよばれており、「はちくぼ」「西くぼ」「ゆのくぼ」などという名前がつけられている。



Aのドリーネはすりばち状であり、その底には 1 0 $m \times 2$ 0 mほどの半円形の池があり、そのまわりに石が積み重ねられて、ツバキの木が植えてあった。底の部分には「汲み川」とよばれるわき水があり、直径が 1 mほどの井戸になっている。斜面はゆるやかな傾斜を示していて、タバコ、洋ナシが栽培されていた。

Bのドリーネは皿状で、斜面は乗タバコ、ドリーネ底の吸い込み穴にあたるところにはサトイモが植えてあった。ドリーネは年々くぼんでいくという。このようなくぼみはところどころに見られ、その分布は線状に拾うことが出来そうであり、石灰岩の構造に関係するのではないかと思われる。

Cの竹やぶの中のドリーネはすりばち状のものである。直径は約20m, みかけの深さは $5\sim6$ mほどである。これは大雨のたびにしずんでいくらしく,昭和47年7月の豪雨のときに深く落ち込んだという。

西布寄では、川上功氏の家の前のやや平担なところがドリーネになっている。ここでもタバコが



写真1-2-1 ドリーネと葉タバコ



写真1-2-2 ドリーネ(木之村)

作られている。以前畑のまん中がぬけたことがあり、その時は山土で埋めたという。家のまわりの石垣もすべて石灰岩である。 西布寄のドリーネは木之村のものほど明らかでなく、数も少ない。

他にもドリーネはいくつかみられる。主に斜面は葉タバコが 栽培されており、吸い込み穴と 考えられる底の部分にはサトイモが植えられていた。大雨の時に1 mほどの陥没穴があくこともあるらしい。この凹地を埋めたところもある。国司神社の比のドリーネはゴミをいくらすててもいっぱいにならないという話も聞いた。

カレンフェルトもところどころにみられた。タバコ畑の中や、林の中に石灰岩が顔をのぞかせている。また、畑の中の石灰岩を取り除いたのであろうか、畑のまわりに石灰岩を積み上げているところもある。

(武本三千代)

3 河谷地形

(1) 成羽川の河谷地形

成羽川は,成羽町総門橋のところで海抜 7.6m,上流の成羽川と坂本川の合流点付近にある惣田橋で海抜 127mであり, その差 5.1m,両橋間の流路は 16.5mであるので,平均 河川勾配 は $\frac{1}{310}$ となる。比較的緩傾斜である。その間に顕著な遷急点は見られない。

成羽町より上流には、谷底平野の発達は悪く、 ∇ 字の欠床谷となるところも見られる。谷の両側斜面は比高が、 $300\sim500$ mぐらいで、きわめて急傾斜となっている。

成羽川は、島木川との合流点付近に比較的広い河底平野を発達させている以外は、吉備高原を刻

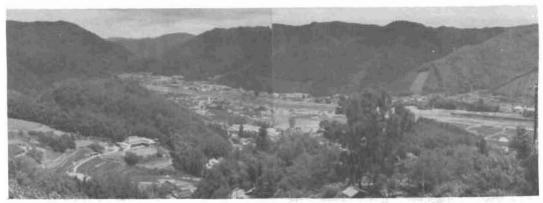


写真 1-3-1

成羽町の中心となる,成羽川・島木川の合流点付近に発達する谷底平野。写真右方対岸には、星原の段丘がのぞまれる。(山本上より撒影)



写真 1-3-2

吉備高原を刻んで、穿入蛇行する成羽川。新山より下流方向をのぞむ。右岸に佐々木の段丘面、遠方には星原の段丘面がのぞまれる。

んで, 穿入蛇行の地形を示している。穿入蛇行は, 生育蛇行と掘削蛇行とに分類される。生育蛇行と は,谷の左右,攻撃斜面と滑走斜面が著しく非対 称で、一般に地盤が緩慢に継続的に隆起する時, はじめはわずかに屈曲していた河川が, 下刻とと もにしだいに、曲度を増しながら、河床を深く掘 り下げて発達したものである。掘削蛇行とは、谷 壁斜面が左右対称に近い穿入蛇行で、自由に蛇行 していた河川が地盤の急激な隆起にともなって回 春し, 側刻をほとんど行うことなく, その場所で 従来の蛇行流路を受け継いで深く掘り下げて形成 されたものである。穿入蛇行が、生育蛇行の形を とるか, 掘削蛇行の形をとるかの要因については, いくつかの説がある。たとえば、水平に成層した 岩石のところでは生育蛇行を,成層せず等質の岩 石のところでは掘削蛇行の形をとる(Flohn), 硬岩のところでは、曲度が大きく蛇行帯の幅が狭 くなる(今朝洞1952),岩質が硬く荷重が少な いとき綱削蛇行の形をとり、岩質が軟かく荷重が 多いとき生育蛇行の形をとる (Moore 1926) など。

成羽地域の準平原化された吉備高原の地層は、古生層・成羽層群・硯石層群・新第三紀層など、および花崗岩・安山岩・流紋岩などの白亜紀火成岩類である。成羽川は、吉備高原を刻み、東南東

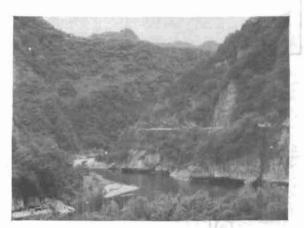


写真 1-3-3

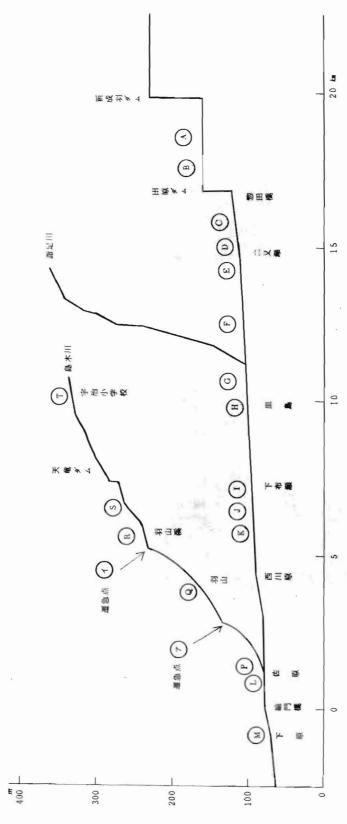
石灰岩地域における成羽川の穿入蛇行。垂直な石灰岩の岩肌が見られる。河川水面付近には,ノッチが発達。(備中町二叉瀬付近)



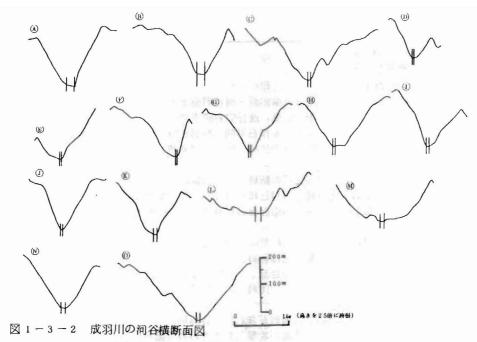
写真 1-3-4

成羽川の河谷地形。右岸側は石灰岩で、きわめて急 斜面となり、岩肌も見えている。 (用瀬岳付近を下流側より撮影) 方向に流下し、幼年期的な河谷地形を示している。河内(1976)は、備中市場を中心として、掘削蛇行が発達しているとしている。備中町新成羽川ダムより、高梁市阿部、小瀬までの成羽川の河谷地形について考察してみる。図1-3-2は、河谷の横断面図であり、断面をとった位置については、図1-3-1の河床の縦断面図に記してある。表1-3-1は、地質などから河谷地形の特徴を記載したものである。

古生層と花崗岩地域の穿入蛇 行を比較した場合, 谷幅, 蛇行 帯の幅,曲度とも,一般に前者 の方が小さいとされている(河 内 1975) が,成羽町付近では, 断層に沿ったり, 両岸が異質の 岩石で、その間に河谷が直線的 に発達しているところも多いよ うである。したがって、この付 近に見られる曲流は、そういっ た直線的流路の結合によって, 生じたものであろう。また,石 灰岩の場合, 谷壁は垂直に近い きわめて急斜面となり, 攻撃斜 面下端にはノッチが形成されて いる。



 $\left(\mathbf{SQ} + \mathbf{OD} + \mathbf{SQ} + \mathbf{OD} + \mathbf{OD} \right) + \mathbf{OD} + \mathbf{OD$ 図1-3-1 成羽川・島木川・諸足川の河川縦断面図



上流側より見た断面を示す。 各断面図の記号は,図1-3-1上の記号と対応し,位置を表わす。

表 1 - 3 - 1 成羽川の河谷地形

区間	両 岸 の 地 資 (上流側から見る)	穿入蛇行の様子	該当する河谷の横断面図
新成羽川ダム	両岸とも,中生代貫 入岩類に属する玢岩	両岸が対称型の直線的流路。 谷底平野・段丘は見られない。 田原ダムのため水面が上昇している。 高原面との比高は400~500 m。	(A) (B)
惣田橋	両岸とも 中村石灰岩層	波長の小さい曲流 攻撃斜面 - きわめて急傾斜、ノッチが見られる 垂直な岩はだ。 滑走斜面 - 急傾斜・段丘的な谷底平野。 高原面との比高は 400 m。	© D
二叉瀬	左岸 一中村石灰岩 右岸 一玢岩	両岩質の間を曲流 石灰岩の攻撃斜面はきわめて急傾斜。 高原面との比高 350~400 m。	E
井 川	左岸-中村石灰岩 右岸-上部古生層 (砂岩・頁岩)	#川・阿部山間 - 両岩質間の断層にそって直線 的流路。 阿部山・数之瀬間 - 両岩質の間を曲流。 滑走斜面側に崖難的堆積物でおおわれた段丘。 両岸が非対称な谷地形。 高原面との比高 350 ~ 450 m。	P
数之瀬	両岸とも上部古生層	ゆるやかな曲流、石灰岩地帯の曲流よりも波長が	

区間	両 岸 の 地 質 (上流側から見る)	穿入蛇行の様子	該当する河谷 の横断面図
用瀬		大きい。両岸が対称的な谷地形。 斜面は攻撃斜面・滑走斜面とも急。 滑走斜面側に段丘的谷底平野。 志藤・用瀬採石場間は断層に沿う流路。 高原面との比高 300~350 m。	(E) (E)
採石場 用 瀬	左岸 - 中村石灰岩 右岸 - 上部古生層 (砂岩・頁岩)	両岩質間の断層に沿う直線流。 用瀬之岳付近に垂直な石灰岩のかべ。 段丘,高原面との比高 350~400 m。	
一の谷	両岸とも黒雲母花崗 岩	曲流,対称型に近い谷地形。 攻撃斜面は急斜面,滑走斜面はやや急斜面。 領家川の合流,やや広い段丘。 高原面との比高350 m。	
新山	左岸 -中村石灰岩 右岸 - 黒雲母花崗岩	両岸の地形が非対称な谷地形。 石灰岩側が攻撃斜面できわめて急斜面。 花崗岩側は滑走斜面で広い段丘,下部に緩斜面。	
	左岸-成羽曆 右岸-黒雲母花崗岩	大きく曲流,非対称な谷地形。 成羽層側は攻撃斜面で急斜面。 新山に河床との比高 130~250 mの緩斜面。 花崗岩側は,下部に緩斜面・段丘を持つ。 高原面との比高 380 m。	
佐々木	両岸とも成羽層	両岸とも急斜面の対称的谷地形。 高原面との比高300~400 m。	
佐原星原	左岸一成羽層 右岸-黒雲母花崗岩	左岸は谷底平野。 右岸は上位の段丘,急斜面。 高原面との比高 300 m。	(L)
星鷹丁	11 0 / 1 0 / N 33/E	両岸に広い谷底平野。 高原面との比高 250~300 m。	M
東町藤倉	両岸とも変成古生層	曲流,両岸とも急斜面,対称的な谷地形。 滑走斜面側に段丘。 高原面との比高 350~400 m。	(N)
小 潮	両岸とも黒雲母花崗 岩	曲流、対称的な谷地形。 崖難的堆積物のある段丘・緩斜面。	0

(2) 成羽川の河岸段丘

成羽川に沿って、幅の狭い河岸段丘が分布している。この段丘の対比、区分については部分的に は不明瞭なところもあるが、およそ上位下位の2段に区分することができる。



成羽川沿いに発達する河岸段丘。川上町一の谷付 近を上流よりのぞむ。

下位の段丘面は、河床との比高5~10 m 程度で、沖積低地が段丘化しつつあるものである。この段丘面は、曲流に応じて、左岸右岸交互に、滑走斜面側に分布している。同一の段丘面でも、上流側が河床との比高が大きくなり、下流にいくにしたがって比高が小さくなっている。数之瀬・阿部山のように背後からの崖錐性堆積物におおわれて傾斜地となっているところもある。成羽川・島木川合流点付近の谷底平野は、下位の段丘面と対比されるものであるが、河床

の侵触低下があまり著しくないので、比高は3m程度である。下位の段丘面は、河床との比高が5m程度しかないので、洪水の際には浸水の危険にさらされることになる。47年7月の集中豪雨の際にも、被害が大きかった。

上位のものは、布瀬・用瀬・一ノ谷・佐々木・星原・星鷹丁・渡雁と、断片的に、20 m程度の 河床との比高で分布している。背後からの転石におおわれたりしていて、緩傾斜地となり、星原・ 星鷹丁・一ノ谷のものを除いて、あまり明瞭な段丘面と認めることはできない。下位の段丘面との 境界もあまりはっきりしていないものが多い。同一の段丘では、上流側が比高も大きく、段丘面も

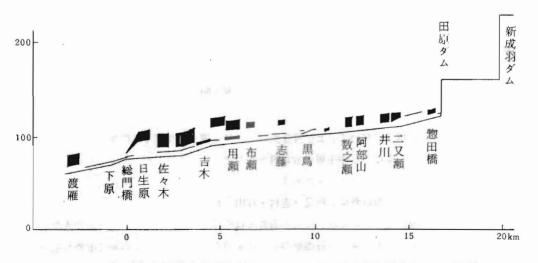


図 1-3-3 成羽川の河岸段 丘高度分布図

(高度は水平距離の50倍に誇張)

標	標	深	層	柱	色	地	観
尺	高	度	厚	* 状		質	
m	m	m	m		調	名	察
1-				0000			やや締りが悪い。N値は20程
2-				0/0	黄褐~		度, 礫径は5~20%。部分的 に40~50%が混入。
3-		3.20	3.20	0		粘土混り砂礫	
4-							
5-				0000	暗灰~		非常に軟質。
6-		6.40	3.20	===	淡灰	礫混り砂質シルト	5~20%の砂岩状の礫を混入
7-		6.80	0.40		黒 灰	礫混り砂質シルト	同上で有機物を混入。
8-		8.80	2.00			玉石混り砂礫	20~50%の花崗岩と多少 粘性土を混入するが非常に締っている。
9		9.50		000		粘土混り砂礫	良く締っていて最大5cmの玉石を混入。
10-						基盤岩	E UE / No

図1-3-4 段丘上のボーリング柱状図(場所:成羽小学校)

成羽小学校改築建設用地地質調査より (興発開発株式会社)

より平坦である。星鷹丁において、上位段丘面のヘリに位置する成羽小学校地における地質調査(興発開発株式会社)によると、中生層砂岩頁岩を基盤岩とし、これをおおって、10 m程度の段丘 礫層が分布している。(図1-3-4参照)

以上の上下 2 段の段丘面以外に、楠見・吉村・片山 (1965)は、山本を比高 4 0 mの段丘、新山を比高 7 0 mの段丘としているが、今回の調査では段丘であると確認することができなかった。

段丘面は狭小であっても、険しい谷地形の中では平坦な土地として、きわめて重要な生活の場となっている。



写真1-3-6 成羽町星原における段丘崖。

(3) 成羽川の谷底平野

成羽川と島木川との合流点付近には、成羽川沿いでもっとも広い谷底平野が見られる。ここに、比較的広い谷底平野の形成された原因としてはよくわからない。このあたりの地質が、硯石層や石灰岩と比較してやや軟が成羽層であることや、断層や曲降も関係しているのではなかろうか。成羽川南側の鶴首山、愛宕山の間より、下原で谷底平野に出て、成羽橋のところで成

羽川に合流している白谷川は、以前は、下原をそのまま北流して成羽川に直角に合流していたのだが、つけかえによって国道 3 1 3 号線の南沿いに東流し成羽橋のたもとで成羽川に合流するようになった。山間部から谷底平野に流れ出たばかりのところでは、河床が高まり天井川化している箇所もある。

白谷川は溪口を出ると伏流する。この伏流水は、河道のつけかえにもかかわらず、成羽病院付近の地下を伏流して、つけかえ前と同じルートで成羽川につながっているようである。

(4) 支流の河谷地形

成羽川の河床の傾斜は,比較的ゆるやかであるが,支流の河床傾斜は大きい。吹屋より高粱市宇治を通って成羽川に合流する島木川の場合,成羽川との合流点が海抜 76m, 10k1上流の宇治で 328m, その高度差 252mで平均河床勾配は $\frac{1}{40}$ となり,成羽川よりはるかに急傾斜である。また,図 1-3-1 に見られるように,⑦①の 2つの明確な遷急点が見られる。⑦の遷急点は現石層と成羽層の境界付近で,②の遷急点は石灰岩地域の羽山溪の峡谷である。

天竜峡・羽山峡などの石灰岩中の谷では、谷幅はきわめてせまくなり、谷壁は垂直に近い。(図 1-3-5参照)谷の下部は、 $20\sim30$ mの高さの石灰岩の断崖となっている。河床面から $1\sim1.5$ mの高さのところに、 $2\sim3$ mの幅のノッチが旧河道のえぐれのあととして残っている。えぐれの一番深いところは、川底から、 $2\sim2.5$ mの高さのところで、かっての水流の高さであろうと思われる。河床には、硯石統の礫岩・赤色擬灰岩、あるいは石灰岩の径 $1\sim1.5$ m程度の巨礫がころがっている。曲流部には、水深 1 m程度の淵が見られ、両岸の垂直な石灰岩の岩はだには、谷の上方より流れ落ちる細流によって、溶蝕されて形づくられた溝が、各所に見られる。谷の中腹より観察すると、石灰岩の谷は垂直に近く、その上の硯石圏の部分が、V字谷を形づくっている。

上流の天竜峡には、小規模なダムが築かれており、支流の羽根川には、石灰岩の崖にかかる滝も見られる。ノッチは、河床より2mぐらいの高さの下位のものと、5mぐらいの高さの上位のものとの2段が観察できる。石灰岩の垂直的な谷壁は、40mにも及ぶところがある。

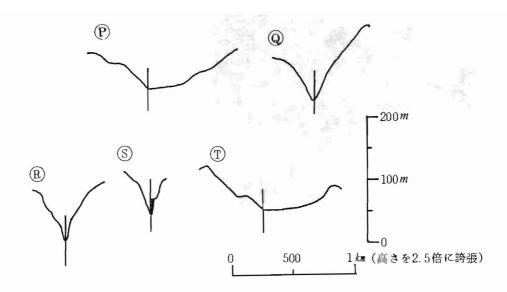


図1-3-5 成羽川の支流島木川の河谷横断面図

上流側より見た断面を示す。 各断面図の記号は、図1-3-1上の記号と対応し、位置を表わす。



写真 1-3-7

石灰岩を刻む羽山溪。高さ20m程度の垂直な溪谷が続く。島木川の溶蝕によるノッチが両岸に続く。

図1-3-1でわかるように、 島木川の傾斜は天竜峡までは、 きわめて急であるが、高梁市宇 治にはいるとゆるやかになり、 水田の広がる浅い盆状の谷となる。これは、島木川の激しい谷 頭侵蝕によって、天竜峡のあたりまでが、準平原面を刻むきわめて幼年期的な新しい谷が形づくられているのに対し、宇治では、まだ谷頭侵蝕が及ぶにいたらず、準平原化された際の、前輪廻の谷の地形が残っていると見られる。

成羽川に注ぐ他の支流を見た場合,坂本川・長谷川・布瀬川などのように、東南東方向に流れる成羽川に対し直角に合流するものが多い。断層線に沿うものと考えられる。坂本北の328 m の峠は北流する本郷川の支流と南流する坂本川との分水界であるが、両河川は、北磯東方向の坂本断層に沿う適従河川である。その他、吉備高原上より、成羽川に流下する小支流河川を見た場合、高原

上の前輪廻の谷とつながって、谷頭侵蝕の盛んな急傾斜の現輪廻谷がつくられている。図 1-3-1の龍足川の縦断面図では、高原上の緩傾斜の谷から急傾斜の谷をへて成羽川へと流れ落ちる様子が明瞭である。本流の縦断面形がコンケーブ(うわぞり)であるのに対し、支流の縦断面形はコンペクス(うわばり)を示している。河川の横断面図とともに、成羽町域の河谷地形の性格を顕著にあらわしていると言えよう。

(小野弘志)

〈〈参考文献〉〉

河内伸夫(1975):蛇行問題について(展望) 東北地理27-4 197~204

河内伸夫(1976):中国山地の穿入蛇行

地理学評論 4 9 − 1 4 3 ~ 5 3

備中町誌編集委員会(1972):備中町史本編

楠見久・吉村典久・片山貞次(1964):岡山県成羽町北西地域の地質 広大地学研究報告14

石田寛編(1978):岡山県の地理 福武書店

宗田克己(1974):高梁川 日本文教出版

宗田克己(1975):吉備高原 日本文教出版

4 山砂利層

(1) 吉備高原上の山砂利層

吉備高原上には、山砂利層と呼ばれる砂礫層が存在する。先に述べたように吉備高原は高度の異なる数段の侵蝕小起伏面にわけることができる。岡田篤正の分類によれば標高500~700mの吉備高原面とそれ以下の瀬戸内面と呼ばれる侵蝕小起伏面に大別され、瀬戸内面は、さらに3つの侵蝕平担面に分類される。それらは、瀬戸内 I 面、II 面、III 面と呼ばれている。表1-4-1は、吉備高原の侵蝕小起伏と、その上に分布する砂礫層の状態について、概括的に表わしたものである。

表1-4-1 吉備高原侵蝕小紀伏面の分類

侵蝕小起伏面	分布高度	山砂利層堆積の特徴
吉備高原面	5 0 0~7 0 0 m	扇伏地的な河川堆積物
瀬戸内【面	3 0 0 ~ 4 5 0 m	基盤を刻む谷を埋めて堆積した100m以上の礫層がかなり広く帯状に分布
瀬戸内Ⅱ面	1 5 0 ~ 3 0 0 m	30 加以上の礫層の埋積谷
瀬戸内Ⅲ面	100加 以下	洪積末~沖積前期の砂礫層の堆積物で沈降したものは, 現在の沖積層の基底礫層となる。

(2) 成羽町域の山砂利の分布

成羽町域の吉備高原の侵触小起伏面は、北西部の吹屋地域を除いて、ほとんどが瀬戸内I面に属するものである。したがって、成羽町の山砂利層のほとんどが、瀬戸内I面上に広く分布するものに含められる。表 1-4-2は、成羽町域の山砂利の堆積状態について観察地ごとに記したものである。山砂利の観察地点と分布範囲は図 1-4-1 にあらわした。

表1-4-2 成羽町周辺の山砂利の分布状態

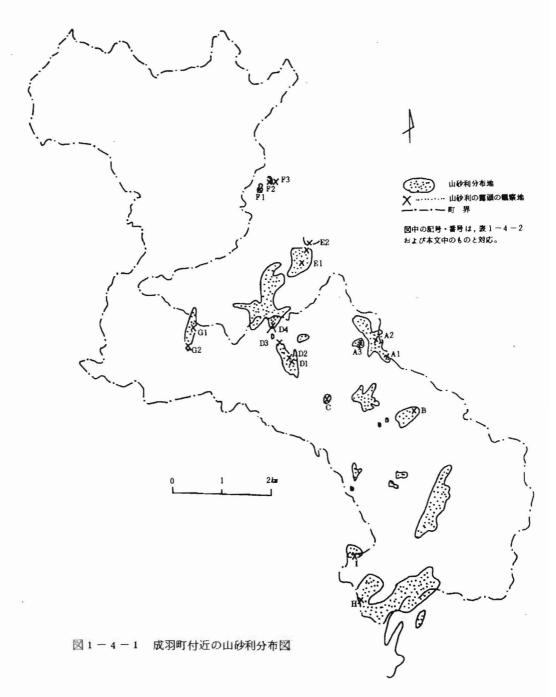
観 察 地	海抜高度	堆	積	状	態
- A 1 (西枝の北西 1 <i>km</i>)	320~420 m	(390m) 径20~30cmの円礫が多い。 (370m) 径5cmの円礫が多い。 (350m) 砂層が多く、礫は少ない。径10cmの円礫、 巨レキで40cm、花崗斑岩の礫は中程度の 硬さ。 (320m) 石英の礫は小さく硬い。			
A 2	380 m	径 20 cm以下のくさり礫が多数, 陶汰悪く大小さまざま の円礫。 礫種 - 花崗斑岩・石英斑岩・准片岩			
A 3 (羽山の北東 5 0 0 <i>m</i>)	350~380 m	径 10 cmの花崗斑岩が多い。 くさり礫に近い。 円礫, 巨礫で30 cm。 砂・シルト層が多い。			
B (天満町)	100 m	径3㎝の完全	なくさり円礫	, 巨礫で径	10 cm o
C (東)	4 10 m	径 5 cmの完全なくさり礫,巨礫で 20 cm。 亜円礫が多い。角礫もある。赤色化著しい。 花崗斑岩・石英斑岩の礫が多い。			
D 1 (竹定)	360~370 m	径 5~10 cm, 巨礫で60 cm, 花崗斑岩の礫が多い。 くさり礫, 石英斑岩の硬い小円礫も多い。			
D 2 (D 1 の北側のつづ き)	350~360 m	D1の山砂利のつづき。 山砂利が赤色凝灰岩・火成岩の上にのる。 上部はくさり礫,基底部は風化が進んでいない。 石灰岩と接しているところもある。			
D 3 (羽根)	3 5 0 <i>m</i>	砂層を含む、偽層 (cross-bedding)がはいっている。 径 5 ~ 10 cmの礫。			
D 4 (羽根)	3 3 0 m	石灰岩の割れ目に山砂利がはいる。			
E 1	3 5 0 m	径 5 ㎝の 花崗	斑岩の円礫が	多い。	

観 察 地	海抜高度	堆積状態			
(郷の民家裏)		くさりかけ、巨レキで径20cm。 砂層のレンズを含む。			
E 2 (字治後谷)	370 m	径 5 cmの円礫が多数。			
F 1 (笹屋の民家裏)	370 m	角礫(砂岩・凝灰岩)が多い。 大小さまざまな礫,巨礫で径1 m。 上部(砂層を含む。砂層はみかけで8~10°の傾きを示す。 下部(径20 cmの礫が多い。 径3 cmの礫と砂がマトリックス。			
F 2 (笹尾の畑上)	370~380 m	砂礫層			
F 3	370 m	段丘的な地表面, 砂まじりのシルト層, 角礫を少します。山砂利の上をおおうものか。			
G 1 (本郷)	400 m	径20㎝のくさり礫, 花崗斑岩の円礫が多い。			
G 2 (麻繰)	410 m	火成岩の基盤上に山砂利,角礫が多い。くさり礫。 厚さ40㎝の砂層を含む。			
H (福松)	4 0 0 m	ややくさり礫。径10 cmの円礫が多い。 花崗斑岩の礫が多い。			
I 福松 /上日名 、北川定一氏宅裏	4 2 0 m	珪化木を含む砂礫層。			

分布地Aは、標高 $320 \sim 420$ mである。花崗斑岩のやや風化してくさりかけた礫が多い。礫の大きさは、大きいもので径 40 cmで、 $5 \sim 20$ cmのものが多い。 石英斑岩の硬い小円礫も見られる。砂・シルト層の広がっているところも観察された。

分布地 C は、標高 4 1 0 m であるが、分布範囲は狭い。 完全なくさり礫で径 5 cm 程度のものが多い。大きいもので 20 cm である。 亜円礫のものが多く、わずかに角礫も見られる。花崗斑岩・石英斑岩の礫が多い。赤色化が相当進んでいる。

分布地 Dは,標高 $330 \sim 370$ mであり,山砂利層は,硯石統である赤色凝灰岩の上にのるか,または硯石層を貫入する火成岩の上にのっている。石灰岩の割れ目に山砂利がわずかにはいりこんでいるところもある。このあたりの高度が,瀬戸内 I 面上の山砂利の下限であろう。山砂利の上部はくさり礫であるが,基底部はあまり風化が進んでいない。砂層を含んだり,偽層(cross —



bedding) をなしているところもある。花崗斑岩・石英斑岩の礫が多く,径 $5\sim1~0~cm$ のものが多い。径 $5~0\sim6~5~cm$ の巨礫も見られる。上部のものは,分布地Cのものと堆積状態が酷似している。

分布地Eは,標高 3 5 0 mで,径 5 cm程度の花崗斑岩の円礫が多い。大きいものでは, 2 0 cm程度のものも見られる。くさりかけの礫が多く,砂層のレンズを含んでいる。



写真 1 - 4 - 1 観察地 A₂における山砂利 層(図1 - 4 - 1 参照) 大小さまざまなくさり礫が見られる。



写真 1-4-2 観察地 D₂ における山砂利層(図1-4-1 参照)。赤色凝灰岩の上に山砂利がのる。風 化があまり進んでいない。

Fの分布地については、F1は、標高370 mである。上部には、最大径100 cmまでの大小さまざまな礫が見られ、砂層も多い。下部は、径3 cm程度の礫と砂をマトリックスとして、径20 cm程度の礫が見られる。N30°Wの方向の崖での観察結果であるが、砂層には8~10°のみかけの傾斜がある。砂岩・凝灰岩の角礫が多いので、近くの山々よりの転石である可能性が考えられる。F2は、標高370~380 mで、楠見久・吉村典久・片山貞昭(1964)によると、段丘礫として考えているが、分布高度などから考えると、F1と同じ山砂利ではないかという可能性も大きい。しかし、露頭が少ないので、はっきりと断定することはできない。

F3については、標高370mで、砂まじりのシルト層の中に角礫をわずかに含む。いわゆる山砂利ではなく、山砂利の上をおおう堆積物である可能性が強い。

分布地Gは,標高 $400\sim410\,m$ である。G1 E0 については,花崗岩の円礫が多く,径 200m 程度でくさ り礫である。分布状態から判断すると,分布地E0 のものと一連のものであろう。 G_2 については,火成岩の基盤の上に,山砂利がのっており,角礫が多い。

くさり礫が多く,幅40 Cmぐらいの 水平 に近い砂層を含む。

分布地日については,標高 400 mで,径 10 cm程度の花崗斑岩の円礫が多い。ややくさりかかった礫である。

分布地1は、標高420 mである。上日名、北川定一氏宅の裏手にて観察できたが、「このあたりは赤土で、丸い石がよくある。」という話である。円礫が多く、よく風化して赤色化している。「骨みたいな石が出る。」との話があったが、採集した結果、 建化木のことであった。 山砂利とともに、遠方より、運ばれてきたものらしい。 達化木とは、一幹の細胞中に、外部

から水に溶けたSiがはいり、内容物と置換、沈澱し、材全体がタンパク石、メノウ化したものである。成羽町と接する美星町では、三山盆地の砂層の中に、多数の珪化木が見られる。

分布地Bについては、標高 100 mぐらいで、径 10 cm以下の完全なくさり円礫である。ここだけが、高度的に他のものとかけはなれており、成羽川と島木川の合流点に発達した。古い段丘礫層である可能性も考えられる。

(3) 成羽町域の山砂利の性格

以上のような山砂利の分布状態から考察すると、次のようなことがわかる。

成羽町域の山砂利は、標高 350~420 mに分布する。最下部の山砂利層が、基盤の硯石層、基盤貫入岩の火成岩の上にのっている。中村石灰岩の上にのったり、割れ目にはいっているものもある。巨礫で径 60 cm以上で、普通 20 cm以下の礫が多い。よく円磨されているものが多いが、局地的なものと思われる角礫も見られる。また、分級度については、全体的に見ると、礫の大きさがさまざまで、あまりよくない。したがって、洪水的な出水による河川堆積物と見てよい。礫種は、花崗斑岩、石英斑岩が多く、砂岩・頁岩・チャート・千枚岩も見られる。くさり礫、くさりかけた礫が多い。風化土は、礫種・場所によって、まちまちであるが、概して風化が相当進んでいる。しかし、基盤との接触部付近には、あまり風化が進んでいない。その原因としては、地表面の温度変化が下部にまで及びにくいことや、上部が水に浸されたり乾燥したりするのに対して、下部は常に水に浸されていることなどが考えられる。

この山砂利層は、尾根上を帯状に 連 なって、分布しているが、成羽町付近だけにとどまらず、瀬戸内 I 面上に広く分布している。特に、芳井町・川上町境の高瀬付近において発達がよいことから、河合(1957)が高瀬層と呼び、岡田(1966)も、それを再定義して用いている。

高瀬層堆積の時代については、諸説が唱えられている。

赤木健(1930), 佐藤原郎(1938), 小倉勉(1921)らは, 第三紀層であるとしたが, 化石が発見されていないので、はっきりと推定はできない。河合(1957)は, 高瀬層が中新統を不整合におおうことと, 旧大賀村高瀬において高瀬層を貫ぬく玄武岩があることを報告し, そのことから, 高瀬層は, 中新統よりあとで, 川上町弥高山などの玄武岩ドームを構成する玄武岩の流出よりも前に堆積したものと考えた。岡田(1966)は, 門田礫層(高瀬層に対比される)が、大戸礫層(鮮新世後半のもので, 第二瀬戸内海前期の湖沿堆積物ではないかと推定している)を不整合におおっているということから, 高瀬層は, 鮮新世後期~更新世前期の堆積物ではないかと推定している。

≪ 参考文献 ≫

(小野弘志)

三野与吉(1942):地形原論

美星町史編集委員会(1976):美星町史通説編

石田寛編(1978):岡山県の地理 福武書店

楠見久・吉村典久・片山貞次(1964):岡山県成羽町北西地域の地質 広大地学研究報告14

寺岡易司(1959): 岡山県成羽南域の中・古生代層特に上部三畳系成羽層群について

地質学雑誌 64, 758

楠見久・吉村典久・片山貞次(1957): 岡山県川上郡吹屋地域の地質 広島教育学部紀要 2-6 河合正虎(1957): 中国山地における後期中生代の地盤変動について 地質学雑誌 63

宗田克己(1975):吉備高原 日本文教出版

岡山大学教育学部社会科教室地域研究会(1978):峡谷と高原の生活

1 人口構成

川上郡成羽町の合併史を眺めてみればまず、明治22年の町村制実施により、上日名村、下日名村、屋原、佐々木村が合併し東成羽村となり、成羽村、羽山村が合併して成羽村になり、吹屋村、坂本村、中野村が合併して吹屋村となっている。それが明治34年に、東成羽村が成羽町、吹屋村が吹屋町となった。さらに昭和30年に、成羽町、中村、吹屋町が合併されて現在の川上郡成羽町となったものである。以下においては旧町村及び合併後の資料をもとにして、人口構成における特徴を述べようと思うが、分類上、(1)人口・世帯数の推移、(2)年齢別人口構成の推移と比較、(3)産業別人口構成の推移の3つに分けて考えてみる。

(1) 人口・世帯数の推移

吹屋町、中村、旧成羽町及び合併後の成羽町の世帯数・男女別人口・総人口・性比・一世帯あたり人員・人口密度・人口推移を示したものが表 2-1-1で、総人口の推移をグラフで示したものが図 2-1-1である。これによってそれぞれの推移を考察してみよう。

表2-1-1 総人口, 世帯数の推移

A 明治22年~大正5年

			明治22	27	32	37	42	大正元年	2	3	4	5
(吹	屋町	()										
世	帯	数	(F) 376	810	902	903	1,115	(1,057)	(1,048)	(1,051) 1,051	(962)	(962
	男		_	_	_	-	-	(2,442)	(2,623)	(2,592)	(2,635)	(2,771
	女			-	_	-	- 1 1	(2,371)	(2,514)		(2,466)	(2,302
総	人	П	(A) 1,930	3,412	4,078	4,577	5, 135	(4,813)	(5,137)	(5,076) 5,076	(5,101)	(5,073
性		比	-	_	_	-	_	(102.9)	(104.3)		(106.8)	(120.4)
	世帯:		(A) 5.15	4.21	4.52	5.07	4.61	(4.55)	(4.90)	(4.83) 4.83	(5.31)	(5.21
		密度	66. 7	117.9	141.0	158.2	177.5	(166.4)	(177.6)	(175.5) 175.5	(176.3)	(175.4)
人	口指	旨数	100	176.8	211.3	237.2	266.1	(249.4)	(266.2)	(263.0)	(264.3)	(262.8

	明治22	27	32	37	42	大正元年	2年	3	4	5
(旧成羽町)										
世帯数	930	930	950	980	990	(1,219)	(1,224)	(1,212) 1,080	(1, 215)	(1,193)
男	_	_	-	-	-	(3,256)	(3,287)	(3,259)	(3,255)	(3,202)
女	-	_	,	_	-	(3,471)	(3,343)	(3,417)	(3,522)	(3,261
総人口	4,050	4,200	4,300	4,600	4,700	(6,726)	(6,630)	(6,676) 4,800	(6,575)	(6,463
性 比	_	_	2	-	_	(93.8)	(98.3)	(95.3)	(92.4)	(98.1
一世帯当り の 人 口	4.35	4.52	4.53	4.69	4.75	(5.52)	(5.42)	(5.51) 4.44	(5.41)	(5.42
人口密度	116.0	120.3	123.1	1 31.7	134.6	(192.6)	(189.9)	(191.2) 137.4	(188.3)	(185.1
人口指数	100	103.7	106.2	113.6	116.0	100	98.6	(99.3) 118.5	97.8	96.1
								j.		
(中村)										
戸 数	389	374	394	398	3 92	-	_	401	-	-
人口	2,471	2,513	2,649	2,750	2,541	_		2,445	_	-
一世 帯当り の 人 口	6.35	6.72	6.72	6.91	6.48	9—9	-	6.10	_	-
人口 密度	136.1	138.4	145.9	151.5	140.0	-	-	134.7	_	-
人口指数	100	101.7	107.2	111.3	102.8	-	-	98.9	-	-
(合計)										
·	1,695	2,114	2,246	2,281	2,497	-	_	2,532	_	_
人口	8,451	10,125	11,027	11, 927	12,376	_	_	12,321	_	_
一世帯当り の 人 員	4.99	4.79	4.91	5.23	4.96	_	_	4.89	_	_
人口密度	102.99	123.4	134.3	145.4	150.8	_	-	150.2	-	_
人口指数	100	119.8	1 30. 5	141.1	146.4	_	_	145.8	_	-

- 注)。岡山県郡治誌 明治22~大正14
 - 。()は,成羽町役場資料より,大正1~昭和6
 - 。国勢調査 昭和10, 15, 22, 25
 - ・旧成羽町の人口指数は、明治元年、大正元年をそれぞれ100とした。
 - ○19年と20年は、「岡山県の人口」による。

B 大正6年~昭和25年 (合併前の人口推移)

	大正6	7	8	9	10	11	12	1	3	14	15
(吹屋)		1	/ a.a.	QL	0	7			,		
世帯数	(980)	(922)	(842) 842	(.842) 875	(743)	(760)	(780	(774)	774) 783	(772)
男	(2,813)	(2,757)	(2,595)	(1,871)	(1,905)	(1,938)	(2,104	(2,	078) (1,689)	(1,640)
女	(2,526)	(2,302)	(2,432)	(1,930)	(1,918)	(1,833)	(1,861)	(1,	886) (1,732)	(1,733)
総人口	(5,339)	(5,059)	(5,027) 5,003	(3,801) 3,764	(3,823)	(3,771)	(3,965	(3,	964)	3,421) 3,466	(3,373)
性 比		(119.5)		(97.9)		1000	(113.0	September 1	100	1000000	(94.6)
一世帯当りの人	(5.21)	(5.45)	(5.20)	(5.97)	(4.51) 4.47	(4.96)	(5.08) (5	.12)	4.42) 4.43	(4.37)
人口密度	(184.5)	(174.9)	(173.8)	(131.4) 130.1	(132.1)	(130.3)	(137.1	(13	7.0)	1 18.3) 119.8	(116.6)
人口指数			(260.4)			2	(205.4)				(174.8)
			1-4		D		1				
(旧成羽町) 世帯数	(1 185)	(1,176)	(1,161) 1,100	(1,146) 1,173	(1,143)	(1 141)	(1 156	1 (1	156)	1,153) 1,178	(1,159)
男男		(3,242)		(2,747)		- 500 mm 900 mm	2000	100	Del College		(2,778)
女	(3,303)	15.7	Pr/ 184	(2,899)	3111	1 120	11 11		,	39	(2,811)
総人口	(6,535)		(6,421) 4,910	(5,646) 5,522	(5,674)	DU.	3 ,80		. (5,555)	(5,589)
性比			(106.7)					1002.1			(98.2)
一世帯当り			(de-	3 1 130	17(6)						
の一人一負	(5.51)	(5.58)	(5.53)	(4.93)	(4.96)	(4.88)	(5.01)) (4		4.82)	(4.82)
人口密度			(183.9)						8.4)	157.4	(160.0)
人口指数		(97.6)	(95.5)		(84.4)	(82.7)	(86.2)) (8	2.3) (82.6)	(83.1)
	昭和2	3	4	5	6	10	15	19	20	22	25
(吹屋)		1.5 - 4.5 - 2.5				- 1					
世帯数			(699)			-	-	-	553	_	_
男	Control of the second	1.5	(1,504) $(1,603)$	3		-	_		1,468 1,649		1,429 1,465
女		(3,501)	. ,			2,526	2,395 2	.252	3,117	2,861	2.894
性比比		(97.5)		(92.6)	C1 2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	-	_	_	89.0		97.5
一世帯当りの	(4.43)		(4.45)			_	_!	_	5.64	_	_
人口密度	(116.5)	(121.0)		(101.2)	200	87.3	82.8	77.8	107.7	98.9	101
人口指数			(161.0)			1 30. 9	124.1 1	16.7	161.5	148.2	150.0
(旧成羽町)					17.9	M. T					
世帯数			(1,158)				_	-	1,436	-	1,394
男			(2,801)			2,720	-	-	3,269	_	3,321
女			(2,835)				- 212	11.2	3,930	6 072	3,574
総人口性比			(5,636) (98.8)			5,515 97.3	5, 313 5	,113	7,199 83.2	6,972	6,895 92.9
一世帯当り											
の人員			(4.87)			4.77	-	-	5.01	-	4.95
人口密度			(161.4)					46.4	206.2		
人口指数	(82.3)	(83.5)	(83.8)	(83.2)	(83.8)	82.0	80.0	76.0	107.32	103.6	102.3
合 計 総 人 口	7			10,708		10.141	9,721 9	.245	12.621	12,097	12,061
人口密度				130.5		1000	118.5 1		153.8		
人口指数				100	Journal	94.7	90.8	86.3	117.9		-2.5
7 1 7 314 305						- A - CALL TO -					

C 昭和30年以降 合併後成羽町の世帯数と人口

(住民基本台帳)

			30	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
世	帯	数	{2,344} 2,236}	2,316	2,286	2,309	2,310	2, 314	2,318	2,301	2,308	2,276	2,242
	男		(5,749)	5, 212	5,348	5, 326	5,159	5,040	4, 90 0	4,787	4,684	4,463	4,259
	女		(5,975)	5,558	5, 747	5,638	5,469	5, 375	5, 271	5,168	5,080	4,863	4,671
総	人	口	(11,724)	10,770	11,095	10,694	10,628	10,415	10, 171	9,955	9,764	9,326	8,930
性		比	(96.2)	93.7	93.1	94.4	94.3	93.7	92.9	92.6	92.2	91.7	91.2
0	世帯当	i j	$\left\{\begin{array}{c} 5.00 \\ 5.24 \end{array}\right\}$	4.93	4.85	4.63	4.60	4.50	4.39	4.32	4.23	4.09	3.98
人		度	(142.9)	131.3	1 35.2	130.3	129.5	126.9	124.0	121.3	119.0	113.7	108.8
人	口指	数	109.5	100.6	103.6	99.9	99.3	97.3	95.0	93.0	91.2	87.1	83.4
			45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	
世	帯	数	2,213	2,185	2,176	2,171	2,183	2,184	2,194	2,187	2,202	2,198	
	男		4,045	3,926	3,834	3,759	3,716	3, 740	3,676	3,674	3,665	3,624	
	女		4,425	4, 292	4,195	4,106	4,068	4,058	4,003	3,898	3,963	3,921	
総	人	口	8,4 70	8, 218	8,029	7,865	7,784	7,798	7,679	7,672	7,628	7,545	
性		比	91.4	91.4	91.4	91.5	91.3	92.2	91.8	94.3	92.5	92.4	
0	世帯当 人	負	3.83	3.76	3. 69	3.62	3.57	3.57	3.50	3.51	3.46	3.38	
人	口密		103.2	100.1	97.9	95.9	94.86	95.0	93.6	93.5	93.0	92.0	
人	口指	数	79.1	76.7	7 5. 0	73.4	72.7	72.8	71.7	71.6	71.2	70.5	

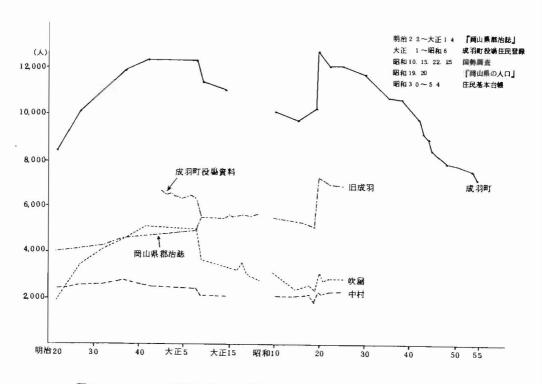


図 2-1-1 成羽町総人口の推移

(イ) 総人口の推移

図 2-1-1 から明らかなように、旧町村の総人口推移を見てみると吹屋町の伸びが特徴的である。以下にそれぞれの町村について述べてみよう。

まず旧成羽町では、グラフ上においては大正8年まで順調に増加を続け、翌9年には、わずか一年で約600人の増加を示し、昭和6年まで停滞するがそれ以後、緩やかな減少傾向をたどり昭和19年に最低の5,113人が翌20年には7,199人と急増する。しかし大正8~9年については、岡山県郡治誌資料と成羽町役場資料に約1,500人という大きなくい違いがあるため、旧成羽町の総人口には二通りの見方ができる。すなわち郡治誌資料によるとこの間、612人増加、役場資料によると775人減少という結果になる。ここで減少ということを考えれば原因はよくわからないが、増加ということにすれば、吹屋の富鉱を堀り尽した後戻ってきたということが考えられる。また昭和19~20年にかけての急激な増加は、終戦による外地からの引き揚げ・軍人の復員・都市からの疎開によるものと思われる。

次に吹屋では明治 2 2~4 2年まで毎回 5 0 0人程度の増加を続けるが、その後大正 8年までわずかに減少するが翌 9年に、吹屋の人口は世帯数の増加にもかかわらず 1,5 0 0人, 2 5 %の激減を示す。これらの現象は銅山によるものが大きいと思われ、明治期の増加は銅山の繁栄に伴うもので、また大正 9年の急変については、初め銅山の富鉱掘り尽しによるものと思われたが、後の産業別人口推移を追跡すると、その時期の減少は農業・商業人口によるもので資料に疑いがもたれる。

中村についてはあまり変動が見られず、吹屋、旧成羽町に比較して安定していたと思われる。

最後に現成羽町の総人口推移を見てみると、明治 2 0~4 0年にかけて著しく増加しており、これは吹屋の人口増加の影響を受けたものと思われる。明治 4 0~大正 8年までは1 2,0 0 0 人前後の停滞で、この時期が成羽町のほぼ人口最高期を示している。大正 9年~昭和1 9年までは減少傾向にあるが、他町村同様翌 2 0年に再び増加して最高の1 2,6 2 1人を示した。これも終戦の影響と思われるが、それ以後は、現在に至るまで人口は減少を続けている。特に昭和 3 0年代後半では、高度経済政策に伴う農村の労働力が都市に集中することによって、より過疎化が進んだものであろう。

(中) 性 比

総人口のうち,男女別の割合について述べよう。しかし,これは役場の資料しかなかったためそれを利用させていただく。まず表 2-1-2 と図 2-1-2 より成羽町の性比の年次推移を見てみよう。(以下性比は女 1 0 0 に対する男の割合で示す)これによると,日本全体に比較すると旧成羽と吹屋の性比は激動していることがわかる。これは両者の絶対数の差にもよるが,旧成羽と吹屋を比較した場合でも大きな差がある。

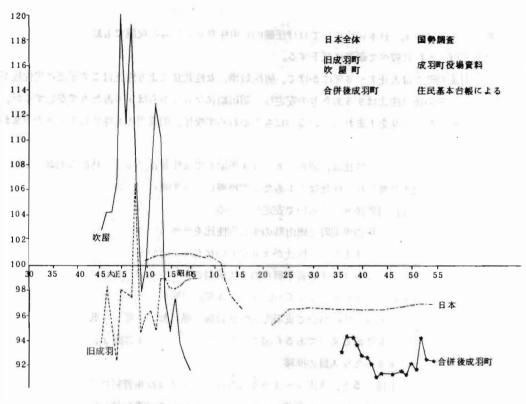
すなわち吹屋では、大正5年、7年は性比が120を示し、絶対数が小さいということを考慮しても激動である。大正8~9年にかけて男性28%減少、女性21%減少という総人口の著しい減少の中で女性数が男性数を上まわった。これは前にも述べたように銅山の掘り尽しによる男性人口の流出によるものと考えられる。またその後大正11、12、13年の性比によると男性数が増加してきた。これは男性数が女性数の増加に較べて多かったために起こったものである。しかし昭和

年齡別人口構成比 表2-1-2

	昭和21年旧	(成公町)	昭和30年	(成羽町)	昭和30年	(闽川僧)	昭和50年	(成公田)	昭和50年	(岡口県)
	展	女	眠	女	眠	女	眠	女	黑	女
85~	(%) 0.1	0.1			0. 1	0.2			0.2	0.4
$80 \sim 84$	0.2	0.3		0. 7	0.3	0.4	o O	I. 5	0.4	9 .0
7 5~ 7 9	0.5	0.8	0.7	0.9	9.0	0.8	1.5	1.7	0.9	1.2
70~74	1.1	1.5	1.0	1.3	0.9	1.2	2.2	2. 6	1.4	1.7
$6.9 \sim 9$	1.8	1.9	1.5	1.7	1.2	1.3	2.7	2.8	1.8	2. 1
$6.0 \sim 6.4$	2.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	2.3	3, 3	2.1	2.5
$5.5 \sim 5.9$	2.0	1.8	2.2	2.4	2.2	2.1	2.7	3.2	2.0	2.6
$5.0 \sim 5.4$	2.3	2.1	2.4	2.4	2. 4	2.5	3.3	3.9	2.5	3.1
$45 \sim 49$	2.3	2.6	2.5	2.6	2.5	2.7	4.2	4.5	3.5	3, 5
4 0~4 4	2.8	6,3	2.3	2.8	2.7	3.1	3.4	3.8	3.7	3.7
$35 \sim 39$	2.6	3.4	2.2	2.7	2.4	3.1	2.7	3.0	3. 4	3.5
$30 \sim 34$	2. 4	3.	2.9	3.2	2.9	3.6	1.4	2.6	3.8	3.9
$25 \sim 29$	2. 1	3.8	3.6	3.7	3.9	4.0	2.4	2.7	4.4	4.5
$20 \sim 24$	6. 1	4.5	3.4	3.9	4.0	4.6	2.3	3, 5	3.2	3.6
$15 \sim 19$	4.4	6. 1	4.5	4. 1	4.3	4.8	4.4	4.0	3.4	3.6
$1.0 \sim 1.4$	5.8	6.7	5.8	5. 7	5, 5	5.3	3.8	3.9	3.6	3.4
5~ 9	6.8	6.0	6.5	6.4	6. 1	5.9	3.6	2.9	3.8	3.6
0~ 4	4.2	2.9	5. 5	5.2	4.6	4.5	2.8	2.7	4.4	4. 2
0~147	3 2.	4%	3 5	.1%	3 1	1.9%	1 9	. 7 %	2	3
$15\sim64$	6 2.	0.	5 7.	0.	53	. 3	6 3.	9 .	9	6. 5
65才以上	∞ <u>`</u>	8.	œ	. 1	7.	0.	1 5	80.	1	0.7

(出

・昭和21年は旧成羽町 ・国勢調査資料,ただし昭和21年は成羽町役場資料による。 ・合計が100にならないのは,年齢不明人口と四捨五入によるもの。



 $\boxtimes 2 - 1 - 2$ 性比の

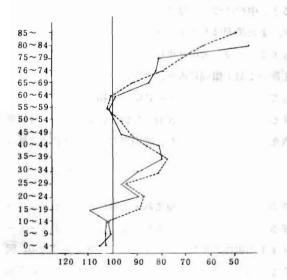
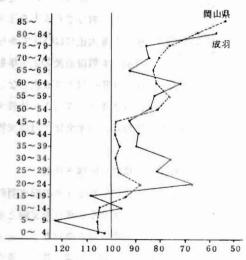


図 2-1-3 年齢別性比(昭和50年) 図2-1-4 年齢別性比(昭和50年) (注) 国勢調査 女を100とする



(注) 国勢調査 女を100とする 成羽 流動人口調査による推計

の初めから,それまで日本に比較してほぼ圧倒的に男性数が多かった吹屋でも減少が著しく,性比は日本全国のそれに較べて顕著に低下する。

また旧成羽町では大正7~8年にかけて,男性数増,女性数減により性比はこの年だけ男性数が多くなる。その後は性比は95あたりで安定し,昭和期になってからは98あたりで安定するが,旧成羽で性比が100を上まわっているのにもかかわらず吹屋,旧成羽とも性比は100を下まわる。

さらに合併後の成羽町の性比は、昭和36~44年頃まで高度成長に伴う全体的な過疎化の中で特に男性人口の流出が見られ、性比は91あたりで停滞し52年頃には93ぐらいにあがる。 これに対し日本の性比は戦後96ぐらいで安定している。

次に昭和30年,50年の成羽町と岡山県の年令別性比を比較してみると,昭和30年では岡山県,成羽町とも30~45才あたりの性比が80ぐらいになるのは戦没によるものと思われ,両者の相違はそれ程ないが15~39才の青年層において成羽の方がやや高く注目できる。が,20年後の昭和50年においては50~65才ぐらいまで30年同様戦役のため男性が少ない。この時期特徴的なことは,20~50代において成羽町の性比は岡山県に較べて著しく低い。これは成羽町の男性人口の流出を如実に語るものである(図2-1-3,2-1-4参照)。

(ハ) 世帯数と一世帯あたり人員の推移

まず世帯数について述べると、大正 9~10年にかけて吹屋では役場資料によると約100世帯減少しているのに対し、人口は20人程増加している。しかし、この資料については疑問が持たれる。また昭和30年から現在に至るまで人口は約4.000人減少しているが世帯数は約100程度しか減少していない。これは全体の世帯にわたってわずかずつ労働人口が流出したものと思われる。

次に一世帯あたり人員の推移について見ると、中村については明治期の資料しかないが、吹息、旧成羽町のほぼ 4.5人に対して 6.5人を示す。また成羽は大正 $1\sim8$ 年ぐらいまでに平均 $5.4\sim5.5$ に増加する。吹屋の方も大正にはいってから $5.2\sim5.3$,大正 9年には 5.97人まで増加している。が以後、吹屋、成羽とも戦後直後の 2.0年を除いて減少傾向にあり、合併後も減少して、4.4年には 3.98人となり 5.4年には 3.8人となっている。これらを日本の数値(昭和 3.0年 5.13人、4.0年 4.25人、4.50年 4.25人、4.50年 4.50年 4.50年 4.50年 4.50年 4.50年 4.50年 4.50年 4.50年 4.50年 4.500年 4.500日 4.50日 4.50日 4.50日 4.50日 4.50日 4.50日 4.50日 4.50日 4.50日 4.50日

(2) 年齢別人口構成の推移と比較

まず図 2-1-5 の昭和 2 1年の旧成羽町の人口ピラミッドを見てみると戦没のため 2 $0\sim3$ 4 才の男性が少なく,またその年代を父親とする年代($0\sim4$ 才)も少なくなっている。図 2-1-6 6 の昭和 3 0 年成羽町では,やはり 3 $5\sim4$ 4 才の男性が少ないが, $5\sim9$ 才の層が多くなる。図 2-1-7 の県全体ではこの層が著しく多くて,ベビーブームを反映しているがここではそれ程影響があるとは思えない。また $0\sim4$ 才の年令層の数値は出生率の減少を示している。図 2-1-8 の昭和 4 0 年成羽町では 2 $0\sim3$ 4 才が少なくヒョウタン型となっている。これは 2 $0\sim2$ 4 才においては戦没者を父とするためもあるが,それにもまして 2 $0\sim3$ 4 才ぐらいまでの若者の都市へ

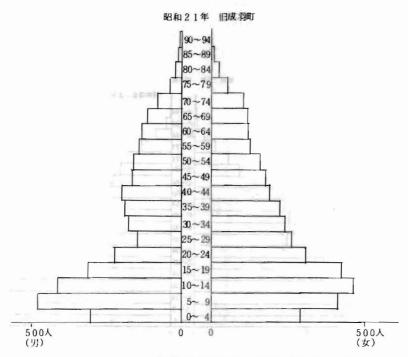


図2-1-5 年齢別人口構成 (成羽町役場資料)

新斯(1) 開催デ 5 ー ト

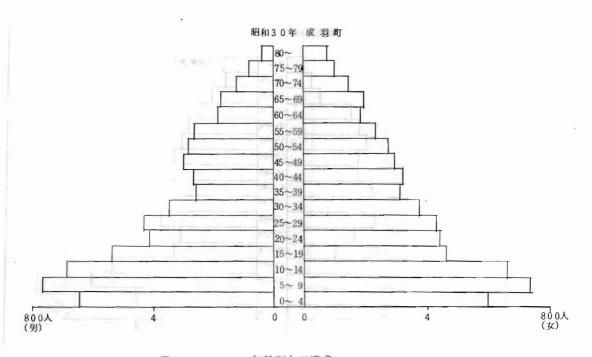


図 2-1-6 年齢別人口構成

注)国勢調査による。

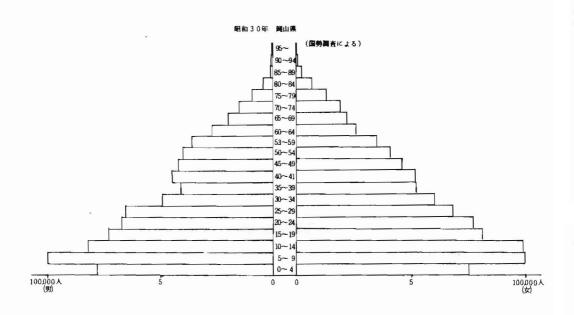


図2-1-7 年齢別人口構成

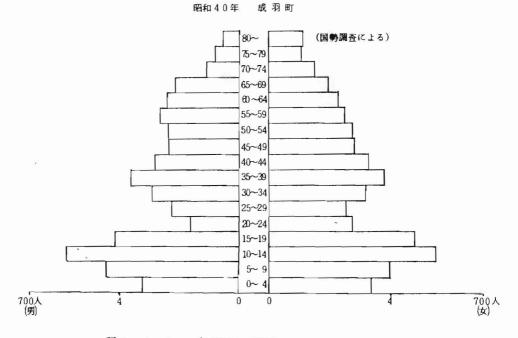


図 2-1-8 年齢別人口構成

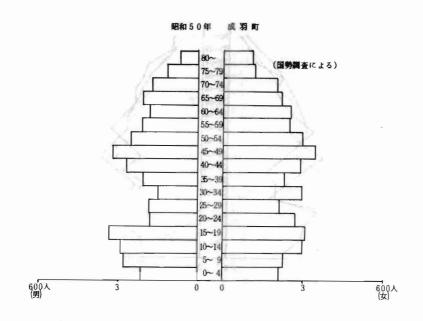


図 2 - 1 - 9 年齢別人口構成

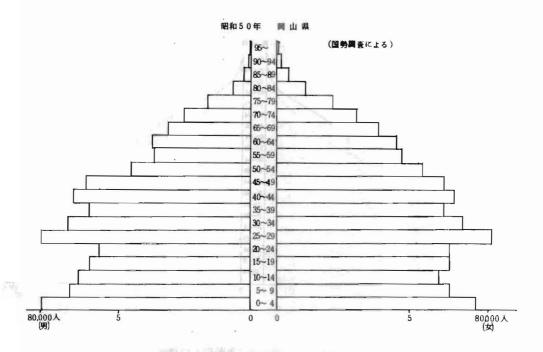


図2-1-10 年齢別人口構成

1-10円条件制(注)

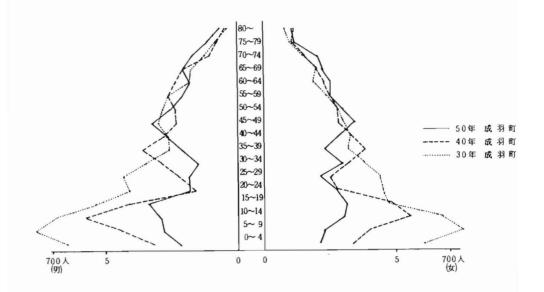


図 2-1-11 成羽町年齢別人口構成の推移

注) 国勢調査による。

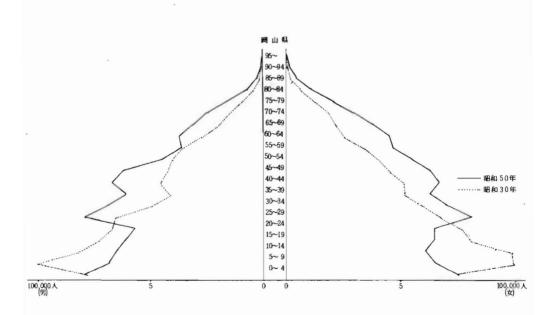


図2-1-12 岡山県の年齢別人口構成の推移

注) 国勢調査による。

の流出が明らかである。また図 2-1-9 の昭和 5 0 年の成羽町では 4 0 年同様 2 $0 \sim 4$ 4 才まで少なくヒョウタン型である。これを図 2-1-1 0 の岡山県と比較してみると老令人口の比率が高いといえる。成羽町の出生率は減少傾向にあるが岡山県ではそれ程顕著でない。

また図2-1-11によると成羽町の年令別人口推移を昭和30年,40年,50年で較べた時に特徴的なことは,45才以上の人口はわずかに増加しているのに対して若年層は30年~50年の間に3分の1から2分の1まで減少している。図2-1-12の県全体では30年から50年にピラミッド型から平たいつり金型に変化している間に成羽町ではピラミッド型からヒョウタン型に移行した。これは出生率の低下と青年層の流出,平均寿命が伸びたための老令人口増加などによるものである。

(3) 産業別人口構成の推移

次に産業別人口構成の移り変わりを見てみよう。産業分類は各調査年次の資料が十分でないため 大正1~昭和6年までと、昭和22年~50年までに分けて分類した。

工業について述べると大正10~11年にかけて分類の基準が異なっていると思われる。つまり大正1~10年までの工業の中に鉱業も含まれているものと考えられる。また大正11年からの工業人口の少なさからそれまでの工鉱業のほとんどは鉱業を表すものであろう。年次を追って分析してみると大正1年は専業552人,兼業569人と構成比11.5%,11.8%を占め,以後大正6年まで増加を続け,合わせて38.3%までのぼる。大正7,8年に少し停滞するが9,10年と再び増加し,10年には専業人口1,274人,兼業人口829人,構成比はそれぞれ33.3%,21.7%合計で55.0%になりこの年の農業人口構成比をはるかにしのぐ。しかし吹屋の総人口はこの年代急激に減少しており,その理由は富鉱の掘り尽しによるものと思われるが,農業人口が700人,戸数が100戸減少したことを考慮するにしてもいささか無理が生じ,資料に疑問がもたれる。もしここでこの資料が正しいとすると,大正8~9年の吹屋の総人口の急激は主に農・商業人口の減少によるものとしか考えられない。

次に商業では大正1年に専業480人,兼業197人,構成比合わせて14.1%であったが,大正4年に専業が伸びて21.9%になる。その後,同8年まで15%前後であるが,同9年に164戸の専業商家は35戸,人口は764人から93人と激減する。同15年には人口425人,97戸になりこれをピークにわずかに減る傾向にある。その他として交通業8戸,公務16戸が大正14

表 2-1-3 産業別人口の推移 (旧成羽町)

瓤	揪	水産	綝	綅	継	Н	継	極	业	交通	₩	公務及自	#	庶その	業色	その他の有業者	€ WIII	事	40
專業	兼	華	兼	事	兼	事業	業	無	兼	東	業	專業	兼業	車業	兼業	專業	兼業 使用人		1
489	265					43	1 00	191	92			-		65					1,218
3,609	727					199	929	836	548				T	132					6,727
53.6	10.8					13.0	0	20.	1					2.0					
493	264	-				45	88	991	94					73					1,224
3,609	791	CI				209	570	838	537			-		146					6,630
54.4	11.9																		
493	264	1				44	83	171	8					65					1,211
3,618	727	67				206	572	855	546					156					6,676
54.2	10.9	1				11	2	21.0	0					2.3					
493	264					45	2	167	92			-		29					1,215
3,601	702					210	550	841	517					151					6,575
54.8	10.7					11.6	10	20.	7					2.3					
489	258					43	81	165	92					65					1,275
3,850	299					201	540	824	501					150					6,463
59.6	1 0.3					11.5	10	8	ın.					2.3					
487	255					43	83	165	91					62					1,185
3,605	692					202	544	831	508					153					6,535
55.2	10.6					11.4		20.	5					2.3					
487	251					42	80	167	91					28					1,176
2,365	1,569					337	728	894	516					158					6,567
36.0	23.9					16.2	0)	21.	10					2.4					
482	246					43	85	163	86					26					1,161
2,298	1,588					391	683	877	481					153					6,471
35.5	24.5					16.	9	20.1	1					2.4					
481	229					45	8	168	81					28					1,146
2,336	1,187					256	510	739	467					151					5,646
41.4	21.0					13.6		21.4	4					2.7					

_	11 **	167	000			62	2.4	100	10	10	c	10			21			
	I X		7007			20	27	001	50	10	0	62			IO		,	1,141
	人口	2,306 1	1,102	(30)		270	563	899	455	20		29			35		20	(5,536)
,	人口構成比	41.7	19.9			15.0	10.01	20.3		0.9		1.2			9.0		0.4	
_	戸 数	467	238			48	-82	142	16	20	00	22	00		23	7	17	1,156
	イ ロ	2,341	1,074 ((112)		297	290	651	480	52	26	39	45		81		1	5,675
,	人口構成比	41.3	18.9			15.6		19.9		1.4		1.5	10		1.4			
	戸 数	465	224			38	7.2	183	78	56	10	30	7		18		2	1,156
		2,322 1	1,102			1.67	358	892	388	87	38	68	18		28		22	5,533
,	人口構成比	42.0	19.9			9.5		23.1		2.3		1.9			1.0		0.4	
	三 数	2 08	214			35	62	135	86	37	7	28	∞		15		8	1,155
	イロ	2,421 1	1,037			168	303	640	499	178	33	133	3.7	170	89		88	5,555
	人口構成比	43.6	18.7			8.5	12.00	20.5		3.8		3.1		100	1.2		0.7	941
	戸 数	508	190			37	65	156	9.5	34	15	27	00		17		7	1,159
		2,425	1,085	2		173	309	635	519	165	54	131	35		89		35	5,589
,	人口構成比	43.4	18.5	1		8.6		20.6		3.9		3.0		1	1.2		9.0	
	口数	504	170	1		43	65	152	107	35	14	83	10		18		00	1,159
	人口	2,418 1	1,059	9		1.75	298	639	503	169	41	142	26	100	65		35	5,567
- 1	人口構成比	43.4	19.0	1	3	8.5	6000	20.5		3.8		3.0		17.7	1.2		9.0	
14	正数	503	172	1		45	19	156	102	32	13	33	13	100	16		23	1,152
	→ □	2,434	1,058	9		179	297	642	511	165	42	149	28		89	1	39	5,618
,	人口構成比	43.3	18.8	1		8.5	1	20.5		3.7		3.2			1.2		0.7	
	口数	519	178	1		45	57	165	100	20	10	30	11		17	-	5	1,158
	イロ	12	H			-	ú	13.5	7					13		1	į	
-	人口構成比	1.73	ľ.			1		11.1						7		i		
-	口数	497	1.97	1		47	28	1 69	1.05	17	∞	32	10	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	16		4	1,161
	~ ロ ~	Ľ	100					F	7								1	
,	人口構成比	0.000	-															
	戸 数	490	195	1		47	63	175	108	10	10	33	13		16		9	1,167
	Υп	2,360	902	9		220	302	825	516	20	20	158	62		09		92	5,623
	人口構成比	42.0	16.0	1		6 3	4	92 8		1 6		00			•			

注)・10年資料なし ・構成比の和が100にならないのは,四捨五入による。

産業別人口の推移 (吹屋)

illic		1,057	4,813		1,048	5,137		1,051	5,076		962	5,101		962	5,073		980	5,359		973	5,059		842	5,027		842	3,801	
40		-															-								-			
														1														
申	/			Н													-			\dashv	-				-			_
₩	使用人																											
角を	兼業																											
をの他を	華																											
· 争	兼業																											
庶そ業の	華	256	940		227	911	17.7	235	998	17.1	94	599	5.9	88	316	6.2	06	341	6.4	66	349	6.9	29	345	6.9	118	298	7.8
及業	兼		-																									
公自田路田	華																											
貅	業														7 4					Ý								
交通	華										1								- 3									
揪	兼業	61	197		74	307		62	331		08	339		85	339		98	384		98	37.4		63	373		22	35	
恆	華	122	480	14.1	117	441	14.6	101	3.72	13.8	102	644	21.9	103	381	14.2	107	398	14.6	104	395	15.2	101	391	15.2	30	58	2.4
揪	業	116	699	11.7	121	672	13.1	120	681	13.4	161	1,010	19.8	163	930	18.3	173	1,062	19.8	173	862	17.0	174	851	16.9	293	829	21.8
Н	華	175	552	11.5	180	633	12.3	185	640	12.6	197	940	18.4	192	959	18.9	195	994	18.5	195	975	19.3	174	9.75	19.4	196	1,185	31.2
継	兼業																											
類	華																											
無	兼業																											
水雕	華																											
**	兼	183	1,116	23.2	187	1,177	22.9	189	1,185	23.3	186	1,121	22.0	188	1, 129	22.3	187	1,153	21.5	185	1,073	21.2	171	1,071	21.3	105	642	16.9
瓤	華	143	959 1	19.9	142	999	19.4	142	1,001	19.7	142	1,013	19.9	142	1,019	20.1	142	1,036 1	19.3	141	1,031	20.4	130	1,021	20.3	92	754	19.8
	HTT.	数问	3	(%)开	数	П	或比	数		或比	数		成比	数		成比	效	П	成比	数		成比	数		太比	数	П	成比
		III	~	口構成出%)	E I	4	(口構成比	川	\ \	人口構成比	II	4	人口構成比	TIL.	\prec	人口構成比	II	\forall	(口構成比	III.	\prec	人口構成比	II	4	人口構成比	MEX.	\prec	人口構成比
		1	大 中 一 一	1		2		-	3	1		4			2	~		9	~		2	~		8	~		6	\preceq

		216	194	99	w (-	\dagger	+	-	86				742
		1,274	829	28	6	-	1	-	2	569				3,823
		33.3	21.7	1.8						7. 0				
	21 7 195	20	L	28	7	1	1	12	1		80	1		160
	981 979	74	E	110	34	1	1	25			228			3,771
	26.0 26.0	.2	0.	3.8				1.0	7		6.0			
	207 110	5	1	27	00	1.	1	12	1		45	1		780
1	1,012 528	3 28	1	135	42	T	1	32			158			3,965
	25,5 13.3	1 1	0.	4.5				1.0			4.0			
	214 127	5	1	27	8	-1	T	14	T		38	1		774
	963 611	31	1	135	41	1	1	34			155			3,961
2	24.3 15.4	1	.0	4.5				1.0			3.9			
	215 127	5	10	27	15	2	3	14	2		15	1		777
-	950 373	43	134	161	66	53	24	25	10		128			3,421
2	27.8 10.9	5.	.2	7.6	20.	1.5		1.9			3.7			
2	230 44	20	9	62	18	9	L	53	3		51	89	4	774
80	835 234	19	36	349	92	15	1	84	18	Y	151	1	5	3,373
2/2	24.8 7.0		3.4	12.6		1		3.0			4.5		I	
C4	220 38	3 20	5	80	12	9	1	29	က		20		5 24	761
00	880 171	80	23	336	64	16	1	85	16	7	1.75	1	5 60	3,369
26	26.1 5.1		3.1	11.9		1		3.0			5.2		- 1.8	
64	203 42	20	5	80	12	9	2	59	3		33		5 20	992 (
	812 179	9 81	23	338	65	16		84	16		148		6 54	3,501
	24.1 5.3	3	3.1	11.5		1		3.2			4.4		- 1.6	
	161 20	20	ıΩ	73	10	7	2	59	3		56		5 55	969
	644 80	08 0	24	302	46	21		84	16		104	-	6 220	3,107
	20.7 2.6		3.3	11.2				3.2			3.3		- 7.1	
	130 20	0 18	2	7.0	80	7	1	28	3		88	1	4 60	651
	520 76	5 72	10	280	35	21		80	15	03	120	1	6 240	2,972
	17.5 2.0	6 2	8:	10.6		1.0		3.2			4.0	•	- 8.1	
	1	- 18	5	75	11	2	1	28	2		12		6 35	613
	1	76	20	300	44	00		80	6		25	2	20 157	2,818
		1												•

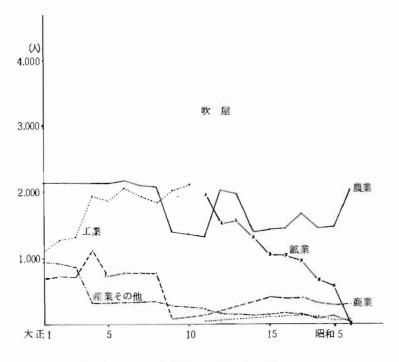
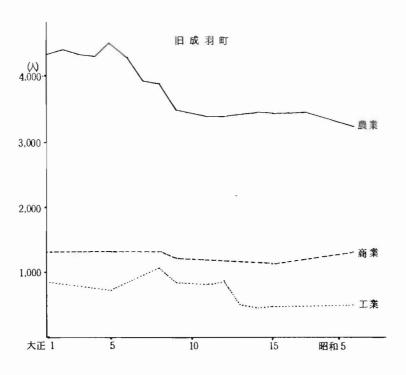


図2-1-13 産業別人口の推移(吹屋町)



年からはじまって除々に増す。

また図 2 - 1 - 1 4 の旧成羽町についての農業は、大正 1 年の専業 3,6 0 9 人、戸数 4 8 9 戸、 構成比 5 3.6%で兼業 7 2 7 人戸数 2 6 5 戸、構成比 1 0.8%にはじまり、同 6 年専業、兼業を合わせた人口が最高の 4,8 2 7 人をピークになだらかに減少しているが、7年からは専業構成比が 3 6.0% 兼業が 2 3.9%で前年に比してこの年から兼業化が進んでいる。大正 9 年には農業人口 3,5 2 3 人、戸数 7 1 0 戸に減り、その後は昭和 6 年までほとんど変化がない。一般的に吹屋に比較して農村中心経済であることがわかる。

工業については大体専業,兼業あわせた構成比は大正1~7年は11%前後,7~12年15% 前後で13年以降9%前後の位置を占める。

商業はつねに人口にして1,300人,戸数では250戸,構成比で20%前後で大正1~昭和6年までほぼ一定である。またその他として,交通業,公務業などが大正11年に21戸,24戸で以後除々に増加している。

次に表 2-1-4 の成羽町産業別人口の推移を見てみると昭和 3 0 年以降,農業が激減している。同じく 3 0 年から鉱業が出てくるのは,吹屋を合併したためと思われる。しかし吹屋の全盛期に較べてこの数値は非常に低いものであるが,これは細々と続いている弁柄生産によるものであろう。建設業は昭和 4 5 \sim 5 0 年にかけて 1 5 0 %増とよく伸びている。製造業は昭和 4 0 \sim 4 5 年にかけて成羽町においても 1 6 0 %増と増加しはじめた。卸・小売業は一定してあまり変わらないが,緩やかな減少傾向にある。金融,保健,不動産業は増加傾向にあるが絶対数は極めて少ないなどということが言える。このため優位を保っていた農業は昭和 4 0 \sim 4 5 年に製造業が飛躍的に伸びたため,また 4 5 \sim 5 0 年に農業が激減したために両者の差は非常に縮まってきた。したがってそれまで農業に続いて 2 位だった小売業は昭和 4 5 年に製造業とかわる。

また表 2 - 1 - 5 及び図 2 - 1 - 1 5 の産業三大分類人口の割合では昭和 3 0 年でみると、日本、岡山、成羽の順に農業が 4 0 %、5 0 %、6 0 %と1 0 % ずつ増加している。岡山県では第一次産業構成比が除々に減少して日本とほぼ変わらなくなるのに対して、成羽の場合は人口は減っているが構成比は 5 0 年、2 8 3 % でこれは 3 5 ~ 4 0 年の日本のそれとほぼ一致する。成羽町の第二次産業は戦後通して、他と較べれば低位を保ってきたが 5 0 年にはほぼ日本と等しくなり、反面、日本で第三次産業が 5 0 %を越える産業に成長していったのに対して成羽町の第三次産業は 3 5.6%(岡山 4 6.1%)と低水準で伸び悩んでいる。

·敦毅横延1. 3 年,公司里,15 1. 14份的

表 2-1-4 成羽町産業別人口の推移

			昭和 2 2	2 5	3 0	3 5	4 0	4 5	5 0
		男	861(A)	719	1,551	1,2 4 9	1,007	7 5 0	479
農	業	女	951(A)	906	1,830	1,647	1,288	1,053	6 4 4
		総数	1,812(人)	1,625	3,3 9 4	2,896	2,2 9 5	1,803	1,1 2 3
林	業	男	5 1	74	6 6	8 6	23	15	1 3
及び	2	女	10	6	13	3 3	7	4	1 1
狩 猟	業	総数	61	8 0	7.9	119	3 0	19	2 4
漁	業	男	4	6	3	4	3	0	1
及び		女	0	0	0	2	0	0	0
水産藝	直業	総数	4	6	3	6	3	0	1
		男	23	0	1 3 4	1 5 5	1 0 0	6 4	1 3
鉱	業	女	3	0	20	36	1.1	13	1
		総数	(26	0	154	191	111	7 7	1 4
		男	5.8	130	208	179	2 4 9	263	387
建設	業	女	0	2	20	1 2	3 7	3 6	5 6
		総数	5.8	1 3 2	228	191	286	299	4 4 3
		男	240	181	2 3 3	222	220	334	384
製造	業	女	68	49	74	208	285	478	498
		総数	308	230	3 0 7	430	505	8 1 2	882
卸	nta	男	1 6 2	267	3 8 0	3 1 7	298	253	278
	売	女	1 0 4	193	259	280	274	280	270
小 売	莱	総数	266	4 6 0	6 3 9	597	572	5 3 3	5 4 8
金	融	男	1 1	13	23	2 6	2 5	2 1	2 2
保	健	女	7	9	5	8	18	1 3	20
不動産	業	総数	18	2 2	28	34	43	3 4	4 2
運	輸	男	96	123	179	172	190	2 2 5	217
		女	1 5	1.1	1 9	3 2	1 5	2 6	3 2
通信	業	総数	111	134	198	204	205	2 5 1	2 4 9
電	気	男	1 3			2 4	18	20	26
ガ	ス	女	0			1	0	2	. 2
水道	業	総数	1 3			2 5	18	22	28
	1171.1	男	109	166	2 6 5	294	305	274	262
サービス	業	女	1 0 2	1 3 5	262	298	298	3 3 0	3 1 9
		総数	211	301	5 2 7	592	603	604	581
		男	119	7 8	8 8	8 6	9 4	88	9 1
公	務	女	4 4	20	1 5	2 5	23	2 3	2 4
		総 数	163	98	103	111	117	111	115
分	類	男		0	0	1	0	1	1
不能	0	女		1	0	2	0	0	4
産	業	総 数		1	0	3	0	1	5
		男		1,7 5 7	3,130	2,8 1 5	2,5 3 2	2,3 0 7	2,1 7 4
合	計	女		1,332	2,5 3 0	2,584	2,2 5 6	2,259	1,883
		総 数	3,055	3,089	5,660	5,399	4,788	5,566	4,057

注) 1. 昭和22年,25年は旧成羽町のみ。

^{2.} 国勢調査資料, ただし昭和22年は臨時国勢調査による。

表 2-1-5 産業三大分類人口の割合

A 🛱	昭和25年	30年	35年	4 0年	45年	50年
全 国第一次産業	4 8.3 %	4 1.0 %	3 2.6 %	2 4.6 %	1 9.3 %	1 3.9 %
第二次産業	2 1.9	2 3.5	2 9.2	3 2.3	3 3.9	3 4.1
第三次産業	2 9.7	3 5.5	3 8.2	4 3.0	4 6.7	5 1.7
分類 不能	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
岡山県			10 32 39	18 17		
第一次産業	5 6.0	5 0.7	4 3-1	3 4.4	2 5.6	1 6.7
第二次産業	2 0.1	2 0.8	2 5.8	2 9.7	3 4.7	3 7.0
第三次産業	2 3.9	2 8.4	3 1.1	3 5.9	3 9.7	4 6.1
分類 不能	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
成羽町	*				As a second	
第一次產業	5 5.4	61.4	5 6.6	4 8.6	3 9.9	2 8.3
第二次產業	1 1.7	1 2.2	1 5.0	1 8.8	2 6.0	3 3.0
第三次產業	3 2.9	2 6.4	2 9.0	3 2.5	3 4.1	3 8.6
分 類 不 能	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注) 国勢調査による。

昭和25年の成羽町は旧成羽のみ。

構成比の合計が100にならないのは四捨五入による。

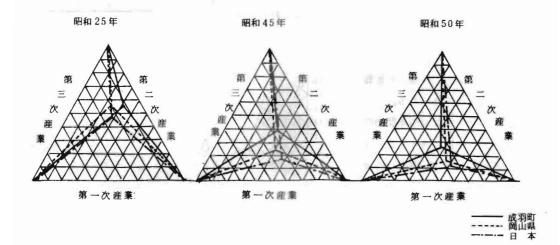


図2-1-15 産業三大分類人口の、日本、岡山県、成羽町における推移(国勢調査による)

(藤原玲子・前田世津子)

2 人口異動

成羽町は昭和30年に成羽町,吹屋町,中村が合併してできた町である。以下は成羽町における 人口異動の特徴を大正年間と主に昭和40年代以降にわたって調べたものである。大きく(1)自然 動態と(2)社会動態の2つに分けてある。

(1) 自然動態

自然動態とは出生・死亡に伴う人口異動である。

表 2-2-1 は成羽町における昭和35年~53年度の出生・死亡状況及び自然的増減を表わしたもので、図2-2-1 は出生・死亡総数の推移をグラフで表わしたものである。なお自然増加とは、「出生数-死亡数」が+の時、自然減少とはそれが一の時である。

成羽町では増加と減少が交互にあらわれている。全体的には増加の数が多い。しかし出生の数は全般的に下降の傾向を示し、死亡の数もどちらかといえば下降の傾向にある。最近では、子供の数はほとんどの家庭で2人になっており、また医療技術の発達で死亡する人も減ってきている。ではさらに詳しくみていこう。41年度の減少は「ヒノエウマ」のためであろう。さらに47年~50年度には激減している。 死亡数が激減したのも確かであるが、46年頃から転出人口が増加しており、特

に20代,30代の女子の転出 人口は男子を上回っているので 出生人口そのものの減少も影響 しているように思われる。

表2-2-2は大正年間の吹屋・坂本・中村,表2-2-3は旧成羽町(下原,星原,佐々木,下日名,上日名,成羽,羽山)の出生・死亡の状況,男女別人数,自然的増減を表わしたもので,図2-2-2,図2-2-3はそれぞれの出生・死亡総数の推移をグラフで表わしたものである。どちらも常に出生

表 2-2-1 自然動態

- 1	٠,	١.	
- 1	7	u	

24 -			U. Div	1 107			V \
年	度	自	然	動力	货		然的
T	DZ.	出	生	死	亡	増	减
昭和	35年	1	74	1	13		6 1
	36	1	4 5		9 4		5 1
	37	1	2 1	1	04		17
	38	1	50	1	0 0		50
	39	1	15	1	11		4
	40	1	10	1	05		5
	41		87		93		6
	42	1	19	1	0 0		19
	43		98		86		8
	44		87		92		5
	45		97		8 5		12
	46		8 6		73		13
	47		85	1	0 3		18
	48		81	1	1 1	Δ	3 0
	49		85		89	Δ	4
	50		6 9		8 1	Δ	12
	51		86		8 3		3
	52		95		8 7		8
	53		8 1		8 5	Δ	4
合	計	1, 9	7 1	1,7	9 5	1	7 2

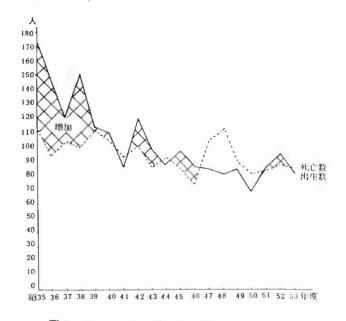


図2-2-1 自然動態

表 2-2-2 自然動態(吹星,坂本,中村)

4	pts:	出		生	死		亡!	自然	的 増	减
年	度	総数	男	女	総数	男	女	総総	男	女
大正	1	143	77	6 6	76	38	3 9	67	3 9	2 8
	2	147	6 9	78	6.8	3 6	3 2	7 9	3 3	4 6
	3	150	8 4	6 6	8 6	5 0	3 6	6 4	3 4	3 (
	4	141	72	6 9	98	5 2	4 6	4 3	20	2 3
	5	128	7 0	5 8	119	6 1	5 8	9	9	(
	6	164	8 1	8 3	112	4 8	6 4	5 2	3 3	19
	7	140	6 5	75	1 3 6	76	6 0	4	Δ11	1 5
	8	1 3 3	7 6	5 7	105	58	4 7	2 8	18	1 (
	9	159	78	8 7	134	6 4	70	2 5	14	1 1
	1 0	151	7 8	7 3	103	5 5	4 8	4 8	2 3	25
	1 1	151	78	7 3	7 9	4 1	3 8	7 2	3 7	3 5
	1 2	1.59	8 0	7 9	9 5	5 3	4 2	6 4	27	3 7
	1 3	138	7 2	6 6	97	5 4	4 3	4 1	18	23
	1 4	1 3 2	61	7 1	100	4 5	5 5	3 2	16	1 (
	1 5	186	9 3	93	9 4	5 0	4 4	9 2	4 3	4 9
阳和	2	147	7 5	7 2	87	4 2	4 5	6.0	3 3	2.1
	3	148	7 4	7 4	9 5	5 3	4 2	5 3	21	3 2
	4	152	7 7	7 5	103	5 9	4 4	4 9	18	3 1
	5	158	8 6	7 2	9 6	5 4	4 2	6 2	3 2	3 (
	6	152	7 6	7 6	7 5	4 1	3 4	7 7	3 5	4 2
	7	144	8 2	6 2	9 4	4 9	4 5	5 0	3 3	1.7
	8		147			-00				
	9	144	7 9	6 5	8 4	5 2	3 2	6 0	2 7	3 3
	1 0	137	7 3	6 4	83	4 8	3 5	5 4	25	2 9
	1 1	144	7 2	7 2	8 8	4 7	4 1	5 6	2 5	3 .
	1 2	158	81	7 7	7 6	4 3	3 3	8 2	3 8	4
	1 3	113	5 2	6 1	9 6	5 5	4 1	1 7	Δ 3	20
	1 4	145	6 8	77	8 0	47	3 3	6 5	2 1	4 4
	1 5	1 3 8	7 9	5 9	6 6	3 1	3 5	7 2	4 8	3 4
	1 6	167	8 9	7 8	6 2	4.5	3 7	105	4 4	6

注) 「現勢調査簿」による。

表 2-2-3 自然動態(旧成羽町)

年	度	出	生		死		亡	自 然	的 増	減
+	及	総	男 3	I	総	男	女	総	男	女
大正	1	209	1 1 4	9 5	1 2 9	5 7	7 2	8 0	5 7	23
	2	247	128 1	1 9	138	7 0	68	109	58	5 1
	3	214	106 1	0 8	168	7 6	9 2	4 6	3 0	1 6
	4	208	98 1	1 0	172	8 8	8 4	3 6	1 0	2 6
	5	234	117 1	17	150	73	77	8 4	4 4	4 0
	6	218	111 1	0 7	1 3 4	75	59	8 4	36	4 8
	7	217	1 2 2	9 5	191	100	9 1	2 6	2 2	4
	8	206	1 0 4 1	0 2	1 6 7	8 3	8 4	3 9	2 1	1 8
	9	2 5 9	126 1	3 3	198	9 0	108	6 1	3 6	2 5
	1 0	234	1 1 9 1	1 5	167	8 2	8 5	6 7	3 7	3 0
	1 1	230	118 1	1 2	197	100	9 7	3 3	1 8	1 5
	1 2	2 3 5	1 1 0 1	25	158	7 0	8 8	77	4 0	3 7
	1 3	2 2 7	115 1	12	168	80	8 8	59	3 5	24
	1 4	240	108 1	3 2	161	7 8	83	7 9	3 0	4 9
	1 5									

注)「現勢調査簿」による。

が死亡を上回って自然増加している。ただ旧成羽町では、大正9年に自然減少となっているのは出生が極端に減少したことによるものである。これは大正8年頃までに銅山が掘り尽くされたために人口が流出した影響をうけたからであろう。最近の自然動態は増加傾向が認められるが、増加と減少が交互に表われて少産少死の型になり不安定である。それに対して大正年間は多産の傾向がつよく安定した増加傾向を示している。ただし、どちらとも転出増加の影響をうけて出生数が減少する年がみられる。

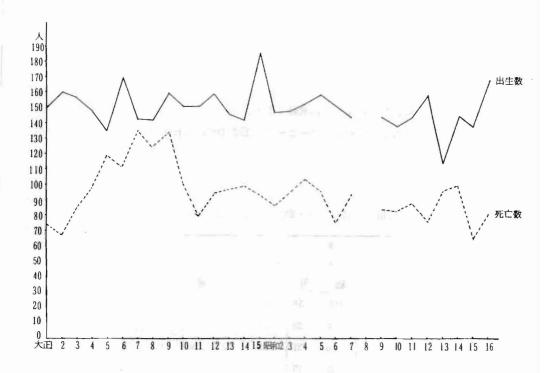


図2-2-2 自 然 動 態(吹屋, 坂本, 中村)

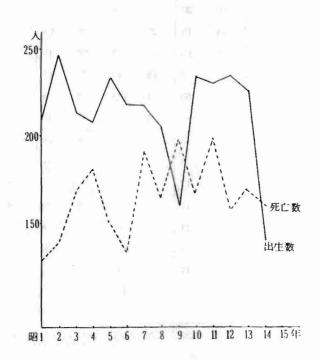


図 2-2-3 自然動態(旧成羽町)

(2) 社会動態

(a) 大正時代

(イ) 入籍・送籍

社会動態とは転入・転出などに伴う人口異動である。

表 2-2-4 は吹屋・坂本・中村,表 2-2-5 は旧成 羽町の入籍・送籍における県外・県内別 男女数を表わしたものであり,図 2-2-4,図 2-2-5 はそれぞれの入籍・送籍の総数の推移 を表わしたものである。

第2-2-4 入籍・送籍における県外・県内別男女数及び総数(吹屋・坂本・中村)

			入		籍					送		籍		
年度	\$21. **CD	県		外	県		内	総	県		外	県		内
	香節	総	男	女	総	男	女	称弦	総	男	女	総	男	女
大正	113	13	1	12	100	38	62	91	28	9	19	63	16	47
2	65	8	2	6	57	23	34	89	41	21	20	48	19	29
3	84	16	5	11	66	31	35	70	36	15	21	34	6	28
4	65	9	6	3	56	19	37	131	73	44	29	58	13	45
5	67	31	. 14	17	36	10	26	100	38	18	20	62	17	45
6	1 33	63	34	29	70	20	50	131	48	21	27	83	20	63
7	90	46	22	24	44	15	29	90	34	13	21	56	20	36
8	85	54	25	29	31	13	18	114	38	15	23	76	25	51
9	40	25	4	21	15	2	13	49	22	17	5	27	20	7
1 0	54	0	0	0	54	50	4	100	51	24	27	49	25	24
1 1	173	9	6	3	1 64	85	79	212	58	28	30	154	81	73
1 2	57	20	11	9	37	15	17	116	64	25	39	52	8	44
13	62	27	7	20	35	8	27	89	35	21	14	54	22	32
1 4	88	31	11	20	57	17	40	135	60	26	34	75	28	47
1 5	73	30	9	21	43	17	26	1 38	48	20	28	90	40	50
昭和2	74	21	7	14	53	21	32	95	43	16	27	52	11	41
3	74	39	14	25	35	9	26	110	52	20	32	58	20	38
4	64	23	4	19	41	17	24	115	54	25	29	61	20	41
5	54	12	3	9	42	13	29	136	76	35	41	60	26	34
6	37	4	3	1	33	13	20	149	95	40	55	54	25	29
合 計	1,545	481	188	293	1,064	436	628	2,260	994	453	541	1,266	462	804
男 女			39.1	60.1		41.0	59.0			45.6	54.4		36.5	63.5
の率	(%)	31.1			68.9			(%)	44.0			56.0		2

注) 「現勢調査簿」による。

吹屋, 坂本, 中村, 旧成羽町とも送籍の方が多く社会減少となっている。吹屋・坂本・中村は大正11年に移動者が多く入籍も送籍も群を抜いている。そしてその後は送籍は増加しているが入籍は減少して社会減少がだんだん増加している。これは吹屋の銅山の影響をうけての結果と考えられる。入籍・送籍とも県外よりは県内の異動が多く,また県外にしても県内にしても女子の異動が男子よりも多いのである。県内異動が多いという現象は交通が未発達な時であるから当然である。女子の異動が多いなかで,送籍においては男子が県内よりも県外が多くなっている。しかし入籍では男女とも県内の方が多いのである。つまり男女とも入ってくるのは県内からの人であるが,出ていくのは女子は県内へ,男子は県外へということになる。

旧成羽町では大正10年の資料が欠けているが、大正11年に吹屋・坂本・中村とは対称的に入籍者も送籍者も厳減して移動者が減少している。やはり入籍・送籍とも県内の異動が多いが大正も終りに近づくと送籍において県外の方が多くなる。また県外にしても県内にしても女子の異動が多い。

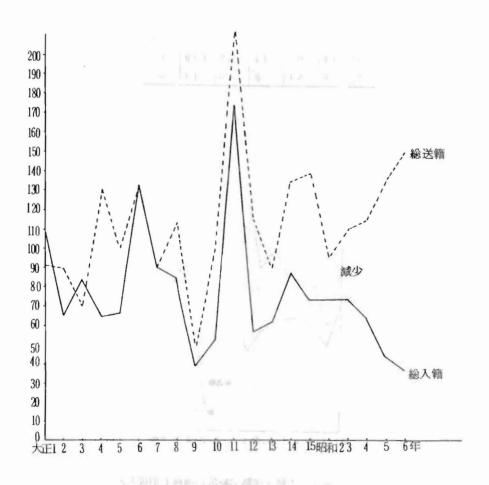


図2-2-4 入籍・送籍の総数の推移(吹屋,坂本,中村)

表 2-2-5 入籍・送籍における県外・県内別男女数及び総数(旧成羽町)

		入			籍				送			籍		
年度	500	県	9	4	県	P	tg [t	総	県	g	4	県	P	3
	総	総	男	女	総	男	女	常品	総	男	女	総	男	女
大正	9 5	18	5	1 3	7 7	3 2	45	1 2 2	4 6	2 1	2 5	7 6	2 3	5 3
2	6 6	1 1	1	1 0	5 5	1 3	4 2	8 0	2 0	8	12	6 0	1 4	4 6
3	7 8	2 4	6	I 8	5 4	29	4 5	109	3 2	1 4	1 8	7 7	21	5 6
4	8 5	23	4	1 9	6 2	1 1	5 1	113	2 0	9	1 1	93	3 2	6 1
5	8 4	23	5	18	6 1	1 6	4 5	1 1 7	3 3	1 6	1 7	8 4	2 5	5 9
6	8 1	1 9	5	1 4	6 2	20	42	1 3 6	3 8	1 7	21	98	3 2	6 6
7	7 5	1 0	3	7	6 5	12	53	1 2 2	2 3	10	13	9 9	31	6 8
8	6 0	1 8	2	1 6	42	6	3 6	169	8 3	4 1	4 2	8 6	1 8	6 8
9	9 2	26	6	20	6 6	5	51	101	3 7	9	28	6 4	21	4 3
1 0														
1 1	1 9	2	2	0	1 7	9	8	3 8	28	1 5	13	1 0	8	2
1 2	7 2	2 1	5	1 6	5 1	16	3 5	7 2	2 3	3	2 0	4 9	1 3	3 (
13	8 4	24	5	1 1	6 0	14	4 6	1 2 9	7 1	3 3	3 8	5 8	18	4 (
14	6 5	1 1	3	8	5 4	8	4 6	1 4	6 0	1	1 3	4 6	3	4 :

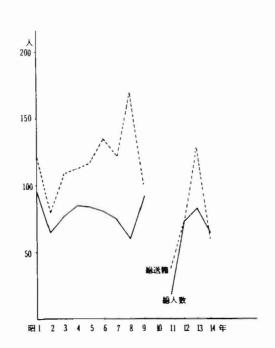


図2-2-5 入籍・送籍の総数の推移(旧成羽町)

(中) 寄 留 者

旧法において90日以上,本籍地以外に住むことをいうのである。吹屋,坂本,中村,旧成羽町における入寄留者,出寄留者の状況をみていこう。

表 2-2-6 は吹屋,坂本,中村における表 2-2-7 は旧成羽町における入寄留者,出寄留者の県外・県内別男女数及び総数を表わしたものである。また図 2-2-6,図 2-2-7 はそれぞれの入寄留者,出寄留者の総数の推移を表わしたものである。

吹屋,坂本,中村では大正8年まで入寄留者が出寄留者を上回って社会増加となっているが,大正9年以降出寄留者が激増し逆に入寄留者は激減して一変して社会減少となっている。これは大正8年頃までに銅が掘り尽くされたため,坑夫として出稼ぎに出てきていたような人が職を失って出

表 2-2-6 入寄留者, 出寄留者の県外・県内別男女数及び総数 (吹屋, 坂本, 中村)

年		入	· H	F	T :	者	9.03	Sar 194	出	寄	留	者		
	401	県		外	県	ţ	内	443	県		外	県		内
度	総	総	男	女	総	男	女	総	総	男	女	総	男	女
大正	685	200	128	82	485	261	224	650	385	235	150	265	127	138
2	653	237	148	89	653	361	292	588	359	208	151	229	113	116
3	907	23 3	150	83	674	380	294	743	461	275	186	282	145	137
4	9 56	214	133	81	742	423	319	774	489	272	217	285	135	150
5	966	241	169	72	725	531	194	786	498	275	223	288	134	154
6	1,204	38 4	194	190	820	524	296	809	51 0	285	2.25	299	141	158
7	1,102	252	168	84	850	540	310	988	655	350	305	333	142	191
8	1,108	253	168	85	855	540	315	1,022	658	352	306	364	142	222
9	423	134	57	77	289	1 60	129	1,719	1,018	582	436	701	395	306
1 0	378	97	35	62	281	152	129	1, 54 9	860	508	352	689	330	359
11	207	61	43	18	146	88	58	1,483	889	479	410	594	298	296
1 2	252	107	82	25	145	76	69	1,375	790	409	381	585	274	311
1 3	4 68	220	132	88	248	140	108	1,587	1,029	549	480	558	242	316
1 4	797	201	112	89	596	307	289	2,431	1,594	926	6 68	837	408	429
合計	10,353	2,844	1, 719	1,125	7,509	4,483	3,026	16,504	10,195	5,705	4,490	6,309	3,026	3,283
男女の率		(%)	60.0	40.0	(%)	59.7	40.3		(%)	56.0	+4.0	(%)	48.0	52.0
県内外の率	(%)	27.5			72.5			(%)	61.8			38.2		

ていったものと思われる。県内・県外を比べた場合,入・出寄留者とも県内の異動が多く,男・女では男子の寄留者が女子を上回っている。これは寄留者が坑夫であることを意味しているのであろう。つまり収入のよい坑夫として出稼ぎに来ているということである。そして県内の入寄留者,県外への出寄留者が多い。

旧成羽町では出寄留者が大正時代を通して上回って社会減少を示している。しかしやはり大正9年から出寄留者が激増してますます社会減少の傾向が強くなっている。旧成羽町は吹屋などに比べると男女の割合がさほど顕著ではなく相対的に男子の方が寄留者は多いようである。県外・県内では入・出寄留者とも県内が多いのであるが入寄留者ではこの傾向が顕著で県内に比べると県外はおよそ10分の1くらいである。

表 2-2-7 入寄留者・出寄留者の県外・県内別男女数及び総数 (旧成羽町)

年		入	寄	윝	3 者	Í			出	寄	留	者		
	603	県	5	*	県		内	to a	県		外	県		内
度	総	総	男	女	総	男	女	総	輸	男	女	総	男	女
大正	653	174	27	147	479	258	221	1,101	480	297	183	621	318	303
2	289	18	9	9	271	138	133	919	391	228	163	528	257	271
3	281	11	4	7	270	135	135	843	399	236	163	444	247	197
4	301	6	2	4	295	147	148	984	482	246	236	502	251	251
5	112	15	6	9	297	145	152	1,132	532	260	272	600	298	302
6	316	13	6	7	303	147	156	1,0 81	521	270	251	560	272	288
7	323	15	8	7	308	155	153	1,116	619	332	287	497	238	259
8	339	20	11	9	319	164	155	1, 197	677	360	317	520	254	260
9	331	16	9	7	315	144	171	1,955	1,155	602	553	800	396	40
1 0	1													
1 1	165	14	8	6	151	75	76	1,710	1,148	586	562	658	341	317
I 2	333	17	9	8	316	150	166	1,8 38	1,198	621	577	640	340	300
1 3	282	18	10	8	264	135	129	1,987	1,197	606	591	790	398	392
14	330	17	12	5	313	169	144	2,060	1,426	768	658	634	300	334

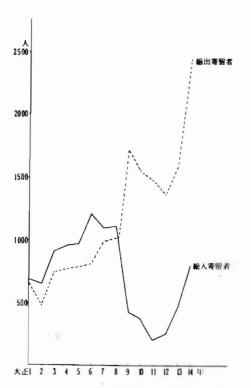


図 2-2-6 入寄留者・出寄留者の総数の 推移(吹屋・坂本・中村)

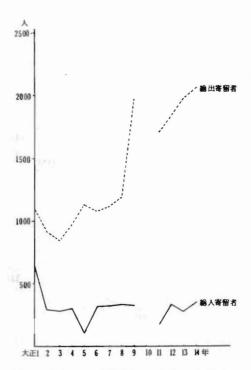


図 2 - 2 - 7 入寄留者・出寄留者の総数の 推移(旧成羽町)

(b) 昭和時代

(1) 概 況

表 2-2-8 は昭和 $40\sim50$ 年度に成羽町に転出入した人の合計つまり移動者数を表わしたものである。これによると移動者数は年々減少の傾向にある。ただ $43\cdot46$ 年度だけは増加している。 46 年度の増加は微々たるものであるが 43 年度は増加率が 8.0%と大きい。

は昭和40~50年度の総転出入者数の推移より社会減少をみたものである。これをみると常に転出者が転入者を大きく上回り社会減少が続いている。しかし、近年は両者の人数差が縮まり、社会減少が少なくなってきている。この傾向は主に転出人口の減少によるものである。社会減少が表わす推移と総転出が表わす推移は傾向が一致している。特に48~49年度にかけての総転出者が急激に減少しているが、これはオイルショックなどによる経済不況のため転出しても職を探すことが困難であり転出が控え

られた結果と思われる。しかし50年度になる

ではさらに詳しくみていこう。図2-2-8

表 2-2-8 移動者数

dur nte	移	動者	数	前年度に対
年度	総	男	女	する増加率
年	人	٨	人	%
昭40	908	432	475	
41	908	4 4 4	464	0
4.2	879	424	4 5 5	- 3.2
43	949	476	473	+ 8.0
44	941	486	455	- 0.8
45	870	425	4 4 5	- 7.6
4.6	875	423	452	+ 0.6
4.7	869	447	422	- 0.7
4 8	799	381	418	- 8.1
4 9	691	3 2 4	367	- 1 3.5
50	688	3 3 7	351	- 0.4

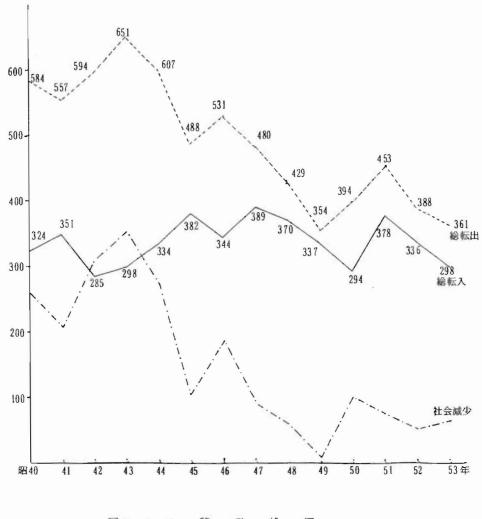


図2-2-8 移 動 状 況

とその差が大きくなるが、その後は一定の社会減少を保ちながら減少している。

(ロ) 男女別にみた転入・転出状況

表 2-2-9 は $40\sim5$ 0 年度の転出入別県内外別男女数を表わしたものである。また図 2-2-9 は転出入別に男女数の推移を表わしたものである。これによると転入・転出とも男・女は交互に多くなっているが相対的には女子の方が多いようである。

次に転入者における県内県外別男女数をみてみると図2-2-10が示すとおり県内は女子が上回り,県外では男子が上回っている。つまり女子は県内から転入しているが男子は県外から転入している傾向がある。では転出者ではどうであろうか。図2-2-11をみると同じく県内では女子が上回り,県外では男子が上回っていて,転入・転出も同じく傾向を示している。このことから女子は男子よりも移動半径が小さく,近隣から近隣へということになる。

女子の転入理由は結婚によるもの,既婚者では夫の転入に伴ってのものが考えられる。男子の転入理由は主に就職によるもの,家の後継ぎなどによるものであろう。また進学のために転出していた人が学業を終えて帰ってきたとも考えられる。では転出理由はどうであろうか。男女とも進学,就職によるものと思われる。しかし女子は県内でとどまり,男子は県外にまで転出する人が多い。そして転出者数は転入者数より顕著に県内・県外別男女数があらわれている。

表 2-2-9 転出入別県内別男女数

年		転	Y			入		
	男 子	女 子	県	N	内	県	9	+
度	総数	総 数	総	男	女	総	男	女
40	152	172	231	100	131	93	5 2	4 1
4 1	169	182	2 3 7	108	1 2 9	114	6 1	5 3
42	133	152	195	8 7	108	90	4 6	4 4
4 3	150	1 4 8	199	9 9	100	9 9	5 1	48
4 4	170	164	197	99	98	1 3 7	7 1	6 6
4 5	186	196	249	1 1 5	134	1 3 3	7 1	5 2
4 6	172	172	219	110	109	1 2 5	6 2	6 3
47	20 3	186	25 8	133	1 2 5	1 3 1	7 0	6 1
48	178	192	2 4 9	107	1 12	121	7 1	50
4 9	163	174	180	73	107	157	90	6 7
50	142	152	215	96	119	7 9	4 6	3 3
合計	1,818	1,8 9 0	2,3 9 9	1,127	1,272	1,2 7 9	6 9 1	578
			(%)	47.0	5 3.0	(%)	5 4.8	4 5.2

年		転				出		
	男 子	女 子	県	P	9	県	9	+
度	総数	総数	総	男	女	総	男	女
4 0	280	3 0 4	377	162	215	207	118	8 9
4 1	2 75	282	380	184	196	177	9 1	8 6
4 2	291	303	369	172	197	2 2 5	119	106
4 3	3 2 6	3 2 5	3 8 1	189	192	270	137	1 3 3
44	316	2 9 1	376	192	184	231	124	107
4 5	239	249	3 3 1	152	179	157	8 7	7 0
46	251	280	3 4 4	156	188	187	9 5	92
47	244	236	323	1 49	174	157	9 5	62
48	203	226	282	125	157	147	76	7 1
49	161	193	228	9 9	129	126	6 2	6 4
50	195	199	25 9	114	1 45	135	8 1	5 4
合計	2,7 8 1	2,8 8 8	3,6 5 0	1,6 9 4	1,956	2,0 1 9	1,085	9 3 4
			(%)	4 6.4	5 3.6	(%)	5 3.7	4 6.3

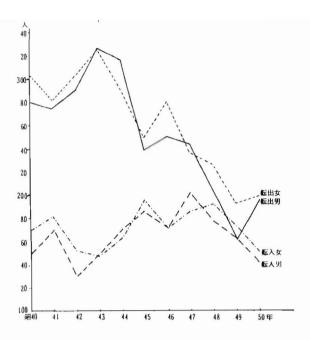


図2-2-9 男女別転出入者数

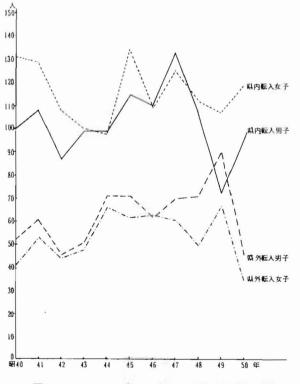


図2-2-10 県内·県外別男女別転入者数

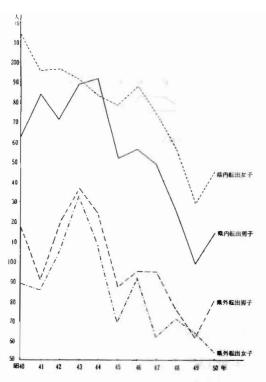


図 2-2-11 県内・県外別・男女別転出者数

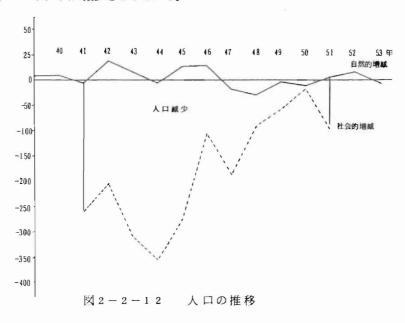
以上のように転出入を総数・県内外別,男女別でみてきたが,昭和40~50年度を総計すると 成羽町では男子2,781人,女子2,888人,計5,669人が転出し,男子1,818人,女子1,890 人,計3,708人が転入している。ゆえに男子963人,女子998人,計1,961人のかなり大

きな社会減少をしている。この社会減少を先 にみた自然的増減とを合わせて人口の増減状 態を表わした表が表2-2-10で、図が図 2-2-12である。自然的増減においては 全体的に減少傾向を示しながら増減を繰り返 しているがこれは少数の範囲内でのことであ る。これに比べると前述のように社会減少傾 向を示してはいるが、結局は毎年当町の人口 は減少して過疎化しているといえよう。しか し49年度は人口減少が23人となり最も大 きな人口減少を示した43年度の345人と 比べると15分の1となり過疎化も停滞はし てきていたが51年になりまた人口は減少が 大きくなっている。当町では40~50年度

表 2-2-10 人口の増減状態

年度	自然的	増減	社会	的增減	合	計
昭40	THE P	5	Δ	260	Δ	255
4.1	Δ	6	Δ	206	Δ	212
42	4 .	19	Δ	309	Δ	290
4 3		8	Δ	3 5 3	Δ	3 4 5
4 4	Δ	5	Δ	273	Δ	278
4 5		1 2	Δ	106	Δ	94
4.6		1 3	Δ	187	Δ	174
47	Δ	1 8	Δ	9 1	Δ	109
4.8	Δ	3 0	Δ	5 9	Δ	8 9
49	Δ	4	Δ	17	Δ	21
50	Δ	1 2	Δ	100	Δ	112
合 計	Δ	1 4	Δ	1,961	Δ :	1,975

の間に1,975人の人口減少となっている。



(ハ) 年令別にみた転入・転出状況

今まで転出入について概況,男女別などをみてきたが,その主体はどんな年令層の人々なのであろうか。図 2-2-1 3 は,4 0,4 3,4 6,4 7,5 1年度の年令階級別転出入者数を表わしたものである。 30 才までは階級を 5 才でとに区分し,3 0 才~ 8 0 才までは階級を 1 0 才でとに区分し,3 0 才~ 8 0 才以上は総括してある。

転入においては、20才~25才が常にトップでその前後の15才~20才,25才~30才が 続いて多くなっている。20才~25才の転入は女子では年代的にみて結婚によるものであろう。 男子では学業を終えての就職と考えられる。15才~20才の転入は年をおうごとに減少している。 これは商学歴化社会になり転出する方が増加して転入は減少しているようである。15才~20才 よりもかえって25才~30才の転入者が増加しているのはUターン現象によるものであろう。

転出では40年代前半までは15才~20才でトップであったが後半になると20才~25才がトップになっている。15才~20才は高校進学,大学進学によるものであろう。20才~25才では男子は就職によるものであろうし,女子は結婚によるものであろう。この他の特徴として,0才~5才の転入が多くなっているが,これは第2次ベビーブームを反映していて20才代の人が結婚期を迎えてその人たちの転入に伴うものと思われる。

最近の傾向としては転入も転出も20才~25才がトップで、やはり20代、30代の若者の異動がもっとも多く、結婚、就職による異動が主だと考えてよいだろう。

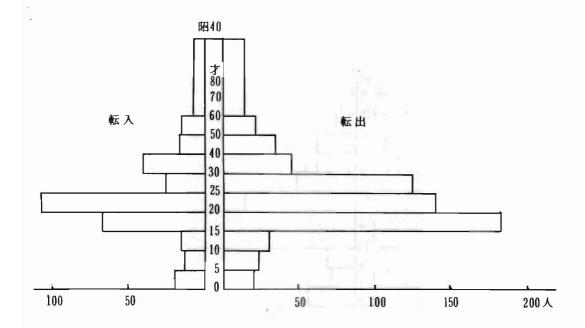
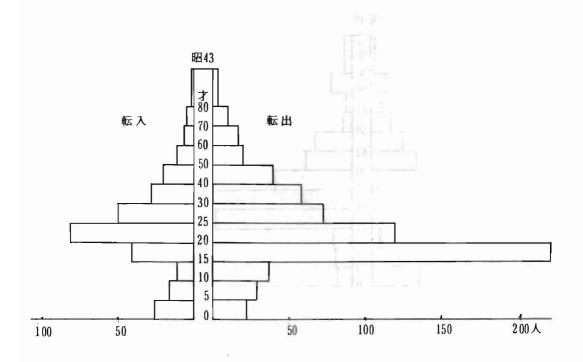
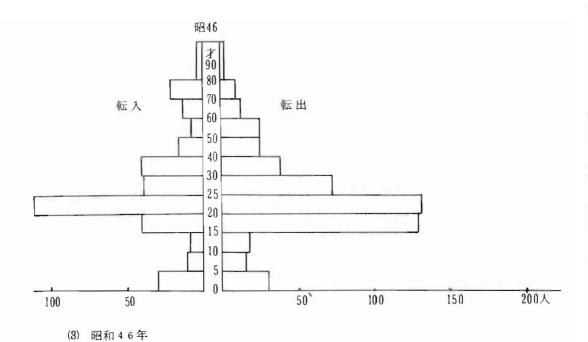


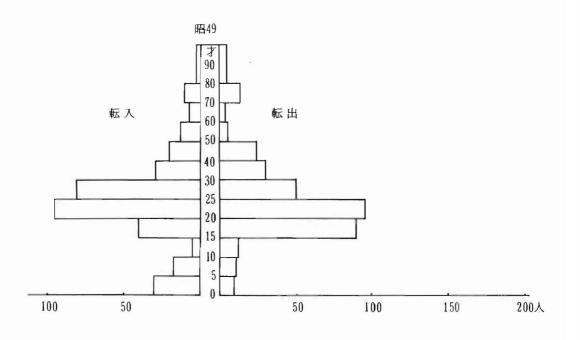
図 2-2-13 年令階級別転出入者数

(1) 昭和40年

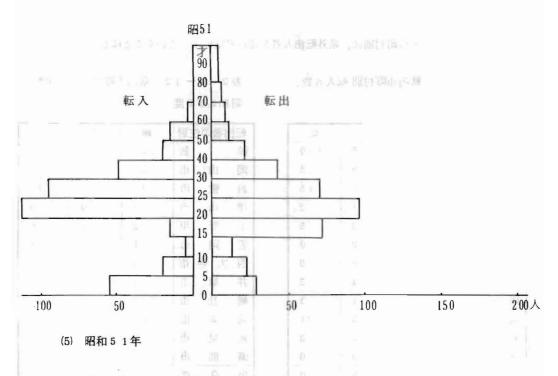


(2) 昭和 4 3年





(4) 昭和49年



(二) 地域別にみた転入・転出の状況

転出者は成羽町転出後の住居地を, 転入者は成羽町転入前の住居地を県外・県内別にみるとどう

であろうか。図2-2-14によると転出入者とも県内が県外を上回り、特に転出者は大きく上回っている。

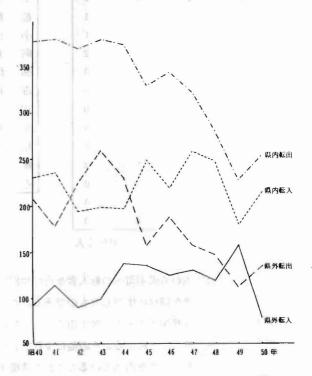


図2-2-14 県内・県外別転出入者数の推移

次に県内転出入者を市町村別に、県外転出入者を都道府県別にみていくことにしよう。

表 2 - 2 - 1 1 県内市町村別 転入者数 昭和 5 3 年度

転入前の住居 総 男 女 総 195 95 100 数 岡 Ш 市 33 18 15 倉 敷 市 3 1 16 15 津 山 市 3 1 2 玉 野 市 0 5 5 笠 凶 市 0 0 0 西大寺市 0 0 0 井 原 市 2 6 4 終 社 市 4 1 3 高 梁 市 36 15 21 見 新 市 5 2 3 備 前 市 0 0 0 邑 久 那 0 0 0 英 田 那 0 0 0 上 房 郡 12 3 9 都 窪 那 1 0 1 小 Œ 郡 3 2 1 呵 哲 那 5 3 2 御 津 那 0 0 0 吉 備 郡 0 0 0 Ш 川上町 19 9 10 備中町 上 17 12 5 郡 成羽町 1 0 1 児 島 郡 5 3 2 和 気 郡 0 0 0 真 庭 郡 2 2 0 赤 磐 郡 7 4 3

表 2 - 2 - 1 2 県内市町村別 転出者数 昭和5 3 年度

転	出後の自	E居	総	男	女
総	75-	数	248	127	1 2 1
岡	山	市	58	3 3	2 5
倉	敷	市	47	2 2	2 5
津	山	市	0	0	0
玉	野	市	2	2	0
笠	岡	市	1	0	1
西	大 寺	市	0	0	0
井	原	市	1	1	0
総	社	市	3 0	14	1 6
髙	梁	市	7 0	3 6	3 4
新	見	市	. 8	3	5
備	前	市	1	0	1
邑	久	郡	1	0	1
英	田	郡	1	0	1
上	房	郡	3	1	2
都	窪	郡	2	1	1
小	田	郡	2	0	2
ह्म	哲	郡	3	1	2
御	津	郡	1	1	0
吉	備	郡	1	1	0
Ш	上	郡	9	5	4
児	島	郡	2	2	0
和	気	郡	1	1	0
真	庭	郡	3	2	1
赤	_ 磐	郡	0	0	0

単位:人

表 2-2-1 1 は県内から成羽町への転入者を市町村別に集計したもので、表 2-2-1 2 は成羽町から県内への転出者を同様に集計したものである。これらは 5 3年度のみの数字である。

まず転入状況をみると高梁市36人,岡山市33人,倉敷市31人,川上郡37人が目をひき,3市1郡で70%を占めることになる。その他は少数で,同じ川上郡内の川上町,備中町,そして隣接する高梁市だけでも37%を占めていることから隣接する市町村からの転入が多いということがいえよう。しかし同じ隣接市町村でも小田郡美星町,阿哲郡哲多町はあまり多くない。

県内転出者も転入者とほぼ同様の傾向を示し、高梁市70人、岡山市58人、倉敷市47人、総社市30人が目をひき、この4市で83%を占めている。高梁市だけでも28%を占める。高梁市は成羽町と接する市ということで転出入とも多くなっている。この他、転入ではあまり特徴的でなかった総社市が30人とかなりの転出数を示している。

では次に県外転出入者をみてみよう。表 2-2-1 3 は県外から成羽町への転入者を,表 2-2-1 4 は成羽町から県外への転出者を都道府県別に集計したものである。転出入者とも大阪府,広島県,兵庫県が多く,やはり近隣への異動が多いようである。転入では大阪府が群を抜いてトップである。転出では広島県がトップである。

表 2-2-13 県外転入者数

表 2-2-14 県外転出者数

5 3 年度

(人)

5 3 年度

(人)

転	人前の自	E居	総	男	女		転	出後の住居	総	男	女
栃	木	県	5	3	2		Ш	梨 県	1	0	1
静	岡	県	5	2	3	THIN	東	京 都	10	7	3
愛	知	県	1	1	0	12.73	埼	玉県	3	- 1	2
埼	玉	県	. 1	0	1		千	葉 県	5	2	3
東	京	都	6	6	0	aid	愛	知 県	8	6	2
Ξ	重	県	1	1	0		滋	賀県	1	0	1
京	都	府	7	4	3	马順	京	都府	5	3	2
大	豊 中	市	1	1 🗈	0	>(3)	奈	良県	1	0	1
阪	東大阪	市	4	3	1	12.00	兵	兵庫県	7	6	1
府	大 阪	市	16	5	11		庫	尼崎市	1	1	0
兵	伊丹	市	1	1	0	Les vuil	県	神戸市	5	1	4
庫	西宫	市	2	2	0	3.798	太	大阪市	1 5	7	8
県	姫 路	市	1	1	0		太阪府	堺 市	2	0	2
奈	良	県	6	4	2		鳥	取 県	2	1	1
埠	阜	県	3	1	2		山	口県	5	5	0
鳥	取	県	1	1	0	1	広	広島市	17	1 1	8
島	根	県	1	1	0		島	尾道市	1	1	0
広	広島	市	4	1	3	F 13	県	福山市	1	1	0
島	尾道	市	4	2	2		香	川県	1	0	1
県	福山	市	2	1	1		徳	島県	1	1	0
山	П	県	3	2	1		愛	媛県	1	1	0
香	111	県	1	1	0		福	北九州市	3	2	1
愛	媛	県	1	0	1		福岡県	福岡市	4	2	2
高	知	県	1	0	1		大	分,県	I	0	1
福	岡	県	6	3	3	71	熊	本 県	3	2	1
熊	本	県	1	1	0		宮	崎県	1	1	0
合	7 -	計	9 1	48	4 3		合	計	108	6 2	4 6

転出入を県内・県外別にみると県内転入は6 8.2%, 県外転入は31.8%, 県内転出は70%, 県外転出は30%となっており、転出入とも同じ傾向を示している。

ではいったい成羽町のどの部落から転出入があるのかみていこう。表 2-2-15 は部落別転出入者数とその増減を表わしたものである。

下原97人,成羽80人と転入ではこの2部落で64%を占めている。この他は坂本23人,吹屋23人である。そして転出では下原127人,成羽91人ときわだって多く,この2部落で61%を占めている。

この他は中野 2 5人, 坂 本 1 9人である。 以上の結果より下原, 成羽は転入も多いが転出も 多いということがいえよう。しかし転出の方が上 回っているので全体からみると減少している。 この他中野も多いがどの部落もたいがいは減少傾 向にあるが, 吹屋はその中でも転入の方が多くなっているのが特徴的である。

次に職業別にみていてう。表2-2-16は職業別転入人口であり、表2-2-17は職業別転出人口である。転入では会社員と無職が圧倒的に多くなっている。無職が多いのは会社員の妻などであろう。

転出では会社員,無職,学生が多くなっている。

転出では云在貝、無職、子生か多くなっている。

よって成羽町では20代、30代の会社員の出入りが多いということがいえる。

表 2 - 2 - 1 5 部 層別 転出入者数

_	0	年.	ECC:
h	3	4	14.5

(人)

部	落	転入後	転出前	増	減
下	原	9 7	127	Δ	30
成	羽	8 0	9 1	Δ	1 1
相	坂	4	5	Δ	1
佐	々木	1 0	6		4
坂	本	2 3	1 9		4
吹	屋	23	1 3		10
長	地	6	1 4	Δ	8
羽	山	1	6	Δ	5
上	日名	5	8	Δ	3
布	寄	5	1 1	Δ	6
中	野	1 3	2 5	Δ	1 2
下	日名	6	12	Δ	6
星	原	1 1	8		3
小	泉	2	6	Δ	4
羽	根	0	5	Δ	5
合	計	2 86	3 5 6	Δ	7 0

表 2-2-16 職業別転入人口

職	業	農業・漁業	林	关 会	社	員	学	生	無	職
人	数	2	1 6		9	1		1 0	1	0 4
割台	<u>}</u> (%)	0. 9	7. 2		4 0	. 8		4. 5	4	6. 6

表 2 - 2 - 1 7 職業別転出人口

職業	農業・漁業	林 業	会 社 員	学	生	無	職
人 数	0	2 3	1 1 9	6	9		7 7
割合(%)	0	8. 0	4 1.3	2 4.	0	2	6. 7

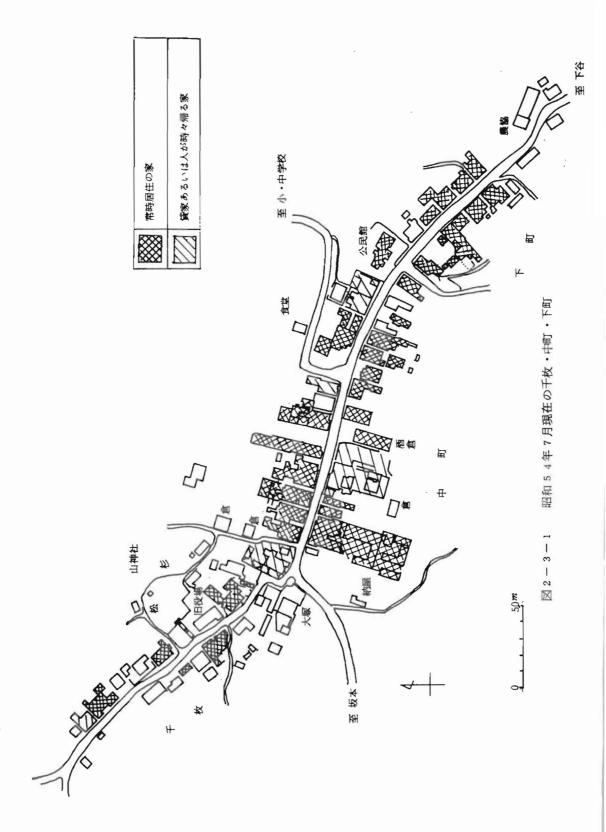
(渡辺 千加子)

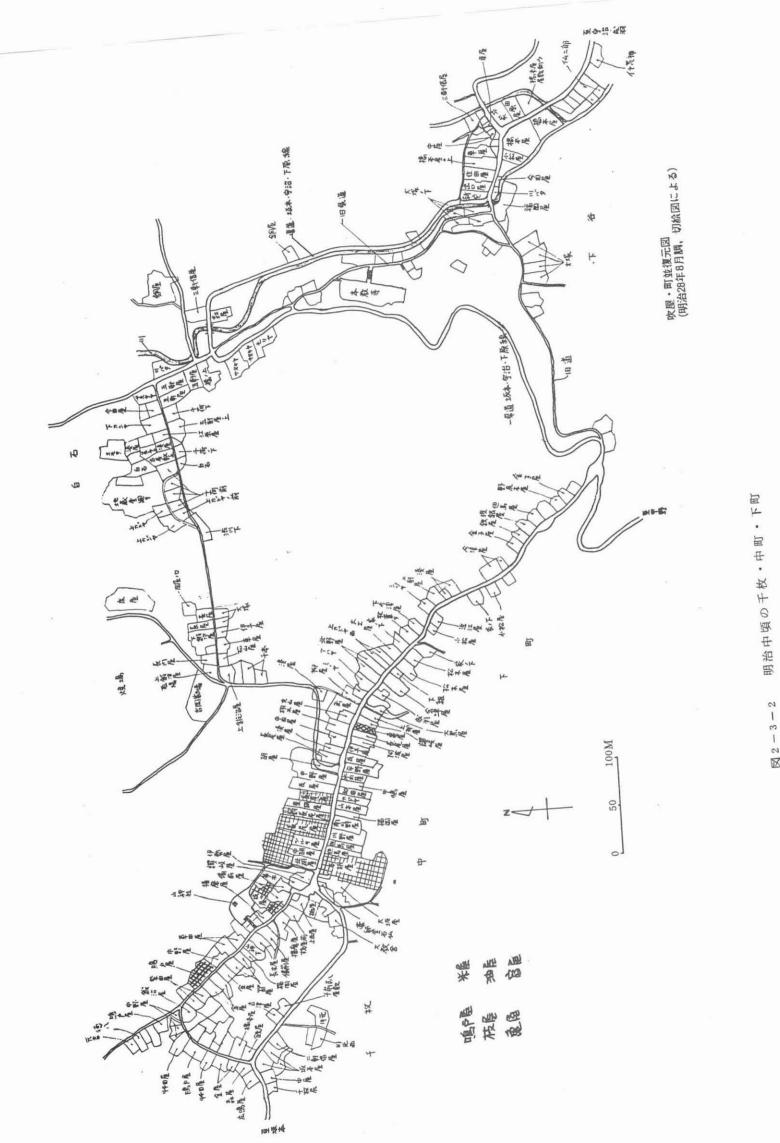
3. 中心地集落吹屋の盛衰

成羽町では、銅山と弁柄で古くから栄えた吹屋という集落がある。ことは昭和30年3月の町村 合併により、成羽町に吸収された。吹屋は成羽町の北東部に位置し、吉備高原上の約500mの高 度の所に存在している。

吹屋の中核集落としては、千枚、中町、下町がある。昭和54年7月の調査時の千枚、中町、下 町の状況は図2-3-1に示される。これをみると干枚には空地,空屋が多いのが目立つ。それに 比べ、中町、下町では空屋はあまりなく、現在もなお、存続している家屋が多い。これらの三地区 の家屋は江戸時代、明治時代のものが多く、町並保存地区となっている。明治中頃の三地区の状況 は、図2-3-2に示される。(成羽町教育委員会:備中吹屋-町並調査報告書より引用)とれと 次図と比較してわかるように、明治の中頃には、空地、空屋がなくぎっしりと家屋が建ち並んでい たことがわかる。特に千枚では現在の衰退が著しい。その原因の一つには、現在家が建っている所 より下が昭和26年に大火事で焼けたことが挙げられよう。聞き取り調査や文献により現在と昔の 家屋の機能の推移をまとめたものが,表2-3-1で,家屋の位置は図2-3-3に示した。これ から考えていくと千枚では,鉱山に関係した技師,役人が住んでおり,役場,郵便局などの行政的 施設もあった。中町ではかつての弁柄製造者や,画造,しょう油醸造など,古くから商売を行って いた所が現在商売をかえ、家を継続させている例が多い。しかし、明治時代に大きな商売を行い富 を蓄えた所が現在残っているだけで,他は,入れかわりが激しく,現在空地となっている所がある。 下町も中町に類似しているが弁柄製造などによって大富豪となっている商人は見うけられない。し かし、古くから商売を存続している所もあった。以上のことから、銅山だけでなく、弁柄製造も吹 屋に大きな影響を与えていると考えられる。

吹屋の銅山は吉岡銅山と呼ばれ、表 2 - 3 - 2 に示すように、請負人が数多く変化した。銅山の経営はその時々により、景気の変動が非常に激しい、請負人が何度となく変化したのも、銅山がいきづまると新たな請負人がはいり、採算にみあう部分を掘ってしまうと見捨てるという方法をとったからであろう。請負人として大塚氏が幾度となくでてくるのは、彼が地元の人で地元産業維持のため、長期の見通しをたて、経営を長期にしようと考えたことによる。そして、明治になり三菱が請負人になったことから、銅山の近代化が進んだ。請負人の変化は、つまりは銅山の経営の変化を示し、請負人がかわることは、すなわち銅山の不景気を意味すると考えてよいであろう。表からわかるように吹屋では銅山の景気の変化が著しく、それによって坑夫の流出・流入も著しかったことがうかがえる。弁柄製造を除くと吹屋には大きな産業はなく、吹屋の人口は銅山の景気により、異動したと考えられる。坑夫は付近の成羽、哲多、新見から来ており、不景気になったり、閉山したり





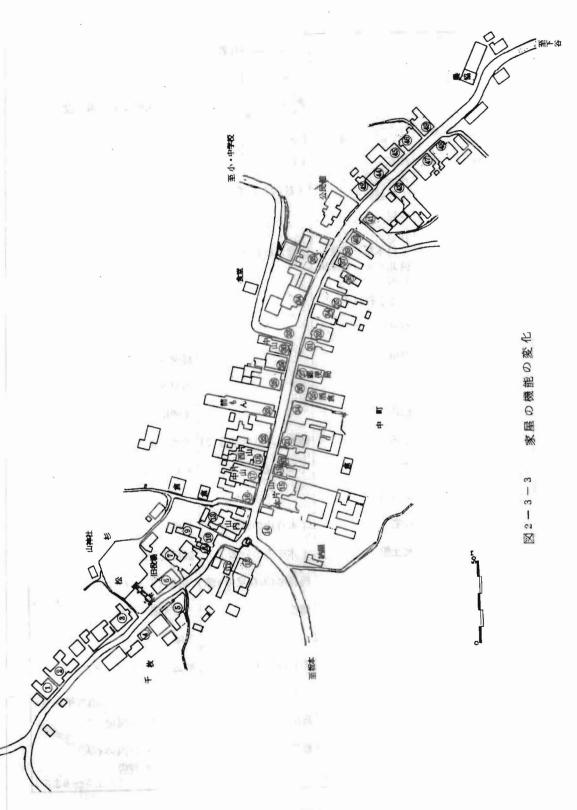


表 2-3-1 家屋の機能の推移

整理番号	家の所有者 の変化した年	機能	以前の所有者	以前の機能
1		空屋(時々帰る)	(大江の分家)	
2	昭和10	住宅	大江 (昭和6大阪へいく)	米屋「鳴門屋」・銅山役人
3	昭和50頃	住宅 (「ふるさと村」の		
4	昭和11	住宅	中山	
5	(21代目)	住宅 (元技師)	(技師として,あちご	「 こち点々とし,定年後戻った)
6		空屋		役場
7		住宅 (材木業-戦後,	以前は技師)	江戸時代 油屋「枝屋」
8	⑦所有	備北バスの車掌休 息所		
9		住宅(教員)		
10		空地		旅館「山良」
11)		空屋		郵便局
12		?		内科医
13		別荘		米問屋
14)		空地	難波(20年前まで)	衣類・雑貨商
(15)		住宅	(本片山)	弁柄(昭和46まで)
16	昭和26	雑貨店		
17		住宅	(本片山の分家)	葬屋
(18)		郷土館	(本片山の分家)	銀行代理店
19	最近	住宅	西長尾(本長尾の分家)) 油屋(明治 20 から)
20		バス車庫	難波	うどん屋「土屋」
21)		空屋 (年 4,5 回帰る)		庄屋
22		薬局(20年前から)	(本長尾)	酒造, 弁柄製造(幕末から)
23		しょう油醸造	(新長尾)	酒造, しょう油醸造 (明治元年から)
24		あき地	岡田	「肥後屋」豆腐屋
25		新長尾酒蔵	松浦	弁柄の5株の内の1人
26		道(西半分),空地		「湯川」料理店 (大正 5 ~ 6まで)

整理	家の所有者	Late Al-		DI M. S. M. M.
番号	の変化した年	機能	以前の所有者	以前の機能
27		東2/3 郵便局あ と住宅	1 1 12	「宇治屋」雑貨商
28		住宅	(東長尾)	弁柄
29		空屋	78 2	農協
30		住宅(貸家)	45Y JULE 3	地主と金貸し
31)	昭和7	住宅		呉服屋(明治20から)
32		住宅	平岡 (明治初めから)	酒屋(大阪へ)
(33)		道	谷口	ペンキ師と自転車屋
34)		雑貨店	XT N	飲食店
35	昭和53或は52	住宅(集金)	何度も人がかわった	旅館(それ以前何十年間か古) 村 昭和12~
36)	所有者変化	住宅 - ラリが一 リリ	The state of the s	米屋 (明治 20から)
37	"	住宅	农种 7	「かめ屋」宿屋(明治~大正)
38	2.	金曜日だけの散髪 屋		
39		空地		魚屋(明治~大正)
40		住宅	and the same	菓子屋
41)		しいたけ工場	图 45. 《解人的语	倉庫
42		空屋(成羽へ)	427	小物屋
43		おもちゃ屋		髪結星
44	昭和のはじめ	旅館		旅館
45		米屋	W-1370	「城井田」
46	71.5	住宅	祖之後並	9 11
47	昭和23でろ	パーマ屋	48所有	
48		雑貨屋		4
49	.,	雑貨屋	48の分家	7年,第一年

注) 1. 聞き取り調査

2. 成羽町教育委員会:備中吹屋-町並調査報告書ーにより作成

表2-3-2 銅山の請負人の推移

期間	請負人	備	考
戦国時代 / 近世前期	大 塚		
元和 4年(1618) 。 寛永 15年(1638)	成羽藩領内,領外 の豪商		銅の産出量の増加のた め
万治元年(1658) 寛文6年(1665)	2人の請負人	請負期間8年以下,3 年期限が多い。 大坂の天野屋,平野屋 浜田屋,豪州堺の納屋	都市の商業資本導入 による復興
寛文10年(1670) / 天和年間(1683)	4人の請負人	江戸の大坂屋,尾張屋 二見源兵衛,備前岡山 の千田屋	掠奪的採掘
元和元年(1681) / 享保元年(1716)	大坂泉屋	元禄11年(1698)から5ヶ年 村内庄屋の請負	長期・持続的採掘方法 への変化
享保7年(1722)	大 塚		地元産業の維持存続の ため。坑夫の協力あり
宽保2年(1742) 天明元年(1781)	京都銀座 (背後に大塚)	天明2年(1782)から1年 足らず村内庄屋の請負	
寛政3年(1791) 3 化4年(1847)	大 塚		
元治元年(1864) / 明治6年(1874)	備中松山の 亀山定兵衛		
明治6年(1874) と 昭和6年	岩崎弥太郎 (三菱)		銅山の近代化

- 注) 1. 鉱脈の枯渇,第1次世界大戦後の不況,昭和4年の世界大恐慌により, 昭和6年に閉山。
 - 2. 川崎 茂:「日本の鉱山集落」 P246 成羽町教育委員会:備中吹屋-町並調査報告書より作成

するとその坑夫たちの流出により、人口の減少が見られた。彼らは主に飯場に寝泊まりし、飯場は 千枚の下の方、現在の小学校の東の方にあったそうだ。そこには、一件に50人ぐらい収容し、寝 るだけの所であったらしい。彼らや商売のため吹屋に来る者のため、最盛期には飲屋が2、3軒あ り、一軒につき、2、3人の芸者をかかえていたと言う。

成羽町教育委員会:備中吹屋一町並調査報告ーによって弁柄製造,緑礬の製造をみていこう。吹屋における弁柄稼ぎは、宝永期あるいは宝歴期にはじまったとされる。江戸中期には地域の産業となったが、素朴な方法で生産を行っていたらしい。弁柄生産の大きな前進は中間製品である緑礬の製造による。これは18世紀後半のことである。弁柄稼人つまり経営者は、5軒あり、いずれも吹屋村の富裕者たちであった。彼らは株仲間を結成し、弁柄株5軒ではじめたが、後に6軒になった。株の移動は若干あったが、この弁柄株6株の制度は変わらず、結束して営業を維持した。また、別に弁柄請負人がおり、弁柄製造所の冥加銀の取立を行った。弁柄製造は明治以降も安定な発足をし、昭和6年の銅山閉山後は唯一の地場産業となった。緑礬製造は、化学肥料生産の副産物の酸化鉄の出現により、昭和20年頃には経営難となり、廃業された。一方、弁柄製造も昭和30年代に入り、化学肥料生産の副産物を利用する製法の優位により減少の一途をたどり、諸種の不利な条件も重なり昭和40年代後半にはすべて廃業となった。弁柄製造は伝統的技術・経営から脱却しえず、閉山による失業労働力の吸収には限界があったが、吹屋の過疎化の歯止めとして果たした役割は大きい。

吹屋は銅山・弁柄生産によって付近でも先進的地域であった。吹屋は東京との行き来が激しかったため、文化的に他地域より常に先にいっていた。それは、郵便局の設置時期、電気をひいた時期によって明白である。そして富裕商人たちの子弟は遠く東京まで教育をうけにいったという。つまり、吹屋は山の中ではあったが異常なほど教育水準が高かったといえる。だから、都市に進出する人も多かったらしい。

吹屋では銅山の景気によって人口の異動は著しいものがあった。それは流動的労働力を使用する 鉱山集落の宿命でもあった。一方、都市の行き来が密であったため、高い教養を身につけ、都市に 進出する者も出現した。大正8・9年においては、第1次世界大戦後の不況による影響で、著しい 人口減少をみている。これは吹屋の黄金時代が去ったことを意味し、それ以降衰退となる。さらに 昭和6年に鉱山が閉山され、それに伴い吹屋は衰退の一途をたどるが、弁柄製造などによりある程 度衰退をくいとめることができた。川崎茂氏の「日本の鉱山集落」によれば、「吹屋の場合、衰退 集落といえど院内銀山町、大森銀山町などのごとき徹底的な衰退様相とは比較にならない。かかる 衰退度の差異は、貧弱ながらも鉱山以外の依存機能の基盤の有無に根本的に支配される。」として いる。つまり、吹屋では、銅山閉山後も、弁柄・緑礬製造が残りそのため、徹底的に集落が衰退す ることがなかったといえる。しかし、弁柄製造の昭和30年代からの衰退や高度成長は吹屋の過疎 化を促し、昭和30年には成羽町に吸収されることとなった、現在、若者がほとんど見られない。 老人は家を守るため、残っている。空屋が目につくが、すべて廃虚でなく、仕事の都合上空屋としている例も多い。墓があるため、盆正月に戻って来る家も多く、定年後、ふるさと吹屋に住もうと 考えている人もおり、現に定年後帰ってきた人もいた。また、吹屋の過疎化傾向をくいとめるための対応策として、昭和50年に、岡山県「ふるさと村」として指定され、現在、観光地として復活しようとしている。

聞き取り調査においては、吹屋の千枚、中町、下町の皆様には大へんお世話になった。ここに感 謝の意を表する。

(片岡 和子)

第3章 原始・古代・中世の成羽町

1 原始・古代

(1) 前 史

現在,いくつもの大小の島々を浮かばせ,美しい景観をつくっている瀬戸内海。岡山の歴史は, このおだやかな内梅と,そこに注ぎ込む高梁・旭・吉井川の三大河川によってはぐくまれてきたと もいえるものである。

鷲羽山の山肌には、先土器時代の石器が無数に散在しており、風雨にその姿をさらしている。瀬戸内海沿岸の岬や島などでは、この時代の人々の生活の跡がいたる所で見られ、又、内海からはナウマン象の化石が引上げられていることからも、当時の内海は、草原の広がる陸地であったことがうかがえる。石・骨でつくった道具を手に、猟物を求める人々の姿が、きっとあちこちで見られたことだろう。

氷河期の終わりと共に、気候は温暖化し、海面の上昇という、大きな自然環境の変化が起こり、 人々は、海進に追われる様に、内陸へと移っていった。現在、県南に残る早島・児島・羽島の地名 は、これらが当時、内海に浮かぶ島になっていたことを物語っている。

成羽には,まだ人々が足を踏みこんでいない時代のことである。

(2) 縄文時代

縄文式とよばれる土器をつくり、打製から磨製石器を使用する様になった縄文時代の人々の生活 は、あいかわらず自然の条件に制限される、狩猟・漁撈・採集に頼るものであった。食料を求めて、 彼らは絶えず、より快適な土地をめざして移動的生活をせざるを得なかった。

成羽の地は,内海の波が打ち寄せる海岸から程遠い 内陸の地であり,高梁川の支流,成羽川の存在と切り離しては考えられない土地である。当時の成羽の地形の様子は正確にわからないが,東西に細長い小低地の中央を流れる成羽川の北になだらかな傾斜地がわずかながらも拡がっていたのであろうことは、現在の地形からも推測できる。

成羽の地に、人々が移り住むようになったのは、今から約四千年前の縄文時代後期のことである。このことは、成羽川の北に拡がる低地の中心附近(古町フラット附近)から出土した縄文式土器によってしることができる。この遺跡は「成羽縄文小御堂遺跡」と呼ばれており、弥生時代まで続く遺跡(写真3-1-1)である。ここは、理科大鎌木義昌氏や県教委神野力氏によって調査され、50~60片の縄文式



写真3-1-1 小御堂周辺



土器が確認されている。分類された結果、これらは、中津式(6~7片)、福田KII式(5~6片) 彦崎KII式(3~4片)、福田KII式(5~6片)などの、後期の磨消縄文土器や、黒田BII式(1片)と思われる縄文晩期のものであった(現在、成羽町博物館に展示されている)。これらの出土土器を岡山県内出土土器編年に対応して見ると(表3-1-1)、同様に出土していることがわかる。

表 3-1-1 土器編年対応表 (「成羽史話より」)

岡	Щ	県	成羽町
早期			
前期			
中期			
後期	中質	1 式	0
	福田区	九二式	0
	彦崎 E	X I 式	
後期	彦崎 E	た11.7	0
	馬耶	式式	
	福田E	大皿式	0
1.0	黒土 F	31式	
晚期	原下	層式	. 13
	黒土E	日式	0

縄文時代後期,中津式土器を製作した人々がはじめて成羽の地にやってきて後,この地に訪れては又,移動していく集団がいくつかあったのだろう。各種の出土土器がそれを物語っている。

縄文時代後期以降,内陸に移動してきた人々のうち, 高梁川沿いに北上し,その支流,成羽川に沿ってこの 地に到達した人々にとって,この山間の丘陵地は絶好 の場所と映ったことだろう。

縄文遺跡については、他には確認されていないが、成羽より中国山地のさらに奥にはいった所、広島県比婆郡帝釈峡で、縄文時代早期から晩期に至るそれぞれの遺物を含む遺跡群が発見されており、遺物より見る限り、成羽よりずっと頻繁に人々がこの地に移り住むことがあった事になる。帝釈峡と成羽と、直接結びつ

けて考えるわけにはいかないが、同じ川筋に存在し、成羽から帝釈峡への道筋は山陰への交通路と も考え得る事など、両遺跡の関連性を全く否定する事はできない。

(3) 弥生時代

吉備の穴海をつくって入りこんだ海岸線も、河川の堆積作用により、長い年月をかけ、遠浅の海へ、やがては再び、平野を形成し陸化していった。岡山平野の中央に位置する津島遺跡は弥生時代の代表的遺跡であり、旭川のつくる自然堤防上に営まれた水田・集落址である。

今から2300年も昔,北九州に伝えられた稲作は、西日本全域に拡大し、吉備の地方でも、いち早くそれは取入れられた。これは津島遺跡などの平野に残る遺跡群がよく示している。初期の稲作は、自然の地形を利用しただけのものであったが、やがて、自然に働きかけたり、又、谷にも水田を営むようにもなっていく。

成羽にも、比較的早い時期に稲作文化を持った人々が入ってきている。当時の成羽が、どの程度 稲作に適した土地であったかわからないが、成羽川沿にわずかに拡がる低地を利用して、細々と稲 作りが始まり、小高い丘陵上に定着する生活が営まれたのであろう。

成羽川の北に拡がる低地には、弥生式土器を含む集落址が広範囲に発見されており、天神ヶ丘遺跡(前掲地図の2)とよばれる。又、成羽高校敷地から、竪穴式住居址、鉄剣が見つかったが、これは調査されないまま校舎が建てられ、わずかな出土遺物のみ、博物館に保存されている。

県北各地に存在する弥生時代の遺跡を見れば、稲作の普及とともに、よりよい土地を求めて新し

い土地へ人々が移住していく状況が推測できる。

(4) 古墳時代

古墳時代は、稲作の普及により身分の差が次第に拡大し、やがては特定の権力を集中する首長が 現われ、彼らがその権力の象徴として古墳を造築した時代である。吉備地方の当時代の古墳文化は、 造山・作山古墳をはじめとして、畿内と肩を並べる程の勢いを有していた。

古墳時代は、前期、後期の2期に分けられ、前期は、主に竪穴式石室を有する前方後円墳・円墳などの巨大古墳が出現する時期である。しかし、この時期の古墳が巨大墳だけであったのではなく、丘陵の尾根上に点在する小古墳も、存在した。後期は、石室に横穴式石室を採入れた古墳が築造された時代であるが、少数の大古墳の他、この時期を特徴づけるのは、丘陵上に密集して築造された群集墳である。

成羽における首長クラスの古墳としては、天王山古墳(前掲地図の3)が一基あるのみである。 成羽の町を見下す、低地の北西の小高い所に、自然の地形を利用して造られた円墳である。現在、 上には祇園社が建てられている。この古墳は数片の埴輪片を出土しており、たぶん古墳時代前期の 成羽の首長ともいうべき者の古墳であったと考えられる。

後期横穴式石室を有する古墳としては、塚根山古墳(前掲地図の4)がある。天王山古墳と同丘 陵の極めて近い場所に位置する、径8メートルの円墳である。石室は、そでがなく、羨直と玄室の 区別がない。これはこの地方の特徴というよりも、古墳時代の終末期の簡略化された形態と考える 方が妥当であろう。この古墳からは、土師器・須恵器が出土している。

「成羽史話」に詳しく記述されているものは以上の2つであるが,その他にも文化財保護委員会の分布調査によって,天神ケ丘に一基(前掲地図の5),長地・麻繰に一基ずつ(前掲地図の6,7),坂本に三基(前掲地図の8,9,10),佐々木・大谷古墳群などが確認された(別表3-1-2を参照)。しかし,詳しい調査は未だされておらず,それらの古墳については,今後の調査を待たざるを得ない段階である。

主 3 - 1 - 9	盾松成羽の女ル財	(今国海蜍地図 + n	(文化財保護委員会))
77 3 - 1 - 2			

遺跡 番号	種類	文化財名称	時代	地権者	文化財 所在地	地目	遺跡 概況 出土品	現状
1	散布地	古町プラット遺跡 (小御堂遺跡)			成羽古町		縄文~妳生式 土器	完存
2	集落址	天神ヶ丘遺跡	弥生	公有・ 民 有	成 羽	学校畑	遺物の多くは現在不明弥生式土器	"
3	古 墳	天王山古墳	古墳	民 有	山本	山林	円墳, 頂上に祇園社 建立 埴輪小片	"
4	"	塚根山 〃	"	"	"	"	径 8 mの円墳,石室 土師器片,鋳 (長8 m,高さ 1.5 m) 片,須恵器片	"
5	"	天神ヶ丘 〃	"		成羽枝		円墳	半壊
6	"	長地 〃	"	民 有	長地 長地前	山林	上に祠あり	全壊
7	"	麻繰 "	"	"	布寄麻繰	畑	円墳,入口大石 (幅18 <i>m</i> ,高さ1.3 <i>m</i>)	完存

- 2		2 号墳	"	"	"	,	"	付政 1回	"
-1		1 号墳	"	"	大 谷	畑	円墳	土師器,須惠 器数個	全學
12		大谷古墳群				1 32	100 8 A F 1		
- 2		2 号墳	"	民 有	"	山林	径 5m, 高1.5mの円 墳		完存
11 -1	"	佐々木古墳群 1号墳	"	"	成 羽佐々木	山林畑	石室(幅1.2m,長2m) 円墳		"
		Programme and the second		,	矢 光	AII	石室の基部のみ残存	高坏)鉄鏃	半量
10	"	矢光 〃	,	"	梶 平 坂 本	畑	円墳	須恵器(坏,	
9	,	梶平 〃	"	"	矢 坂 本 平	山林	径 5 mの円墳		"
8	古墳	家の下古墳	古墳	民 有	坂 本	畑	横穴式石室石材散在		完有

(5) 古代の成羽

全国的に古墳が爆発的に築造された時代もやがて終わり、大和朝廷による統一が進み、吉備地方 もその支配の及ぶところとなっていった。吉備地方では古墳にかわって、寺院が豪族の権威の象徴 として建てられる。成羽には、古代寺院は見られないが、前代の首長の系譜をひく豪族が、独立的 にでもこの地の実権を有していたのであろう。

大化改新により,国郡里制がしかれ,吉備国は備前,備中,美作の三国に分かれた。成羽は備中 国下直郡,後には河上郡に属していた。史料の中に成羽の地名は見られない。

奈良・平安時代を通じて,成羽の歴史は,ほとんどわかっていない。史料上で確かめ得るものは, 銅山に関する記事(「日本書記」大同2年)があるのみである(銅山の歴史については後述)。

成羽が日本史上に登場するには, 史料上, 中世を待たなければならない。

(守時敦子)

参考文献

西川 宏 『吉備の国』(学生社)

真壁忠彦・葭子 『古代吉備王国の謎』(新人物往来社)

竹内明照著 『成羽史話』成羽町教育委員会 昭和39年

2 中 世

(1) 鶴首城主河村秀清

鶴首山は、川上郡成羽町下原にあり、標高340メートル、山容が鶴の首をおさめたような形をしているためこの名を持つ。鶴首城は鶴首山山頂を中心に、文治5(1189)年河村四郎秀清によって築かれたと伝えられる。その後、天文年中(1532~1555)国人三村家親は毛利氏の援助で成羽に侵入し、鶴首城の大改造を行なった。頂上の本丸(約418㎡)をめぐって二の丸、三の丸があり、東北の尾根を削って大手を固める四の丸、そして南の断崖のうえに搦手を守る五の丸

がある。この崖下を東西に深く掘り切って深い空濠がつくられている。本丸にはわずかな勾配をもった高さ2mの石垣が残存しているが、他の丸には全く石垣がみられない。中世の土塁の山城から近世の石垣を全城に乗く築城法の中間的築城法を示すものとして貴重な資料である。城山南面の中復に井戸の石垣跡があり、近くに谷水が自然にわいている場所がある。また武士の池という非常用水が南西方約1kmの谷間にある。しかも、地形を見ると、前面には成羽川、左に愛宕山、背後に重

畳の山岳をひかえ、防塞が自然によってなされるという好条件に恵まれていた。

鶴首城の祖である河村四郎秀清は, 幼名を千鶴丸といい, 父は山城 権守で あった秀高, 母は京極局と称して頼朝 に仕えた。「吾妻鏡」に, 次のような 記事がある。

。九日丙申。入夜。明旦越阿津賀志山。 可遂合戦之由被定之。 爰三浦平六義村。 葛西三郎清重。工藤小次郎行光。同三

- (以下略)-



葛西三郎清重。工藤小次郎行光。同三 写真 3 - 2 - 1 鶴首山全景 郎佑光。狩野五郎親光。藤沢次郎清近。河村千鶴丸。年十三才。以上七騎。潜馳過畠山次郎之陣,

○十二日已亥。一昨日合戦之時。千鶴丸若少齡而入敵陣。発矢及度々。又名謁云。河村千鶴丸云々。
 二品始令間其号給。仍御感余。今日於船迫駅。被尋仰其父。小童為山城権守秀高四男之由申之。依之。於御前俄加首服。号河村四郎秀清。加冠加々美次郎長清也。此秀清者。去治承四年。石橋合戦之時。兄義秀令与景親謀叛之後。牢籠之処。母二品官女。号京極局。相計而暫隱其号。置休所之傍。而今度御進発之日。称譜第之勇士。企慇懃吹挙之間候卿共。忽顕兵略。即開 佳運者也。-(以下略)-(「吾妻鏡」第九 文治五年八月)

文治 5 (1189)年,頼朝が奥州征伐を行なった時,当時わずか 13 歳であったにもかかわらず 従軍した秀清は、三浦義村ら6人とともに、国衝の守る熱借山の堅塁の突破に成功した。このこと を聞いて頼朝は大いに感賞し、船迫駅に秀清を召して、加賀美長清に加冠させ元服させて、河村四郎 秀清の名を与え、その勲功に対し備中成羽の地を知行させることとした。

このような経過を辿り、後何代かにわたり河村氏が成羽の地を支配したと考えられる。ただ、その子孫の詳細については不明な点が多い。わずかに、「大平記」の中に、「河村」の名を見ることができる。

—(前略)—

主上隠岐国ョリ還幸成テ,船上=御座有ト聞へシカバ,国々ノ兵共ノ馳参ル事引モ不切。先一番 =出雲ノ守護塩谷判官高貞,富士名判官ト打連,千余騎ニテ馳参ル。其後浅山二郎八百余騎,金持 ノ一党三百余騎,大山衆徒七百余騎,都テ出雲・伯耆・因幡,三箇国ノ間ニ,弓矢=携ル程ノ武士 共ノ参ラヌ者ハ無リケリ。是ノミナラズ,石見国ニハ沢・三角ノ一族,安芸国ニ熊谷・小早河,美 作国ニハ菅家ノ一族・江見・方賀・渋谷・南三郷、備後国ニ江田・広沢・宮・三吉、備中ニ新見・成合・那須・三村・小坂・河村・庄・真壁、備前ニ今木・大富太郎幸範・和旧備後二郎範長・知間二郎親経・藤井・射越五郎左衛門範貞・小嶋・中吉・美濃権介・和気弥次郎季経・石生彦三郎、此外四国九州ノ兵マデモ聞伝々々、我前ニト馳参リケル間、其勢舟上山ニ居余リテ、四方ノ麓二三里ハ、木ノ下、草ノ陰マデモ、人ナラズト云所へ無リケリ。

(「大平記」巻七 船上合戦事)

元弘3(1333)年,後醍醐帝の遷幸に際し,船上山で備中の同じ豪族である新見氏,成合氏, 那須氏,三村氏,庄氏らとともにお迎えのために参首した「河村」氏のあることがわかる。当時の 備中において,河村氏は鶴首城を築城した河村氏の他に同姓の豪族はなかったので,ここにある河 村氏が秀清の子孫と考えられる。

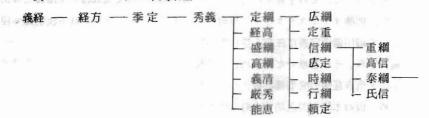
この他「太平記」には、文和4(1355)年,山名氏が楠木,石塔氏らと共に京都に攻め上ったその二回目に,山名時氏・師義らは北党の足利義詮の大軍と神南山に戦い,利はなく,師義が敵中において自殺しようとした時,「河村頼秀」が身代りになって主将師義を救ったことが記されている。この頼秀が,元弘3(1333)年の河村某と同一人物か否か正確なことはわからない。康安2(1362)年に,山名時氏の部将として,河村十郎の名が「太平記」に見えるが,十郎は頼秀の嫡子であるらしい。その後,河村氏の名は戦国の世になるまで表われず,戦国の世に入ると,毛利氏の部将天野元明の家臣に河村新左衛門が見える。この新左衛門は関ケ原の戦の後,福山藩主水野氏に仕え,わずか六百石の封を受けた。その嫡男河村新八もまた父新左衛門に劣らぬ豪雄の士であった。この新左衛門,新八父子が,前記河村氏の子孫であるかどうかは不明であるが,河村氏の姓は以後あまり史上に見られない。

(2) 高盛城主佐々木信綱

高盛城は、成羽町大字佐々木の高盛山(別名鶴/森山標高477)の山嶺にあったとされ、蓮池和泉九郎が軍功あって、ここに城主となったので別名蓮池城とも言われている。

「備中府誌」に依ると、承久3(1221)年、北条泰時の軍に従い宇治川の合戦に殊勲のあった佐々木信綱は、備中において此の地を加恩せられ、この城を築城したという。現在の佐々木の地名は、これに起因するとも、又地形上洲崎の転訛とも言われている。高盛城主としての佐々木氏がどうなったかは不明であるが、信綱の後裔である高親は平川氏の祖であり、建武3(1336)年に備中国穴門郷領家職を賜わり、親倫まで十代の間紫城を相伝した。紫城というのは、川上郡備中町にあり、建武3(1336,延元元)年平川掃部介高親が穴斗郷の領家職に任ぜられた近江国(滋賀県)からこの地に移り築いたものである。

表 3-2-1 佐々木氏系譜





(「尊卑分脈」第三,及び「川上郡誌」より)

(3) 戦国武将三村氏

群雄の割拠する戦国期にはいるまでの成羽について、明確にすることは困難であるが、天文 2 (1533)年、三村家親が当地に侵入するまでの約190年間ほどは、他の地の戦乱をよそに平穏な天竜寺荘園であったのではないかと、わずかに残る天竜寺の古文書により、考えることができる。次にその古文書を上げておこう。

天 竜寺雑掌申,備中国成羽庄,本主三村信濃入道余類居令住当庄,動成其煩云々,太無謂,早可被止其妨,若不承引者,為処罪科,可被注申状,依仰執達如件

明徳四年十月七日

(斯波義将) 左衛門左 判

細川兵部大輔殿

(「大日本史料」第七編之一 後小松天皇)

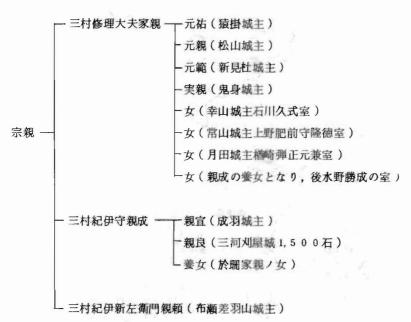
この書状は明徳 4 (1 3 9 3)年,将軍足利義満の命令によって達せられたもので、大意は「天 竜寺の事務所から、自分の寺領である備中国成羽荘に、三村信農入道が余類のものを居住せしめ、これらのものが何かと策動するので当荘にもめごとが 頻発して難渋を極めていると申し来たっている。そこで早急に三村入道にかかることのないよう中止をさせよ。もしそれを承知しない場合は処罰してもよろしい。」というものである。ここで、書状の差出し主左衛門佐とは、当時の幕府の三管領の筆頭斯波義将で、細川兵部大輔とは当時備中守護職を担当していた細川満之であり管領である細川頼之の末弟であった。そして、三村信農入道というのが、三村家親の曽祖父親家であり当時星田(現在美星町)在住の豪族であった。

三村氏は、清和源氏の流れを汲む名流であり、四世の長清は信濃守に任ぜられ、常陸の松尾城にいて小笠原氏を称することとなった。長清の三世長時は常陸新治郎三村郷に存在し、このとき三村姓にかえた。その子親時三村新左衛門は信州狭江郷に移住した。親時の孫能実は備中に移り元弘3(1333)年5月、元弘の乱に後醍醐天皇を船上山に守護したので、その功により小田郡星田郷(美星町)の地頭職に補せられた。その子親家は将軍足利義満の配下として地頭職、星田郷法雲山に城を築き城主となった。明徳4(1393)年、当時天竜寺荘園であったと思われる成羽郷へ侵入し、前出の文書によって細川備中守護に注意を受けたのは、この親家であった。

親家に続いて、時親、宗親、それを継いだ家親は、智勇兼備の武将である毛利氏の支援をうけて 天文 2 (15 3 3)年に天竜寺在園の成羽郷に侵入し、祖父以来の宿顧を果たした。家親は備中征 欄の本陣を建設するため、仮の本陣を西之坊(古町)に置き、成羽村の中央部に豪壮な居館を造営

表 3-2-2 三村氏系譜

清和天皇 — 新羅三郎義光 — 武田刑部三郎義清 — 鬼見冠者清光 — 各々部遠光 — 小笠原左右大夫長清 — 小笠原長経 — 三村筑波守長時 — 三村新左衛門親時 — 三村三郎兵衛親屯 — 三村信濃守能実 — 三村信濃守親家 — 三村信濃守時親 — 三村備中守宗親



(「成羽史話」附録より)

した。これは、「お茶屋」と呼ばれるもので敷 地87町歩、土塁32町歩高さ1丈3尺余、堀 77町歩という巨大な城郭だった。このお茶屋 は、家親が当地に入部してまもなく構築され、 父子二代にわたって47年間の居館となった。 このお茶屋の周辺は、武家屋敷や商業街など、 城下町の形成を見るに至った。現在のこの地帯 には上市・下市・新張などの地名が見られ、こ の居館の繁栄の状況が想像される。

家親は成羽のこのお茶屋に在城すること27年,かつて河村氏が拠った鶴首城を整備し,天文22(1553)年には猿掛城主荘為資,永禄3(1560)年には,松山城主荘高資を破り,成羽には親成・親宜父子を置き,本拠を松



写真 3-2-2 三村氏城趾



図 3-2-1 岡山の城と城址,地図(岡山文庫)

山城に移した。

家親は、備中全土を攻略し、美作・備中へも進出しようとして、備前の宇喜多直家と争うこととなってしまった。永禄6(1563)年、家親は兵を備前に進め一挙に岡山船山城を攻略した。同7(1564)年には備前に入り、金光宗高・須々木豊前を降し、同8(1565)年5月、作州路にはいり三星城を攻めたが利はなく、同9(1566)年、再び作州に攻め入り宇喜多の諸城を攻略し、久米郡穂村の興善寺に屯し、さらに備前に進入するかに見えた。直家はそれを恐れ、同9(1566)年3月18日、遠藤又次郎・喜三郎を送り家親を暗殺させ、成功した。

家親の弟親成と二男元親は,軍の動揺を恐れ,家親の死を秘したまま陣を成羽に引きあげ,家親の菩提を弔うため佐原に秦康山原樹寺を建立した。その後,三村五郎兵衛らは親成の制止もきかず,わずかな人数で弔合戦を起こしたが失敗した。翌10(1567)年,二万の大兵を率いて元親が宇喜多勢と決戦したが大敗に帰した。世にいう明善寺合戦である。

宇喜多直家は元親の逆襲をおそれ,小早川隆景と結び三村氏を圧しようと計り,毛利氏の東上策の利を考えた隆景はそれを容れた。このため,元親は多年毛利氏の部将であったが縁を切り,三好氏・尼子氏・織田信長と結んで宇喜多直家を討とうと考えた。しかし成羽の親成はこの策に反し元親の殺害を避けて鞆津に逃げ,信長に追われて毛利にいた将軍足利義昭に密告し,三原の小早川隆景に急報した。隆景は直に全毛利軍8万を笠岡に集め,総司令官として毛利輝元も出陣した。天正2(1574)年12月,毛利勢は親成を案内として先ず国吉城を攻撃,次いで鶴首城も包囲され,城将三村親重は松山城に逃げた。翌3(1575)年正月,隆景は成羽城を本営として近隣を攻略して行き,3月1日全軍あげての松山城包囲攻略の計画をたて,7日攻撃をはじめ,16日鶏足山を占領し,ここに本陣を移した。両軍互いに攻防の激戦を展開したが,隆景は持久の策をとり城内人心離反を策し成功したため,21日本丸の小松山が陥落した。

落城の後、元親は側近に自刃を諌止され、秘かに山を下った。そうして松連寺へ行き、「匠化源元親一瞬源樹居士」と書き納め、「鑊湯炉炭清涼殿、剣樹刀山遊戯城」と唱えて自刃したと言われる。元親は、和歌をよくする人で、京都東寺の百合文書中にその作の残るものも多い。元親の辞世の句は

「人といふ名を借程や末の露

きえてそ帰るもとの雫に」

というものである。

元親の子勝法師丸は伊賀久隆に捕えられ、井山宝福寺(現総社市)において斬られた。当時8歳であった。

元親滅亡後,親成は再び鸛首城主となった。後に,播州上月役・備中高松役・豊臣氏の四国討伐・九州討伐,特に小倉合戦・岩石合戦・朝鮮役の蔚山などに切があった。関ケ原役の後,毛利氏の臣下がことごとく浪人した時,親成も流浪したが,かって扶助した水野六左衛門が備後福山城主となっており,その長臣の列に加えられた。 (平松典子)

〔参考文献〕

『成羽史話』 竹内明照 成羽町教育委員会 昭和39年11月3日

『岡山県の歴史』 岡山県 昭和43年6月1日

第4章 近世の成羽町

1 領主の系譜と支配。 (日本 (高級) 生態計画 (現場) 時齢以上

慶長5年(1600)、いわゆる天下分け目の関ケ原の役が終局をみるに至って、政権は豊臣氏から徳川氏に移って行った。同8年家康は武人最高職である征夷大将軍の印授を帯び、幕府を江戸に開き覇権を確立したのであった。徳川幕府はそこでまず中央集権を強化するため、おおいに大名統制策に意をもちい、これまで豊臣氏に属し徳川氏に反抗した諸大名をまっさきに処分した。そのなかでもこの地方に関係の深いものでは、宇喜多、毛利両氏は徳川に対し反対大名の主要なものであったので、宇喜多秀家は領地を没収、八丈島(東京都)流刑に処し、毛利氏はこれまで領有の広大な土地を削減し、防長二カ国の小大名になった。この結果備中国は大部分が徳川氏の直轄地となった。

(1) 小堀氏

(a) 小堀新助正次

慶長5年(1600)11月,小堀新助正次は備中総代官として松山城に入城した。正次は大和国内の領地4000余石を領していたが、関ケ原の合戦に抜群の功績があったので、1万石加増して天領地の統括をするにいたったのである。小堀氏の領地は、小田・後月郡内にあって、川上郡はすべて天領地として支配された。

小堀正次は,着任の翌慶長6年から備中全域にわたって検地を行った。これは「小堀検地」とか「慶長検地」と呼ばれ,村の区域を明確にし,村の名をつけ,石高制を採用した。この時の検地帳は備中では10冊ばかり発見されているが,この地域のものは発見されていない。

慶長9年,正次は急死し,その子政一が跡を嗣いだ。

(b) 小堀遠州政一 (1579-1647)

宗甫・孤篷庵と号す。遠州は遠江守であったことによる。

近江国坂田郡小堀村で生まれ、父政次のあとを嗣ぎ備中代官として備中の国務をつかさどり、松 山城を預かった。備中松山に在任中近世城下町としての基礎をつくり、コウゾの栽培を奨励して備 中檀紙の製造を改良したり、哲多郡法曽村(現新見市)に窯を築き、法曽焼をはじめた。城下の頼 久寺庭園は政一の作庭といわれ、国の名勝に指定されている。又遠州流茶道の祖でもあり、当時の 優れた文化人であった。

政一は,元和3年(1617)近江国浅井郡に移封され伏見奉行の要職についた。元和5年には, 小堀氏の領地(小田・後月郡内)も移されたので,小堀氏と当地との関係は全くなくなった。

(2) 前期山崎氏

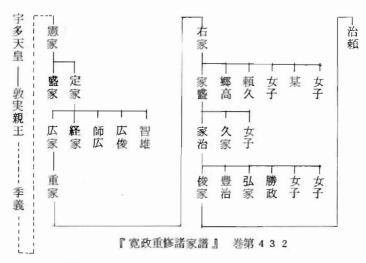
山崎氏は、宇多天皇第9皇子敦実親王の子孫で、8代季義が保元・平治の乱に源義朝の配下として活躍したといわれる。11代憲家は、初め相模国(神奈川県)山崎に居住し、のち幕命により近江国(滋賀県)山崎に移り、佐々木氏の被官(地頭)となり山崎姓を名乗った。28代重家は、主家佐々木高頼の子で山崎家を継いだ。その重家の孫30代堅家は、佐々木氏を離れ織田信長にくみし、のち豊臣秀吉に仕え軍功をたて、江州山崎から摂津国三田城主となる。その子家盤は父の後を

継ぎ三田城主(2万3000石)となり、朝鮮出兵に従軍し、のち関ヶ原合戦の時には、早く天下の形勢を察知して、自身は大阪方であったが、東軍徳川氏に荷担情報をおくり、やがて徳川に属し、関ヶ原合戦の功により因幡国(鳥取県)若桜藩主(3万石)に転じ、外様の地歩をかためている。

その子家治は、元和3年(1617)備中国成羽藩主(3万5000石)に移り、さらに寛永14年(1637)肥後国天草の富岡藩主(4万石)に転じ、のち讃州丸亀城主(5万石)になった。その後を俊家、治頼と継いだが、治頼が夭折し除封された。この時家治の二男豊治が名跡相続を許され、万治元年(1658)交代寄合衆(5000石)として、成羽に知行所を与えられた。山崎氏はこれ以後明治維新まで成羽領主として開発につとめ、明治2年(1869)11代治正のとき、高直り大名(1万2000石)として諸侯の列に加えられた。当地では、家治の成羽治世約20年間を「前期山崎氏」の時代、家治の二男豊治が名跡相続を許された以後の山崎氏の治世を「後期山崎氏」の時代と称している。

さて、山崎家祖家治、山崎家初代を豊治として考えてみるとき、この時代に、あらゆる方面にわたっての成羽の伝統が形成されるに至ったもののように想像される。そこで少くとも近世の成羽を知ろうとするのには、家治――豊治以下の時代とその人物などをくわしく調べることが必要でその中で現在の成羽の生い立ち、伝統がいかにして培われてきたかということが察知できると思う。

表 4-1-1 山崎氏系譜



(a) 山崎家治 (1594-1648)

実盛の長男。慶長19年(1614)父のあとを継ぎ因幡若桜城主(3万石)となった。

元和3年(1617),幕府は池田光政の幼少を理由に,姫路42万石から因幡,伯耆併せて32万石に減じ,姫路には譜代の本多忠政をすえた。光政の鳥取入城とともに,因伯の領主はみな所替えとなって,備中松山へ池田長幸,家治は備中成羽の古城地へ所替えとなり,三村氏の築いた成羽城主(3万5000石)となった。成羽はそれまで天領地であったが,ここにはじめて独立藩となり,家治は成羽藩主として20年間地域の発展につくした。

家治は,元和5年には豊臣の遺将福島正則所領没収に際し備後三原城を守衛し,寛永11年(

1634)には伊予の松山忠知が所領松山城をおさめられる時警備の任に当っている。

また、元和6-寛永4年、同13年と2度にわたって大阪城の石垣造営の大業を完遂している。 なお、寛永13年の大阪城石垣普請の工事中、廃石を安治川に棄て、それが積み重なって中州となったが、これが大阪の中之島となり、この地は江戸期を通じて山崎氏の所領となり、蔵屋敷としてここに大阪留守居役が駐在していた。

なお、家治の知行地は次の通りである。

哲田郡の内

- 六 大野辺村,八鳥村,蚊家村
- マ 野々山村, 宮河内村
- □ 石蟹村,新見村,千屋村,矢戸村 高合6850石7斗2升5合

川上郡の内

一、成羽,日名,玉村,增原,羽山,大竹,川上,福地,羽根,臁数,高山,三沢,布賀,布瀬,阿部,神原,春木,黒忠,原田

高合7021石4斗6合

後月郡の内

□ 西方,門田,青野,高野,山の上,下西,江原,片塚,池谷,花の滝,両三原 高合8596石4斗5升2合

浅口郡の内

→ 柏嶋, 乙島, 西阿知, 片島, 連島高合1459石5斗6升

吉備郡の内

一、下倉, 水內, 山田, 久代 高合 2 5 5 5 石 9 斗 5 升

備中のみの分

合26483石9斗9升8合

摂州東城郡の内

一、油江。下辻,今福,東城,三津寺,別所 高合3566石

都合 35000石

このうち連島は藩の内海への玄関口として重要なもので、家治は連島の北面新田約30町歩、西阿知の内約30町歩計60町歩の干拓地をつくり新田開発を行った。

寛永14年手腕を買われ,肥後国天草の富岡藩 (4万石) に移封され,天草の乱後の処理にあたった。さらに寛永18年讃岐国丸亀 (5万石) に転じ,城普請に取り組み,現在の丸亀城天守閣をつくったのも家治である。

(3) 水谷氏

(a) 水谷勝隆 (1597~1664)

伊勢守を称す。10歳のとき父勝俊の病没により常陸下館3万2000石を継ぎ、その後高直しにより4万7000石を領有した。

山崎家治転封後の成羽は一時松山藩主池田氏が在藩を命じられたが、寛永16年(1639)勝隆が転封の命を受け入部した。ここで水谷氏の所領は播磨と備中国内に移され、3000石を加増して、5万石になった。水谷氏の播磨領は1万余石、備中領は4万石であった。川上郡内の領地については山崎家治時代のものと全然かわっていない。

勝隆は成羽に入部すると、さきに三村氏が造営し、山崎家治が在城20年の間居住していた「お茶屋」を使用しないで鶴首山の南麓に新屋敷を造営し、それを中心に新陣屋町の建設の計画を立てたもののようである。この新屋敷の造営のためには、これまで下原地区の山裾を流れていた成羽川を、ぐっと北方におしやり広い地帯を構成するのが先決問題でその線は当時総門橋左岸根つけから下原渡辺邸を結ぶ地帯であった。現在総門橋左岸の上手に並んで見えている石は、勝隆が治水のために造築したものの遺跡といわれ、かっては渡辺邸の上手の竹籔の中にも、この積石が見られたということで、これらによって当時の下原地帯の構造が想像される。この治水のための布石は古来「大聖牛」と呼ばれているが県下でもこの水谷氏の構築したものが最も大きいものとされている。新屋敷については、現在「山崎御殿跡」と呼ばれているところの西半分(成羽小学校、町役場の部分)は、勝隆が増補造築したものだということが現地調査によりわかっている。

ついで寛永 1 9年備中松山 5 万石に移封され、勝隆の成羽支配は終わっている。しかし、水谷氏 と当地の関係は深い。勝隆は賢明にして文武の道に長じ、藩政の確立に意を注いだ。そして水運高 瀬舟交通の重要性に着目して松山から新見までの松山川 (現高梁川) の上流部分の開発を行い、高 瀬舟の通路を完成した。この舟路の開通は、備中南北の交通史上画期的な意義をもつものであった。

(4) 米倉氏·小川氏

寛永19年(1642),水谷勝隆の転封によって、当地は再び徳川氏の直轄地となった。幕府は備中代官として米倉平太夫および小川藤左衛門を成羽に派した。米倉・小川両代官は直轄地を折半して支配した。したがって、川上郡内の天領地38ヶ村を19ヶ村ずつに分けて支配した。当地に関しては次のようになっていた。

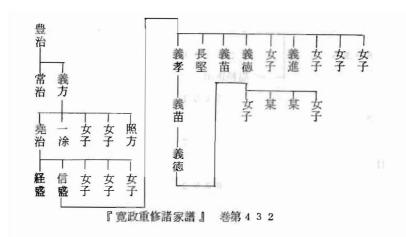
米倉氏 一 吹屋村, 坂本村, 日名村, 小泉村, 佐々木村

小川氏 一成羽村,羽山村,羽根村,長池村,臁数村,下原村

しかしながら、両代官が当地を実際どのように支配していたのかということは、ほとんど明らかにすることができない。

(5) 後期山崎氏

表 4-1-2 後期山崎氏系譜



(a) 山崎豊治 (1619-1700)

家治の二男として成羽に生まれる。幼名は千松。丸亀5万石を継いだ俊家は病没,その子治頼は 3才にして継跡することとなり,伯父である豊治は讃州三野郡仁保に分家 (5000石),後見役 をつとめた。しかし明暦3年(1657)3月6日,治頼はわずか8才にして夭折し、ここに山崎 家は断絶した。しかし,豊治は名跡相続を許され,4月28日に改めて仁保5000石,丸亀藩に 京極氏が入城するとともに,万治元年(1658),旧領の成羽5000石の交代寄合に任ぜられ たの

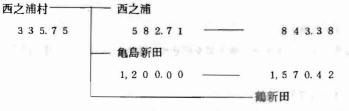
豊治は成羽入部以来20年間,陣屋と町の発展につくし,現在の「山崎御殿跡」(成羽小学校, 町役場の部分) に見られるような大きな居館を造営し、この御殿を基準に武家屋敷, 更に商舗街を と、いわゆる陣屋町の構築をつき進めた。その他連島方面の干拓事業、成羽川の治水工事、菩提所 桂厳寺の建立等を行ない,元禄元年(1688)三男義方に家督を譲り,同13年82歳で没した。

豊治が再封されてから後期山崎氏の知行は川上郡内の16村と連島の2村であった。

ここに万治時代、宝暦時代、幕末のころまでの成羽領の石高を挙げておく。

表 4 -	1 - 3	後期山區	氏の知	行		
万治時代		宝曆時	代		幕 末	
下原村						
2 5 6.9	6	2 5	6.96	-	2 5 6.9 6	
福地村						
4 9 5.9	8 ——	1, 0 3	4.26	1	1,034.26	
成羽村						
8 9 6.9	5 —	1, 3 6	5. 5 8		1, 3 6 5, 5 8	
大原村						
2 7.1	6	. 9	6.85		9 6.8 5	
原田村						
9 1. 3	9	- 18	9.23	-	1 8 9, 2 3	

水名村 ——	_	— —
6 6. 0 0	2 8 3. 9 6	2 8 3.9 6
		福松新田
		5 4. 5 1
日名村 ——	——— 上日名	
(上日名)	4 6 5. 0 7	4 6 5. 0 7
2 7 5. 9 3	——下日名	
(下日名)	5 6 3.9 2	5 6 3. 9 2
2 7 1.4 1		
増原村		
1 7 5. 9 1	4 9 2.0 3	4 9 2.0 3
黒忠村 ——	———上黒忠	
3 8 2, 0 3	6 9 6. 4 7	6 9 6. 4 7
	──下黒忠	
	4 4 2.2 0	4 4 2.2 0
三沢村		
2 4 5. 8 6	6 4 3. 4 4	6 4 3. 4 4
大竹村 ——	上大竹	
6 5 3.7 6	7 5 3. 6 7	7 5 3.6 7
	——下大竹	
	4 6 2.3 5	4 6 2.3 5
布瀬村		
	3 2 4. 9 2	3 2 4. 9 2
臘 数村		
	2 0 8. 2 8	2 0 8. 2 8
佐々木村		
	1 4 6. 0 2	1 4 6. 0 2
羽山村		
	2 3 0. 9 5	2 3 0.9 5
羽根村	6.0.0.0	
	2 8 8. 3 5	2 8 8.3 5
川上郡内合計		
4, 5 2 6. 0 9	8, 9 4 4. 5 1	8, 9 9 9. 0 2



1, 0 1 3, 1 8

矢柄村

1 3 8.1 9 — 2 6 7.6 2 — 2 9 0. 7 1 浅口郡内合計

4 7 3. 9 4 ---- 2, 0 5 0. 3 3 ---- 3. 7 1 7. 6 9

総計

万治時代

5, 0 0 0. 0 3

宝曆時代

1 0, 9 9 4, 8 4

幕 末 1 2,7 1 6.7 1

(b) 山崎義方 (1667-1708)

豊治の3男として成羽に生まれる。幼名は三郎、左太郎。はじめ敏治という。長兄市十郎、次兄 常治の早世によって,元禄元年(1688)初代豊治隠居につき家督を継ぐ。

豊治の業績をついで,陣屋町の完成,当地繁栄に努め,宝永 5年(1708)大阪屋敷で没した。

(c) 山崎堯治 (1688-1745)

義方の長男として江戸に生まれる。幼名は飢之助。宝永5年(1708)家督を継ぐ。延享2年 (1745) 江戸で没す。

(d) 山崎信盛 (1728-1758)

堯治の二男として成羽に生まれる。幼名は鉄之助。延享 2 年 (1 7 4 5) 家督を継ぐ。宝暦 8 年 (1758) 江戸で没す。

(e) 山崎義俊 (1740-1801)

久留島信濃守光通の6男として江戸に生まれ、信藍の養子となる。はじめ通有、幸之助という。 宝暦8年(1758)家督を継ぐ。享和元年(1801)江戸で没す。

(f) 山崎義孝 (1759-1779)

義俊の長男として江戸に生まれる。幼名直之助。安永7年(1778)家督を継ぐが、在任わず かに半年で翌8年江戸で没す。

(g) 山崎義苗 (1763-1781)

義俊の3男として成羽に生まれ,兄義孝の養子となる。幼名幸之助。安永8年(1779)家督 を継ぐが, 在任2年にして, 天明元年(1781)江戸で没す。

(h) 山崎義徳 (1769-1813)

義俊の4男として成羽に生まれ,兄義苗の養子となる。幼名は歌之丞。はじめ義質という。兄義 孝、義苗がともに若年で没したため、天明元年(1781)、12才で家督を継ぐ。文化10年(1813) 江戸で没す。

(i) 山崎義高 (1801-1819)

義徳の3男として生まれ,文化7年(1810)嫡子願を仰せつけられ,同11年家督を継ぐ。 文政2年(1819)成羽で没す。

(j) 山崎義柄 (1805-1827)

義徳の4男として江戸に生まれる。幼名は伝五郎。兄義高の養子となり、文政2年(1819) 家督を継ぐ。同10年、成羽で没す。

(k) 山崎治正 (1821-1876)

義柄に嗣なく,義徳の長女が嫁して生まれた平野権平長興の2男治正を迎え,家督を継がせた。 治正は慶応4年(1868)江戸に上り、山崎家の知行が連島開拓によって石高が増加したこと を報告し、「高直り諸侯」の要請をした。明治2年(1869)、治正に対して諸侯に列し、これ から新政府に忠誠を尽くすよう次の達しがあった。

山崎主税助

其方領地壱万弐千七百四十六石余有之趣兼て取調差出候に付先般有高本領安塔被仰付候処従前旧幕府に於て外様の列にて臣属に無之候付ては此後万石以上諸侯列被仰付候間藩屏の任武備充実等勤王義忠を竭し御奉公可致候条御沙汰候事

但在京御番人被仰付候間承り合可相勤事」

こうして,豊治以来の交代寄合5000石は1万2000石の大名に昇格,成羽知行所は成羽藩 となった。

明治4年廃藩置県をむかえて、成羽藩は深津藩の一部となった。

(田路優理)

〔参考文献〕

『成羽史話』 竹内明照著 成羽町教育委員会 1964年

『寛政重修諸家譜』 高柳光寿,岡山泰四,斉木一馬編 続群書類従完成会 1964-7年 『岡山県通史』 永山卯三郎著 岡山県通史刊行会 1976年

『岡山県大百科事典』 山陽新聞社 1980年

2 地方支配の構造

- (1) 山崎氏の支配機構
 - (a) 山崎氏の家臣と職制

江戸時代は封建制度の確立した時代である。この封建制度の基盤となったのは厳重な身分制度であった。ここでは,成羽藩における武士階級の状態を明らかにしたい。

江戸時代初期に関しては,参考となる史料がないのでわからない。が,本倉重徳氏所蔵の「庄屋 覚書」の中に,享保以前のものとみられている家臣についての記録がある。それを簡単にまとめる と次のようになる。

表4-2-1 江戸時代前期の家臣について

御家数	8 軒
上下人数	134人
内 御給人	16人 (17人か)
御 侍 分	5 3人
足軽 以上	6 4 人

(本倉氏所蔵「庄屋覚書」より)

これよりやや後,享保8年(1723)には幕府からの指示で給人を減じたという記録が山崎家 文書に残っている。

さて江戸時代後期の家臣の階層について、弘化4年 (1847)正月の分限帳をもとに次のようにまとめることができる。

表4-2-2 江戸時代後期の家臣の階層

324 2 2	江一中(1/18/410)	(田の相画
御給人	9人	130-100石
御給人格	8人	25-22俵
御中小姓	16人	20-18俵
御供 小姓	1 4人	18-16俵
御徒 士	26人	16-10俵
御茶道	10人	14-10俵
御不断	5 人	11- 9俵
御鉄砲	18人	9 - 7 俵
足 軽	3 3人	10-5俵
御手廻り格	13人	4 — 1.6 斗
加力を対	13/	THE O

(弘化 4年の分限帳より)

ここにみられる総家臣数は152名であるが、このうちで家臣の中心は9名の御給人である。給人とは、大名の家臣のうち俸給として現実の知行地を与えられた者で、弘化4年の分限帳には他の階層が俵高であらわされているのに御給人は石高であらわされている。他の家臣とくらべて歴然とした差が認められる。

封建制の下では、身分・階層は世襲制であったから、ほとんど固定的であったといえる。弘化 4 年の分限帳に記された十階層は、ほとんど 明治に至るまで変わらなかったことが次の表によってわかる。

表 4 - 2 - 3 明治初期の士族・卒族の階層

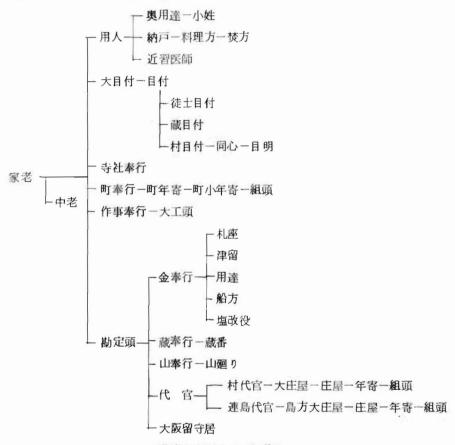
一級	8人	80-70石
二 級	10人	4 4 俵
三級級	18人	3 7 俵

準	卒	18人	10- 5俵
下	卒	3 8 人	16-14俵
中	卒	3 0人	16俵
上	卒	4 人	19俵
六	級	17人	28-23俵
五	級	2 7人	28-26俵
四	級	1 4 人	3 0 俵

(明治3年正月の分限帳より)

さて次に山崎氏の職制についてまとめてみよう。まず職制を表で示す。

表 4-2-4 山崎氏の職制



(『成羽史話』より転載)

家老は藩政全般を続括する最高責任者であり中老は家老を補佐した。享保8年(1723)の給 人減員までは各4人であったが,減員後は各2人となった。

用人も,給人で構成され,はじめ4人であったが,給人減後は2人となり近習用人と表用人とに分 掌された。その下の奥用達,納戸は給人格が各1人任命されたが,享保の給人減後は中小姓となっ た。小姓は給人の子息がなったが,時に給人格の子息もなるようになった。近習医師は「御殿医」 と呼ばれ給人格が与えられていた。

大目付は宗門改役を兼務し、給人が2人で行ったが、弘化以後は1名で遂行し、補佐役として給 人格が起用された。目付には、徒士・蔵・村の各目付がその職務を分掌した。

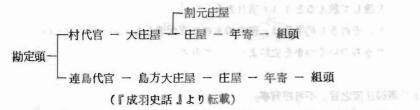
寺社・町奉行は、享保の給人滅前は寺社、町と分かれていたが、その後は合併して寺社町奉行となった。給人2人が定員であったが、ときには補佐役として給人格がなっている。

勘定頭は勘定所詰で、給人 2人があたっていたが、のちには給人 1人、さらには給人格がなるようになった。この職は職務内容が複雑多岐にわたっているので、特別に見習をおいて次代の勘定頭を養成したときもみられる。金奉行の下に札座・用達・津留・船方がある。いずれも供小姓が役についた。津留・船方は、成羽が高梁川の河港として栄え継船制が行われていたことによる。備中松山藩との境界「境谷」に舟番所がおかれていた。船方は高瀬船の株仲間の最有力者であり町年寄中から 2人がなり、高瀬船関係の仕事をした。津留というのは、自領の港において物資の移出入を禁止または制限することで、物価調節、産業保護のために行われた。塩改役は貴重な塩の売買をする職務である。大阪留守居は大阪中之島が山崎氏領であったので、その管理と蔵屋敷などを支配し、中小姓がその役についた。

代官のなかの連島代官は、山崎氏は飛地として高梨川河口の連島をもっていたので、ここに新田 開発をすすめていくための管理にあたったのである。

次に大奥系統であるが、この組織は他藩と同様に、全く別系統で、奥女中-次女中-下女中、というようになっていた。奥女中は女官として最高の身分であり、その頭(年寄)がこの大奥系統の 実権を掌握していて、家老といえども口を差し入れることを許さなかった。奥女中の資格は、給人 一中小姓の娘であることを必要とし、次女中は供小姓の娘であることを必要とした。下女中は不断 一足軽までの卒分の娘がなることができた。

検地の後、村の区域や名称が確定され、農民に対する統制も細かくゆき届くようになった。村は 封建支配の基本的単位であって、年貢の割当、納入から訴訟、契約、貸借にいたるまで村全体の名 で行なわれた。そこで、領主は代官などを任命して上からの支配統制を厳重にしたが、反面半ば自 治的な政治を責任をもって農民自身の中から村役人を選任させる功妙な組織がつくられた。



山崎氏は当地のほかに、飛地として連島を知行していたから、勘定頭の下を村・連島の二代官制にしていた。村役人には、大庄屋の下に副大庄屋の格で年貢の割当などをする割元庄屋がおかれ、 各村には庄屋・年寄・組頭の地方三役がおかれた。 山崎領以外の時には,幕府の直轄地であったが,各村に庄屋・百姓代(後に年寄)・組頭の村役 人がおかれ,その上に代官がおかれていた。

各村で庄屋を務めた家を整理すると次のようになる。

表4-2-6 各村の庄屋

下 原 村	渡辺家 (大庄屋兼務)
成羽村	干田尾家(割元庄屋兼務)
	日向家
羽山村	本倉家
1 数 村	渡辺家
下日名 村	黒川家
上日名村	藤井家
佐々木 村	平松家
中野村	広兼家
坂 本 村	西江家
小泉村	逸見家 (?)
布寄村	仁後家 (?)

くわしいことはわからないが, 封建制下では家の職業, 格式はほとんど変わらないから, 江戸時代を通じてこれらの家が庄屋であったと考えられる。

なお,各村庄屋は年貢の 5 %の手数料をもらい,江戸時代中期ごろから,苗字帯刀を許されている。

(2) 山崎家中御定書について

『備中成羽藩史料』の中には,「山崎家中御定書」がおさめられている。これは,小川堅弥に命じて,それまでの法度を集成させたものを,主税助英盛が明和2年(1765)に公布したものである。「家中」のほかに「村方」,「町方」のそれぞれ御定書が残っているが,ここでは支配階級を対象とした「家中」のものについて考察することにする。

「山崎家中御定書」は,享保・宝暦・明和年間に出された法令が大部分をしめる。出された度ご とのまとまりで日づけを付して載せられているが,テーマ別とか年代順とかの整理はされておらず 羅列的である。全部を通して数えると146項目ある。

内容についてみると, そのうち約半数は, 家中のものに支配者としての一般的な心得・心構えを 説いたものである。そのうちのいくつかを史料より引いてみる。

定

- 一、不依何事公儀御法度之旨,不可相背事。
- 一、諸事徒党を立儀可為曲事。
- 一、 諸式奉行之者,其役々無油断可相勤。少に而も私欲依怙贔屓成儀於有之者,可為曲事。
- 一、家中之面々付合,行儀正しく其分々相応に可尽礼儀事。

- 一、 走り込之者於有之者, 早速其頭々え相届, 可任差図事。
- 一、武芸之儀は不及云事に候得共,常々怠無之様に可心掛事。水遊稽古之儀,是又可心懸事。 但,何芸にても致稽古候はゝ,其段大目付え可相断候。若師匠より目録免状等申請候はゝ, 是又大目付え可相断候。且又於他所師匠取候面々は以書付支配頭え可相断事。
- 一、村方町方え家中之面々米銀其外,不依何借し物いたし候とも,御家人之威光を以取立候**儀致** 間鋪事。

〈以上,明和2年(1765)より〉

これらは、家中の者に対して法令をよくまもり、反逆を企てたりせず、職務に忠実にせよ、また 身分を利用して人々から取立てをしてはいけないと命じている。武芸に励むようにとも言っている が、それについては届出をするよう指示している。

次いで、経済的なことに対する統制も細かく行われている。主に倹約に励めよという内容である。 たとえば、

- 一、家中之面々振廻之儀無用に候。自然掛合之料理出し候儀於有之者, 随分軽く可致候。酒給候 儀, 人々相嗜致乱酒間敷事。
- 一、衣類之儀,木綿絹にても有合に可致着用。勿論奢かましき衣服堅無用之事。
- 一、常々音信贈答之儀可為無用。無拠儀有之候者, 随分軽く可致事。
- 一、博奕之儀堅令停止之候。若令違背輩者,急度曲事可申付事。

〈以上,明和2年(1765)より〉

一、御家中之面々, 鬢形髪之結様幷曲先長く目立候面々も有之候。前以度々被仰出も有之儀に候 処, 不心掛之事に候。銘々気を付目立不申, 惣而髪つき等したらくに無之様可致事に候。 〈以上, 明和3年(1766)より〉

衣類や贈答品など、日常品はすべて質素に、簡略にするよう命じている。また、藩財政の窮乏の ため、家臣に「御借米」をしている記事が見えているのも注目される。

……(前略) ……右の御勝手向に候故,無拠猶又当午年より戌年迄五年之間,江戸・御在所共に御借米被仰付候間,左様可被相心得候。銘々随分倹約を相用,取続御奉公相勤候様可被致候。御借米左之通

百石以上 四歩通 三拾俵以上 三步半通 弐拾俵以上 三步通 拾五俵以上 弐歩半通 拾俵以上 弐歩通 七俵以上 壱歩半通 六俵以上 壱歩通 五俵 右同断

右者御在所居之分

壱歩通

江戸詰

大坂詰

但, 御供定府共に

〈以上, 宝暦12年(1762)より〉

また、家族法的なものに関する規定もみえる。もっともその性格は多分に封建制にもとづくもの が色濃いようである。特に「家」というものの存在が大きかったことからか、嗣子・養子について の条文が多い。

- 一、養子又者縁組之儀は,其支配え相願可申事。但,引取候節も双方より相屆可申候。若無拠筋に而致離縁候は 」,是又相届可申事。
- 一、家中之面々,家相続之男子之外,他所え遺候儀勝手次第之事候。其節に至支配頭え可相願事。 〈以上,明和2年(1765)より〉
- 一、江戸・大坂勤番之面々,実子無之面々大病相煩可被致本服躰に無之節,親類内に可致急養子に相応之者も無之候はゝ,親類共え存寄之趣得と申聞,右之趣及大切願置,死後に至追而→家共より急養子之者願出候様にと之思召に候。勤番に而隔罷在,親類内に相応之者無之,差当たり養子等も不相調候而,及断絶候様に相成候而者,御譜代之者気之毒に思召候に付,右之趣此以後相心得候様にと被仰出候間,図々噂可被申置候。

〈以上,宝暦12年(1762)より〉

- 一、実子有之上に聟養子無用之事。
- 一、 急養子相願候節者, 御目付役之者, 判元見届に被遺候事。
- 一、養子之儀,家から又は勤方により御上より被仰付候。養子は格別之事。

〈以上。享保10年(1725)より〉

この他にも,成羽藩内に他所の者が訪れた場合は必ず届出せよというもの,村の共有地である山野での狩猟についてのもの,行列の並び方,寺社においての家臣の席次,火災に関する心得など,当時の山崎家中の者の様子が具体的にわかる興味深い史料が残っている。以上のように,一応は支配者層に属する家臣達も,さまざまの面で生活や行動の規制をうけていたことがわかるのである。

(水田敏美)

〔参考文献〕

『成羽史話』 竹内明照著 成羽町教育委員会発行 昭和39年

『備中成羽藩史料』 (岡山県地方史資料叢書 3) 岡山県地方史研究連絡協議会編 1966

3 農民の生活

(1) 検地と免状を中心に

農民の生活において最も切実な問題の一つは、なんといっても領主の苛斂誅求であったろう。当 節では、その顕現を年貢に求めてみたいと思う。

さて、年貢等のとりたての基盤として、検地帳が重大な役割をもっていたことはいうまでもない。一般に検地というのは、土地調査のことで、豊臣秀吉によってはじめて全国的に施行された。検地のときは、村単位に一筆ごとの田畑(屋敷などを含む)を測量して、その面積・地味・収量及び耕作者(または所有者)を調べて検地帳に記入した。すべての土地の収入は玄米の収穫量で認定されたが、これを石盛といい、これによって全村の収穫量は何百石というように石高で表示され、この石高をもとにして租率(免)をかけると年貢米が定まるわけである。検地によって村の区域を定めるということもあるが、領主が直接に耕作農民を年貢負担者として支配するための基礎づくりをするのである。領主は土地と労力という生産要件を確実に手に入れるのである。検地によって定められた石高は大名の勢力の規準となるもので、将軍が封地を与える時にも、大名が軍役を負担する

時にもこれを土台とする。また検地事業は非常な経費と年月を要することもあるが,大名が無断でやって石高を変更することは許されなかったので,一藩全体の検地は容易に行われなかった。しかし耕地の欠損も生ずれば新開地もできるので,部分的修正はなされた。検地の方法は今日のように正確なものでないため検地奉行以下の手心が加わる余地が多分にあったから,農民にとって検地は租率よりも重大な問題であったのかもしれない。

年貢をおさめるときの租率の決め方は、年々の収穫によって定める見取法(検見法),その後, 手数を省くために過去の幾年かの収穫を平均して,それにより5年なり10年なりの租率を一定し て行われる定免法がとられた。しかし,定免法においても損毛の甚しい年には農民から願い出て検 見をうけて年貢を軽減してもらうこと(破免検見)ができたが,領主はなるべくそれを防ぐため, 役人の送迎止宿等を鄭重にさせ,その費用をすべて農民に負担させ,少々では願い出させないよう に仕向けた。検見,定免のどちらの方法が農民に有利であったかは別として,農民の生活にかかわ る検地も年貢も役人の手心で大いに左右されるものであったのは確かであろう。これが一般的解釈 であるが,1976年に田中誠二氏は,『史林』59巻1号に「岡山藩徴租法の研究」において以 下の見解を示されており、毛見から定免へという移りかわりを再考される。「池田氏の播磨時代、 及び岡山藩初期(寛文期迄=1673年ごろ迄)の徴租法の基本は土免(春免)であり、秋免(立 毛免)・毛見(升付)をその補完物として伴い,この総体を土免仕法と考える。土免仕法は,領 主による「全剰余労働搾取」(土免を基本にして増費する)の志向と、在地の生産力構造とが予盾 する「第一段階」に照応する徽租法である。尚,慶長~寛永五(1628)年に,郡によっては反 取法が存在する。寛文末年以降(「第二段階」)の徴租法は一筆毎に免が固定し、それに基づいて 年貢が徴収されており根取免である。論理的にはこの段階以降,農民的剰余成立の可能性が措定で きる。」と岡山藩をとらえている。

では、ここ成羽では、どのような状況であったのであろうか。

成羽にも多くの近世文書が残されており、その分析が待たれるものが多いが、ここでは、山崎氏 所蔵の川上郡上日名村の免状を見るにとどまる。

さて、上日名「村」の現状は、水名池より発し成羽川へ注ぐ日名川(源を日里村大字明治の山中より発し、北流して、成羽町日名に至り、日名溪沿岸一帯の田畑を灌漑す。水勢急にして淡水魚に富む〈川上郡誌〉)流域に田畑をもつ細長い山間の部落である。日名小学校(標高200m)(昔は神代神楽発生の地といわれる御前神社・神主藤井氏)より上流域を上日名村、下流域を下日名村という。今は、日名畑・本村・福松・熊の谷(上・下)・上組の5部落が存在し、100戸足らずで、昔よりあまり異動はみられない。1戸平均に田5反、畑3~4反を所有する。主作物は、田では、水稲が中心であるが、滅反のあおりをうけ、ハウス促成栽培もさかんである。畑では、タバコ(備中葉は、江戸中期以降特にさかん)や麦が作られていたが、近年は粗菜の栽培、植林や荒畑化もみられる。一言加えるなら、日南あるいは日名という地名は、陽表の意であり、微高地に南面し、日射も朝早くからうけ、さらに冬の季節風もいくらか軽減でき、ここに住居を構えその周辺を耕せば、高原としては最上の位置ということになるとのことである。

備中国における江戸時代の検地は,

表4-3-1 江戸期の備中検地

代官の改出検地

領主の地押及改め検地

総検地

 松山代官検地
 慶長総検地(小堀検地)

 元和検地
 水谷検地(延宝検地)

 幕府総検地
 本多検地(元禄検地)

 岡山池田検地(元禄検地)

 新田検地

 副付検地

 高入検地

『岡山県農業土木史』より

のように分類しうる。このうち必要なものにふれておく。

まず、慶長5 (1600)年11月に備中総代官として松山城にはいった小堀新助正次によって、翌6年から行われた慶長検地といわれるものである。この検地では、全国検地条目の決定前であったため検地等は徳川氏慣用の7尺5寸等(約2.3 m)を用いて、石盛は太閤時代のものを準用したのであろう。太閤検地の再確認の意味をもたせているものと考えられるが、村の区域や名称を確立し、田畑宅地の全部に石高制が適用されており、特に社寺領などはよく調べてあり除地証文も交付されている。残念ながらこの検地帳は残っていないし、寛永古図(岡山池田家所蔵)によって知るのみであり、成羽町については村が分散しているので不詳ということである。

第二には、これより40年余後、新開による田畑の増加、地目の変遷や耕作者の異動等により、 正保3(1646)年ごろ「地坪」が行われたという。

延宝5 (1677)年の幕府による天領全体の検地実施にともない,備中国でも松山藩主水谷勝宗が検地を行った。このときには,幕府による検地条目の制定後であるため,検地等も6尺1寸(約1.8 m)間が用いられ,石藍も幕府の全国的基準によったらしい。また,この検地帳には古検(秀吉及び,それ以前の検地)と新検(慶長,元和にかけて,6尺1寸を1間とするなど古検に修正を加えて行った検地)との反別及び石高の相違が記されており,池の歴史も書かれている。我々の研究には好都合だが,天領の検地がいかに厳しいかを物語り,農民にとっては恐ろしいの一言に尽きよう。これは天領において幕末まで踏襲されている。

成羽山崎領は、元禄7 (1694)年姫路藩主本多中務大輔忠国によって検地され、延宝の検地が修正された。この元禄検地が山崎領の朱印高を幕末まで規定していく。田畑宅地とも石盛を高くし、余歩も少なくなり、かなり苛酷なものである。水谷氏の遺領朱印高は5万石で、元禄7年の検地前の地高は8万6千石余り、この検地で11万620石余りに改められたことが、それを如実に語る。そしてこの時、今まで各村々にあった一切の検地帳をとりあげてしまったし、新田と古田の

区別がされず石盛の引き上げによる石高増加と反別の増加による石高の増加が区別されてはいない。 以上の検地は、幕府の全国把握の目的をもつが、その他に、内検地といわれ、藩としての名目上 の朱印高は変化せず、領内の「地高」のみを改めるものがあり、領主の交迭の折々に行われていた。 その典型として、元禄13(1700)年付の成羽領分山崎領の内検地を示す。万治元(1658) 年に成羽に封じられた山崎豊治の次代の主税助義方は、元禄13年に一斉に領内の内検地を行った。 これにより朱印高5000石に対し、地高8297石8斗になっている。後述するが、村単位の検 地は「地押」等と称してたびたび行われている。開出しの田畑の登録は、まさに支配者が待ちのぞ んだ年貢増量の好機であった。『備中成羽藩史料』中の「村方御定書」の一条に、

元文三午三月 (1738)

一、洪水に而之破損或は池浚其外,不依何事田畑之普請所者,前方に相願無油断可致**修**理事, とある。

現実の石高については『川上郡誌』・『成羽史話』等に示されている。しかし、ここでは、『備中成羽藩史料』中「御領分村々田高之党」を示そう(表 4 - 3 - 2)。前者と後者で差を認めるが、これは、朱印高と地高の差であると考えるべきであろう。

表4-3-2 成羽藻の田畑高 明和3(1766)年 (「備中成羽藻中料」より)

郡		名	村		名	「備中	成羽	藩	史	料	JE	: 1	3	5高	E V			上君	B	5] (りそ	高	6
Ш	上	郡	成		羽		1	4	0	6		6	8	0				1 2	8	6.	2	7	6
			福		地		1	1	4	2		1	4	1				8	4	0.	6	4	0
			原		H			1	8	9		3	2	8				1	6	0.	4	6	0
			下	日	名			6	2	0		6	1	8				3	8	2.	8	3	0
			上	日	名			5	0	3	•	0	2	1				3	5	4.	7	4	0
			水		名	19		2	9	0		3	4	6	4			2	2	6.	3	3	0
			増		原			4	9	4		2	3	5	11			4	2	5.	9	0	0
			上	黒	忠	1		6	9	3	•	7	0	1	t			6	4	5.	0	0	0
			下	黒	忠			4	4	2		3	0	2				4	0	8.	9	3	0
			\equiv		沢			6	4	7		1	6	9				1	6	0.	4	6	0
			上	大	竹			7	6	4		0	0	1				5	7	4.	0	0	0
			下	大	竹			4	6	6		3	6	9	ÿ			3	9	1 .	0	0	0
			布		瀬			3	4	1		5	8	4				1	8	9.	0	0	0
			IA.		数			2	3	9		0	7	9		ř		1	7	1.	0	0	0
			佐	Þ	木			1	9	8		7	3	6				1	0	5.	0	0	0
			羽		根				9	5		4	4	9				1	9	0.	2	3	7
			羽		Ш				6	6		8	1	3				1	5	7 .	3	8	0
			下		原			3	4	8		1	0	0		6		1	3	0.	0	9	3
			大		原				4	0		6	5	1					3	4.	0	0	0
			福松	新開	田畑				1	5		4	7	2		THE COLUMN	+	6 8	3	3 。	2	7	6

浅口郡	西ノ浦同同所	5 8 2 . 8 2 0 9 8 . 8 1 1	
	(新開田畑) 矢 柄	270.021	
	計	10157.447	
	永 不 足	5 2 1 . 1 9 6	
	品々引	1525.324	
	生 髙	8 1 1 0 . 9 2 7	

さて、実際に検地がなされたら、そこから年貢をとるのである。年貢収納の実態を知る上での史 料としては免状(年貢割付帳)と年貢皆済目録が主要なものである。免状には,村髙・田畑の免・ その年に納めるべき定米等が示されている。また皆済目録は、実際に納めた年貢が記されている。 故に農民の生活をみるには両者をつきあわせることが必要であるが、当村においては免状をみるこ とにする。

当村の免状は,享保21(1736)年より万延元(1860)年に至る88通が現存している。 そして、これらの免状は同じ成羽藩内でも、羽山村等と異なった特殊性を示している。その事例を掲 げる。

表 4-3-3 上日名村 免状の例 (1736年)

辰年相定土免之事

三拾五石六斗五升七合永不足 髙五百三石弐升壱合内 百九石壱斗壱升五合品々引高

一、定米百四拾四石壱斗八升九合 川上郡上日名村

但口米夫米右之外也

内

高弐百三拾四石六斗五升 四ッ六分

百九石五斗八升弐合

田方

高百弐拾三石五斗九升七合 弐ッ八分

三拾四石六斗七合

畑 方

以上

享保21酉辰年4月15日

波多野源八郎 印

新海源右衛門 印

庄 屋 彦兵衛との 年寄 惣百姓中

この免状は,山崎豊治が成羽へ入部してから約1世紀を経てからのものである。

上日名村の88通の免状は、この事例に見られるように「相定土免之事」と、「土免」の語句を使用している。また、発行期日が4月15日であり、「春免」である。前掲田中氏論文に示されている「秋免」「毛見」が「土免」の「補完物」としてどの様にくみこまれていたかは明らかではない。また、年貢賦課率は、1736~1750年の間は、40.2~40.26%、1751~1800年間は、40.36~40.39%、1801~1856年間は、40.40~40.47%、1859~60年は、40.55~40.59%と、微増している(表4-3-4)。備前藩において、藩政初期に「土免仕法」が行なわれ、中期以降において、免状には「土免」の語句や、「春免」の形式もなくなるのに比して、成羽藩上日名村では、「土免」「春免」が、幕末にいたるまで存続している。上日名村で実施された「土免」法とは何かについて備前藩の「土免仕法」と対比して疑問がいだかれるが、現在のところ、疑問を提示するにとゞまらざるを得ない。

第二に、この村の免状には、納入期日が示されていない。備前藩の「 ~ 郡 ~ 村定土免之事」には、「右相定遺上者、庄屋小百姓出作迄寄合、無甲乙令割符、来ル霜月中ニ急度皆済可仕候、若失人於有之ハ為残百姓年貢弁納所可仕者也」と、納入日を示している。別に、納入期日が示されたのであろうか。これはどの様な意味をもつものであろうか。

第三に口米夫米が定米の中にいれられていないのである。このことは,免状からのみ,ほぼ四公 六民という軽い租税で済まされて楽な生活をしていたと判断することを押さえるものである。口米 夫米が別に請求されたこと以外にも,「備中成羽藩史料」の「町村方御定書」によると,

宝曆五亥九月(1755)

- 一、村掛り奉公人定事
- 一、 高百石に付 二人宛
- 一、催合米壱人に付 壱石宛

のような負担や,田方六分米,小物成銀,横役米・会所大割銀,役人等の接待費,人夫役等がかけられたことが示されている。

第四に、郡奉行が庄屋以下の村の百姓全体にさしだす形として免状が書かれている。

全体を通じて, 永引高と免, 更には免状の日付に変化はない。ところが, 定米はあがっている。 これは, 村高と品々引高の増減がかかわっており, 全体として, 定米は増加している。

表 4-3-4 上日名村土免の推移

年 号	村 高	品々引高	a 田方石高	b 畑方石高
(西曆) 年	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合
享保 21 (1736)	5 0 3.0 2 1	1 0 9.1 1 5	2 3 4.6 5 0	1 2 3. 5 9 7
元文 3 (1738)	5 0 3.0 2 1	1 1 1.7 8 3	2 3 2 1 9 4	1 2 3. 3 8 7
元文 4 (1739)	5 0 3.0 2 1	1 1 1.8 0 3	2 3 1.9 4 8	1 2 3. 6 1 3
元文 5 (1740)	5 0 3. 0 2 1	1 1 1.9 9 2	2 3 1.9 4 8	1 2 3.4 2 3
寛保 1 (1741)	5 0 3.0 2 1	1 1 0. 0 0 4	2 3 3.9 3 7	1 2 3.4 2 3
延享 1 (1744)	5 0 3. 0 2 1	1 0 9.8 8 5	2 3 4. 0 5 6	1 2 3.4 2 3
延享 2 (1745)	5 0 3.0 2 1	1 0 9.885	2 3 4.0 5 6	1 2 3.4 2 3
延享 3 (1746)	5 0 3.0 2 1	1 1 1.2 8 7	2 3 2.8 9 8	1 2 3.1 7 9
延享 4 (1747)	5 0 3.0 2 1	1 1 1.2 8 7	2 3 2.8 9 8	1 2 3. 1 7 9
延享 5 (1748)	5 0 3.0 2 1	1 1 0.8 4 2	2 3 3. 2 5 3	1 2 3. 2 6 9
寛延 2 (1749)	5 0 3.0 2 1	1 1 0.8 4 2	2 3 3. 2 5 3	1 2 3. 2 6 9
宽延 3 (1750)	5 0 3.0 2 1	1 1 0.8 4 2	2 3 3. 2 5 3	1 2 3. 2 6 9
寛延 4 (1751)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.445	2 4 1.4 0 7	1 2 3. 5 1 2
宝曆 2 (1752)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.44 5	2 4 1.4 0 7	1 2 3.5 1 2
宝曆 3 (1753)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.2 7 5	2 4 1. 4 2 5	1 2 3.6 6 4
宝曆 5 (1755)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2. 2 7 5	2 4 1.4 2 5	1 2 3.6 6 4
宝暦 6 (1756)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.2 2 1	2 4 1.4 7 9	1 2 3. 6 6 4
宝曆 7 (1757)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.2 2 1	2 4 1.4 7 9	1 2 3. 6 6 4

Stan III	31 31 4	5 B & M.		
c 定 米	田方定米	烟方定米		
石斗升合		11110	庄 屋	郡奉行
(<u>c</u> a+b) =年貢賦課	石斗升合	石斗升合	. , 1	
1 4 4.1 8 9 (0.4 0 2 5)	1 0 9. 5 8 2	3 4.6 0 7	彦 兵 衛	波多野新 海(源)
1 4 2.9 8 3 (0.4 0 2 1)	1 0 8.4 3 5	3 4.5 4 8	半 七	波多野新 海
1 4 2.9 3 2 (0.4 0 2 0)	1 0 8.3 2 0	3 4.6 1 2	半 七	波多野新 海
1 4 2.8 7 8 (0.4 0 2 1)	1 0 8.3 2 0	3 4. 5 5 8	半 七	波多野新 海
1 4 3.8 0 7 (0.4 0 2 4)	1 0 9. 2 4 9	3 4. 5 5 8	半 七	波多野新 海
1 4 3.8 6 2 (0.4 0 2 4)	1 0 9. 3 0 4	3 4.5 5 8	半 七	渡辺嶋瀬
1 4 3.8 6 2 (0.4 0 2 4)	1 0 9.3 0 4	3 4. 5 5 8	佐 兵 衛	波 多 野 田 辺 (茂) 田 辺 (九)
1 4 3. 2 2 3 (0. 4 0 2 2)	1 0 8.7 6 3	3 4.4 9 0	佐 兵 衛	田辺田辺
1 4 3. 2 5 3 (0. 4 0 2 3)	1 0 8.7 6 3	3 4.4 9 0	佐 兵 衛	田辺田辺
1 4 3.4 4 4 (0.4 0 2 3)	1 0 8.9 2 9	3 4.5 1 5	佐 兵 衛	田辺田辺
1 4 3 4 4 4	1 0 8.9 2 9	3 4.5 1 5	佐 兵 衛	田辺田辺
1 4 3. 4 4 4 (0. 4 0 2 3)	1 0 8.9 2 9	3 4. 5 1 5	佐 兵 衛	田辺田辺
1 4 7. 3 2 0 (0. 4 0 3 7)	1 1 2.7 3 7	3 4. 5 8 3	佐 兵 衛	田辺田辺
1 4 7.3 2 0 (0.4 0 3 7)	1 1 2.7 3 7	3 4. 5 8 3	佐 兵 衛	田辺田辺
1 4 7.3 7 1 (0.4 0 3 7)	1 1 2.7 4 5	3 4.6 2 6	佐 兵 衛	奥 野 田 辺 (与)
1 4 7. 3 7 1 (0. 4 0 3 7)	1 1 2.7 4 5	3 4.6 2 6	佐 兵 衛	田 辺(九) 奥 野 田 辺
1 4 7.3 9 7	1 1 2.7 7 1	3 4.6 2 8	佐 兵 衛	田 辺 野 田 辺
1 4 7.3 9 7 (0.4 0 3 7)	1 1 2.7 7 1	3 4.6 2 8	佐 兵 衛	田 辺野辺田田 辺

年 号	村高	品々引高	a. 田方石高	b 畑方石高
(西曆) 年	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合
宝曆 8 (1758)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.1 6 7	2 4 1.5 3 3	1 2 3. 6 6 4
宝暦 10 (1760)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.4 1 0	2 4 1.2 9 0	1 2 3.6 6 4
宝曆 11 (1761)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2 4 1 0	2 4 1.2 9 0	1 2 3. 6 6 4
宝曆 13 (1763)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.4 1 0	2 4 1.2 9 0	1 2 3. 6 6 4
明和 2 (1765)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.5 6 3	2 4 1.1 3 7	1 2 3. 6 6 4
明和 3 (1766)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.8 6 4	2 4 0. 9 3 1	1 2 3. 5 6 9
明和 4 (1767)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.8 6 4	2 4 0. 9 3 1	1 2 3. 5 6 9
明和 5 (1768)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.864	2 4 0.9 3 1	1 2 3. 5 6 9
明和 6 (1769)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2. 7 8 9	2 4 1.0 0 6	1 2 3. 5 6 9
明和 7 (1770)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.7 8 7	2 4 1.0 0 6	1 2 3. 5 6 9
明和 8 (1771)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.7 8 9	2 4 1.0 0 6	1 2 3.5 6 9
明和 9 (1772)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.7 8 9	2 4 1.0 0 6	1 2 3. 5 6 9
安永 2 (1773)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.7 8 9	2 4 1.0 0 6	1 2 3. 5 6 9
安永 3 (1774)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.7 5 3	2 4 1. 0 4 2	1 2 3. 5 6 9
安永 4 (1775)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.6 3 6	2 4 1. 1 5 9	1 2 3. 5 6 9
安永 5 (1776)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.6 3 6	2 4 1.1 5 9	1 2 3. 5 6 9
安永 6 (1777)	5 0 3. 0 2 1	1 0 2.7 9 9	2 4 0.9 9 6	1 2 3.5 6 9
安永 7 (1778)	5 0 3.0 2 1	1 0 2.7 9 9	2 4 0.9 9 6	1 2 3.5 6 9

c 定	*	田方定米	畑方定米	
$\left(\frac{c}{a+b}\right)$	石斗升合 =年貢賦課	石斗升合	在 百斗升合	郡奉行
	4 7. 4 2 2 0. 4 0 3 7)	1 1 2.7 9 6	3 4.6 2 6 佐兵衛	奥 野田 辺
	4 7. 3 0 8 0. 4 0 3 6)	1 1 2.6 8 2	3 4.6 2 6 佐 兵 衛	田 辺野田
	4 7. 3 0 8 0. 4 0 3 6)	1 1 2.682	3 4.6 2 6 佐 兵 衛	田 辺 奥 野
	4 7.3 0 8 0.4 0 3 6)	1 0 2.6 8 2	3 4, 6 2 6 佐 兵 衛	奥 野
	4 7. 2 3 7 0. 4 0 3 6)	1 1 2.6 1 1	3 4,6 2 6 佐 兵 衛	奥 野
	4 7. 1 1 4 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 0 5	3 4,5 9 9 佐 兵 衛	奥 野
	4 7. 1 1 4 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 1 5	3 4.5 9 9 伊 三 郎	奥 野
	4 7.1 1 4 0.4 0 3 6)	1 1 2.5 1 5	3 4.5 9 9 伊 三 郎	奥 野
	4 7. 1 4 9 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 5 0	3 4.5 9 9 伊 三 郎	奥 野
	4 7. 1 4 9 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 5 0	3 4.5 9 9 伊 三 郎	奥 野
	4 7.1 4 9 0.4 0 3 6)	1 1 2.5 5 0	3 4.5 9 9 理久右ュ門	奥 野
	4 7. 1 4 9 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 5 0	3 4.5 9 9 理久右ュ門	奥 野
	4 7. 1 4 9 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 5 0	3 4, 5 9 9 理久右ヱ門	奥 野
	4 7. 1 6 6 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 6 7	34.599 理久右ヱ門	田中(甚)新海(清)
	4 7. 2 2 0 0. 4 0 3 6)	1 1 2.6 2 1	3 4.5 9 9 理久右ュ門	小 川 (三) 田 中 新 海
	4 7. 2 2 0 0. 4 0 3 6)	1 1 2.6 2 1	34,599 理久右ェ門	小田中海
	4 7. 1 4 4 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 4 5	3 4.5 9 9 理久右ヱ門	小川中海
	4 7. 1 4 4 0. 4 0 3 6)	1 1 2.5 4 5	3 4, 5 9 9 理久右 2門	小 川 中 海 川

年 号	村 高	品々引高	B. 田方石高	b 畑方石高
(西曆) 年	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合
安永 8 (1779)	5 0 3. 0 2 1	1 0 3.1 0 4	2 4 0. 8 9 4	1 2 3.3 6 6
安永 9 (1780)	5 0 3. 0 2 1	1 0 3.1 0 4	2 4 0. 8 9 4	1 2 3, 3 6 6
天明 1 (1781)	5 0 3. 0 2 1	1 0 3.0 5 7	2 4 0. 9 4 1	1 2 3.3 6 6
天明 3 (1783)	5 0 3. 0 2 1	1 0 4.9 3 8	2 4 0.1 2 1	1 2 2.3 5 0
天明 5 (1785)	5 0 3. 0 2 1	1 0 4.9 3 8	2 4 0. 1 2 1	1 2 2.3 0 5
寛政 4 (1792)	5 0 3. 0 2 1	1 0 5,1 9 5	2 3 9.7 7 6	1 2 2.3 9 3
寛政 5 (1793)	5 0 3.0 2 1	1 0 5.1 4 5	2 3 9. 8 2 6	1 2 2.3 9 3
寛政 6 (1794)	5 0 3.0 2 1	1 0 5. 1 4 0	2 3 9.8 2 6	1 2 2.3 9 3
寛政 9 (1797)	5 0 3. 0 2 1	1 0 5.1 4 5	2 3 9.8 2 6	1 2 2.3 9 3
寛政 10 (1798)	5 0 3. 0 2 1	1 0 5.1 4 5	2 3 9.8 2 6	1 2 2.3 9 3
寛政 11 (1799)	5 0 3.3 2 7	1 0 5.1 4 5	2 4 0. 2 5 1	1 2 2.2 7 4
宽政 12 (1800)	5 0 3. 3 2 7	1 0 5.1 4 5	2 4 0. 2 5 1	1 2 2. 2 7 4
享和 1 (1801)	5 0 3.3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
享和 2 (1802)	5 0 3.3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
享和 3 (1803)	5 0 3. 3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0 4 3 1	1 2 2.2 7 4
文化 2 (1805)	5 0 3. 3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
文化 3 (1806)	5 0 3.3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
文化 4 (1807)	5 0 3.3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0.4 3 1	1 2 2 2 7 4

	c 定 (c)	,	斗	K 升合 賦課				ŢŢ.	*					力	Æ	定				Œ		屋	郡	奉	行
ıt	1 4					1	1	2.	4	9 7		-	_	_	-	. 5	4	2				ュ門	田小		Þ.
	1 4 (0.					1	1	2.	4	9 7				3	4	. 5	4	2	- 40	理ク	、右	ュ門	田小		Þ (金) 川 (治)
1	1 4 (0.					1	1	2.	5	9				3	4	, 5	4	2		理久	、右	ヱ門	田小	J	P II
7	1 4 (0.					1	1	2.	1	3 7				3	4	. 5	4	2		理タ	右	ヱ門	田小		þ
	1 4 (0.					1	1	2.	1	3 7				3	4	. 2	4	5		理タ	右	ヱ門	田小		Þ II
	1 4 (0.	6. 2 4 0			-	1	1	1.	9 '	7 5				3	4	. 2	7	0	1 5				山		Þ II
a.	1 4 (0.	6. 2 4 0				1	1	1.	9 !	9				3	4	. 2	7	0	-				田	Ė	þ
3	1 4 (0.					1	1	1.	9 !	9				3	4	. 2	7	0		兵		七	田	t	Þ
	1 4 (0.				-	1	1	1.	9 !	9	E			3	4	. 2	7	0	12	兵		七	田	F	Þ (要)
7	1 4 (0.	6. 2 4 0			1	1	1	1.	9 !	9				3	4	. 2	7	0	2.	兵		七	田	E	Þ
1	1 4 (0.					1	1	2.	1 9	7				3	4	. 2	3	7	, ° , ;	兵		七	H	F	þ
	1 4 (0.					1	1	2.	1 9	9 7		C		3	4	. 2	3	7		兵		七	新田		ij Þ
	1 4 (0.					1	1	2.	2 8	3 1	ŀ			3	4	. 2	3	7		兵		七	新田		j þ
è	1 4 (0.			100		1	1	2.	2	3 1	L			3	4	. 2	3	7	l C	兵		七	新田	Ħ	更
	1 4 (0.	6. 5 4 0				1	1	2.	2 8	3 1				3	4	. 2	3	7	2	兵		七	新田		Þ
	1 4 (0.					1	1	2.	2 8	3 1				3	4	. 2	3	7	1	兵		七	新田	Ä	F
	1 4 (0.	6. 5 4 0				1	1	2.	2	3 1				3	4	. 2	3	7		兵		七	新田		每 P
47.0	1 4 (0.	6. 5 4 0				1	1	2.	2	3 1		1		3	4	. 2	3	7	100	兵		七	新田田		Þ

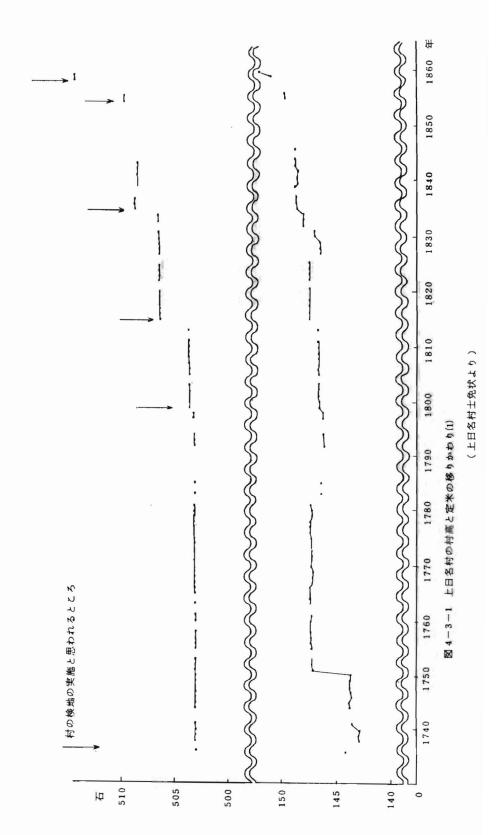
年 号	村高	品々引髙	a. 田方石高	b 畑方石高
(西曆) 年	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合
文化 5 (1808)	5 0 3.3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
文化 6 (1809)	5 0 3.3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
文化 7 (1810)	5 0 3.3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
文化 8 (1811)	5 0 3. 3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
文化 10 (1813)	5 0 3. 3 2 7	1 0 4.9 6 5	2 4 0. 4 3 1	1 2 2.2 7 4
文化 12 (1815)	5 0 6.3 2 9	1 0 5. 5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2.2 7 4
文化 13 (1816)	5 () 6. 3 2 9	1 0 5.5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2.2 7 4
文化 14 (1817)	5 0 6.3 2 9	1 0 5.5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2.2 7 4
文化 15 (1818)	5 0 6.3 2 9	1 0 5.5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2. 2 7 4
文政 2 (1819)	5 0 6.3 2 9	1 0 5. 5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2. 2 7 4
交政 3 (1820)	5 0 6.3 2 9	1 0 5.5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2.2 7 4
交政 5 (1822)	5 0 6.3 2 9	1 0 5. 5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2. 2 7 4
文政 6 (1823)	5 0 6.3 2 9	1 0 5.5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2.2 7 4
文政 7 (1824)	5 0 6.3 2 9	1 0 5.5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2. 2 7 4
文政 8 (1825)	5 0 6.3 2 9	1 0 5.5 0 3	2 4 2.8 9 5	1 2 2.2 7 4
文政 10 (1827)	5 0 6.3 2 9	1 0 7.8 2 1	2 4 0.6 4 5	1 2 2.2 0 6
文政 11 (1828)	5 0 6.3 2 9	1 0 7.8 2 1	2 4 0. 6 4 5	1 2 2 2 0 6
文政 12 (1829)	5 0 6.3 2 9	1 0 7.7 1 4	2 4 0.7 5 3	1 2 2. 2 0 5

(c	元	7			米コ	合		,	Œ	}	方	,	定	2	*				灯	8	方	5	定	米	:						屋		#17	本	行	
(<u>B</u>	c +	b						1					7	<u>-</u>	4	升	合								Ŧ	合			庄			产		4th	4	11	
ž					14)				I	1	2	2.	2	8	1	8				3	4	. 2	3	7	Ų.		兵			七		新田		海中	
					1)				1	1	2	2.	2	8	1	Ü				3	4.	2	3	7	E.		兵			七		新田		海中	
	_				14)				1	1	2	2.	2	8	1	ĕ				3	4.	. 2	3	7	1-		兵			七		新田		海中	
	1				1 4)	h			1	1	2	2.	2	8	1	8			T.	3	4.	. 2	3	7			兵			七		新田		海中	
					1 4)				1	1	2	2.	2	8	1	88				3	4.	. 2	3	7	h		作	右	工	門		新		海	
					6)				1	1	3	3.	4	3	2	×				3	4.	. 2	3	7	44		作	右	工	門		田		中	
					6						1	1	3	}.	4	3	2	ŝ	ŕ			3	4.	. 2	3	7	Ţ		作	右	ヱ	門		田		中	
					6)				1	1	3	3,	4	3	2	ž	10			3	4.	2	3	7	L		作	右	工	門		新		海	
					6						1	1	3	}.	4	3	2	100				3	4.	2	3	7	46	Ų	作	右	ヱ	門		新		海	
								ė			1	1	3	3.	4	3	2	er!				3	4.	2	3	7	3.		作	右	2	門		田		中	
					6)				1	1	3	3.	4	3	2					3	4.	. 2	3	7			作	右	ヱ	門		新		海	
					6)	-			1	1	3	}.	4	3	2					3	4.	. 2	3	7	10		作	右	ヱ	門		田		中	
					6)	ì			I	1	3	3.	4	3	2	e				3	4.	. 2	3	7	×		作	右	Z	門	1) 1) 1)	新		海	
					6)	9			1	1	3	3.	4	3	2	ž.				3	4.	. 2	3	7	II.		作	右	工	門		田		中	
					6)	0.0			1	1	3	3.	4	3	2	1				3	4	. 2	3	7	Ħ		作	右	工	門		新		海	
					9)				1	1	2	2.	3	8	1	2				3	4.	. 2	1	8	ij.		作	右	工	門		新		海	
					9)				1	1	2	2.	3	8	1	T				3	4.	. 2	1	7	to.		作	右	工	門		新		海	
					4)	-			1	1	2	2.	4	3	2									7	11					門		新		海	

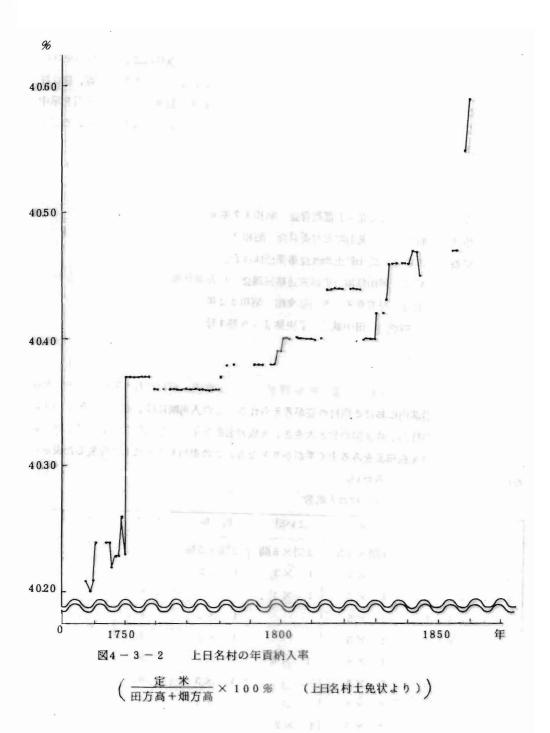
		D . 31 +**	mtzż	i kn + T sk
年 号	村 高	品々引高	a. 田方石高	b 畑方石高
(西曆) 年	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合
文政 13 (1830)	5 0 6.3 2 9	1 0 7. 0 2 2	2 4 1. 4 4 5	1 2 2. 2 0 5
天保 2 (1831)	5 0 6.3 2 9	1 0 5. 6 6 0	2 4 1.7 8 7	1 2 2. 2 0 5
天保 4 (1833)	5 0 6.3 2 9	1 0 4. 9 6 5	2 4 1.9 3 7	1 2 2.2 0 5
天保 5 (1834)	5 0 6. 3 2 9	1 0 6.2 1 8	2 4 2. 2 4 9	1 2 2. 2 0 5
天保 6 (1835)	5 0 8.9 8 4	1 0 6. 2 1 8	2 4 4.6 7 9	1 2 2. 4 3 0
天保 7 (1836)	5 0 8.9 8 4	1 0 6. 2 1 8	2 4 4.6 7 9	1 2 2.4 3 0
天保 8 (1837)	5 0 8.9 8 4	1 0 6.1 9 5	2 4 4.6 7 9	1 2 2.4 5 3
天保 10 (1839)	5 0 8.9 8 4	1 0 6.1 9 5	2 4 4.6 7 9	1 2 2. 4 5 3
天保 11 (1840)	5 0 8.9 8 4	1 0 6.1 9 5	2 4 4.679	1 2 2. 4 5 3
天保 12 (1841)	5 0 8.9 8 4	1 0 6.1 9 5	2 4 4.6 7 9	1 2 2.4 5 3
天保 13 (18412)	5 0 8. 9 8 4	1 0 5. 2 1 1	2 4 5. 4 5 9	1 2 2.6 5 7
天保 14 (1843)	5 0 8. 9 8 4	1 0 5. 2 1 1	2 4 5. 4 5 9	1 2 2.6 5 7
天保 15 (1844)	5 0 8. 9 8 4	1 0 4.786	2 4 5. 4 5 9	1 2 3. 0 8 2
安政 2 (1855)	5 0 9. 9 8 8	1 0 5. 0 0 1	2 4 6. 2 4 8	1 2 3. 0 8 2
安政 3 (1856)	5 0 9.9 8 8	1 0 4.8 8 1	2 4 6. 3 6 8	1 2 3.0 8 2
安政 6 (1859)	5 1 4.6 3 0	1 0 6.3 6 6	2 5 0. 1 5 8	1 2 2.4 4 9
万延 1 (1860)	5 1 4.6 3 0	1 0 4.2 3 1	2 5 2. 2 4 3	1 2 2.4 9 9

註 (山崎氏所蔵 上日名村土免状より)

c 定 米	田方定米	畑方定米		
石斗升合 (<u>c</u>)=年貢賦課	石斗升合	石斗升合	庄 屋	郡奉行
1 4 6.9 7 2 (0.4 0 4 0)	1 1 2.7 5 5	3 4. 2 1 7	作右ヱ門	新 海
1 4 7. 1 3 2 (0. 4 0 4 2)	1 2 2. 9 1 5	3 4.2 1 7	作右ヱ門	新 海
1 4 7. 2 0 2 (0. 4 0 4 2)	1 1 2. 9 8 5	3 4.2 1 7	藤井作右ュ門	新 海
1 4 7. 3 4 7 (0. 4 0 4 3)	1 1 3.1 3 0	3 4. 2 1 7	藤井作右ュ門	山 脇(隼)
1 4 8 5 4 5 (0.4 0 4 6)	1 1 4. 2 6 5	3 4.2 8 0	藤井作右ヱ門	小 野新 海
1 4 8 5 4 5 (0.4 0 4 6)	1 1 4.2 6 5	3 4.2 8 0	藤井作右ヱ門	田 中 山 脇 (昇)
1 4 8 5 5 2 (0.4046)	1 1 4.2 6 5	3 4.2 8 7	藤井作右ヱ門	山脇
1 4 8. 5 5 2 (0. 4 0 4 6)	1 1 4.2 6 5	3 4, 2 8 7	嘉蔵	山脇
1 4 8. 5 5 2 (0. 4 0 4 6)	1 1 4. 2 6 5	3 4. 2 8 7	嘉 蔵	山 脇
1 4 8 5 5 2 (0.4046)	1 1 4. 2 6 5	3 4. 2 8 7	嘉 蔵	山 脇
1 4 8 9 7 3 (0.4 0 4 7)	1 1 4.6 2 9	3 4. 3 4 4	嘉蔵	小 川 脇
1 4 8. 9 7 3 (0. 4 0 4 7)	1 1 4.6 2 9	3 4, 3 4 4	嘉 蔵	新 海小 川
1 4 9. 0 9 2 (0. 4 0 4 5)	1 1 4.6 2 9	3 4 4 6 3	嘉 蔵	新 海小 川
1 4 9. 4 6 1 (0. 4 0 4 7)	1 1 4. 9 9 8	3 4. 4 6 3	藤井嘉蔵	小 川
1 4 9. 5 1 7 (0. 4 0 4 7)	1 1 5. 0 5 4	3 4. 4 6 3	藤井 嘉蔵	小 川
1 5 1.1 1 0 (0.4 0 5 5)	1 1 6.8 2 4	3 4. 2 8 6	藤井嘉蔵	W III
1 5 2.0 9 8 (0.4 0 5 9)	1 1 7. 7 9 8	3 4. 3 0 0	藤井 嘉蔵	小川
		1 C		



-118-



村高の推移は、地押等の形での検地が、たびたび行われていることを示すものであろう。

ところで、上日名村の庄屋は藤井家により世襲されている。そして、藤井氏は、水名村の免状にも姿をみせる。『川上郡誌』では、水名村年寄とされるが、免状には庄屋役とあり、年寄、惣百姓中と並べてあるので、実質的には庄屋として働いたであろう。とすると藤井家は、900石を掌中にしていたことになる。上日名村免状に苗字がみえるのは、1833年のものが初めてであるが、その後のすべての免状に苗字が記されてはいない。

(草信佐代子)

〔参考文献〕

- ① 『川上郡誌』 社団法人私立川上郡教育会 昭和47年6月17日
- ② 『成羽史話』 竹内明照 成羽町教育委員会 昭和39年11月3日
- ③ 『岡山県農業土木史』 岡山県土地改良事業団体連合会 昭和41年12月20日
- ④ 『備中成羽藩史料』 岡山県地方史研究連絡協議会(代表藤井駿) 1966年9月30日
- ⑤ 『近世農民生活史』 児玉幸多,吉川弘文館 昭和32年10月
- ⑥ 「岡山藩徴租法の研究」 田中誠二,『史林』59巻1号 1976年

(2) 人馬帳・御定書から

「備中成羽藩史料」に収められている。「寛永 弐拾 壱年川上郡内三沢村家数人数牛馬改帳」をみることで、当時の成羽藩内における農村の姿が考えられる。この人馬帳には、寛永 2 1 年 (16 4 4) の三沢村の百姓ごとの持高、持家屋の数と大きさ、家族の名前と年令、牛馬数などが記載されており、当時の村落構造や家族構成をみる上で手がかりとなる。この史料をもとにして作製した表からこの村の百姓の姿をさぐってみたい。

表 4-3-5 川上郡三沢村の人馬数

高家はい屋		はい屋	馬屋	人数	牛馬数	
16石7斗4升2合	3間×8間	2間×6間	2間×5間	16人	馬1疋 牛3疋	
10 • 1 • 8 • 3	2 × 5	1 × 3	1 × 3	9	1	
16 • 1 • 7	3 × 5	1 × 3		4		
6 • 4 • 5 • 7	2 × 5		1 × 2	4	1	
6 • 7 • 1 • 1	2 × 5		1 × 2	3	1	
11 • 2 • 2 • 8	3 × 6	1 × 2	1 × 3	8	1	
3 • 3 • 8 • 5	2 × 5		1 × 3	5	1 1	
3 • 2 • 4 • 9	2 × 5		1 × 2	6	I	
3	2 × 3	1 × 2		3		
3 • 4 • 4 • 1	2 × 3		1 × 2	4	I	
7 • 1 • 6 • 9	2 × 5	X	1 × 2	4	1	
4 • 3 • 5	2 × 3			4		

1石6斗3升 合	2間×4間	間×間	間メ間	4人	馬疋牛疋
9 • 4 • 8 •	2. 5 × 4	pt	1 × 2	6	1
5 • 4 • • 8	2 × 4	Strate Mil		5	
4 • 1 • 6 •	2 × 3	1 - B	1 × 2	5	1
4 • 4 • 8 •	2 × 4			5	
1 • 8 • 4 • 7	2 × 3	7	1 7 2	4	1
3 • 7 • 1 •	2 × 5			4	
3 • 2 • 4 • 1	2 × 5	1 × 2		4	
3 • 4 • 3 • 9	2 × 3			6	
4 • 8 • 4 • 7	1 × 3		1 × 2	3	i
4 • 8 • 4 • 7	2 × 5			4	
4 • 6 • 8 • 4	2 × 4	1 × 2	ETH C	5	
6 • 2 • • 2	2 × 5		1 × 2	4	1
6 4	2 × 5	计多数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数	dh a	4	
4 . 8 5	2 × 5	1 × 3	2 ×3	9	ı
2 • 4 • 4 • 9	2 × 3	7844	124 675	4	,
7 • 3 • 2 • 5	3 × 5	1.5 × 3	2 ×3	9	1
3 • 6 • 7 •	2 × 3	101230	t for days in	3	
9 • 6 • 1 • 1	3 × 6	1、1的数据	- Section 1.1	6	
1 - 1 - 1 - 2	2 × 3	Ner no.	en nadiable	3	
6 • 3 • • 2	2 × 3. 5	40.00	en twitter	4	
3 • • 3 • 9	2 × 5			4	
2 • 8 • 1 • 1	1. 5 × 3	1 × 2		3	

この表にあげた百姓のほかに、三沢村には下人がおり、その家族も含めて 7 4 人である。彼ら全体の持高は、28石3斗9升である。

これらの下人も含めると,三沢村の人数は252人(男129人,女123人),村全体の持高は,225石5斗1升5合である。

この表を持高を中心にみてまとめると次のようになる。

か、私力ので、当時では砂糖、洗込み型製造、智能はイーの表。

ALC: PLDS H

《日本時期》可以及所用數。日本日本日本中、2012年,以及中国之數。並入協院必須以及。

2. 14. 化程管新测售。自由共和

可当には、 * とならなおおから、 別代の政策、関連技術があっ

表 4-3-6 三沢村の持高別の家屋面積・人馬数 (平均)

高	家 数	家	はい屋	馬屋	人数	馬	牛
1 石以上 3	石未満 5 軒	6.1坪	0.4坪	0.4坪	3. 6人	疋	0.2疋
3石 / 5	石 // 16	7. 8	0. 6	1. 1	4. 6	0. 1	0. 3
5石 / 7	石 // 6	9. 2		1	4		0. 5
7石 // 97	石 // 2	1 2.5	2. 3	4	6. 5	0. 5	0. 5
9 (1 // 11	石 / 3	1 2.7	1	1. 7	7		0. 7
11石/ 13	石 // 1	1 8	2	3	8		1
13石 / 15	石 // 0						
15石 / 17	石 // 2	1 9.5	7. 5	5	1 0	0. 5	1. 5

(註,家・はい屋・馬屋は,2間×5間を10坪と換算して計算した。)

この表をみると、三沢村では3石以上5石未満の持高の家が約半分を占めていることがわかる。 また、持高が多くなるにつれて、家の大きさも広くなっているようである。家族数・牛馬数についても、持高との関連がみられるといえるかもしれない。

次に、農民が受けた統制について触れたい。農民支配こそは、幕藩領主全体にとっての存在のかなめであった。幕府からの農民統制の法で有名なものに、慶安 2年 (1649)に出された「慶安御働書」がある。ほかにも、いくつかの「御触書集成」、「徳川禁令考」などの法令集のなかにも農民法は含まれている。成羽藩においても、農民への統制は厳しく、「成羽藩史料」の中にも、たとえば、「村方町方御定書」が納められている。その中から、いくつかの条文をあげてみたい。

村方

定

宝永六己丑年八月

- 一、公儀御法度之旨不可相背事。
- 一、 対奉公人え無礼慮外致間舗事。
- 一、博奕堅停止之事候。若於相背は可為曲事。
- 一、男女地廻り駕籠可為無用候。若歩行 難 成 者は代官共え相断,可任差図事。
- 一、振舞之儀可為無用候。自然掛合之料理出 L候儀於有之者,随分軽く可致候。酒給候儀人々相 嗜致酒乱間鋪事。
- 一、 常々音信贈答之儀可為無用,無拠儀有之候者,随分軽く可致事。

元禄十七甲申年二月

一、男女によらす常々組衣類組帯可為無用候。自然晴れ之節は、組紬可用之候。金入織物者勿論、 縫入着物、惣而結構成品堅可為無用事。

この定では、村の人たちに対して、駕籠に乗ってはいけないとか、もてなしは無用であるとか、

男女とも絹の衣服や帯を常々は用いてはいけないなど、日常の生活に対して細々と規制をしている ことがわかる。

また,次のような条文もみられる。

村方

定

享保十二末六月

- 一、惣而耕作之儀申付るに不及,面々家業之儀に候得者,弥以無懈怠随分情に入不,作無之様に 仕,こやし中打等油断之者え者,組頭相互に気を付候様に,庄屋年寄常々可申付事。
- 一、田畑立毛刈込年前に有之時分,面々自分之儀についやし,暮に至御年貢米致不足候而者,其人も迷惑仕,庄屋年寄迄及難儀候間,御年貢不相済内は自分入用遺不申,早く御納所仕候様に,庄屋年寄者不及云,組頭共に相互に吟味可仕事。
- 一 御年貢米を初め,小物成銀等前方より心掛,無滞皆済可仕事。
- 一、田方六分米,早く御蔵詰仕,畑方え納込候様に可仕候。くだけ米之外津出し仕時分,飯米に 仕間鋪事。
- 一 免割無油断仕, 庄屋より下げ札はやく可相渡事。

(略)

- 一 御年貢成鍬下興し新開等有之,村々無違改書出し可申事。
- 一、田畑開き地之儀,役人共度々致吟味,少し場所に而も開せ可申候。旦又鍬下被下候年数過,若不致収納者は,其咎め可被仰付事。
- 一 田畑丼草山売買仕候は ム,証文手形念入以来出入に不成様に可仕事。
- 一、百姓共之内に, うさん成者有之候は x , 組頭之内より無油断見届, 急度庄屋え相断可申事。 (略)
- 一、御家中之面々え村方より入候竹木・茅代等, 庄屋組頭より百姓共え申付入させ候代銀相帯, 村之難儀に成候類は無遠慮可申出候。御勘定所に而取立可被下候。申出候儀を致遠慮, 百姓 之難儀仕品有之候はム, 庄屋年寄可為越度事。
- 一 奉公人跡田畑共に不作無之様に念入可申付事。
- 一、 庄屋共年頭御礼差上物代村割に仕候共, 庄屋手前より出し来候共, 其村々に而仕来之通可仕事。
- 一 庄屋代替に差上候御肴者,不及申村割に不仕,庄屋より差出し可申事。
- 一、 庄屋之**儀御**取立斗と不存, 其村御預け之上者, 村中え心を付, 百姓共勝手に可成儀無油断可 申付事。
- 一、御家中之面々吉凶之儀に付, 庄屋年寄態と罷出候儀無用に候。外用に而罷出候序而有之, 相 動候儀者勝手次第之事。

(以下略)

これ以後もさまざまな規制が続くのであるが、当時の農民は、幕府や藩から細々とした規制を受

(川添玲子)

〔参考文献〕

『備中国成羽藩史料』 岡山県地方史研究連絡協議会編 1966

4 吉岡銅山

(1) 吉岡銅山の歴史

成羽では、吹屋にある吉岡銅山の開発および、その操業によって長く繁栄がもたらされた。吉岡 銅山は、川上郡吹屋村(現成羽町吹屋)にある。当銅山は日本の鉱山史上でも古く、産銅額も多く 名銅山と称された。

吉岡銅山の開発は、大同2年(807)と伝えられている。これは、平安朝の「延喜式」に吹屋 銅山について

「凡鋳銭年料銅鉛者備中八百斤毎年繰返」と記されていることによる。大塚文書 天明八年(1788)4月の大塚定次郎覚書にも,慶長,元和頃以前のことを記して,400余年前から稼業されたと伝えられ,「銅山草創之始暦数聢と相知不申」と書かれている。しかし,貞観12年(870)2月,備中,備後に命じ,鋳銭料の銅を採進せしめたことが,「延喜式」に記録されているし,大塚文書寛政3年(1791)10月「吉岡鉱山名義及三つ道具建由来書」,文化元年(1804)11月「吉岡銅山相続次第書上」には,大同2年開坑と明記されていることも大同2年説の典拠となっている。

「鎌倉時代建武3年(1336) 丙子改元延元元年平川掃部助源高新より十代之を領す」とあり、 後細川勝久の領国となっている。戦国時代には、毛利、尼子と地方豪族が治め、永禄年中(1558-1569)には、尼子旗下の吉田六郎兼久が差配し、大塚孫一、松浦五右衛門に稼業せしめた。 秀吉の天下統一にともない、吉岡銅山も豊臣氏の支配となった。大塚文書に

「豊臣家之御時代数屋(粕屋)助右衛門様御弐代とも諸国銅山御引続之由吉岡銅山も御支配被遊御手山と相成申候」と記されている。

江戸徳川時代には、鉱山等のある地は天領として幕府が直接支配下においた。慶長 5年 (1600) 小堀新介正次が、松山城に入り、代官所として備中の総代官となり、子政一がこれを継ぎ、この時 大塚伊兵衛に命じて鉱山経営に当らせている。大塚文書には、

「元和2年(1616)当御代始小知遠江様御支配ニ相成大塚伊兵衛頭取村稼ニ被仰右遠江守様 御支配之節銅山役所八十五間,私先祖持地ノ内ニテ御除地ニ被仰付……云々」とある。ここに記された遠江守は小堀政一のことで,銅山役所開設の年代を記録したものである。除地とは鉱山用地として使う免租地のことである。大塚氏は,以後幕末に至るまで,吉岡銅山に関係し続けることになる。

元和3年(1617)山崎家治の因幡若桜から成羽への移封にともない,吹屋は山崎領となった。 大塚文書にも

「其後元和四年 山崎甲斐守様因州より当国成羽へ御国替被仰付吉岡銅山も山崎御領地に相加り

候得共銅山役所ハ勿論山法迄も先規之通御渡候」とあり、寛永15年(1638)まで20年間、山崎家の支配下におかれていた。寛永15年、家治が肥前天草へ移封されたため、一時、松山藩の預り地を経て、寛永19年(1642)には再び天領(幕府直轄地)となった。この時は、代官米倉平太夫の支配になり、吉岡鉱山は、あらかじめ運上額を決め、全国の山師に競争入札により請負わす請山法により稼業された。

寛永以後の銅山経営は、大阪、堺、江戸、岡山などの鉱山師により、年区切りが行われ継続的に経営されている。泉屋(住友)の吉岡鉱山の経営は、天和元年(1681)から元禄11年(1698)まで17年間が第1次、元禄15年(1702)から享保元年(1716)にわたる15年間が第2次である。徳川時代の初期から中期にかけて、住友の稼業の時期には、吉岡銅山は備中第1の銅山とされ、元禄年間には日本六大銅山の1つであったと伝えられる。

天明八年(1788)には代官早川八郎左衛門が,吉岡銅山を支配し,幕府の諸国銅山見分役笹川などの調査を請い,大塚定次郎に稼業を移行させて,当銅山の復興に尽力している。この大塚氏の第1次,第2次の稼業を経て,明治に移っていく。

明治時代に入っても、三菱の大資本による経営に入り、操業の機械化、経営の革新などによって 日本屈指の銅山であったが、その後変遷を経て、鉱山の休止に至った。

ここで、銅山の名称について触れておくことにする。前述のように、吉岡銅山は永禄年中、吉田 兼久の支配下におかれたが、彼の死後、吹屋の町北側の丘の上を墳墓地とし、ここに石塔をたてた ので、始め、この銅山は石塔銅山と呼ばれたらしく、泉屋(住友)の「銅山見分控」にも石塔銅山 の名がみえる。文化元年の大塚文書にも

「吉岡鉱山之儀者,…(中略)…右発山之砌より,慶長年中迄ハ石塔銅山ト号候処,天和2年(1616)小堀遠江様御支配之節,石塔字面不宜由ニテ其砌佐渡金山之内吉岡山殊之外大盛仕候ニ付右同様繁栄仕候様 御祝被下,吉岡銅山上御政被下候」とあり,以来吉岡銅山とよばれた。

ところで,吹屋には,吉岡の他,北方,小泉などの銅山があったが,これらを総括し,銅を吹く 処という意味から,吹屋銅山と唱えられた。

(2) 吉岡銅山稼方の変遷

ここでは、寛永以後の銅山経営についてみていくことにする。

(a) 泉屋第 1 次稼業

泉屋吉左衛門(住友)が天和元年(1615)から運上額5300枚という高額で経営に当たっている。当時の鉱山の仕方は、直山法と請山法という2つの方法が行われていた。直山法とは、幕府又は領主が直接稼業するもので、奉行や代官が直接山を支配し、役人に鉱山の収授にあたらせる方法で、鉱山一切の経営が役人の指図による。これに対し、請山法は、前述のように、業者が一定の期間、殊に短期鉱山の経営を請負い、約束の運上を納める方法である。泉屋は、産銅高を基準として直山法の荷分山(堀分)の方法を採り入れた合理的な新しい請山法により経営を行った。第1次稼業において泉屋は、自力経営を行い水抜きなどにより、銅の増産に努力した。泉屋は元禄11年(1698)まで稼ぎ、別子銅山に重点を移し、一応吉岡銅山の稼業を返上している。

その後,吹屋村庄屋五右衛門が元禄15年(1702)まで、稼行することになる。

「当村御百姓少分之持高五斗,八斗或いは壱石高持仕候御百姓ニ而御座候,田地彰ニ而渡世難送 先年より御山稼を以御年貢相調来申候,御山無御座候得ハ御百姓ハ御田地も相続不仕候ニ付寅ノ 年より跡山私奉願上只今迄御山稼申候 |

と近郷百姓の生活維持と鉱夫の足留め策として請負稼業せざるを得ない事情を顧書に書いている。

(b) 泉屋第2次稼業

元禄15年6月より,幕府の要請により,吉岡銅山を再度泉屋が稼業することになる。泉屋の第2次稼業には,別子銅山の新道開発と吉岡銅山の水抜きを対象として,拝債金1万両と毎年買請米6千石,1石につき代金50匁10カ月延べ上納の願書が聞き届けられ,幕府の助成金を得て,経営にあたっている。

しかし、産銅はのびず、泉屋は苦心経営に努めたが、水抜工事も、古間符の取明もうまくいかず 一旦稼業を打切り、拝借金と銅山稼業を返上することに決め、正徳3年(1713)12月、代官 に顧書が出されている。

「去辰年より今年迄水抜間数十弐間余切通し候得共,兼而奉存寄候と相違任,水抜順道堅ク弥間数尺取申間敷と奉存候,其上中通り稼山も掘尽し,唯今にては稼可申場所も無御座候,此後御願を以相稼候共私力難及奉存候,…… (後略)

この願書をうけ、享保元年に、代官より泉屋へ、銅山返上の許可が出されている。

(c) 大塚第1次稼業

泉屋の銅山返上後の状況は,大塚文書に

「酉年より戌八月迄中絶仕候,享保三年九月ョリ丑年迄,京都片木屋甚兵衛御山請負仕……」 と記されていることから窺える。

次いで、享保7年(1722)6月から、福岡屋すなわち、大塚利右衛門宗俊が請負稼業している。大塚文書、天明8年(1788)に書かれた「慶長年中より天明八申迄備中国川上郡吹屋村吉岡銅山請負人覚」によると

「同寅(享保七年)より福岡屋利右衛門御請負仕,御運上銀ハ出来銅百貫ニ付銅十一貫五百匁宛 此代金六百目之積,……」

とあり、享保7年6月から、寛保2年(1742)10月までの21年間の稼業を、大塚の第1次稼業とする。

ここで、鉱山稼人について少し触れておくことにする。仕事を覚え、一人前と認められた鉱夫は 適当な親分に子分として取立てられ、「取立免状」が与えられる。これは一種の身分証明であり、 これを所持していれば、全国どこの鉱山でもその土地の親分衆を尋ねると仕事にありつけるという ものである。このように鉱山稼人には親分子分制度というものが存在した。特に、大塚家の代々相 続稼業では、土地者または他国者でもこの土地に居付いたものを「地鉱夫」といい、優遇された。 これらの鉱夫は、3人以上の組に分けられ、稼業人によって「間歩」(鉱山の鉱道)を下稼ぎさせ られた。通常下稼人は一組で一つの鋪(鉱道)を受け持っているので、鋪持と呼ぶ。後には鉱夫の 立場からこの下稼の方法は「受取り」と呼ばれるようになった。下稼人は各自銅を生産し、請負人 がこれを買集めるというしくみであったと思われる。 その後、銀座稼業となり、天明元年(1781)11月には休山となっている。天明3年(1783)には大阪瓦町筋百貫町の小橋屋長左衛門が五ヶ年年季で請負稼行することになった。寛政元年(1789)には、ほとんど休山の状態になったため、早川代官は復興計画をたて、それを実施している。

寛政3年(1791),小橋屋の銅山返上にともない,大塚氏が再び請負を顧出ている。以後, 慶応3年(1867)までの76年間,大塚氏により,吉岡銅山の経営が行われている。慶応4年 (1868)には,銅山稼方を吹屋村へ預けることになる。その後,明治に入り一時休山を経て, その稼業権は明治6年(1873)12月には,三菱岩崎弥太郎にうつった。

(3) 鉄穴稼と十二カ郷用水

日本の鉄鉱業史は、砂鉄製錬の沿革史といってよく、明治中期までは、産鉄量の六割までは山陰、山陽の砂鉄であったといわれている。日本の古来の製鉄法は、「たたら吹き」と呼ばれるわが国独自の和鉄製錬法であった。砂鉄は、山地の花崗岩、閃録岩等の風化した土砂を崩して、水を引いて泥を流し鉄分を取り出す「鉄穴流し」によって採取された。そしてこの砂鉄と木炭を原料として、足で踏んで空気を吹き送るふいご=踏鞴(たたら)を用いて行う「たたら吹き」によって鉄を産した。明治になり西式製鉄法が伝えられるまで、この方法によっていた。

成羽には、大きな鉱山として、北部吹屋地区に、北方、吉岡等の鉱山があり、中部地区には、小泉鉱山等があり、多くの産出があった。

この成羽の鉱山の「鉄穴流し」の作業によって「鉄穴場」から流れ出す濁水が、下流の水田に入ると、作物に大きな被害をもたらすことになる。そのため、江戸時代には「公儀御定法」として、春彼岸から秋彼岸までの稲作期間は、稼業を禁止されていた。しかし、応々禁止期間を無視して稼業し、下流たとえば、備中堪井の井堪に土砂が流入するということで論争がおこるなど、下流農民との間にトラブルを引き起こすこともあった。

ところで、吹屋は弁柄で有名である。この弁柄の原料となる緑礬(ローハ)によるトラブルも起こってる。安永5年(1776)には、川上郡坂本村の緑礬山から濁水を流したことにより、下流の湛井 用水組合との間で掛合いが行われた記録が残っているものなどがその例である。

最後に、小見出しとははずれるが、吹屋の弁柄について簡単に触れておきたい。

弁柄は、日本でも古くから九谷焼、京焼などの陶磁器、漆器、織物の染色など、いろいろな方面で使われた赤色顔料である。わが国で弁柄がつくり始められたのは、宝永4年(1707)9月、吹屋下谷の森屋某、橋本某の共同ではじめられたと伝えられる。宝暦元年(1751)西江、谷本らが緑礬製造を始め、文政の頃、中野の広兼も加わり、この優良な緑礬を原料として、製造にも改良が加えられ、安永6年(1777)から弁柄の工業化が行われた。寛政10年(1797)早川代官の指導監督により、株仲間をつくり、稼人の組合組織も強固になり、製造販売の制度も確立して、産額も安定した。弁柄という製品の特異性により、「吹屋弁柄として第一次日本産業勃興期の波にのり、長い間繁栄を続けていた。昭和の初年頃まで生産高年産1万俵(1俵=18貫)にも及んだが、近代工業の発展につれ、弁柄製造の大工業化にともなって衰退した。

〔参考文献〕

『成羽史話』 竹内明照著 成羽教育委員会刊 昭和39年 『ふきやの話』 長尾 隆著 昭和51年2月出版 『日本鉱山史の研究』 小葉田淳著 昭和43年5月出版 岩波書店

第5章 近代地方自治の成立と展開

1 行政の沿革と区域の変遷

(1) 廃藩置県

往時,現在の成羽町あたりに発達した自然村は,下原,上日名,下日名,成羽,羽山,퉱数村のうち字星原,佐々木村のうち字本村,布寄,長池,相坂,羽根,小泉,坂本,吹屋,中野村本郷組,同小野路組,同大野路組の村々であった。明治4年(1871)7月の廃藩置県により,下原,上日名,下日名,成羽,羽山,星原,本村及び羽根は成羽県の所管となり,それ以外の村は明治元年(1868)設置された倉敷県に属していた。明治4年11月の県の統廃合により深津県となり,翌5年6月小田県と改称し,明治8年(1875)12月岡山県に合併した。

(2) 大区小区制の施行

(イ) 大小区事務所の編制

廃藩置県の実施による中央集権的官僚機構の整備とともに,新しい末端地方行政機構の確立化が 行われ始めた。その第一着手は,明治4年(1871)公布された戸籍法による戸籍編成事務を行 うための区画の設定と戸長の設置であった。

(a) 区画

深津県(のち小田県)では,明治5年(1872)3月,17大区356小区を設置し,川上郡は第九大区となった。現在の成羽町あたりの小区の区画は次のようであった。 (図5-1-1,5-1-2参照)

小 二区 上日名村,下日名村,下原村,本町両町,柳町,裏町,鷹部屋町,千原町,新町

小 三区 佐々木村,三澤村, 臘数村

小十四区 東油野村, 坂本村

小十五区 布寄村,長地村,相坂村,長屋村

小十七区 中野村,吹屋村

小十八区 宇治村,小泉村,羽根村

小十九区 羽山村,松岡村

小二十区 成羽村

この大区小区制は,従来の町村の行政上の地位を否認し,地方行政の最小単位を小区とし,区戸長を通じて地方行政を行なおうとしたものである。

(b) 区長, 戸長

小田県では明治6年(1873)12月に「正副戸長杆保長諸締方職務権限」を,翌7年7月に「区長職制権限」を制定公布し,区長,正副戸長及び保長の職務について規定している。「区内之風俗を修整し戸籍を稽査し正租雑税督促し郡費村費を精密に検査する事」など大区の事務を総理したのが区長で,小区の事務にあたったのが戸長で,さらに「正副戸長の指揮を受け区内の事務は勿論道路堤防橋梁等の修繕を専注意」し各村に置かれたのが保長である。

(中) 区務所の編制

助治 10年(1878)11月8日,県内の各会議所,小区事務所及び区戸長,保甲長をすべて 廃止し,新たに区務所及び戸長役場を設置し,区務所には区長一名,戸長役場には戸長二名,町村 には副戸長を置くこととなった。

(a) 区長, 戸長, 副戸長

区務所の職制について岡山県では次のように定めている。

区 長

副区長

一区務所に区長一人を置く区長らは副区長を置かす

成典例規を遵奉宣布し、上旨を下達し下情を上通し区務を統括し部民の安寧風俗脩正の事を掌る、戸口を詳にし、徴租徴兵勧業勧学の事を管し、区内の事務挙らされは其責に任す区入費を管し、町村諸費を監督し、人民をして其冗費なきを知らしむるを要す、戸長役場諸務の挙否及正副戸長の能否動情を監視し具状することを得。

戸長一員

常に区務所に在て区長を補佐し区務を調理す若し区長不在の時は代理するを得

書 役

(省略)

戸長役場の職制については、

戸長弐員

部内一切の事務を担当し区長の指揮を受け細大順序を逐て之を整理すへし(以下省略)

書 役

(省略)

副戸長

一村一員を置く者とし五十戸以下の小村は二ヶ村以上を併て一員を置も妨なし

常に町村に在て実地の諸務を担当 L戸長役場へ往来細大協議 L人民の諸申牒を審案連署することを掌る(以下省略)

なお, 副戸長は次の通りである。

副戸長(明治10年1月9日~11年12月3日)

上日名村 藤井文次郎 (第一戸長役場)

下日名村 平松幸太郎 (//

下原村他六町 (//)

渡辺 蔵六

藤後喜代太

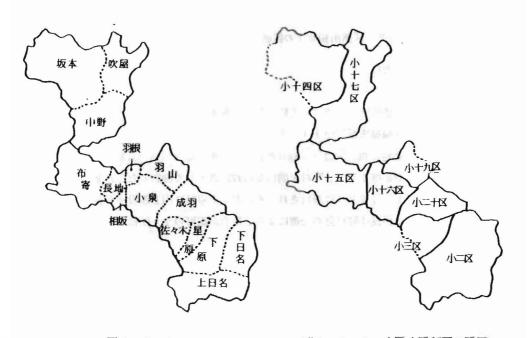
佐々木村,臘数村 (//)

赤木忠八郎

坂本村 西江勝三郎 (第三戸長役場)

(b) 区画

第九大区では,下原村に第十五区務所が置かれると同時に第一戸長役場が置かれ,中野村に第四戸長役場が置かれた。各村がどの戸長役場に属したかは副戸長のところで述べた。(図 5 - 1 - 3 参照)



 $\boxtimes 5 - 1 - 1$

図5-1-2 大区小区制下の区画



図5-1-3 区務所編制下の区画

(3) 郡区町村編制法の施行

(1) 郡区町村編制法

大区小区制は現実の生活に堅く結びついていた町村を無視したことから種々の無理を生じたので,その対策として郡区町村編制法が明治 1 1年 (1878)7月22日制定された。それは,府県の下に郡区町村を置き,郡毎に郡長一員,区毎に区長一員,町村毎に戸長一員を置くことを規定しており,従来の大区小区制を廃止して,町村を明白な行政区画として確認したことを示している。

岡山県では明治11年9月20日に施行され、その際、下原村に川上郡役所が置かれるとともに、 各村に戸長が置かれた。戸長は町村会の公選により、県合が認可のうえ任命することとされていた。 戸長は次の通りである。

戸長

```
佐々木村, 臆数村
```

赤木忠八郎(明11.12.3~13.11.8)

平松剛四郎(113.11.26~16.2.15)

坂本村 西江勝三郎 (11.12.3~16.2.15)

吹屋村 田村国五郎 (// 11. 12. 3 ~ 12. 4. 1)

片山 伝二(12 4.23~1211.14)

長尾林三郎(12124~13416)

松田 定衛(113. 5. 6~13.11.10)

柳井幸三郎 (113.12.8~16.1.10)

中野村 広兼満太郎(11.12.3~16.2.15)

布寄村 赤木徳太郎(11.12.3~16.2.15)

長地村,相坂村

渡辺 仲蔵(明11.12.3~12.9.15)

渡辺 若松(11210. 2~16. 2.15)

羽根村 高田恒太郎(/ 1 1. 1 2. 3 ~ 1 3. 2 2)

高田益太郎(113. 3.12~16. 2.15)

小泉村 高木常太郎(11.12.3~16.2.15)

成羽村 千田尾猪作(11.12.3~16.2.15)

羽山村 本倉伊和尾(11.12.3~12.26)

本倉健太郎(12 3.25~16.215)

(中) 連合戸長役場制度

明治16年(1883)2月,岡山県では戸長の公選制を廃し、すべて県令の選任によることとした。同時に,従来町村毎に置いていた戸長を,町村の大小に応じて数町村が連合で置く連合戸長役場制度が設けられた。各村の所属戸長役場及び戸長は下に記す(図5-1-4も参照)。なお,連合戸長役場の管轄区域は,明治22年(1889)の町村制施行に伴う大規模な町村合併にあたって,新町村の区域の基準とされた。

川上郡第一部戸長役場(位置,下原村)

下原村,下日名村,上日名村

戸長 田辺農夫也(明16. 2.16~18. 4. 9)

小川 氏慶(118. 4. 9~22 1.11)

信原徳太郎(122.1.11~22.6.1)

川上郡第十二部戸長役場(位置,吹屋村)

吹屋村,中野村

戸長 片山 嘉吉(明16. 2.16~)

川上郡第十四部 戸長役場(位置,布寄村)

布寄村,長地村,相坂村,羽根村

. 프 보수병 단 계준 다

戸長 赤木徳太郎(明16. 2.16~22. 6. 1) (改名,忠康)

川上郡第十五部戸長役場(位置,成羽村)

小泉村,羽山村,成羽村

戸長 千田尾猪作(明16. 2.16~) 坂本村は東油野村の第十一戸長役場に属した。

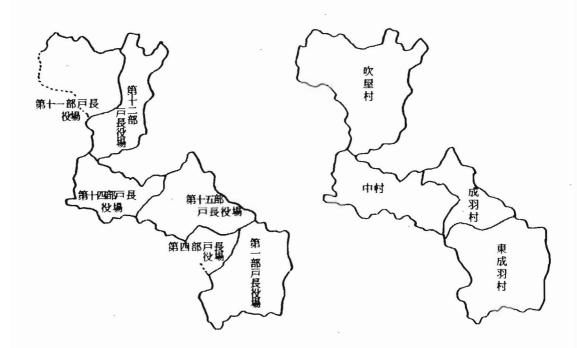


図 5-1-4 連合戸長役場制度下の区画

図 5-1-5 町村制施行下の区画

(4) 町村制

政府は、明治22年の憲法公布、翌23年の国会開設を控え、地方自治制度の確立をはかるため、明治21年(1888)4月市制町村制を公布した。これにより「町村ハ法律上一個人ト均シク権利ヲ有シ義務ヲ負担シ、凡町村公共ノ事務ハ官ノ監督ヲ受ケテ自ラ之ヲ処理スルモノ」(法律第一号町村制第二条)となり、「町村会ハ其町村ヲ代表シ此法律ニ準拠シテ町村一切ノ事件並従前特ニ委任セラレ、又ハ将来法律ガ令ニ依テ委任セラルル事件ヲ議決スルモノトス」(同第三十二条)とされた。岡山県では同年6月1日から町村制が実施され、その際、表5-1-1のように各村合併され、新たに東成羽村、成羽村、中村、吹屋村が発足した。(図5-1-5参照)

(5) 成羽町の成立

吹屋村は明治34年(1901)2月6日町制を施行して吹屋町となり,東成羽村も明治34年

4月1日成羽町と改称した。さらに明治39年(1906)4月1日,成羽町と成羽村とが合併し 成羽町となった。成羽町は昭和30年(1955)3月1日中村と合併,次いで4月1日に吹屋町 と合町して現在の成羽町に至っている。

it is some w

4. 1)

町村制施行後の歴代の長は次の通りである。

元東成羽村(成羽町)長

信原徳太郎(明治22. 8. 8~ 明治23.10. 8)

小川 氏慶(// 23.12.19 ~ // 27.12.18)

村瀬兼太郎(1 27.12.19 ~ 1 34. 8.31)

中村 久武(// 34. 9. 2 ~ // 38.11.29)

元成羽村長

佐藤平八郎(明治22.10.8~明治26.10.7)

千田尾猪作(1/26.10. 8 ~ 1/36. 4.25)

小林虎太郎(// 36. 6.15 ~ // 36.11. 2)

千田尾猪作(1/36.12.10 ~ 1/37. 7.17)

本倉良三郎(1 38. 9.30 ~ 1 39. 331)

成羽町長

中村 久武(明治39. 7.31~大正 2. 8.16)

橋本 武市(大正 2 9.18 ~ // 6. 9. 1)

渡辺寅太郎(〃 6. 9.21 ~ 〃 13. 5. 9)

丸橋房太郎(// 15. 5.10 ~ 昭和 3. 1. 8)

原田竜右衛門(昭和 3. 5. 3 ~ 1 17.

藤井 品衛(昭和17. 7.26~ 121. 5.10)

渡辺 貞次(/ 21. 7.17 ~ // 24. 3.10)

平松 幹章 (1 2 4. 4. 17 ~ 1 3 0. 2, 28)

中村長

赤木 忠康(明治22. 9.30~ 明治44. 5.25)

赤木杢太郎(/ 44. 9.27 ~ 大正12 9.26)

大福 節夫 (大正13. 9.27~昭和 7.10.22)

土谷喜代太郎 (昭和 8. 2. 21 ~ 12 1. 23)

大福 節夫(昭和12. $2.23 \sim 116.222$

尾頃信太郎(16. 3. $9 \sim #2110.24$

那須 忠雅(// 22. 5 ~ // 30. 2. 28)

吹屋村(町)長

片山 嘉吉(明治22. 9.20~明治24.10.

片山 伝二(// 24.10.10 ~ // 28.6.26)

松田 和(// 28.11. 9 ~ // 29. 9. 7)

```
大塚 金庫(明治29.11.11~明治30.
 松田
      和( // 30.10.14 ~
                                     4)
                          // 3 5.
 長尾 佐助( // 35.11.19 ~ 大正
                                 3. 26)
 原田 吉平(大正
             7.
                 6.
                    1 5
                              9.
                                 2 15)
 長尾 佐助( 10.
                                 9. 23)
 片山 茂三(昭和 4.
                                     5)
 丘
     誠之( " 11.
                            1 9.
                                 9. 20)
 田村弥太郎( 19.
                                   17)
                   2 1
 大河 千尋( / 20.
                               10.24)
                            2 1.
 三浦 末吉( 1 2 2.
                                     4)
                   2 4
                            2 6.
 片山浅治郎( / 26.
                    23~
                            3 0.
                                 3.31)
新成羽町長
 平松 幹章(昭和30.
                   11~昭和34.
                                 1. 3 1 )
 土田 清吉( 〃 3 4.
                 3.
                                      )
                                                  (山根美代子)
                       (「岡山県郡治誌」上巻より)
 表 5-1-1
            町村廃置分合
                              上日
    中野村大野路組
                                     名
                                     Ħ
                                          E)
                                            MJ
                                              F
      一字長田・田原中野村ノ内
```

中的治22.6~

昭和3031

皮羽

· 吹 屋 村 - 吹 屋 町 - 昭和3.4 i

-136-

2 合併と町政の展望

- (1) 第一次合併 ——成羽町と中村の合併
 - (イ) 合併以前の状況

昭和26年頃から町村合併の気運が台頭し、郡町村会及び議長会においても川上郡内の町村合併 構想を発案してこれを研究するようになった。昭和28年10月1日、町村合併促進法の施行にと もない、合併気運はますます高まり、各町村ともたびたび議会で協議されるようになった。

成羽町では、昭和30年12月29日に町議会で町長・平松幹章氏、助役・土田清吉氏、県会議 員・秋岡博氏参与のもとに、川上郡内六ケ町村(富家村、平川村、湯野村、吹屋町、中村、成羽町) 合併の可能性について討議され新町建設の条件として以下のことがあげられた。

- ① 新庁舎は富家村地内に置く。
- (2) 本庁舎設置についての時期,場所は、各町村選出の合併協議委員によって決定する。
- ③ 本庁舎が成羽町に設置されなかった場合は、成羽町は六ヶ町村合併より離脱する。 この条件で、新庁舎(仮庁舎)を富家村に置くとしたのは富家村が六ヶ町村合併に対して難色を示 していたため、その対応策としてであって、合併完了までの連絡事務所としての新庁舎設置であっ た。その後、宇治村を加えた七ヶ村合併案が打ち出された。

一方,昭和29年1月高梁市制構想が発表され、3月に高梁町より成羽町へ正式に合併の申し入れがあり,成羽町としてはあくまでも当初の七ヶ村合併か,高梁市制参加か,利害得失の面を研究して決定せざるをえなくなった。

(中) 利害関係

この時点において、町長・平松幹章氏は、七ヶ町村合併においては、成羽町は行政の中心地となりうるとしながらも、高梁市制参加によって資源開発の促進ということも考えられるとして以下の条件が全部承諾されれば、高梁町と合併してもよいと議会で表明し、「高梁・成羽合併条件」を議会に提出した。

≪高梁・成羽合併条件≫

- ① 市名は現在の町名の何れもとらないこと。
- ② 川上郡の総合開発を急速に実現する様,最善の方途を講ずること。鉄道敷設,資源開発等当 然考えられるところなるも,先,成羽を中心とする道路網の拡充に鋭意努められたきこと。
- ③ 建設中の病院は将来,備北地区の総合病院という構想のもとに施設内容の整備拡大を図られたい。現在,普通病床30床,結核病床50床(昭和29年建設予定)を普通病床60床,結核病床100床にされたい。
- ④ 保健所は将来B級保健所とし、病院とともに保健衛生関係の中心地として認めてもらいたきこと。
- (5) 将来建設を予定せられる市民住宅の半数は現在の実績に照しても成羽地区に設けられたい。
- ⑥ 酪農振興を重点施策とし、成羽地区を中心として認め、施設を設ける場合成羽区域内に設けられたい。早急に畜産講習所を設け、30人乃至50人の青年を教育し、この地域を酪農発展の焦点とし、将来工場は成羽地区に設けること。

- ⑦ 成羽町発足50周年記念事業として創設したる美術館・図書館を中心とした公民館はその特質を尊重し、施設内容の充実を期すること。
- ⑧ 本年度内に建設予定の大字成羽地区保育所は昭和29年度中に計画通り実施すること。
- (9) 町有林は成羽地区内の財産権を認めること。
- (10) 強力なる支所の設置を要求する。

議会内でも、これらの条件がすべて完全に履行されるという前提ならば高架町との合併の気運が高まるだろうというみかたもあったが、一方、行政、経済の中心が高架に移るだろうという考えも強かった。また税金についてみても、高梁市制に参加すると、町村税は安くなるが(当時の市住民税の均等割は500円)、国税・県税が高いので、総額が高くなるのではないかという予測があった。(表 5-2-1 「関係町村現況表」参照)

表 5-2-1 関係町村現況表

区分	}	_	_	H	「村別	成 羽	落	合	玉 川	松原	高道	加	面	津川	巨勢
削		看	責		(粁)	34.5	2	1.5	24.0	21.2	27.0)	12.4	15. 5	21. 4
現在	E人F	1 (s	. 29.	3. 1]	現在)	6902	31	712	1760	2679	244	1 2	785	2441	2865
_	方术	F ¥	4 n	0	人口	200		172	73	127	90)	225	162	134
現		在	Ī	i i	数	1353		674	307	470	413	3	515	469	513
W.	小		学		校	2		3	3	2(1)	2	2	1 (1)	1 (1)	1 (1)
学校	中		学		校	1		1	1	1			1	1	1
	ista	ArA-		to de-	公立	2									
) 内は	高	等	学	校	私立										
分校	h	206	224	Jete-	公立				1	1		ı	1		
校	各	種	学	校	私立	1									
地刀	方財政	女平衡	可交付	(8. 2	27) 衎	4285	3	772	2962	2601	2926	5 2	2648	2549	2661
K	納	Ð	兑	額	冊	6662		558	450	692	322	2 1	869	2265	1726
税		人	当	ŋ	円	965	1	149	259	261	132	2	658	929	602
県	納	Ð	Ä	額	刑	3046		612	337	359	342	2	566	421	438
税	-	人	当	ŋ	円	441		164	194	135	14	1	199	173	153
HT.	納	桓	范	額	冊	9614	3	566	2175	3005	2643	3 3	360	3142	3383
村		人	当	ŋ	円	1393		953	1250	1134	1083	3]	182	1289	1181
锐	徴	収	歩	合	%	96.9	9	4.2	99.1	99. 8	92.5	5	92.9	70.0	88. 5
最終	冬予算	车総客	頁(s.	27) 冊	25820	213	292	7360	6875	6755	5 9	9650	8082	9726
	phty			AND .	戸数	655		563	277	627	323	7	347	269	
	農			業	人口	3979	33	340	1647	2497	2004	1	1982	1532	
職	林			業	戸数	45						6	11	5	
業	17			来	人口	221					15	5	53	22	
别	漁			業	戸数	2									
	17ftl			未	人口	7									
人	商			業	戸数	405		19	6	7	(5	33	25	
口	(HI)			未	人口	1663		98	28	44	33	3	135	103	

町民の関心についてみると、一般的に、農業従事者より商業従事者の方が関心が強かった。農業従事者にとっては、高梁市制参加で酪農工場建設ということがあるが、商業従事者の方が利害関係が大きかったからである。職業人口、成羽町・6、895人、高梁町・12.482人のうち、商業従事者人口は成羽町・1,663人、高梁町・916人であり、市制開始によって経済の中心が高梁に移れば、成羽町にとっても、住民にとっても大きな損失となることが予測された。(表5-2-1 「関係町村現況表」参照) 成羽町商工会は高梁市制参加に反対して、署名運動を行ったが、他方、合併協議会が設けられ、そこで決定された代表者(部落代表者)の投票によってどちらの道をとるべきか決しようという動きが出てきた。そこで町議会は、住民の混乱をさけるために議会において態度を決すべきであるとして、昭和29年3月22日の町議会において、町民は高梁市制不参加の空気が強いと判断し、成羽町を中心とした川上郡内の大団結を図るべく七ヶ町村合併構想を推進す

高梁	計	成羽	富家	平川	湯野	吹屋	宇治	中	ät
24.9	202.4	34, 5	20. 3	36.8	45. 6	28.5	29.4	18.5	213.3
12582	37167	6902	2678	3322	3698	2705	2406	2208	23919
505	187	200	132	90	81	95	82	121	112
3048	7762	1353	489	537	629	562	429	371	4370
2	17 (4)	2	3	1	3 (1)	3	1	2	15 (1)
1	8	1	1	1	2	1	1	1	8
2	4	2			(1)		(1)	5 7 7	(2)
1	1								
	10004	M. C.		= 1	J-REL	7. VH	2 2	1	2
2	3	- 1-1			Laghan	13 13	3 7		1
4160	28504	4285	3720	1131	5319	3479	3928	3227	25089
32672	47216	6662	726	460	280	668	531	222	9549
2597	1237	965	271	138	76	247	221	101	399
16791	22912	3046	344	149	168	352	161	71	4291
1335	600	441	128	45	45	130	67	32	179
16759	47647	9614	3213	7333	3310	2814	2299	2722	31305
1332	1248	1393	1200	2207	895	1040	956	1233	1309
92.0	91.5	96.9			d 2 5	1 Sept. 11 14 L			
35709	131269	25820	10045	12477	9656	13514	11621	7763	90896
425	3029	655	390	443	550	430	364	339	3171
2386	19367	3979	2102	2961	2184	1262	1460	2083	16031
10	77	45	6	4	8	50	18	2	133
40	351	221	42	17	1 41	120	55	11	507
15	17	2		-					2
33	40	7		100	0.6100				7
423	924	405	26	16	29	10	8	5	499
916	3020	1663	166	77	31	30	26	28	2021

ŝ.	! エ			394	戸数	120	3		2	11	3	7	1
25	1			業	人口	610	12		7	47	11	44	
10	Art.			業	戸数							1	
i	鉱			来	人口							5	
現	2		0	114	戸数	167	122	18	32	74	131	182	
在	~	0) 	他	人口	415	440	93	125	390	652	808	
_		9	L		戸数	1394	707	301	468	424	525	489	512
		dia.	T		人口	6895	3890	1768	2673	2489	2833	2514	2885
基	現			金	円	199102	47678	7888	101000	7000			106843
书	有佰	西証券	华(額	面)	円			1440		12 100		4000	910
本	建			物	刑	1005							
財	_	評	価	額	円	12510					_		
	土	宅		地	坪	2844			307			838	3771
産	地	林		野	反	2102		640			199	3182	4538

ることを決定した。町議会はその運動を展開するために,各町村の動向についての調査を行った。 《郡内町村合併の現況報告》

・中村の動向について

挙村一致成羽への合併を熱望す。東西に長くのびた地勢であるが分村合併を好まず,既に成羽に対し合併要望申入れ済み。

・吹屋町の動向について

宇治村を中心とした吹屋、中村ブロックに対し気乗薄を表明。阿哲郡万才村との合併に対しても反対の意志を表示している。合併するならば過去長期に亘って郡の中心地だった成羽町への合併を要望する意見が町与論の大多数の状態である。町へ通ずる道路網と通信網の拡充を努力せられると共に尚、現在吹屋町としては諸種の事業を計画中であり進行中の事業もあるが、皆、約400余町の町有林を財源としてこそ実施可能の現状であるから受入れ側としてもこの点を配慮して財産権を認めてもらいたい。吹屋側としては早急に成羽側が態度をはっきり決められることを要望する声が強い。

・宇治村の動向について

最初、宇治を中心とした中・吹屋の三ヶ町村の合併案の構想により進んできたが、中・吹屋の全面的な協力が得られず、この案は成立しなかった。其後、村当局並に村議会は未だにこの合併促進の意欲を放棄していない。今後共促進努力を積極的に進めたいと言明している。万一、この努力が奏効しなかった場合、成羽への合併気運が早急に醸される公算が大きい。この公算が実現される場合、新しい大成羽町へ宇治から送る町議が数に制約されて舊(=旧)宇治への施設が遅れるのは必定である。この時に備えて村有林約700町歩弱の財産権は認められることが望ましい。

・ 平川村の動向について

平川村としては広島県豊松村との合併説は意見の一致を見ず破談,次に湯野村田原を中心とした平川・富家三ヶ村合併案に対しては村民の約8割は川戸から約一里上流の田原へ逆行することは不便が多い,仮に富家を中心とした場合,どうせ中心へ出るならば既に多年郡の中心として親しんでき

101	242	120	4	16		5	3	2	150
666	13 97	610	21	84	ARREST T	37	12	6	770
	1		- 45 B	- m - 6	2	30			38
Sel Au	5	2.0	Part of	16	2	100	27 Hit :		118
219	2745	167	60	52	48	46	40	25	438
8441	11364	415	480	152	140	1345	112	135	2779
2993	7818	1394	486	537	637	571	433	373	4431
12482	38429	6895	2811	3307	2398	2894	1665	2263	22233
27340	496851	199102	17423	114802	5808	10490	6901	35000	389526
2200	20650			8080	900	6500	10200	500	26180
	1005	1005	1	4590	LAKE	10650	t out the	6500	22745
	12510	12510	110000	res 31 1 - 1963	1041	5464700	4327980	400000	10315110
	7760	2844	12	326	2470	3399	4750	375	14176
	10661	2102	19	10	580	4399	6903	185	14198

(『成羽町議会議事録』 昭和29年より)

た成羽への合併が望ましいとの声が強い。井川発電所の固定資産税約500万円の取扱については村としては強固な恵れた財源であるが,現在合併の条件として取上げるまでには考えていないが,唯,成羽と合併した場合,中心地成羽への距離的不便を支所設置によって補って欲しい。尚,現在農村林道の拡充を積極的に村の施策としているが,合併後も特に配慮願いたい。尚,平川村は単独に行いたいとの一説もあるが,固定資産税の将来性が稀薄であるとの見通しから強くこの意見を押し出すに至っていない。

富家村の動向について

湯野村田原を中心とした平川・富家三ヶ村ブロックは成立の見込みが現在薄い。従って、平川村の動向と大体同様成羽への合併希望が村与論の中枢をなしている。

場野村の動向について

三ヶ村合併乃至六ヶ村合併を構想に描いているので、成羽への合併気運は気薄である。

以後,成羽町は七ヶ町村合併を実現するべく運動を展開したが,宇治村は高梁市制に参加し,郡 西部の湯野,平川,富家の三ヶ村は合併推進力を失い,一頓挫状態になったので,成羽町は,将 来川上郡内の大同団結ができうるものと希望をもってまず,中村との合併を決意した。

() 成羽町と中村の合併

中村においても,成羽町と同様,時代の趨勢と村財政の現状に鑑み,町村規模の合理化を認識し, 町村合併の必要を痛感していたが地理的に挙村一致合併ということは至難の状態であった。

昭和30年1月初めの段階では、中村は成羽町、高架市、川上郡西部三ヶ村のうちいずれか一つの市・町・村に合併するという大まかな構想だった。ところが、田原と羽根部落から申請書並に歎願書が村長宛に提出されて、大字布寄の田原地区は湯野村との合併を要望し、大字羽根地区は宇治村と連携して高架市合併を希望していた。しかし、住民の大部分は挙村一致の対等合併を熱望していた。議会においては、申請書を提出した田原、羽根の他に阿部山、飲芽も取り上げられて、田原・

阿部山両地区は地勢そのほかの諸条件から考えて特別地区に指定する,すなわち,現段階でははっきりした町村合併ができていないので,将来において便利のよい町村ができたら,その町村へ合併させるということが全会一致で可決され,一方。羽根・飲芽両地区については,村がばらばらとなって挙村一致の対等合併が困難になると予測され,特別地区には指定されなかった(特別地区指定賛成議員三名)。さらに,どこと合併するかについては投票によって,成羽町13票,高架市2票,川上郡三ヶ村なしで,成羽町と合併することが村議会で決定された。そこで,申請書を提出した田原地区については,特別地区指定と成羽病院の分院の設置,保育園の設置,尾頃橋の架替等の条件をもって,また羽根地区については,天竜橋を架設し交通の便をはかるという条件をもって合併についての賛成を得た。

こうして,成羽・中両町村の住民の意向がまとまり,昭和30年1月16日合併協議会において, 中村から出された合併条件を全面的に盛込んだ合併協定書の調印が行われた。

《合併協定事項》

1.合併の区域

川上郡成羽町及び中村の区域

2合併の形式

対等合併とする。

3.合併実施期日

昭和30年3月1日

4.町の名称

成羽町とする。

- 5.町の庁舎及び支所の位置等
 - (1)庁舎は当分の間旧成羽町役場をもってこれに充てるも、将来は元川上地方事務所の建物を岡山県より譲り受けて、これに充てるべく措置するものとする。
 - (2)支所を永久に旧中村に設置するものとし、現在の中村役場をこれに充てるものとする。
 - (3)支所においては概ね次に掲げる事務を取扱うものとする。
 - 一.戸籍に関する事務
 - 二、諸証明に関する事務
 - 三.配給に関する事務
 - 四. 町税その他収入金の収納に関する事務
 - 五.農業委員会に関する事務
 - 六.国民健康保険に関する事務
 - (4)将来支所の整備を要する場合は、関係住民の意向を尊重してなすものとする。
- 6.議会議員の選挙区及び定数

合併後最初に行われる選挙に限り旧町村単位に選挙区を設け,各選挙区に配当すべき議員の定数は次の通り定めるものとする。

選挙区名 区 域 議員配当数

第一選挙区 [旧成羽町の区域] 15人

第二選挙区 [旧中村の区域] 7人

7. 農業委員の定数等について

町村合併促進法第九条の三第一項の規定を適用して、合併後1ヶ年の期間に限り、合併の際、 旧町村の農業委員会の選挙による委員で、新町の農業委員会の委員の被選挙権を有することと なるもののうちから15名を互選せしめて、新町の農業委員会の選挙による委員として在任せ しめるものとする。

8.職員の取扱について

- (1)助役,収入役及び一般職の職員(町村費支弁に係る一切の職員を含む)は,原則として新町に引継ぐものとする。
- (2)職員の給与は現在のままとし、新町において可及的速かに是正するものとする。
- (3)合併に伴う希望退職者の処遇については,合併実施前の者は旧町村において,合併後の者については新町においてそれぞれ善処するものとする。
- (4)町村長の退職金及び現議員並びに各種委員の慰労については、旧町村においてそれぞれ善処するものとする。
- 9.財産営造物及び負債帰属処分について
 - (1)原則として一切の財産営造物は新町に引き継ぐものとする。
 - (2)新町に帰属する林野の係る旧慣は、これを尊重するものとする。
 - (3)負債はすべて新町に引継ぐものとする。
- 10. 税収入等について
- (1)税率及び使用料,手数料等は,一応関係町村のものを,そのまま新町に引継ぐも可及的速か にこれを統一するものとする。
 - (2) 滞納については、関係町村において誠意をもって速かにこれを整理するものとする。
- 11.学校その他教育文化施設等について

関係町村の教育文化施設は、現状のまま新町に引継ぐものとする。

- 12.継続事業及び懸案事項の処理について
 - (1)関係町村における事業で合併実施の日以降に継続する事業は,これを新町の事業計画として 継続実施するものとする。
 - (2)中村羽根地区と成羽町羽山地区とに通ずる天竜橋は、新町において可及的速かに永久橋に改修するものとする。
 - (3)現在の中村役場より山本を経て成羽に至る道路を開通し、「バス」の運行をはかること。
 - (4)農道西布寄線は現在施行的段階にあるのでこれを実施完成すること。
 - (5)吹屋井原線道路改修組合に係る道路改修は引き継ぎ実施すること。
 - (6)その他関係町村の懸案事項については、新町の建設計画策定の際考慮するものとする。
- 13.国民健康保険事業について

関係町村が実施している国民健康保険事業は新町において引き継ぎ実施するものとする。

14.消防団の組織について

現状のまま新町に引き継ぎ、旧町村の区域に分団を設置するものとする。

15.農業及び商工業団体について

各種団体の意志を尊重して新町はこれに協力するものとする。

16. 自治功労者の取扱について

関係町村においてそれぞれ善処するものとする。

17.その他

- (1)道路整備拡充に努めるとともに通信網の確立向上を図り、電話施設のない地域には漸次これを架設するものとする。
- (2)田原阿部山は合併後適当な時期に分離せしめること。

こうして昭和30年1月18日,成羽町議会では全会一致で、中村議会では賛成者多数(賛成者 13名,反対者2名)で,成羽・中両町村の合併は可決され、同日、申請書を県に提出し、昭和30 年3月1日をもって新成羽町が発足したのである。

(奥田浩二)

- (2) 第二次合併 ——成羽町と吹屋町の合併
 - (イ) 合併以前の状況

これについては、「(1) 第一次合併」に於て述べたごとくであった。

(中) 利害関係

これについても,成羽町の調査に基づくものは前述の通りであるが,ここでは今少 し吹屋町民の動向について述べる。

吹屋町は、古来より銅の生産地として知られた鉱山町であるが、地図を見れば諒解できるように、地理的には恵まれない山嶽地帯であり、町内の各地域によって利害関係も一様でなく、従って町村合併についても町当局及び住民の大部分は挙町一致の合併を希望したが、一部には複雑な事情を蔵しており、いくつかの住民運動を見ることとなった。

- ・ 坂本地区の大部分は過去永年の不利不便な行政区域を脱却して地理的に便利な哲南ブロックへ の合併を希望した。
- ・大字中野の田原部落は湯野村と坂本川を隔てて点在しており、耕地も湯野村へ出作する農家も 多く、又、学校は中野学区であるが地勢上東油野小学校に委託している等, 湯野村と密接な関係に ある故に湯野村との合併を希望した。
- ・大字中野の長田地区はもと中野村当時宇治村の本郷,広岩地区と同一行政区画であった関係等から宇治村と密接な関係にあるので高粱市合併を希望した。

以上のように地形上各々の立場で有利な合併を望み、町内は支離滅裂の様相を呈するに至ったが、 町当局としては挙町一致合併の希望を捨てず成羽町との合併に努力した。

合併時の経過を記すと以下の様になる。

昭和二十九年春,坂本地区は「町村合併坂本部落推進委員会」を結成し、『坂本地区は部落民一同哲南地区への合併を熱望しているから、町としても充分検討して、挙町一致哲南ブロックへ合併

するよう努力されたい。万一不幸にして挙町一致哲南合併不可能の場合は,坂本部落は境界を変更 して哲南地区へ合併する。」という要望書が町長並びに町議会議長に提出された。

また、同年(昭和二十九年)末、哲南合併坂本期成同盟会を結成し、連日数十人の陳情団を送り、町当局に哲南地区への合併を迫ったが、昭和30年1月27日、吹屋町議会は臨時議会を開き、成羽町・中村・吹屋町の合併を協議決定した。しかしながらこの決定においても挙町一致した意見ではなく、各部落の利害代表者である数名の議員の反対を押して行われたものであった。この日の議事録にも以下のような記述が見られる。

「日程第一号

要約,本件については協議会で論旨もついているとして、即裁決を行った。その結果、無記名投票総数15票のうち、原案に賛成11、原案に反対4となり可決

議長午前0時30分休憩,0時40分開議を述べた。この休憩中に反対の4議員退場。

第五号議案

町村合併に関する件

町村合併促進法の趣旨に則り吹屋町は川上郡成羽町及び中村(此の二ヶ町村は合併決定の上手続上)と合併するものとする。

昭和30年1月27日提出

川上郡吹屋町長 片山浅治郎

昭和30年1月27日議決

吹屋町議会議長 水野涛三」

(以上,『吹屋町議会会議録』より抜粋)

しかしながら、この議決に対しても、反対議員より「議決は午前 0 時前後に議決されており、吹星町議会会議規則第六条 — 会議は午前 9 時から午後 4 時までとし、ただし議長が必要があると認める場合は会議に諮りこれを変更することができる — に抵触する」として、無効であるという議案が提出される等、抵抗を見たのである。一方住民の間にも、反対運動が盛り上った。つまり、以来坂本地区は、坂本区民大会、婦人大会、青年大会等を連日にわたって開催した。また、大会の他にも幾度かの請願書を送付している。その中の一例を取っても、坂本地区の哲南地区への合併要求が住民の生活に根ざしたものであったことが理解できる。つまり以下の様なものであった。

請願

最後の請願を致します

- 一成羽町へは六里の遠路なり
- 一、哲多町へは実に家続き地続きなり
- 一成羽町には殆んど知人無し
- 一 哲多町民は殆んど顔を知る
- 一、成羽町へは実に五ケ町村を経て始めて行ける
- 一、哲多町〜は隣接容易に行ける
- 一、成 羽町よりは嫁も蝟も来たのを知らず

- 一、哲多町とは実に多縁なり
- 一 キでも山で仲よく阿哲牛と遊んでいるものを
- 一、成羽案が良いと云ふのは何処が良いのか
- 一、知り度い事は之れである
- 一、右即時に文書で御回答下さい昭和30年3月17日 町村合併坂本期成同盟会

西江 瀏

小林 隆夫

吹屋町長 片山浅治郎殿

議長 水野 涛三殿 |

(以上,『吹屋町議会会議録』(昭和30年)より抜粋

上記した資料は時間的には合併議決後のものであるが、文脈上ここに記した。)

その後も、坂本部落は連日県に陳情団を送り、また県庁舎入口に幕舎を設けて座り込み戦術で成 羽町との合併反対運動を続けた。この間、成羽町としても種々円満解決策を提示して交渉したが解 決を見なかった。解決については「(4)成羽町と吹屋町の合併」で述べる。

住民運動が最も激しさを極めたのは坂本部落であるが、他の部落の経過を記すと以下の様になる。 田原部落は昭和29年11月4日、部落民大会を開き、成羽町との合併について協議した結果、 吹屋町を割らずに合併ができるのは現在では成羽町のみであり、将来川上郡内の大同団結をすることにより湯野村とも同一区域となるとの希望をもって、先ず成羽町と合併することと決まり、湯野村への分離合併申請書は取り下げられた。

長田地区は、昭和30年1月2日中野小学校で区民大会を開き協議した結果、町の方針である挙町一致合併の線に添うには成羽町との合併以外にはないとの結論に達した。

(*) 成羽町と吹屋町の合併

上述の様に、昭和30年1月2日の時点で坂本地区を除き、一応吹屋町内の態勢は整った。それを受けて吹屋町議会は、昭和30年1月27日、臨時議会を開き、成羽町、中村、吹屋町の三箇町村合併を協議決定した。また、この日の議決は「吹屋町議会会議規則第六条に抵触するに依り」無効であるという前出の昭和30年3月10日提出の第八号議案も3月12日否決され、昭和30年3月17日、町議会は坂本地区の反対を押し切り、成羽町との合併(成羽町と中村は3月1日付で合併成立)を11対4で可決し、また同日成羽町議会も吹屋町の編入を議決し、翌18日申請書を県に提出した。

坂本地区に対しては、3月25日岡山県総務部長、同地方課長、県議会議員、高梁地方事務所長等が大字坂本蓮法寺において坂本期成同盟会の人々の集合を求め、円満解決について話し合ったが調停ならず散会した。26日、成羽町及び吹屋町議会は岡山県議会総務委員会の要望を考慮して、「坂本地区の分離問題については、合併後一年を経過し、なお隣接町村に分離を希望する時は、大字坂本区域において住民投票を行い、有効投票の3分の2以上の賛成がある場合は分離する。」旨の附帯条件を議決した。なお了解事項として次の条件が附された。

- 1. 坂本公民館を昭和30年度中に建設する。
- 2. 坂本保育園を昭和30年度から成羽町で管理し、昭和31年度内に新築する。
- 3. 旧吹屋町内の鉱産税及び鉱山の固定資産税を基礎として、その50%相当額を毎年度地区内公 共事業又は社会福祉事業に充てるものとする。
- 4. 坂本小学校の電話を昭和30年度内に架設する。
- 5. 坂本小学校講堂の映写用電力設備を昭和30年度内に完成する。
- 6. 坂本小学校の教員一名を町費をもって雇傭支弁する。
- 7.町営住宅は建設計画に基づき坂本地区内に昭和30年度より建設する。
- 8.清防ポンプ、消防器庫、消防用サイレンを昭和30年度中に坂本地区内に設置する。
- ここにおいて、吹屋町と成羽町の合併は一応成立し、昭和30年4月1日施行された。しかし、 坂本地区の問題を持ち越したため、議会内に特別委員会を設け坂本地区と協議を重ねた結果、町当 局の努力と地区住民の協力によって、昭和31年3月円満解決をみるに至った。

<合併協定事項≫

1.合併の区域

川上郡成羽町及び吹屋町の区域とする。

2.合併の形式

編入合併とし,吹屋町を成羽町に編入する。

3.合併実施期日

昭和30年4月1日

- 4.支所設置について
- ①吹屋町に支所を設け現吹屋町役場を庁舎とする。但し、将来支所の統廃合を要する場合は、 関係住民の意向を尊重して措置するものとする。
 - ②支所においては概ね次に掲げる事務を取扱うものとする。
 - (プ戸籍に関する事務
 - (イ)諸証明に関する事務
 - (分配給に関する事務
 - (式町税 その他収入金の収納に関する事務
 - (お)農業委員会に関する事務
 - (カ)国民健康保険に関する事務
- 5.財産営造物及び負債の帰属処分
 - ①吹屋町の財産営造物及び負債は総て成羽町に引き継ぐものとする。
 - ②成羽町に引き継ぐ公有林野の立木売却により生ずる収入については、その管理等に要する経 費を除き、次の配分率により保護料を昭和30年度から配分するものとする。

なお,右以外の収益については,大正12年11月19日第19号議案議決に係る区有林統 一に関する件を尊重するものとし,保護料の交付の時期は年度内収入金にあっては年度終了 の日までに,年度経過終の収入金にあってはそのつどとする。

ne	au.	į	記:	分	率
種	別	成	丹町	関係	部落
	、天然林		4 割		6 割
一般林	人工林		7割		3 割
官 行	造 林	5割0	0 4 割	5 割	の 6 割

- ③財産の帰属処分は昭和30年3月31日現在の状態で行う。但し、次の3項については吹屋町の従来の方針を尊重して成羽町は善処するものとする。
 - (7)従来設置している学校林の存続
 - (イ)採草地払下処分未済のもの
 - (グ)吉岡鉱山よりの寄附土地払下処分未済のもの

6.税収入等について

- ①税率及び使用料, 手数料等は一応吹屋町のものをそのまま成羽町に引き継ぐも可及的速やか にこれを整備するものとする。
- ②滞納については吹屋町において誠意をもって可及的速やかにこれを整理するものとする。
- 7.学校その他教育文化施設等について

吹屋町の教育文化施設は現状のまま成羽町に引き継ぐものとする。

8.職員の取扱いについて

- ①助役,収入役及び一般職員(町村費支弁にかかる一切の職員)は原則として成羽町に引き継ぐものとする。
- ②職員の給与は現在のままとし、可及的速やかに是正するものとする。
- ③合併に伴う希望退職者の退職手当については、つとめて優遇するものとし、合併実施前のものは吹屋町において、合併実施後のものは成羽町においてそれぞれ善処するものとする。
- ④町長の退職金及び現議員並びに各種委員の慰労については、吹屋町においてそれぞれ善処するものとする。
- 9. 自治功労者の取扱いについて

吹屋町において適当に善処するものとする。

10. 議会議員の選挙区及び定数について

合併後最初に行われる選挙に限り、町村合併促進法第9条第2項第2号の規定を適用して成羽町議会議員の定数を31人とし、町村合併促進法施行令第15条の2において準用する公職選挙法施行令第8条の規定により、吹屋町の区域をもって新たに選挙区を設け増加した9人を当該選挙区に配当するものとする。

11.農業委員会委員の定数等について

町村合併促進法第9条の3第1項の規定を適用して選挙による委員の定数を6人増加し,成羽町に編入の際吹屋町農業委員会の選挙による委員で,成羽町農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもののうちから6人を互選せしめて,成羽町の農業委員会の選挙による委員として在任せしめるものとする。

12.継続事業及び懸案事業の措置について

- ①吹屋町における事業で現年度以降に継続する事業は,これを成羽町の継続事業計画として継続実施するものとする。
- ②その他吹屋町の懸案事業等の実施は、成羽町建設計画策定の際考慮するものとする。

13.国民健康保険事業について

吹屋町が実施している国民健康保険事業は、そのまま成羽町に引き継ぎ実施するものとする。

現状のまま成羽町に引き継ぎ、吹屋町の区域に分団を設置するものとする。

15.その他

- ① 場野村外三箇町村立田原高等学校組合の負担については、財政の許す範囲内で成羽町において実情に応じ善処するものとする。
- ②井原線道路組合の負担については、財政の許す範囲内で成羽町において実情に応じ善処する ものとする。
- ③農林業及び商工業等各種団体については、その意向を尊重して成羽町はこれに協力するもの とする。
- ④通信網の整備拡充を図るため、財政の許す限り可及的速かに坂本小学校の電話並びに部落電 話を架設するものとする。

(3) 新生成羽町町政の展望

昭和54年の調査によって収集した資料を見ると、おのずから現在の成羽町の置かれている状況 が浮かび上がる。さて商業、工業、農業等々各論的な事柄は各々の項目別の研究にゆだねるとして、 ここでは総論的な行政一般について考察したい。

年々深刻化する過疎化現象は成羽町においても例外でなく進行している。それにともなってここ 数年の経済活動も停滞の色をかくせず以下のようになる。

a. 工業生産活動 …… やや停滞気味

不調要因 ……… 不況に強い業種が少ない、構造不況業種が多い

b. 商業活動 ……… やや停滞気味

不調要因 …… 人口減少,零細商店ばかり

c. 農業活動 ……… やや停滞気味

不調要因 …… 基幹作物が斜陽傾向,農業就業者の高齢化・婦女子化により労働力 が弱体である。農地の資産的保有による利用率低下,中核的農家の 経営規模の拡大が困難。

(主不調作物:夏秋野菜<キャベツ,白菜>,果樹<キャンベル>)

従って、この様な状況から脱出し、成羽町の更なる発展のために、町長は下記の基本姿勢を打ち出している。

- 「①広域行政圏と田園都市の建設
- ②道路交通網の整備と産業経済の発展
- ③文化と観光の魅力ある町づくり|
- ①において、年々進行する過疎化と多様化するニーズ等に対して、一町だけでは対応し難く、広域 行政の推進により行政の効率化を図る。また地域の特殊性を生かして近代的な都市機能をもつ成羽 地区と素朴な純農村的機能をもつ中・吹屋地区とがよく調和した田園都市を目指す。
- ②において,「今後も中国縦貫自動車道への連絡幹線道の建設及び市街地と中・吹屋地区を結ぶ 幹線道の建設等を中心に道路整備を行う。」経済については,岡山県の行ったアンケートに,以下 の様に答えている。

1. 農林業の振興

- (1)畑作物生産団地の育成
 - ア.野菜……夏秋野菜団地の整備

施設野菜(イチゴ)団地……成羽地区の水田に転換作物として導入する。

- イ.果樹……ブドウ(キャンベル)団地の整備
- ウ.葉たばこ……たばこ団地の整備
- エ. 畜産……乳牛団地の整備, 肉用牛生産団地の育成
- (2)山林資源活用による特殊林産物生産団地の育成

シイタケ…町全域を対象に生シイタケ・乾燥シイタケの組み合わせによる安定的団地を育成 する。

2. 商工振興

- (1)小売店の共業化等基盤の強化を図ると共に,アーケードの建設・駐車場の整備等魅力ある商店街を建設する。
- (2)1~2の工場誘致と併せ、これらの労働力確保のため住宅政策を推進する。
- (3)吹屋ふるさと村・天神山・成羽美術館・博物館と近隣市町の観光施設をセットした観光コースの設定等観光振興を図る。|
- ③においては、42年美術館・博物館を完備した文化センターが完成し広く活用されており、また52年には吹屋の町並が文化庁からすぐれた文化財として重要伝統的建造物群保存地区に指定されるなど文化的なイメージを高めているが、これらに備中神楽などを加えて近隣市町の観光施設と協力して観光コースを設置するなどすぐれた観光資源を生かした開発をはかる。

以上が基本姿勢であるが、ここで望まれる事は、開発がどれか一つに片よるのでなく、あくまで 総合的に進められることであると言えよう。

(尾上泰彦)

3 財政の展開

(1) 町村制当初から日清戦争後の財政〔明治23年~明治36年(1890~1903)〕 明治26年6月1日,町村制が実施され,東成羽村,成羽村,中村,吹屋村の4村が成立した。 まもなく、明治27年に日清戦争が始まり、戦費に約2億1,000万円を要したとされるが、政府による地方財政に対する特別の要求は施されなかったため、村の財政はさして影響を被らなかった。むしろ、戦後における諸法令の発布に伴う国政事務費の増加や地方自治体の発展に基く固有事務費の増大によって村財政が膨張を始めている。

表 5-3-1 村費歳入出決算(一般会計)

(単位 円)

	吹具	量村	中	村	東成	羽村	成	羽 村
年 度	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳 出
明治24年(1891)	1,873	1,5 9 2					987	969
明治26年(1893)	2.1 6 6	1,636	1,236	1,005		7.00	1,013	8 2 6
明治27年(1894)	6,440	1,858	1,885	1,104	1 1,6 4 6	2.8 0 8	2.784	1,133
明治28年(1895)	2,5 6 8	1,850	1,123	1,049	4,495	3,198	1,585	1,096
明治30年(1897)	3,418	2.0 5 5	1,3 9 2	1,200	4,128	3,625	3,227	1,3 6 1
明治32年(1899)	4,166	2.9 4 2	1,878	1,375	5,505	5,038	4,277	1,877
明治34年(1901)	6,850	5,161				061	4,437	4,280
明治36年(1903)	7,674	4,966	3,432	2.858	10,787		3,180	2.5 6 1

資料 「村会議事録 」

(1) 歳 入

年度科目	村税	Taxto_		補助金等
明治 2 3年		85.0		2.7
明治24年		80.0	B(3)-E	1.5
明治25年	et al large	78.4	I SERGED	1.7
明治26年		81.5	· ·	2.3
明治27年	19.8			61,2
明治28年	A STATE OF THE STA	64.2	本 - 福州市	3. 1
明治 2 9 年	in the sale	72.8	य अध्यक्ष	1.6
明治30年		88.9	- a X to -	2.5
明治31年	4 % (50	64.8	Nama listor	3.0
明治32年	V	64.0	n Kedi ésri V	3.7
明治33年		51.0	Link	4.5
明治34年		82.5		3.2
明治35年		81.8	E WILLDER F	2.4
明治36年	L PLAN	80. 6	ter captains	6.7

図5-3-1 吹屋村の歳入状況 (単位 %)

(注) これは、村税収入の歳入に占める率と依存財源(国庫及び県からの交付)からの合計の歳入に占める率を示したものである。 資料 『村会議事録』

町村制実施当初の歳入を見てみると、そのほとんどが村税に依っていることがわかる。吹屋村に限らず、たとえば明治26年度をとりあげれば。中村で79.7%、成羽村で90.0%を総収入中、

村税が占めている。町村制以来長くとられていく「市町村が経費にあてるための収入源として第一次に採りあげるべきものは、財産から生ずる収入、つまり、その市町村独自の収入であり、それで足りない時はじめて市町村税を賦課する」という方針は、この期においては実現されていたと言える。日清戦争以後も依然、村税収入が大きな部分を占めている。

(中) 歳 出

年度科目	役場費	教育費
明治23年	41.2	43. 5
明治24年	41.5	47. 1
明治25年	41.6	43. 8
明治26年	43.6	46.3
明治 2 7年	43. 4	44. 1
明治28年	36.4	38.4
明治29年	39.9	54.5
明治30年	39.2	38.9
明治31年	36, 8	38.5
明治32年	40. 4	35.4
明治33年	33.5	61. 9
明治34年	33. 5	47.6
明治 3 5年	24.5	44. 6
明治36年	33.9	53.0

図5-3-2 吹屋村の歳出状況

(単位 %)

(注) これは役場費と教育費,それぞれの歳出に占める割合を示したものである。 資料 『村会議事録』

歳出の大部分を占めているのは、役場費と教育費である。役場費など行政機構費(他に警察費など)が非常に大きな割合を占めていたことから、明治21年地方自治制の成立より間がないこの頃、 行政機構が整備されつつあったことがうかがえる。

明治23年10月新地方学事通則,新学校令が公布されたが,国の委任事務として,小学校教育に関する費用のほとんど全部が,市町村あるいは学区の負担とすることになった。しかもそれは建設費,俸給に関するすべてを含むものであったので市町村財政を強く圧迫した。たとえば,吹屋村では,明治33年度の一般会計蔵出が4、331円の内教育費が3、302円を占め,さらに新校舎建設のため3、909円の特別会計支出がなされている。中村はこの時期,教育費は歳出に対して常に40%前後を占め,東成羽村ではやや少なく20%から30%を占めている。

東成羽村で目につくのは公債費の支出である。明治20年代末から30年代にかけて歳出に占める割合が増加しており、明治35年度は385%、明治37年度には36.1%に及んでいる

(2) 日露戦争とその後の財政

〔明治37年 - 明治44年 (1904 - 1911)〕

明治37年に始まった日露戦争は19億8,400万円の巨額を費した。この時には政府は地方経費を極力緊縮させる措置に出た。日清戦争後膨張傾向にあった村財政は、一時的に縮少することになる。

表 5-3-2 町村費歳入出決算(一般会計)

(単位 円)

		吹	星町	中	村	成习	町
年	度	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳 出
明治37年((1904)	6,012	4,548	2.6 5 8	2,2 1 7	5,961	5,813
明治3 9年	(1906)	8,955	5,237	2,5 8 5	2,5 5 0	6,420	6,238
明治 4 1年 ((1908)	1 4,2 1 3	7,358			14,435	10,133
明治 4 3 年	(1910)	23,079	7,917	4,709	4,231	15,639	11,196

資料 「町・村会議事録」

(注)成羽町の歳入出額は明治41年度より、旧成羽村の額を含む。

(f) 歳 入

表 5-3-3 町村税の総収入中に占める割合 (単位 %)

年度	吹屋町	中村	成羽町
明治3 7年	8 3.1	8 6.5	90.4
明治39年	4 9, 9	78.4	87.7
明治 4 1年	7 6, 6	87.6	lake.
明治43年	4 4. 9	81.9	92.6

資料 『町·村会議事録 』

表5-3-4 町村税の実際 (単位 円)

年 度 明治36年 明治37年		吹 屋 町			中 村		成羽		町	J			
年	度	HJ	税	指	数	村	税	指	数	町	税	指	数
明治36年		6, 1	88	1 (0 0	2,9	40	1 0	0 0	6, 1	45	1	0 0
明治	3 7年	4, 9	95	0.01	8 1	2,4	03	20	82	5, 1	6 1		8 4
明治:	3 8年	4,4	66		72	2,2	68		7.7	5,0	52		82

資料『町·村会議事録』

歳入の中に占める村税の比率は、吹屋町においては波があるものの、依然高率を示している。ところが、実際の収入額を見ると、戦後しばらくは減少している。これは、政府が戦費調達のために臨時に増徴国税を課し、この増数分に対する地方の附加税賦課を一切禁止した上に、村税収入の大半を占める国税附加税の制限率を従来よりも引き締めたことが原因している。しかも政府は戦後これを緩めるどころか、明治41年には「地方税制限に関する法律」を分布し、地方税賦課率に対する制限を恒常的に確立してしまった。この法律は以後30年間地方公共団体の課税力を強く規定してゆくことになる。

(中) 歳 出

年度科目	役場費	教育費
明治 3 7年	36. 8	54. 0
明治3 9年	34. 1	51.3
明治41年	31. 8	51.8
明治 4 3年	29.5	55.2

図 5-3-3 吹屋町の歳出状況 (単位 %) 資料 『町会議事録』

歳出の大部分を占めているのは、やはり役場費と教育費である。役場費の割合はいくぶん減少してきているが、教育費は依然大きく、成羽町でも、40年代になると60%前後を占めるようになり、その他、高額の特別会計が設けられている。

(3) 第1次世界大戦とその後の財政

〔大正元年 - 大正14年 (1912 - 1925)〕

表 5-3-5 町村費歳入出決算(一般会計)

(単位 円)

		吹	屋町		中		村	成羽町					
年	度	歳入	歳	出	歳	入	歳出	歳入	歳出				
大正 元 年	(1912)	1 3, 4 2 5	9, 4 6	5 5	7,15	8 6	4,2 4 6	1 6,2 3 3	1 3, 4 8 7				
大正 3 年	(1914)	15,966	10,06	8 8	9,3 2	6	4,368	1 5,0 0 7	1 2.2 3 3				
大正 5 年	(1916)	21,453	1 0, 3 4	0	10,76	6 0	4,821	17,900	1 2.3 9 7				
大正 7 年	(1918)	30,904	1 2.9 6	5 5	1 0, 4 4	18	6,969	23,125	1 7,4 4 7				
大正 9 年	(1920)	3 0,9 4 0	2 2.9 5	8 6	1 8, 1 1	1 5	13,990	3 9,8 4 6	3 0, 9 2 9				
大正11年	(1922)	3 6, 0 5 5	23,72	2 1	20,60	5 (14,788	4 4, 7 9 5	3 4, 4 6 4				
大正13年	(1924)				24,95	5 3	17,610	5 9, 1 2 4	35,412				

資料 『町·村会議事録』

第1次世界大戦によってもたらされた好景気は、資本主義の発展とそれにともなう農村の都市化をうながした。それは反面、物価の急騰を呼び、地方財政規模を急激に拡大させた。大正11年度の歳出額は、同5年度のそれに対して、吹屋町23倍、中村31倍、成羽町28倍になっている。財政規模の拡大はもとより歳入にも及んでいる。

年度科目	町 税	補助金等
大正 元 年	70. 4	2.3
大正 3 年	73. 7	9.0
大正 5 年	43.5	20. 3
大正 7 年	50 . 0	2.1
大正 9 年	68.7	3.3
大正11年	71.8	2.7

図 5-3-4 吹屋町の歳入状況 (単位 %) 資料 『町会議事録』

この時期においても歳入の多くは町村税によって賄われている。成羽町では70%前後,中村では50%から90%が町村税で占められている。したがって中央への財政の依存度は未だ小さいといえよう。物価の上昇にともなって財政規模が拡大してゆくため,大正8年,「時局の影響に因る地方税制限拡張に関する法律」が公布された。しかし,全国的にみられる予期以上の地方財政の急激な膨張は,附加税の制限外課税と地方独立税の乱費をうながした。表(5-3-6)のように町村税が大幅に増加していることがわかる。

表 5 - 3 - 6

		吹	屋	田	ſ	中		村	成 羽	町
年 度	ŧ	町	税	指	数	村	税	指数	町 税	指数
大正 5	年	9,	3 2 2	1	0 0	5, 2	0 1	100	1 2,1 2 5	100
大正 7	年	1 5,	463	1	66	7,7	91	150	1 6, 9 2 0	140
大正 9	年	2 1,	268	2	28	14,9	71	288	30,710	253
大正 1 1	年	2 5,	896	2	78	1 7,6	7 5	340	34,710	286

資料「町·村会議事録」

(中) 歳 出

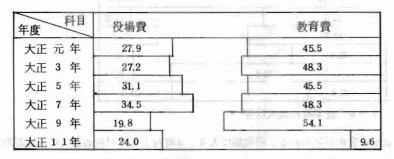


図 5-3-5 吹屋町の歳出状況 (単位 %) 資料 『町会議事録』

歳出に占める役場費の割合は、さらに小さくなってきており、吹屋町は20%から30%、中村は30%前後、成羽町は20%前後におちついている。一方、教育水準の上昇と義務教育費の増加は、財政を圧迫した。図5-3-5のように教育費の歳出に占める割合が、従来どおり高率を保っていることは、歳出全体が3倍にも膨張しているにみあうだけに、教育費が膨張していることを示している。

(藤原信子)

(4) 不況の慢性化から世界恐慌時の財政

昭和2年一昭和10年(1928-1936)

第一次世界大戦(大正3 - 7年)によってもたらされた好景気により、日本は経済の著しい発展をみたが、昭和2年の金融恐慌を発端として、恐慌状態に陥った。そして、昭和5年の金解禁に伴うデフレーション政策や、昭和4年にアメリカに端を発した世界恐慌などによって事態はいっそ

う深刻化した。この都市・農村を通じた深刻な恐慌下において、地方公共団体は当初、農民その他の負担の軽減を図るために財政の整理縮少に力を注いだ。当3町村においても昭和2年度から8年度にかけても歳入出額は減少傾向にある。しかし、昭和10年以後、政府の時局国教事業の実施に呼応するように地方公共団体は財政積極策に方向を転じている。従って3町村の財政規模も再び拡大を始める。

表 5 - 3 - 7

(単位 千円)

	成	羽	中	村	吹	上	歳入合計	成	羽	中	村	吹	上	歳出合計
昭和2年度		8 1		19		4 6	146		7 9		19		3 6	1 3 5
昭和4年度		98		2 5	Δ	3 6	160		83		2 5		122	2 3 1
昭和6年度	1	03	Δ	2 2	Δ	3 3	△158	- 1	103	Δ	22	Δ	23	△147
昭和8年度	Δ	72		2 5	Δ	3 2	△130	Δ	70		2 5		3 1	△126
昭和10年度	- 1	67	Δ	19	Δ	3 1	216		164	- 1	189	Δ	29	383

(1) 歳 入

(単位 %)

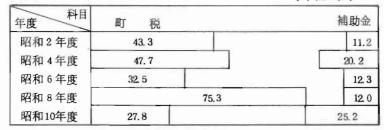


図5-3-6 成羽町の歳入状況

この頃から歳入の状況に変化が見られる。昭和期に入り,3町村とも町村税の歳入に占める割合が減少してくる。一方,反対に増加してきているのが,国や県からの補助金で,これは町村が財政的に中央に依存し始めたことを表わしている。

(中) 歳 出

昭和初期のこの時期において著しい増減で目立ったのが土木費である。

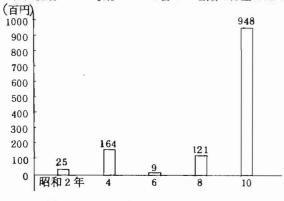


図5-3-7 成羽町の土木費の歳出状況

これを見ると、昭和10年度は平年の10倍位の948百円にもなっており、 歳出の57.7%をも占めている。ちな みに昭和12年度も463百円で、歳 出の424%も占めており、これは大 きな災害事故のあったことを示す。

(5) 日中戦争から第二次世界大戦末までの財政

[昭和10-20年 (1935-1945)]

昭和12年7月,日中戦争が始まると、戦費を中心として国家財政は急激に膨張した。地方財政 についても戦争関係費の増大により同様に膨張した。そして昭和15年,政府は国税収入の増大を 計り、中央・地方を通じた大規模な税制改革を行った。この新地方税制度は、日本の地方財政構造 に一大転換をもたらしただけではなく、地方自治の性格をも転換させたのであった。

表 5 - 3 - 8	町費歳入出決算	(一般会計)
-------------	---------	--------

(単位 千円)

年度	成 羽	中 村	吹 屋	歳入総額	成 羽	中 村	吹 屋	歳出総額
昭和10年度	167	19	3 1	216	164	189	2 9	3 8 3
昭和12年度	△ 28	. 36	△ 26	△ 91	△109	△ 25	△ 26	△ 160
昭和14年度	96	4 3	3 9	178	△ 92	4 2	3 9	173
昭和16年度	△ 92	△ 24	△ 37	△153	△ 84	△ 23	△ 35	△ 143
昭和18年度	118	5 8	6 5	2 4 1	121	58	6 5	2 4 4
昭和20年度	276	8 8	112	476	250	7 1	112	434

(1) 歳入

(単位 %)

年度科目	町 税	補助金他
昭和10年度	27.5	25.2
昭和12年度	36.0	14.5
昭和14年度	14.6	12.9
昭和16年度	33. 1	13. 7
昭和18年度	49.7	21.9
昭和20年度	27.9	41.3

図5-3-8 成羽町の歳入状況

この時期から、明らかに歳入については、県や中央政府に依存しつつあることがわかる。そして昭和15年の税制改革によってこの傾向は助長される。この改革により、地方の最も重要な租税である所得税付加税と戸数割の賦課が禁止され、代って所得税、法人税等国税の一部を割戻して交付する形の地方分与税がおかれ、これが地方団体の歳入額中大きな割合を占めるようになるのである。成羽町でも昭和14年には補助金は129%しか占めなかったのに対し、昭和20年には41.3%も占めるまでになった。一方当然のこととして町税は減少方向にある。このようにこの改革によって財政の中央集権化がすすめられ、町の財政は中央依存度を高めつつその自立性を失っていった。

(中) 歳 出

歳出において目につくのは、教育費の著しい減少と、役場費の増大である。歳出の10%にも満たなかった役場費は、昭和14年位から10%台になり漸次増加し、昭和16年度には19.7%にまでなっている。中村でも昭和16年には34.7%を占めており徐々に増加している。一方教育

年度 科目	役場費	教育費
昭和10年度	5. 4	29.8
1 2	8. 6	33.1
1 4	11.5	26.1
1 6	19.7	18. 1
1 8	15.3	11.5
2 0	15.6	3, 9

図5-3-9 成羽町の歳出状況

(単位 %)

費は昭和初期は40~50%台であったのに対し、昭和10年代になると12年の33.1%をピークに徐々に減少し、昭和20年には3.9%にまで落ちこんでいる。この年の教育費の割合は5.7%、吹屋町では4.2%と異常に少ない。そして額そのものも、役場費は増加し、教育費は減少している。これは戦時下の非常時体制のためであり、時に状況が厳しくなった昭和19,20年に、はっきりしている。

(6) 戦後の財政 [昭和22 - 28年 (1947 - 1953)]

この時期,戦後の新円切替えとともに再出発した村の財政は,その規模が急速に増大していった。 戦後インフレに,朝鮮戦争による特需景気が拍車をかけた。昭和28年度と同22年度とを比べて みても,歳入額は,成羽町16.2倍, 中村7.2倍,吹屋町83.8倍という膨大な増加を示してい る。歳出でも,中村7.2倍,吹屋町83.8倍になっている。そして,昭和28年,朝鮮戦争の終 結に伴う反動不況が訪れると,財政状態はさらに悪化するのである。

表 5 - 3 - 9 町村費歳入出決算

(単位 千円)

年度 科目	成	羽	中	村	吹	屋	歲入総額	成	羽	中 村	吹 屋	歳出総額
昭和22年度	2.2	258	1,	3 4 4		298	3,899	2.	490	1,330	299	4,117
2 4	14,6	640	5,	230	4,	600	24,469	1 3,	561	5, 1 9 1	4,411	23,163
2 6	21,9	976	5,	964	11,	123	3 9,0 6 3		-	5, 7 6 2	10,670	-
2 8	3 6, 5	511	9,	673	2 5,	735	7 1,9 1 9		-()	9,544	25,050	_

(1) 歳入

昭和21年から同23年にかけて、地方税制が改正された。これにより市町村に独立税として2科目が新設され、住民税・地租・家屋税等がしばしば新設された。また昭和25年の「シャウブ勧告」によって地方税を全部独立税で構成することになり、市町村の収入上の独立性は高められた。よって市町村税は大いに増加するが、歳入規模の拡大はさらに急で、ために村税収入の歳入規模の拡大はさらに急で、ために村税収入の歳入に占める比率はなお減少する傾向にある。さて町税について歳入額の増加を支えたのは、地方財政平衡金である。これは昭和26年には226%、昭和28年には137%と歳入の中で大きな割合を示している。この平衡交付金は、「シャウブ勧告」により提唱され、昭和25年に実現されたものである。この勧告により、地方財政に対する国の支配

力が強大化してゆく端緒となった。

年度	町 税	国庫支出金 他
昭和 22年度	59. 1	21.4
2 4	58.8	39.1
2 6	35.8	32.5
2 8	28. 4	32.9

図5-3-10 成羽町の歳入状況

(単位 %)

(中) 歳 出

歳出額は年々大きく膨張しているが、役場費の割合は年々減少している。昭和 2 4 年には 2 8.2 %だったのが、昭和 2 8 年には 1 7 %にまで下っている。教育費の占める割合はほぼ一定しており、 2 0 %代がほとんどであり、かつて 4 0 \sim 5 0 %代を占めていた頃に比べ低い割合で、この時期、土木費の割合が高くなっていることから、災害復旧に力を注いだと思われる。

年度	役場費	教育費
昭和 22年度	28.2	24.8
2 4	19.3	22. 6
2 6	18.2	24.2
28	17.0	22.5

図5-3-11 成羽町の歳出状況

(単位 %)

(小幡満子)

(7) 合併後から現在までの町財政

とこでは,昭和30年に合併(昭和30年3月1日合体合併:成羽町+中村,4月1日編入合併: +吹屋町)して以後,現在に至るまでの歳入歳出決算の推移をたどろう。

(イ) 歳入歳出総額

表5-3-10,図5-3-12をみると,町財政の規模は、昭和30年代においては徐々に、40年代以降,特に後半は急激に拡大している。具体的に言えば、昭和30年には約5,000万円であったのが、昭和40年には約1億5,000万円と、およそ3倍になっている。そして、昭和46年には約4億4,000万円(約9倍)、さらに昭和47年以降急激に伸び、昭和30年の約21倍の約10億2,000万円にものぼっている。この財政規模の拡大傾向は、物価上昇に伴って現れたもので、昭和47年以後の激増には、消費者物価及び卸売物価上昇の加速化現象、昭和48年の石油ショックが大きく影響を及ぼしていると考えられる。

また、歳入、歳出総額を比較してみると、赤字財政をぬけ出て、健全財政へと移るのは昭和40 年代前半である。県下市町村全般をみると、「昭和29、30年は戦後最大の赤字を出し、43市 町村が赤字団体であった。このような地方財政の窮乏を打開するため、昭和30年12月地方財政

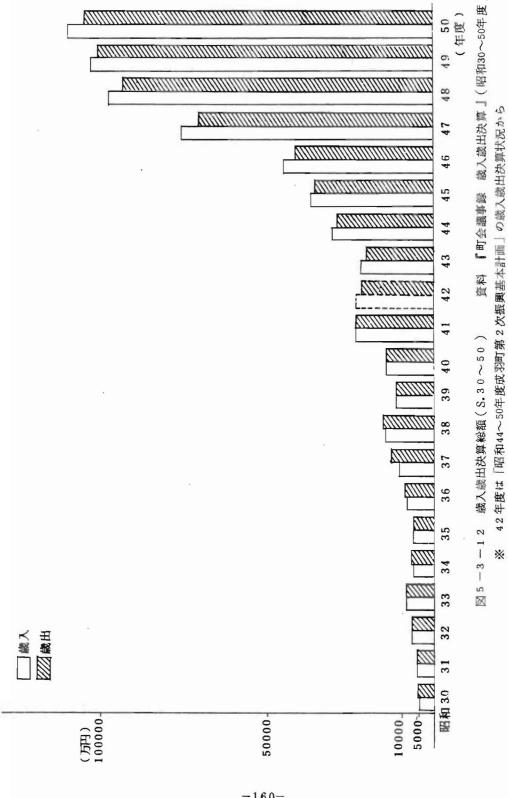


表 5 - 3 - 1 0 成羽町歳入歳出総額(昭和 3 0 年~昭和 5 0 年) (単位 円)

							III)								140.7		-		1
			歳			n d	入	100	Ī	No.	9.0	歳			_	20	出		
昭和	3 0		4 9	, 9	8	3,	6					5	3,	4	8	3,	6	6	0
	3 1	H B	5 3,	5	0	5,	0	1	7		. >1	5	3,	4	5	8,	9	1	2
	3 2		6 8	, 2	9	5,	7	5	0			6	8,	2	0	3,	1	3	2
	3 3		8 6	, 3	6	9,	0	6	5		12.	8	6,	2	0	3,	0	8	3
	3 4		6 6,	0	2	9,	6	6	2		1.11	7	0,	9	7	0,	6	8	0
	3 5		6 4	, 6	7	7,	8	3	6		The L	6	6,	0	2	2.	0	3	0
	3 6	1	8 7	, 6	7	8,	4	9	2			9	0,	4	6	1,	7	8	0
	3 7		1 0 5	, 2	7	3,	4	0	8		1	3	0,	2	0	8,	7	3	5
	3 8	+ .	1 4 9	, 1	9	5,	2	0	5		1	5	6,	2	1	8,	3	8	9
	3 9		1 1 5,	, 0	5	5,	6	6	6		- 1	1	8,	2	7	2.	8	9	3
	4 0		1 4 6	, 2	5	8,	4	2	6		1	4	5,	5	9	9,	2	6	2
	4 1		2 3 2	, 6	8	4,	8	5	5		2	3	1,	6	6	5,	3	2	4
*	4 2		2 3 2	, 8	1	0,	0	0	0		- 2	-1	5,	5	6	2.	0	0	0
	4 3		2 1 8	, 8	6	7,	6	6	5	ΞŅ	2	0	6,	5	4	0,	0	9	4
	4 4		3 0 2	. 4	0	2,	7	3	6		2	9	2.	4	0	3,	1	9	0
	4 5		3 6 9	, 4	6	9,	6	3	1		3	5	8,	5	3	3,	3	4	1
	4 6		4 4 0,	, 5	3	8,	7	4	0		4	1	9,	4	7	2.	1	6	7
	4 7	0	7 5 5	, 1	0	4,	5	7	6		7	0	4,	5	6	4,	6	1	4
	4 8		9 7 3	, 0	2	4,	5	2	7		9	3	0,	8	7	6,	1	5	5
	4 9	1,	0 2 8	, 5	3	0,	6	3	5		-1, 0	0	5,	1	6	5,	2	0	7
	5 0	1,	0 9 2	. 2	0	5,	6	9	3		1, 0	4	3,	3	1	5,	7	8	2

資料:「町会議事録歳入歳出決算」(昭和30~50年度)

※ 42年度は昭和44~50年度成羽町第2次振興基本計画の中 の歳入歳出決算状況から

再建促進特別措置法の制定により,国の地方財政に対する改善措置が講ぜられることに」なった。そして,県でも昭和33年に「昭和40年までには県内の産業生産を倍増し,県民所得を全国水準以上に引き上げることを目標とした総合経済計画」即ち,県勢振興計画を策定していた。その結果,「昭和35年度決算では,赤字団体11,赤字額4800万円となり健全財政にいま一歩という段階にまでなった。」以上のような県下の財政状況と比較すると,成羽町の健全財政への移行は若干遅れがちであろう。それから,40年代に入ってからの健全財政への移行には,昭和41年の「成羽町勢振興第一次三ヶ年計画」と,それにひきつづく「昭和44~50年度成羽町第二次振興計画」が役割を果たしているのではないだろうか。

(中) 歳 入

次に、歳入決算について、その款別構成比の推移を、図5-3-13を参考に考察していきたい と思います。この図をみて、まず気づくことは、多少の変動はあるにしろ、大まかにみれば、歳入

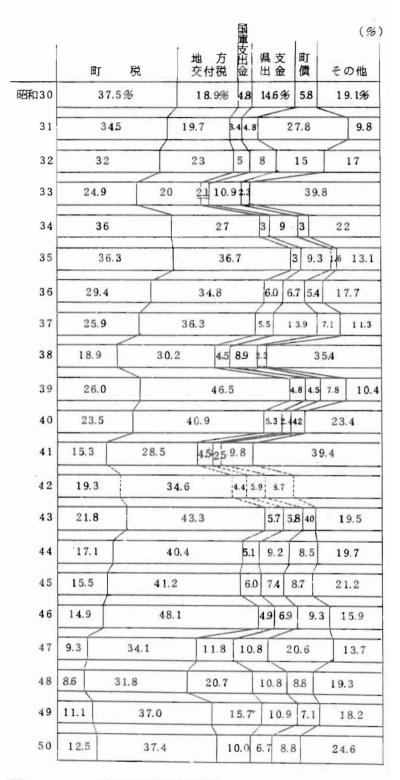


図5-3-13 歳入決算構成比の推移

表5-3-11 岡山県下の市町村普通会計蔵入蔵出調

歲入

百万円)

(単位

	市町村	祝	地方交付税	5 付税	国庫支出金	県支出金	金市町	村便	その他	nha	
昭和30	3,853		1,152	52	1,280	260	39	684	1 (3)	8, 713	
3 1	4,482	4,482 (43.7)	1,1(1,106 (10.8)	1,143 (11.1)	422 (4.1)	-	1,505 (14.7)	(器)	10,261 (100)	100)
3 2	4,869		1,367	5.7	1,241	494	9	673	GP -	10,699	
က	5,130		1,508	98	1,256	573	46	486		11, 143	
3.4	5,452		1,600	00	1,386	089	55	581	o la company	12.169	
3.5	6,052	6,052 (43.9)	1, 99	1,998 (14.5)	1,530 (11.1)	797 (5.8)		599 (4.4)	1 Tile 1	13,792 (100)	100)
3 6	7,017	7,017 (42.0)	2.5	2.548 (15.2)	2.046 (12.3)	865 (5.2		818 (4.9)	i g si	16,700 (100)	100
3.7	8, 134 (42.1	(42.1)	3,0	3,014 (15.6)	2.101 (10.9)	1,206 (6.2		967 (5.0)	31	19,324 (100)	100
38	9,110	9,110 (38.0)	හි	3,838 (16.0)	2,698 (11.3)	2.167 (9.0	0) 1,433	33 (6.0)		23, 969	(100)
3.9	10,045 (36.6	(36.6)	4, 54	4,563 (16.6)	3,370 (12.3)	2,630 (9.6	6) 2.210	(8.0)		27,452 ((100)
競田	r Tig	and	114	1 1 1 63 1 80	1 6 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	202	1029	r He	00 A B	ў — ў 194 — Б	2013
	役場費	+	木 費	教育費	費 社会及労働費	産業経済費	統計調查費	選挙!	費その他	the	I,
昭和30	1,714	77	71 12	1,772	1,361	97.1	16	37		9,257	
3.1	1,587 (15.8)	-	(67)962	1,889 (18.8)	8) 1,510 (15.0)	945 (9.4)	6 (0.1)	41 (0,4)	(留)	10,037 ((100)
3.2	1,811	066	90	1,999	1,543	1,126	9	29	150	10,446	
33	1,980	1,07	71	1,940	1,578	1,248	9	228		10,872	
3.4	2.308	1,18	31	2.004	1,599	1,343	18	71	i i	11,817	
3.5	2.687 (20.1	_	1,361 (10.2)	2.364 (17.7	7) 1,752 (13.1)	1,604 (12.0)	30 (0.2)	67 (0.5	<u></u>	13,370 (100)	100)
3 6	3,273 (20.2	_	1,937 (120)	3,098 (19.2)	2) 2.090 (12.9)	2.029 (12.6)	(-)9	44 (0.3	(16,166 (100)	100
3.7	4,093 (21.3	_	2.258 (11.8)	3,846 (20.0)	0) 2.503 (13.0)	2,321 (12.1)	(-)6	100 (0.5	(19,239 (100)	100

資料: 「岡山県政史』 p. 202, 203

23,728 (100) 28,317 (100)

132 (0.6) 150 (0.5) * (

11 (0.1)

4,422 (18.6) 5,042 (17.8)

3,011 (12.6) 3,987 (14.1)

4, 171 (17.6) 5, 124 (18.1)

2.416 (10.2) 3,798 (13.4)

4,845 (20.3) 4,596 (16.2)

3 8

)内は比率

総額に占める町税の割合が漸減し、その反対に、地方交付税及び国庫支出金の割合が漸増していることである。町税は、昭和30年代前半にはだいたい35%前後であったのが、昭和50年近くなると10%前後と、3分の1以下に減っている。一方、地方交付税と国庫支出金をあわせた割合は、昭和30年頃には約20%ぐらいであったのが、昭和40年代以降約45~50%と非常に大きな割合にまで増大している。

また,表 5-3-1 1 も参考に加え,岡山県下の市町村普通会計歳入と,成羽町のそれを比較してみると,昭和 3 0 年代後半の県下の一般的市町村の歳入総額に占める市町村税の割合は 4 0 %前後で,成羽町のは約 2 0 \sim 3 0 %,そして,地方交付税・国庫支出金の割合は,県下が 1 5 \sim 1 6 %・ 1 1 \sim 1 2 %であるのに対して,成羽町のは 3 0 \sim 4 0 %・ 5 %である。

これらのことから、成羽の町財政は、町の自主財源である町税が、歳入においてあまり比重を占めておらず、それに対して依存財源である地方交付税や、国庫・県支出金の占める割合が大きく、その傾向は、年を追うごとに増していることがわかる。つまり、昭和25年のシャウプ勧告、高度経済成長期を経たにもかかわらず地方財政の安定強化はなされず、国庫財源依存の度合いが著しく高まってきているという一般的傾向が成羽町にもみられるといえよう。

出 歲 (4)

次に歳出決算について,図 5-3-1 4 ,表 5-3-1 1 を参照しながら考えていきたいと思います。まず,歳出総額に占める土木費についてみると,昭和 4 2年頃までは大ざっぱにいって約10 %以下であったが,それ以後はだいたい 1 $5\sim2$ 0 %に増加している。(昭和 4 7年, 4 8年は教育費の大幅な増大によって 9.8 % 9.8 % 9.8 % 9.8 %にとどまったと思われるが) この土木費の増加は,40 年代以降の成羽町の近代化への前進を示しているのではないだろうか。(しかし,表 9.8 %

教育費については、昭和31年、41年、47・48年の大幅な増大を除けば、大まかにいって 漸減傾向にあるといえよう。それは、30年代初期には歳出総額に占める教育費の構成割合は20 %近くあったが、それ以後、徐々に減っていき昭和49、50年には10%をきっているからであ る。この41年の教育費の急激な伸びは、成羽総合文化センターの建設に多額の費用を必要とした からである。これらの数度に亘る巨額の教育費への出費は、成羽町の教育、文化面への力の入れよ うを示すものであろう。

それから,民生費の歳出決算に占める割合の推移をたどってみると,概括的にいって,漸増の傾向をあらわしている。というのは,昭和30年代前半には約3~7%であったのが,40年代前半には約7~9%,そして,昭和49・50年度にはおよそ15%にまで達している。昭和30年代後半の県下一般の民生費(社会及び労働費)・約13%と比べてみると,成羽町のそれは約5~9%と少ない。以上のことを考察してみると,成羽町においては,少しおくれをとっているが,社会福祉の増進が図られてきているといえるであろう。

最後に、産業経済費-農林業費・商工費についてであるが、昭和30年代後半から40年代前半までは、だいたい歳出総額の18~22・23%を占めていたが、47年になって急激に11.2%

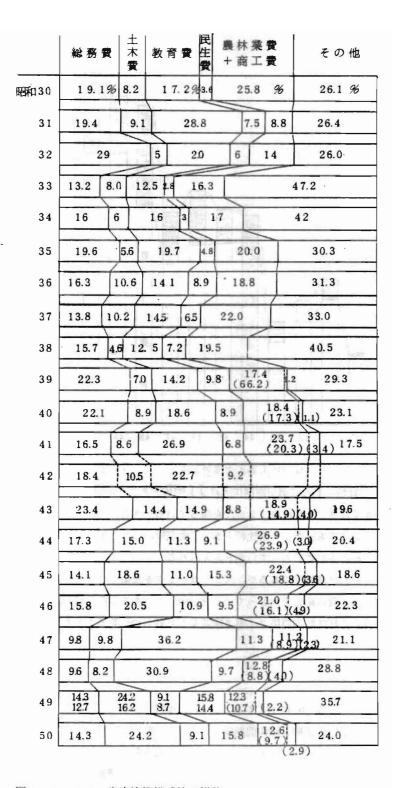


図 5-3-14 歳出決算構成比の推移

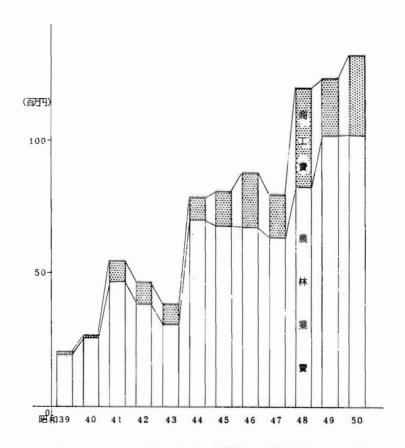


図 5-3-15 歳出に占める産業費の内訳(S.39~50) 資料 『町会議事録歳出決算』(昭和39~50年度)

と約2分の1にまで小さくなり,それ以後12%代を保っている。さらに30年代後半の県下一般 の産業経済費が12~18%であったことを比較すると,成羽町は,30年代から40年代中頃に かけて町の産業発展のために大いに尽力していたと考えられる。

また,成羽町の産業の中心は農林業であるが,図5-3-15を参照して,昭和39年以降の産 業費における農林業費と商工費の割合をたどっていくと、少しではあるが商工費の割合が増加して いっていることがわかる。これは町内の第2,第3種産業が発展しつつあることを示すものではな いだろうか。

(吉田玲子)

参考文献(第5章)

岡山県『岡山県郡治誌』上巻(昭和13年) 岡山県『岡山県政史』明治大正編,昭和前期編 (昭和42年),昭和戦後編(昭和44年) 岡山県『岡山県市町村合併誌』(昭和35年) の市町村意向調査(昭和54年) 成羽町「町会議事録|

中村「村会議事録」 吹屋町「町会会議録| 「岡山県の長期ビジョン」検討のため

1. 成羽川と高瀬舟

(1) 高瀬舟の歴史

河川を利用する必需物資の運搬は、今日のように鉄道や道路交通のなかった昔、人や牛馬による ものよりもはるかに便利なものであった。

高瀬舟はへさきが細長くなって、そして高く、長さが12m、幅2mの船体で舷の高さが1.1mもあった。そのため、かなりの急流でも通れる舟であった。この高瀬舟は、中世のころには、県下三川に見られたらしい。

成羽川は備後の道後山に源を発するもので、落合で高梁川と合流し、瀬戸内海の水島灘に入っていく。この成羽川でも、14世紀初頭には成羽川までは通航していたと考えられている。しかし正確なことは、はっきりしていないのである。成羽川の上流、川上郡備中町の笠神に、有名な「文字岩」がある。その刻文によると、この文字岩は徳治2年(1307)のものであり、難工事をして舟路を開いた記念として碑が残されたのである。この方面では、軽枯船が使われたのであろうが、成羽までは高瀬舟が通船していたと考えても不思議はなかろう。

高梁川の中流高梁までは,室町末期天文年間(1532-1554)には高瀬舟が通船をしていたということが定説となっている。そして,成羽川は近世になるにつれ船路が開発され,江戸期には田原まで通航している。さらに明和年中(1764-1771)には,県境を越えて,備後の東城まで通船を見ているが,やがて船路は中絶した。

通船を見てから伯備線開通(1928),道路輸送の発達に至るまで、川舟交通が物資輸送の役目を果たし、人々の生活をささえていたのである。

(2) 運搬物資

成羽川の地域の運搬物資としては、大同年間に開発されたと伝えられる吹屋吉岡銅山や小泉銅山 のものやベンガラ(酸化鉄)などがあった。そして奥地地帯に産した砂鉄や阿哲方面の農産物資も 搬出されたらしい。

日常品としては、秋から春にかけては薪、木炭、まきがある。材木や竹は、いかだに組んで運んだため、高瀬舟は使われなかった。正月には、玉島の乾物屋から正月の物資を買って運んだということである。また春には、高瀬舟に乗って金比羅・西大寺参りを行なう人々も多くいたそうである。年貢米は、高梁・成羽一玉島一倉敷一大阪堂島へと運ばれた。玉島までは高瀬舟で運び、そこで海船に積みかえられたのである。吉岡銅山の物資やベンガラは、馬で吹屋一宇治一羽山一枝一古町へと運ばれ、そこから高瀬舟に積まれ目的地までもって行かれたということである。

(3) 古老の話

ととでは、安田武氏(備中町71才)高見格一郎氏(成羽町79才),赤木道男氏(成羽町69才)から聞いた話をもとに、高瀬舟のととを述べてみる。

(a) 名の由来

高瀬舟というのは、本来は n 高丈 A^n が正しいということである。普通の A よりも高さが高い

ため / 高い丈 / という意味であるそうだ。

(b) 運航

高瀬舟で酒津,玉島,丸亀,多度津へと下った。高瀬舟は川でも海でも運航できたのである。潮の 満干を計算し、高瀬舟をいっきに沖へ出し、難なく四国へ着くのであった。午前8時に成羽の絵門船 着場を出た舟は、調子よくいって3時か4時頃には玉島に出た。そして、引き潮を待ち沖の海へ出て、 満ち潮を利用し四国にたどり着いたのだ。四国まで往復するには、9~10日かかったという。

下りでは1日しかかからないところを、上り舟では流れにさからって引き上げるので4日かかった。 上りには、普通船頭一人だけが舟に残り、棹を川底につき立てて舟を進め、残りの2~3人は川岸を 綱を引いて歩き舟をひいた。その歩く道は「船頭通」と言われた。

(c) 労賃

労賃は $^{\prime}$ すね給 $^{\prime}$ と言われ,行き先ごとに決まっていた。高瀬舟に乗るということは,かなりの現金収入が得られた。酒津一田原間で5円というすね給であった。普通の百姓では1円くらいの収入の時のことである。

(d) 船 頭

高瀬舟に乗る時には、自分の布団を持って乗ったのである。服装は、手甲・脚絆にアツシを着て、そのうえに厚地の前掛けをつけていた。水に入るため、冬でも素足、短着であった。川辺りに住む男はたいてい船頭になったということである。

12月25日の船を $^{\prime}$ 乙船 $^{\prime}$ といい、おはぎを作って船頭の労をねぎらったそうである。正月の船は、 $^{\prime}$ 初船 $^{\prime}$ と呼ばれた。

船頭の持っている棹は,吉井川では青竹,成羽川は10年生の杉で作られていた。ととで古老から 聞いた船頭歌をあげてみる。

吉公 お~~~~い **ま**た 数欠けよ

ひとせ 飯炊と言うと 低丈のやつまが

てんまのしりきて

ばい(フン)といとるよ

夏は渇水であまり仕事がなかったので、いかだに乗ったりしていた。船頭が高瀬舟に乗るのは、秋から冬が多かった。増水して川底か変わったり、冬の水量の少ない頃、一間半くらいの水路を作るため、川の底を掘り起こし整備したということである。

(4) 高瀬舟の衰退

高瀬舟が姿を消し始めたのは、大正末期のことである。トラック輸送や鉄道輸送にとって 代 ら れ たのである。トラックや鉄道の方が、スピードも速いし、輸送距離もずっと長かった。船大工が最後 の高瀬舟を作ったのは、昭和17~18年頃であるそうだ。河川交通が主流で、高瀬舟が活躍してい た時から、鉄道やトラックに輸送機関の座を譲り現在までに長い年月が経過した。そしてその高瀬舟

の活躍の姿は、人々の記憶の中から消えようとしている。

(岩崎吏英子)

参考文献

『成羽史話』 竹内明照著 成羽町教育委員会 昭和39年 『岡山の交通』 藤沢 晋著 日本文教出版株式会社 昭和47年

2. 近代の交通

(1) 交通路

a 地形と交通路

交通の発達は、その地方の産業、政治、文化を左右するほど重要なものである。成羽町は、県の中西部に位置し、岡山市の西北約50km、東に高梁市、西に備中町、川上町、北には阿哲郡哲多町、南は小田郡美星町に接している。地形は東西約5.5km、南北約15km、面積82.05kmで広島県道後山を源とする成羽川が市街地の中心部を流れ、下流で高梁川に合流している。そして778mの天神山を最高とし、300m~500mの高原状をなして吉備高原に属する。とはいえ、山地はいたるところ急峻な坂道をつくり、水路は唯一の成羽川を有するのみであった点、人馬交通から近代的な交通への転換は、「産業の発展と文明の進歩とに、一段の光彩を放つべき」事業であったといえる。

b 道路および橋梁

大量にして、しかも敏速な交通の発達において道路および橋梁の整備は不可欠であるが、成羽町の場合、その進展は必ずしも順調に行われていたとはいえない。大正5年(1916年)当時、川上郡の中枢道路は2つの県道であった。一つは高梁町(当時)より新見町に至るもので、上房郡川面村から川上郡高倉村大字田井に通じ、高倉村飯部に至る間で、総延長はわずかに8kmほどのものであった。今一つは上房郡松山村から、川上郡に入るもので、成羽町に至ると二つに分岐し、一つは宇治村を経て吹屋町に至る延長約10kmの道、他は成羽川の右岸に沿って西へ進み平川村に至り、河を渡って湯野村に入るとすぐに北に折れ、田原、坂本を経て阿哲郡万歳村に出て新見町に通じる道である。郡全体の県道延長70kmのうち現在の成羽町にあたる町村を通る県道は22km余りであった。しかも道幅5.4 m以上は1km余りという状況であった。県道を補う町道は約246kmで、郡全体の約780kmにしめる成羽町の割合はまずまずである。しかし郡全体の水準、および道路の質を考えるならば、かなりの遅れていたことを感じざるをえない。

また橋梁は資料が明白でないため、考察は差し控えるが 吹屋村(当時)のみで大正12年 (1923年)から20年間、20m未満の橋が12ケ所かかったままであった。ことを付記しておく。

(2) 交通手段の発達

a 車両台数の変遷

中村(当時)の資料が入手できなかったため、成羽町(当時)、吹屋村(当時)だけの資料を表にしたのが表 6-2-1である。年度によって欠けている部分が多いため、断言はできないが、自

動車において荷積用よりも乗用が常に先行している点は、この地方にベンガラなどで富裕となっている少数の階層が存在していることをうかがわせていると思う。

表 6-2-1 車両台数表 (『川上郡誌』8年)

単位 台

区分	荷積用	人力車	荷車	牛 車	自転車	自』	助車	その他
年	馬車	八刀甲	1刊 平	丁 串	日松牛	乗 用	荷積用	2 00 1E
大正 1	9 14	8 38	15 129	_	4 97			_
2	12 22	8 38	14 169	_	17 125			=
3	12 22	8 38	14 169	_	17 129			Ξ
4	13 24	9 37	19 158	=	27 139			=
5	12 26	10 35	18 157	_	34 184			_
6	5 24	11 33	18 161	_	41 207			=
7	5 23	11 32	18 168	_	41 255			=
8	_ 5 	6	18	-	65 —			_
9	_1	7	21	_	57 —			_
10	_1	5	19	_	61			
11	_ 27	5 24	18 160	2 1	101 435			6
12	_ 26	6 20	22 151	2	112 483		_	_1
13	1 24	5 15	21 154	_	128 538	1 3	=	2
14	1 24	4 13	19 152		135 600	1 4	 5	1
15	3 23	3 5	18 140	-	133 594	1 7	_ 6	_1
昭和2	3 23	3 4	18 136		133 611	1 9	7	_1
3	5	1	15	-	135	1	-	_1
4	4	1	12	-	130	1	_	_
5	3	1	10	-	104	3	-	-
6	4	1	6	-	100	2	-	-

区分	荷積用	人力車	荷車	生	白仁市	自	動車	7 D /14
年	荷積用馬車	人力甲	荷 車	牛 車	自転車	乗 用	荷積用	その他
昭和 7	2	0	5	-	92	1	11 25 12 1	-
8	_	_	_	_	-		-	-
9	4	0	1	4	86	1 (502) Pro-J	1	. <u> </u>
10	2	0	3	2	97	2	1	-
11	2	0	3	2	107	3	1	5 <u>—</u>
12	1	0 .	2	1	103	3	1	_
13	1	0	3	1	102	3	1	_
14	1	0	4	1	115		1	
15		0	9 1 P I	71:21	120	<u>-</u>	1	-1
16	-	0	. 5. /		131	18.9	1	-

(注) 上段は旧吹屋村,下段は旧成羽町の台数 なお昭和3年以降は旧吹屋村のみの台数

b 川; 船交通

図 6-2-1 にみられるとおり、大正 6 年 (1517年) は例外として、川舟は減少の一途をたどる。表 6-2-1 の自転車台数の動行と比較してみると、その減少のしかたが、自転車の普及と大

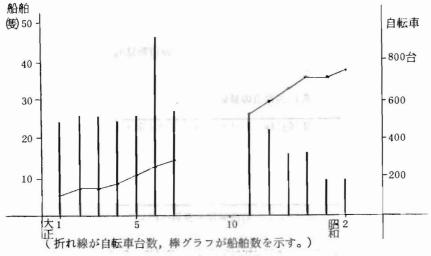


図6-2-1 船頭および自転車の数の変遷 (注)『川上郡誌』P.538

いに関係があるように思われる。人々は川舟から、陸上交通のうちで最も手軽な交通手段の一つと して積極的に自転車は大正末期ごろ普及したようである。

3. 現代の交通

(1) その現況

a 道路情况

(4) 国県道 町内の国道, 県道は合計7路線で, 大部分がバス路線のため, 住民の日常生活に重要な路線ばかりである。

表 6 - 3 - 1 昭和 5 2 年度末町内国・県道延長

	総延長 (m)	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率	舗装済延長 (m)	舗装率(%)	昇格年月日
国道313号	5,9 8 5.0	5,9 8 5.0	5,9 8 5.0	1 0 0.0	5,985.0	1 0 0.0	S 29. 12. 24
新見一 成羽線	9,0 1 6.6	8,2 9 9.9`	3,210.7	3 8.7	8,2 9 9.9	1 0 0.0	T 9. 4. 1
玉島一 成羽線	5,1 0 0.1	5,100.1	4,190.1	8 2.2	5,0 4 0.1	9 8.8	S 29. 12. 24
坂 本一宇治 一 下 原 線	1 3,8 4 7.6	1 3,8 4 7.6	2,2 9 9	1 6.6	1 1,0 0 8.6	7 9.5	S 35. 3.18 S
宇治一長屋 線	3,2 6 0.0	3,2 6 0.0	1,5 1 0	4 6.3	1,4 4 0.0	4 4.2	49. 2. 26
布寄一下原 線	9,7 0 8.4	9,708.4	2,6 2 0.4	2 7.0	9,7 0 8.4	1 0 0.0	S 48. 10. 2
西山一布寄 線	9.0	9.0'	9.0	1 0 0.0	9.0	1 0 0.0	S 48. 1.30

(注) 県道新見成羽線 元は成羽新見線である。

表 6 - 3 - 2 町内国県道の舗装,改良率の変化

			実延長㎞	改良率%	舗装率%
昭和	14	2年	3 4.4	4 2.1	4 7. 8
n	4	8 年	5 2.4	3 6. 2	6 3.4
11	5	2 年	4 6. 2	4 2.9	8 9. 8

(注) 町役場建設課調べによる。

これによると、舗装率の順調な伸びに比べて改良率の停滞が目につく。道路幅の拡張や線形改良は、車両運行の円滑な流れを促進するためばかりでなく、歩行者、自転車も含む交通安全対策にとって

も重要な工事であるので、今後の取り組みが待たれる。

(ロ) 町道 町道は町民の生活に密着した道路であり、町内には網の目のように張りめぐらされている。表 6-3-3の一級幹線町道でみるかぎりは概ね整備されているようにみえるが、表 6-3-4のように、二級、その他の町道の整備情況をみると、はなはだしく遅れていることがわかる。また、図 6-3-1にみられるように、成羽町全体の町道と全国の市町村道の整備の状況を比較してみると、年を追うごとに成羽町の町道の整備のたち遅れが目立っている。これらは地勢的な条件が悪いことや、延長の長いことも影響していると思われるが、生活基盤の充実、地域産業振興、交通の安全の確保のために町道の改良整備は急務な要件である。

表 6-3-3 一級幹線町道整備情況 (昭和53.3.31現在)

路線名	実延長 m	改良済延長 加	改良率%	舗装済延長 加	舗装率%
上 光一天神線	6, 5 3 0	7 0	1. 1	1, 1 1 6	1 7, 1
上長田-矢広線	5, 7 0 9	3, 8 6 0	6 7.6	1, 5 0 2	2 6. 3
布寄線	3, 5 0 0	3, 5 0 0	1 0 0.0	3, 5 0 0	1 0 0.0
技 線	1,000	.1, 0 0 0	1 0 0.0	1,000	1 0 0.0
甲 平 線	1,063	1 6 1	1 5. 1	1, 0 6 3	1 0 0.0
下原本線	1,880	1,880	1 0 0.0	1, 8 8 0	1 0 0.0
計	1 9, 6 8 2	1 0, 4 7 1	5 3. 2	1 0, 0 6 1	5 1.1

不平 自己 经银金

(注) 一,二級幹線町道改良,未改良調査表より

表 6-3-4 町道道路情況 (昭和52.4.1現在)

X	-11	分		実	延	長km	改良	消	延長	(m	改	良	率%	舗装	斉列	正長km	改	良	率 %
		級		1	9.	7		8.	3		4	2.	6		6	. 4	3	3.	5.
==		級		2	1.	3		2.	3	-	1	0.	9		3	. 0	1	3.	9
そ	の	他	2	6	8.	7		5.	5	d:		2.	2	1	9	. 1		7.	6
	計		3	0	9.	7	1	6.	1			5.	6	2	8	. 4		9.	8

(注) 道路施設現況調査表より

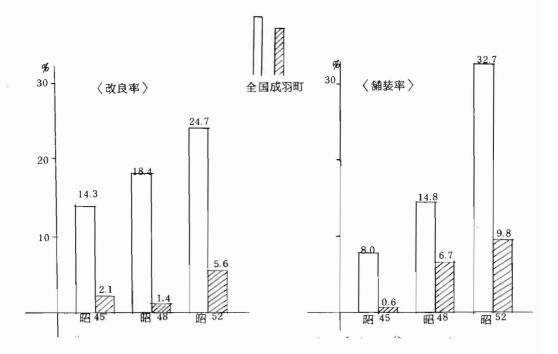


図6-3-1 町(市・村)道の整備情況における成羽町と全国との比較 (注)昭和45年と昭和48年の数値は過疎地域振興計画より抽出 昭和52年の全国の数値は「昭和53年度版市町村道事業の手引」(建設省)による

昭和52年の全国の数値は「昭和53年度版市町村追事業の手引」(建設省)による 昭和52年の成羽の数値は道路施設現況調査表より抽出

b 車 両

(4) 保有台数 成羽町と岡山県全体の車両4種を昭和47年から5年間調べたのが表6-3-5,6-3-6である。との資料から作製した図6-3-2でみると,成羽町の車両台数の伸びは貨物普通車を除いては貨物小型車,乗用車,乗合自動車いずれもが岡山県全体の伸びを上回っていることがわかる。南北に細長い地形であるうえに,鉄道の通っていない成羽町にとって,こうした車は住民の足となる重要な交通機関である。また,働き口を町外にもつ人々が増加しているのも相乗効果があったろう。そして,再び 図 6-3-1に目を転じると,町内の道路の整備が車両台数の増加に追いついていけていないことがわかる。

表6-3-5 成羽町車両台数

単位(台)

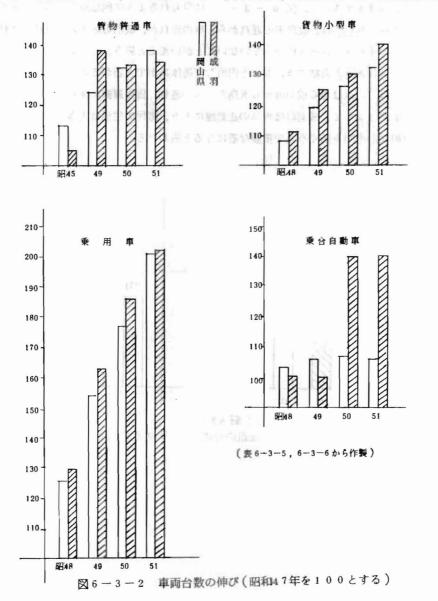
	赤田市	貨	物	特殊車	垂入白動声
	乗用車	普通車	小 型	特殊用途車	乗合自動車
昭和47	509	5 8	283	8	5
昭和 48	663	6 1	3 1 3	1 0	5
昭和49	8 3 2	8 0	3 5 1	1 4	5
昭和 50	946	77	3 6 1	2 3	7
昭和 51	1,032	8 2	387	2 0	7

(注) 高梁振興局税務部資料

表 6 - 3 - 6 岡山県車両台数

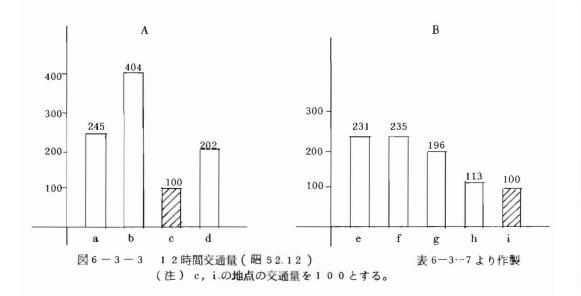
単位(台)

	垂用市	貨	物	特殊車	丢入 白新志
	乗用車	普通車	小型	特殊用途車	乗合自動車
S.47	1 3 4,8 4 2	4 0 6,3 1 5	6 0,9 0 9	6,5 2 1	3,1 1 8
S.48	170,278	4 5, 9, 1 1 4	6 6,0 4 1	7,299	3,214
S.49	207,427	5 0 3,1 3 3	7 2,2 4 6	8,287	3,319
S.50	2 3 8,9 0 5	5 3 8,3 5 2	7 6,5 2 8	9,076	3,3 4 1
S. 5 1	271,604	5 5 9,5 5 1	80,469	9,455	3,307



(中) 交通量 成羽町の交通動脈は国道313号と県道新見成羽線(以下A線と記す)と県道図6-3-1玉鳥成羽線(同B線)である。3本とも舗装率100分,改良率は313号が100分,A線38.7分,B線82.2分で,A線の条件が他に比べて悪いのがめにつく。この3本の12時間交通量を昭和49年と53年で比較したのが表6-3-7である。

表によると、国道 3 1 3 号が他の県道と比べ、延長数が短いにもかかわらず、圧倒的に交通量が多いことがかわる。 3 1 3 号は成羽町ばかりでなく川上郷の東西交通のわなめといえる。それは公共機関であるバスの通行量の多さからもうかがえる。それに比べて県道 A 線、B 線における成羽町での交通量の伸びも小さいし、図 6 - 3 - 3 に見られるように他地点と比べても交通量が小ない。つまり A 線においては、改良率の遅れから、車の流れが、成羽町坂本の地点に阻まれ、哲多町、成羽町の車両の流れがスムースにいっていないことがいえると思う。この道路をさらに整備すれば、坂本、吹屋地区は新見と直結でき、もっと円滑な交通体系ができあがるのではないかと考えられる。B 線においては、これは専ら成羽町から水島方面への通勤、貨物運搬に使われていることが推察される。この道路によって、成羽町は水島の通勤圏に入り、町民の生活は大きく変化したのである。今後 B 線は町民の流出を防ぐうえで重要な道になると思われる。



(片岡 秀子)

(上段昭52.12., 下段昭49.19.12 の AM 7:00~PM7:00の間のデーターによる) 12時間交通量 表 6-3-7

			步行者数	自転車	動力付	荷車	承	田	8	貨物	雄	5.2年	平均速度
	相	区間延長	3	10	自転車	1	乗用台	乗给	計份	(X)	(X+Y).	4	(ka/時)
A	a 哲多町宮河内	4.1	61	206 318	352	0 0	1212	4 1 5 4	1,253	1,057	2,310	1.15	4 0.3
₩ □	b / 矢戸	6.1	1,091	5 8 8 2 7 8	515	27	1,953	2 8 2 8	2,004	1,805	3,809	2.8.7	4 0.0
元成页	c成羽町坂本	1 0.6	171	3.3	132	0 53	410	33	329	498	941	1.2.2	3.5.6 4.5.8
2 3 3 3	d備中町長屋	111	92	7.4	141	0	849	28	893	1,007	1,900	1.2 8	3 7.3
В	e玉島八島	1.4	3.2 1.3.6	358 463	393	9	1,171	18	1,177	1,014	2,191	1.1.2	2 1.0
H 4	f // 東富	1 2.5	104	4 6 2 2	150	10	1,146	36	1,182	971	2,153	1.2 5	3 8.5
品 成	g矢掛町内田	5.0	13	176 228	3 3 2	00	923 828	3 2 2	955	871 780	1,826		3 3.5
R	h / 上高木	6.0	100	52	152	12	4 4 5 5 0 1	3 2 3 2	533	591	1,061	1.0 7	3 5.0 4 3.6
禁	1 成羽町下日名	1 0.2	3 4 8 2 2	160	172	- E	429	10	439	4 9 5 4 3 3	934	1.0 4	4 6.7
国 313年	p 成羽町 下 原	6.6	251	101	224	00	1,598	7 9	1,677	1,524	3,201	1.09	4 2.6

(2) 山村振興計画と交通施策

(a) 基本方針及び交通施策

旧吹屋町及び中村は、標高300mから500mの高台にある山間峡谷型の山村である。この地域一帯は生産性の低い一毛作を中心とした第一次産業に偏重し、低所得水準にとどまることを余儀なくさせられており、このような地型的・地理的条件に恵まれず、産業構造の低滞要因に加えて積雪寒冷地帯という気象条件のため交通・通信・社会・生活環境等の整備が著しく遅れ、出かせぎによる労働人口の質的低下がみられる。

この実情に鑑み旧吹屋町・中村の今後の振興基本方針として地域内交通通信網の整備・農林業の 振興をはかるほか、社会環境改善等の整備を図る必要がある。そのために、昭和41年度に振興山 村の指定を受けたのである。重要施策として

- ①町内縦断道路の改良整備をはかる。
- ②農林業基盤の整備をはかりあわせて高原地野菜・特殊林産物等の増進
- ③生活環境の改善ならびに児童教育のための諸施設の整備をはかる。

以上の三本柱を重点に振興をはかるものである。

ここでは交通施策について考察する。交通の整備は、山村を振興さすためにはなくてはならない 条件である。山村振興計画の交通施策は、「吹屋・中・成羽町役場を結ぶ町内縦断道路を改良し、 おくれている山村の振興をはかるために町道の整備を行なう。」というものであった。

表 6-3-6 道路改良率,舗装率(昭和45年度)

区 分	道路の物	況(昭45.3	末)	昭和49	年度目標
	実延長km	改良率(%)	舗装率(%)	改良率(%)	舗装率(%)
成羽町	3 1 6.3	2.1	0.6	6.3	2.0
岡山県	2 6,4 0 4.0	4.9	4.5	_	_
全 国	8 0 0,9 7 1,4	1 4.3	8.0	-	_

(注) 「成羽町過疎地域振興計画」より

表 6-3-7 道路改良率,舗装率(昭和48年度)

区分	道路の	状況(昭48.	3末)	昭和5 4	年度目標
A 73	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	改良率(%)	舗装率(%)
成羽町	-	3.6	1 1.0	6.0	2 2.0
岡山県平均	-	8.3	1 0.5	_	-
全国平均		1 8.4	1 4.8	_	

このように、山村振娯計画が始まっても、道路の状況は水準を下まわるきわめて低いものであった。これは地勢的な条件により延長が長いこと、町道の認定格付の問題も影響していると思われるが、地域産業振興のための基幹町道の改良整備は急務の要件である。

(b) 第二期山村振興計画

第二期山村振興計画は、山村の特性を生かした長期的視点からの振興構想(10年後)をもとにして、昭和52年度から55年度までの4カ年に実施可能(資金的、技術的、その他の見地から)な施策を掲げるものである。そして、交通・通信網、産業基盤、産業経営近代施設、文教施設、社会生活環境施設、国土保全施設、観光施設の整備等、総合的な計画であり、各種の国庫補助事業、県単独補助事業、市町村単独事業、融資事業等を山村の振興の方向に即し、効果的に組み合わせて作成するものである。

(イ) 山村振興計画変更の理由

成羽町は、昭和41年度に振興山村の指定を受けて以来立遅れていた町道・農林道等の道路網及び主要産業である農林業の生産基盤経営近代化施設の整備を中心に、文教社会生活環境、国土保全の施設整備に総事業費約1億8千6百万円を投じてきた。その結果として、道路網の整備は住民生活の便益向上、農林業の生産性の向上をもたらし、経営近代化施設の整備は、農作業の省力化をもたらし、生産規模拡大を助長し、これらの省力化は、他産業への就労を増大して、所得の拡大に寄与した。

しかし,自然立地条件の制約,地価の高騰等による土地流動化の困難性,農林産物価格の不安定等の経済情勢から,農林業所得が極めて低位である等のため,農林業外収入を求め,他地域への通 動就労に拍車をかけるなど,不安定な兼業化が進んできた。

こうした情勢下において、今後の山村振興を推進するにあたっては、地場産業の振興をはかり就 労機会の増大につとめるとともに、主要産業である農林業の所得水準を図ることが重要な課題であ る。そのような課題に対応した早急な開発整備を進めるために山村振興計画の変更が必要であった。

(中) 基本方針 本地域は、岡山県の西北部に位置し、標高200~500mの地点に耕地及び集落が分布する峡谷型の山村である。主要産業は農林業であるが、零細経営農林家が多く、極めて後進地域であり、交通網、通信網、産業基盤、社会生活環境等の整備も不十分で、このため農林業従事者の地域外就労・日雇労働は、年々増加の傾向にある。

しかし、本地域は、広大な林野を有し、又準高冷地野菜の生産に適するなど、農林業の開発可能 性を大いに有しており、中国縦貫道の開通により都市近郊農業としても、これらの発展が、大いに 期待される。

とのため、野菜、葉たばと、酪農、しい茸等の産地形成を目途に、これらの生産基盤を整備し、 自立経営農家を育成すると共に、安定兼業を促進し、農家所得の増大を図り、あわせて交通網、社 会環境、文教施設等を、総合的に整備し、効果的な山村開発を行なうものである。

そのための交通施策は,産業の開発と住民の日常生活の便益性確保のため,道路の整備を行なうということである。

(ハ) 現況 第二期山村振興計画に基づく町道の事業は、上長田一矢広線、長地一羽根線、大